

# 第1章 序論

## I 村落共有空間の推移と現状

近世の村落社会においては、生産・生活に必要な山林原野・漁場・灌漑用水等の土地資源の多くは「村持」、いわば村落の構成員による集团的な所有のもとに置かれていた。なかでも山林原野は、多肥連作農業を維持してゆくための肥料(刈敷・厩肥等)の供給源、薪炭等の燃料の供給源、また用材・カヤ等の建築材料の供給源などとして生産・生活にとって不可欠の存在であり、その大半が入会林野として村落構成員により集团的に支配された。1) 一方、長い海岸線を持つ日本の沿岸海域においては、漁業が本格的な発展の道をたどり始めた江戸中期頃から地先(沿岸)漁場の利用が活発化し、沿岸村落の構成員が利用・管理する共同漁場が形成されはじめ、「海の入会地」ともいべき広大な共有空間が成立することになった。2) そして、陸・海域に広範に存在するこれらの村落共有空間は、近世を通じて村落の結合紐帯としての重要性を高め、共同体的結合の基盤として重要な機能を果たすこととなった。こうした村落構成員による集团的な所有(総有)のもとに置かれ共同体的な規制の中で利用されてきた入会林野と地先漁場は、いずれも入会集団の総有によって持続的に維持されてきた空間として統一的に把握しうるものであり、村落共同体的な規制のもとで空間利用がなされてきた点においても共通した性格を有している。そこで、本研究ではこれら陸・海にわたる広大な生活空間を「村落共有空間」と呼ぶこととし、この村落共有空間を研究対象として設定した。

しかしながら、近世の段階では大半の村落に存在し国土面積の広範な部分を占めた村落共有空間は、近代以降、その性格を変質させられるとともに、面積的にも大幅な縮小を余儀なくされた。とくに入会林野の場合、それがローマ法的な所有概念に基づく所有権の絶対性と矛盾し、また採取的な林野の共同利用が森林資源の造成を妨げるなどの理由により、政府は一貫して入会林野解体政策を進め、その結果、多くの入会林野が国・公有林に編入されたり私有林として個人分割されたりして消滅した。

入会林野が減少して行く最初の契機となったのは、1873(明治6)年から始まる地租改正と林野の官民有区分事業であった。農地とは異なり個人の排他的支配の展開がおくっていた林野の場合、その所有者の確定が難しかったため、政府は樹木の植栽等の明確な利用の確証のない林野を民有地として認定せず官有地とした。まず、この段階で入会林野のかなり多くの部分が官有地(後の国有林)に編入された。また、当時は入会集団の構成員に近代的な所有権の意味が十分に理解されておらず、入会林野の官有地編入後も、従来通りの利用が認められるうえ税金の負担が軽減されるとの思惑から、自ら進んで官有地への編入を申し出た事例も少なくなかった(渡辺・中尾、1975)。その結果、林野の官民有区分事業がほぼ終了した1888(明治21)年には770万町歩の林野が官有化され、台帳林野面積の過半を占めるに至った(藤田、1981)。3)

さらに1889(明治22)年に、旧村持林野(入会林野)を新しい町村の財産として統合することを

重要な目的の一つとした町村制が施行された。しかし、入会林野を新町村の財産として統合することを強いた場合、町村合併自体が進まないことが予想されたため、政府は入会林野の統合を強制せず、実際には従来通りの大字・部落有の林野を認めざるを得なかった。ただし、町村制はこれを「町村ノ一部」としての区(財産区)の財産としてとらえ、ここに入会林野を公有財産として取り込む土台が形成された。そして、この町村制の「町村ノ一部」の規定を根拠として、1910(明治 43)年から部落有林野統一事業が進められることになる。この事業は、部落有林野を市町村有林野として統一して市町村の基本財産の充実を図るとともに、おくらしている部落有林野の造林を進展させることを目的としたものであった(福島、1956)。これに対し、生産・生活にとって不可欠の存在である入会林野の存続をかけて入会集団は激しく抵抗し、統一事業は政府の予想に反して難航を極めた。しかし、政府が 1919(大正 8)年に住民の入会権を認めるという「条件附」統一を認める措置をとったこともあり、統一事業終了時(1939 年)までに約 200 万町歩もの入会林野が市町村有林となった。ただ、このうち約7割は入会権の存在が認められた条件附統一地で占められており(渡辺・中尾、1975)、この事実からも当時の入会林野の重要性を理解することができる。一方、部落有林野統一事業をめぐる紛争を契機として、入会権が民法制定後は使用収益権に過ぎず入会林野の主体は市町村にあるとする政府の「公権論」に対し、入会林野の「私権論」が展開されたことは、結果的に入会林野の主体をめぐる研究のレベルを大きく高めることになった。4)

そして、入会林野解体を目的とする政策の最後に位置づけられるのが 1966 年の「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」(いわゆる入会林野近代化法)の施行に伴って進められた入会林野整備事業である。この事業は、第二次大戦後の高度経済成長期における土地の高度利用(造林)と林野所有の流動化を背景に進められたもので(中尾、1996)、入会権を消滅させて近代的な所有権に置き換えることにより入会林野の高度利用を実現しようと試みた。ただ、従来の入会林野解体政策との相違点は、あくまで入会権者の意思に基づき強制しない点と私権論を容認した点、すなわち入会林野を解体させつつも旧入会林野を地方自治体に帰属させるのではなく入会集団(生産森林組合等の法人)や個人に帰属させようとした点にあった(黒木、1991)。1967 年から進められた入会林野整備事業の結果、1999 年までに約 57 万 ha の入会林野の整備が完了し、そのうち約 21 万 ha が個人分割され、残る約 36 万 ha が共有持分出資による法人(大半が生産森林組合)の所有となった。

以上のように、陸域における主要な村落共有空間である入会林野が、明治期以降、大きく面積を減少させられることになった要因の一つは、総有を否定しローマ法的所有概念を貫徹しようとする政府の意図的な政策にあった。しかし、実際にはこうした一連の政策もさることながら、近代化に伴う林野の利用形態の変化も、入会林野の減少や変質の重要な要因となってきた。まず、明治期以降における入会林野の利用形態の変化は、明治末期からの金肥・化学肥料の普及による草肥の比重低下、すなわち採草地としての入会林野の重要性の低下という形で始まった。その一方で、1910(明治 44)年に始まった部落有林野統一事業が、造林事業を目的の一つとしていたことにも反映されているように、明治末期からは用材生産を目的とした本格的な造林事業も開始され、入会林野の採草地としての機能の低下に拍車をかけることになった。とくに、第二次大戦後には、いわゆる燃料革命による薪炭需要の激減と折からの戦後造林ブームの中で、入会林野においても造林事業の著しい進展が見られ、農林業センサスによれば、すでに 1960 年の時点で「慣行共有」(国・市町村有林内に入会林野は含まない)の保有山林樹林地のうち人工

林が 29%、同じく針葉樹林が 40%を占めるまでに至った。こうした造林事業の展開は、入会林野の公有林への編入や個人分割への移行を促す要因ともなり、5) 入会林野の解体を加速化させる結果となった。このように、明治期以降の林野利用の変化には著しいものがあり、小栗(1958)が指摘するように、入会林野の解体は所有と利用の両面から跛行的に進むことになった。

以上のような明治期以降の入会林野解体を目的とした政策や林野利用の変化に伴う入会林野の消滅により、これまで入会林野の総面積は大きく減少してきたが、それでも岩手・秋田・福島・新潟・長野・兵庫の各県を中心に今でも多くの入会林野が存在している。林野庁の調査によれば、現在の入会林野面積は約 128 万 ha に達するが、実際にはこの他にも約 50 万 ha にのぼる国・市町村有林内の入会林野の存在が見込まれるほか、林野でない「部落(地域集団)総有の溜池・雑種地・墓地」などを加えれば、入会(総有)地の面積は優に 200 万 ha を超えると推定される(中尾、1996)。また、入会林野整備後の生産森林組合の中には、実質的に入会林野としての利用・管理をそのまま維持している「入会的生産森林組合」が多く、個人分割した林野の中にさえそのような性格のものが存在するといわれる(武井ほか、1989)。したがって、入会林野を主体とする村落構成員による集団的所有・管理が受け継がれている実質的な入会林野は、現在もかなりの面積に及ぶと考えられる。

一方、沿岸漁場の利用については、江戸期には幕府による共通の漁業法制は存在せず、各藩ごとの規制に任されていたが、それらには「磯獵は地附次第也、沖は入會」「村並之獵場は、村境を沖え見通、獵場之境たり」という原則が存在した。6) すなわち、獵場(漁場)は磯獵場と沖獵場に区分され、陸上の村境の見通をもって横の境界とされる一村限りまたは数村限りの独占漁場が成立していた。このような村を単位とする専用の地先漁場は、封建領主への貢租を納入することにより、村の「支配、進退」の場所として法的にも確認され、いわゆる一村専用漁場が確立していった(潮見、1954)。

明治政府は、いったんは 1875(明治8)年の海面官有宣言により旧来の漁場利用慣行を否定したが、漁場の争奪をめぐる紛争激化を招き、早くも翌年には海面官有・借区制を廃止し、藩政時代からの漁場利用慣行を容認せざるを得なかった。しかし、その後の小商品生産的漁業の発展などに伴い再び漁業紛争が深刻化し、政府は漁業問題の抜本的解決を図るために 1901(明治 34)年に漁業法(いわゆる旧漁業法)を初めて制定し、さらに 1910(明治 43)年に漁業権を物権として漁業権の法律上の地位を明確にするなどの改正が加えられ、いわゆる明治漁業法が成立することになった。明治漁業法では、専用漁業権・定置漁業権・区画漁業権・特別漁業権の4種類の漁業権が設定されたが、このうち地先漁場における各村落の漁場利用の慣行が継承されたものが専用漁業権であった。専用漁業権には、慣行に従って免許された慣行専用漁業権と、慣行に基づかず新たな申請によって「漁業組合」のみに免許される地先水面専用漁業権から構成されるが、慣行専用漁業権はいったん免許されると漁業種類の増加や漁場区域の拡張が不可能とされていたため、従来の漁場利用慣行のほとんどは地先水面専用漁場として出願し免許された(平林・浜本、1980)。また、地先水面専用漁業権の権利主体である「漁業組合」は、「漁業者の部落の区域又は市町村の区域によりその組合の地区を定める」とされ、近代法に準拠した漁業組合という新たな地域共同体を部落漁民によって組織させ、これに法人格を与えて漁業権主体としたもので、実質的には従来の一村専用漁場を継承するものであった(潮見、1954)。したがって明治以降も、江戸期以来の村を単位とする村落構成員による地先漁場の独占的な利用・

管理が引き続き保障された。

第二次大戦後、民主化政策の一環として明治漁業法が廃止され、1949年に現行の漁業法が制定された。現行漁業法に基づく漁業改革に伴い、従来の漁業権は失効し、旧地先水面専用漁業権は主に共同漁業権として再編されることになり、従来の漁業組合に代わり1948年にすでに制定されていた水産業協同組合法(水協法)に基づいて設立された地区漁業協同組合(漁協)がその権利主体とされた。この制度では「関係地区」の正組合員20名以上であれば地区漁協を組織することが認められ小規模な地区漁協の乱立も見られたが、全体としては漁業組合の単位でそのまま地区漁協を組織し、小栗(1983)のいう地区漁協の実質的な「村」化が図られた事例がきわめて多い。このような地域では、地区漁協それぞれが共同漁業権の主体として地先の共同漁場を独占的に利用・管理しており、現在も伝統的な一村専用漁場の性格が実質的に維持されている。

しかしながら、現行漁業法が施行された1948年以降、漁協は「漁民の経済連合体」であると同時に、共同漁業権の「漁業権管理団体」でもあるという二面性を持つことになった。しかも共同漁業権は、漁協が漁業権の権利主体であるが、組合自身はその漁業を営まず漁業権の管理にあたり、その漁業権の内容たる漁業は組合員が権利(漁業行使権)として営む組合管理漁業権である(平林・浜本、1980)という特有の性格をもつため、共同漁業権を組合員の総有とする解釈と、共同漁業権は漁協にのみ所属するという解釈が並存し、両者の間で現在も論争が続いている。すなわち、共同漁業権は入会権的なものであり、管理権能は組合に帰属するが実質的な収益権能は個々の組合員に帰属するとする「総有説」と、共同漁業権は法人たる漁協に帰属し、組合員の漁業を営む権利は漁協という団体の構成員としての地位に基づいて行使する社員権的権利であるとする「社員権説」とが対立している状態にある(三好、1995)。実際、大分市白木漁協における漁業補償金配分の総会決議に関する事件の上告審で、1989年7月13日最高裁判決は、総有説に基づき「共同漁業権は入会の性質を失っていない」とした二審判決を破棄し社員権説を支持したのに対し、浜本(1996、1999)は、漁業権行使規則等の共同漁業権にかかる規定の立法趣旨を無視した判決であるとして、最高裁判決に対する実証的な批判を展開しており、論争はいまだに決着をみていない。その意味で、村落共有空間としての地先漁場の利用は法的にきわめて不安定な状況におかれている。

## II 村落共有空間における観光的利用の進展

1960年代の高度経済成長期以降、入会林野はこれまでにない利用価値の低下を経験することになる。その契機となったのが、木材需要の増大と価格高騰に伴い1960年代後半から本格化した外材輸入の影響による木材価格の低迷や人件費の高騰等に起因する国内材生産の不振であった。山村地域においては、徹底的な商品経済の浸透のなかで現金収入の獲得の必要性に迫られていたが、貴重な現金収入源である薪炭生産が衰退、しかも用材生産も低迷を続けることになった。そのような状況のなかで、山村地域から都市への人口流出は激化し、いわゆる過疎地域が数多く出現することとなった。こうした社会経済的な状況のもとで、農林業的な利用を主体としてきた入会林野の利用価値は著しく低下し、全く利用されないまま放置され利用価値のない「くず山」として認識される事例が続出した。入会林野の高度利用を目的として1967年から

実施された入会林野整備事業も、まさに入会林野が「くず山」であるとの認識から進められた政策であった。

しかし、第二次大戦後の高度経済成長期は、従来からの農林業的な林野利用が大きく衰退した時代ではあったが、その一方で入会林野の新たな利用価値が生みだされた時代でもあった。その代表的なものが観光空間としての利用である。すなわち、1960年代からの経済の高度成長のなかで、国民の所得水準の向上と余暇時間の増大が実現し、それが観光需要の拡大をもたらすことになった。その結果、観光需要を満たすために農山村における観光地域の形成が促進されたが、その主要な舞台として着目されたのが入会林野だったのである。とくにこの時期には、ゴルフ場・別荘団地・スキー場等の広大な面積を必要とする大規模な観光事業が展開されたが、その建設対象地として入会林野が開発資本の注目を浴びることになった。

こうした農山村における観光地域の形成は、これまでにない大きな景観的变化を伴ったため、多くの地理学者の関心を集めた。まずゴルフ場・別荘地については、全国的なゴルフ場開発の動向と分布を整理・分類した尾崎(1976)、埼玉県西部を事例に労働力雇用形態からゴルフ場立地を検討した岩本(1978)、長野県を対象にゴルフ場・別荘団地の開発の実態と開発資本の性格等について論じた石澤・依田(1990)、ゴルフ場立地とその変化をまとめた鈴木(1993)、沼津市を事例にゴルフ場開発とそれに伴う地域・環境への影響について考察した黒坂(1992)、富士山北麓の山中湖村における別荘地の開発過程を豊富な資料から明らかにした山村(1994)などの研究が見られた。しかし、これらの研究の多くは、ゴルフ場・別荘地立地の全体的な動向に主たる関心があったためか、大部分の研究においては開発対象地の土地所有や地域社会の動向に関する分析が必ずしも十分に行われていない。それゆえ、開発対象地の中にどれほどの面積の入会林野が含まれていたかについては残念ながら明らかではないが、山村(1994)によれば、山中湖周辺においては入会権の存在する恩賜県有林が別荘地の開発対象地となっていた事実が明らかにされており、他地域においても入会林野が大規模な別荘地開発の適地とされたことを窺わせる。また、ゴルフ場建設の場合も、その多くが大都市の日帰り行動圏内に存在する里山地域を対象に行われたことを考えれば、実際にはかなりの面積の入会林野が開発対象地とされた可能性が高い。

一方、入会林野を舞台としたスキー場を中心とする観光地域の形成に関しては、これまで比較的多くの研究が蓄積されてきた。このタイプの観光地域に関する研究は、石井(1977)・小西(1980)といった民宿地域の形成と内部構造の解明を目的としたもの、白坂(1986)に集大成される白坂蕃の「スキー集落」の構造に関する一連の研究、7)山村の人口維持機能に関する研究の一環としてのスキー場建設に伴う就業構造の変化を分析した三井田圭右による研究、8)1980年代以降に形成された新しいタイプのスキー観光地域の地域構造を解明しようとした呉羽(1991a、1991b、1996)等がある。これらの研究では、広大なゲレンデを必要とするスキー場の開発に際し、当時すでに採草地・薪炭林としての利用が衰退し利用価値が低下していた入会林野がスキー場用地として賃貸・売却等の形で転用されたことが指摘されている。とくに白坂(1976)は、全国219カ所のスキー場に対するアンケート調査の結果を整理し、その85.4%が山林原野の借地により成立している事実を踏まえて、「広い共有林野はその(スキー場の)対象となり易く外部資本の進出は共有地の有無に大きく関与している」と指摘している。これらの指摘は、数多くの地権者との交渉・契約をせずに短期間のうちに広大な面積のスキー場用地を確保できるという理由で、利用価値が低下し「くず山」として扱われていた入会林野を、開発資本が重要な開発対象地

として認識していた事実を知るうえできわめて興味深い。

しかしながら、これらの研究では、入会林野が観光地域の成立を支える重要な土地的基盤を提供した点については個々の事例の中で指摘されているものの、その多くが主眼を置いているのは土地利用変化や観光施設経営の実態分析であり、入会林野とそれを支える入会集団(伝統的な村落社会)に関する分析や考察が著しく不足している。そのため、スキー場の開設によってもたらされる入会林野の売却・賃貸収入の使途や、収益増加に伴う村落社会の質的变化などについて、社会地理学的な観点から詳細に検討した研究は皆無に近く、村落社会研究の立場からすれば隔靴搔痒の感を否めない。

ただ、これらの研究の蓄積により、林野の観光的利用が農山村地域の生活を大きく変化させるきわめて重要な要素であることが広く認知された点は、ひとつの成果として認めなければならない。実際に、村営の観光事業を組入れた地域振興の事例を報告した半場(1991)や、四国山地の山村における観光事業の展開に着目して地域振興の可能性を模索した篠原(1996a、1996b、1997)9など、おもに自治体による地域振興策の重要な柱として「観光」が重視された山村の事例研究が1990年代頃から見られるようになったが、いずれも同様な視点に基づいた研究として位置づけることが可能であろう。

こうした観光的な林野利用が各地で進められる一方、1980年代後半以降、国内林業の不振が続くなかで、林野行政にも大きな方向転換が生じた。すなわち、森林空間を「保健・文化的」利用＝レクリエーション・スポーツ等の場として提供しようとする動きの活発化である。こうした動向は明らかに1987年のリゾート法の制定と連動したものと考えられるが、1987年から第3期事業が開始された入会林野整備事業においても、従来の「農林業上の利用を増進する」という入会林野整備事業のたてまえを転換して、保健・文化的利用に積極的に足を踏み出したことは注目に値する(矢野、1991)。同様の傾向は林業経済学の分野でも見られるようになり、すでに1990年頃には「用材林経営だけでなく、特用林産・山地農業・畜産・レク施設経営などの可能性を積極的に探るべき」とする見解が目立ちはじめ(八尋、1989 および半田、1990)、いまや入会林野の観光的利用は農山村地域の再生の重要な切り札の一つとして認識されるに至っている。10)

一方、地先漁場での漁業活動は、近代以降も採貝・採草や刺網・小型底引網等を主体とする定着性の魚介類を対象としたものが大部分を占め、沿岸海域における漁業活動の基本的な内容自体は大きく変化しないまま現在に至っている。しかし、第二次大戦後の魚価の高騰に依存してきた漁家も、1980年代以降、漁業所得の家計充足率を大幅に低下させており(小野、1999)、現在も沿岸漁業は低迷状態にあり漁業者の高齢化が進んでいる。その一方で、大都市に近接する漁村地域においては、1970年代からヨット・モーターボート・水上バイク・サーフィン・ボードセーリング・スキューバダイビング等のスポーツ型の海洋性レクリエーションが普及しはじめ、これまで地先漁場としてのみ認識されてきた沿岸海域に対して、観光的利用という新たな需要が生みだされる時代が本格的に到来した。

ところが、入会林野の場合は、スキー場の建設の事例のように地元の入会集団によって観光的利用が積極的に受入れられた場合が多かったのに対し、沿岸海域の観光的利用の場合は、第一に海洋性レクリエーションの行動範囲が海岸から3km以内(水深20m以浅)であり地先漁場での漁業活動との空間的な競合が顕著であること、第二に漁業活動を規制する漁業法は存在するものの漁業的利用以外の海域利用についての管理方法を定めた法律が存在しないこと等の理由により、共同漁業権を有する地区漁協(地元村落社会)側が沿岸海域の観光的な利用に

対して拒否的な態度を示す場合が多かった。そのため、レクリエーション活動者・業者と漁業者との間の軋轢が高まり、両者の対立が深刻化している事例が多く見られることが、沿岸海域の観光的利用の大きな特徴となっている。

こうした事情を反映して、沿岸海域の観光的利用に関する研究においても、沿岸漁業とレクリエーション活動との競合の問題をテーマとしたものが多い。沿岸海域利用の競合問題に関しては主として漁業経済学の分野で多くの研究がみられたが、この問題を直接的に取り上げた研究としては、相模湾における競合関係の調整事例をもとに沿岸海域利用の調整システムのあり方について提言を試みた山下(1992)、沿岸域の公的管理運営体制の確立の必要性を唱えた小野(1994)、環境への影響・資源管理などを適正に行った利用形態に海域利用のプライオリティを与える「適正利用形態優先型」の調整が必要であるとした鳥居・山尾(1998)、地元住民参加型イベントを通じてレクリエーション活動者との交流を図り、交流の中でレジャーの定着化と同時に海域利用の秩序化を目指すべきと主張する鳥居(1999)などがある。

一方、急速に展開しつつある個々の海洋性レクリエーションの実態を明らかにしようとした試みも多く見られた。まず、各地で不法係留が問題化しているプレジャーボートについては、マリーナ経営の実態分析をふまえ漁業者(漁協)のレクリエーション活動への積極的な対応を提言した乾(1992)のほか、兵庫県を事例に需要予測をふまえたマリーナ整備の適正基準を示した淡野(1998)、東京を中心としたマリーナ立地と利用者のレクリエーション行動の実態を明らかにした佐藤(2001)など、地理学の分野でも僅かながら研究がみられた。また、スキューバダイビングについては、宮古島における漁協とダイビング業者との係争について、沖縄独特の漁場利用慣行を踏まえて解決へ向けての課題整理を行った上田(1996)、ダイバーと漁業者(漁協)とが沿岸海域利用で共存している事例を分析するとともに、利用調整の基盤となる共同漁業権の性格について論じた浜本・田中(1997)など、おもに漁業法研究の立場から実態の分析が行われた。一方、北海道支笏湖を事例に既存の観光業者との空間共有の実態を明らかにした荒木(1995)、沖縄座間味島を事例としてダイビングの展開がもたらした人口・雇用増加効果を分析した宮内(1998a、1998b)など、スキューバダイビングが地域の諸現象に与える影響に着目した地理学者による研究もみられた。

これらの研究によって、新しいタイプの多様な海洋性レクリエーションの地域的展開の実態や、沿岸海域利用をめぐるレクリエーション活動と沿岸漁業との競合関係の実態について、その全国的な動向がある程度明らかにされたことは、大きな成果として評価されるべきであろう。また、マリーナ経営による漁協収益の増大というメリットを指摘した乾(1992)、ホエール・ウオッチングを含めたマリンレジャーを積極的に受入れている鹿児島県野間池の事例を紹介した鳥居・山尾(1998)、漁協によるダイビング事業の経営を漁村活性化の有効な方法として位置づけた浜本・田中(1997)など、とくに大都市に近接した漁村地域においては、沿岸漁業の衰退にともないレクリエーション活動を積極的に受入れる傾向がみられ、それが地域の活性化に貢献している事実が実証的に明かにされた点も重要であった。

しかし、これらの研究では、入会集団と非入会集団の対立など地域社会内部の多様な社会集団の存在とその動向についての関心が稀薄であり、その結果「漁業者」対「観光業者・観光客」という2項対立的な単純な構図でしか問題を把握できず、漁業・レクリエーション間の競合問題の解決に向けての提案も一般論の枠を出ていない。一方、漁業活動以外の海域利用を規制する法律が存在しない今日、漁業活動と直接的な関わりがうすい海岸清掃なども含めた沿岸海域の

全体的な管理・調整機能を担ってきた入会集団の役割がきわめて重要であり、入会集団による管理・利用を保障すべき共同漁業権の解釈についても実態調査に基づいた検討が必要と考えられるが、これまでの研究の中で漁業権の問題にまで踏み込んだ検討が十分になされてきたとは言いがたい。11) その意味で、沿岸集落の全体としての生活空間を考察対象としつつ、共同漁業権の主体である入会集団や多様な社会集団に関する詳細な実態調査を進めることが必要であり、それがレクリエーション活動と漁業活動との間の競合問題を解決するための糸口を与えてくれるものと筆者は考えている。

第二次大戦後の高度経済成長期以降、観光活動が活発化してゆく中で、入会林野・地先漁場の観光的な利用が進み、入会集団をはじめとする地域社会の住民の生活を大きく変化させてきた。一般的な農山漁村では、従来の産業の衰退が深刻となり過疎化が進行している地域も多いが、これまで述べてきたように、村落共有空間の観光的な利用を図ることによって、新しい生活の枠組みの構築に成功している事例も数多く存在している。しかしその一方で、開発資本による乱開発が深刻な環境破壊をもたらしたり、12) あるいは観光業者・観光客と地元住民との間の軋轢が社会問題化するなど、13) 様々なネガティブな影響をもたらしてきたことも否定できない。したがって、地域住民の経済的な自立を図り、農村地域の地域社会が持続的に維持されて行くためには、いかなる形態で村落共有空間を活用して行くことが望ましいのか、そのような視点から村落共有空間の利用のあり方をさぐるものが現代的な課題となっている。

### III 集団的な所有・管理方法の再評価

前述したように、1966年の入会林野近代化法の制定に基づき、翌年から入会林野の高度利用を目的として入会林野整備事業が開始された。この事業は、入会権を解消して所有権・地上権その他の近代的権利に転換させることによって、粗放的利用の状態にある入会林野の造林を促進させることを主目的としたもので、「林産物が商品価値を持ちはじめた交換価値利用時代には私的所有が最適な所有形態である」との立場から進められた。その意味で、第二次大戦前の国・公有林化とは性格が大きく異なるものの、明治期から一貫して進められてきた入会林野解体政策の集大成ともいべき事業であった。

しかし、当初の事業目的であった肝心の造林活動の促進は、林業の慢性的不振や労働力の確保難等により、十分な成果をあげられない状態にある。さらに、笠原(1989)が指摘するように、入会林野整備事業は、入会林野の私権化を定めただけで、その後の所有・資本・労働のあるべき姿については具体的施策を用意していなかったため、当初は目的のための手段であった権利関係の近代化が目的そのものになってしまい、土地所有権の私有化に終始しかねない状況を招いている。また、整備後に生産森林組合を組織した事例においても、行政による経営の内実について積極的な指導や方向づけが行われなかったため、入会林野整備後の生産森林組合といえども、他の法人形態をとる旧部落有林ととくに選ぶところがない現状となっており(半田、1989)、そのほとんどが極度の経営不振に陥っている。14)

入会林野近代化法については、制定当初から「入会林野の集約的利用を阻んできたのは権利関係の非近代性ではなく入会農民が造林に必要な資力を投入できないような状況をつくりだした貧困な林業政策にある」とする中尾(1966)の批判があったが、実際に本法制定の目的とさ

れた「集約的利用」すなわち造林事業は政府の思惑通りには進まなかった。そして、こうした事業の失敗は「林野の所有形態の近代化を図れば集約的な利用が促進される」という安易な発想がもはや現実には通用しないことを、逆に実証する結果になった。このような状況の中で、整備事業で進められた個別私権化＝個人分割化については、権利関係の近代化を図りつつも個別細分化するのではなく農民の集団的所有が考えられるべきとした中尾(1966)、利用収益の平等性、権利の分属性、生活共同体を支える公益性といった入会が有する性質が、これからの森林の利用・所有形態の在り方とのかかわりで重要な意味をもつとした笠原(1989)など、入会林野に見られる集団的な所有形態を「前近代的」として短絡的に切捨てるのではなく、集団的所有を積極的に評価する見解がいっそう説得力を持つに至っている。

一方、日本の入会林野や地先漁場に見られる地域資源の共同管理制度を再評価する動きが、環境経済学・環境社会学等の分野でも近年活発化してきている。その契機となったのが Harding, G. (1968)であった。生物学者のハーディンは、共有地(コモンズ)に農民集団が牛を放牧することを想定し、各農民がより多くの収益を求めて1頭でも多くの牛を放牧しようとするにより、共有地は過放牧の状態に陥り、結果として共有地の荒廃がもたらされるとし、その解決策の一つとして共有権を分割して私有化することによって外部性の内部化を図る必要性があると結論づけた。しかし、その後のコモンズの実態に関する研究の蓄積により、逆に 1980 年代から日本の入会制度をはじめとする歴史的諸制度が果たしてきた役割・機能の評価し、持続的な経済発展の可能性を模索しようという動きが、社会科学・自然科学を通じて、一つの大きな流れになりつつあり(宇沢・茂木編、1994)、いまや環境保全や資源の持続的利用を重視する立場から「総有」を再評価する「コモンズ論」が一世を風靡している。

コモンズ論の展開とともに「コモンズ」の定義にかなり混乱が見られるようになったが、一般的にはコモンズは、オープン・アクセス(自由参入)が成立する大気等のグローバル・コモンズと、資源の管理・利用において集団内の規律が存在する日本の入会制度のようなローカル・コモンズに区分される。15) 日本のローカル・コモンズの代表格である入会林野については杉原(1994)・熊本(1995、1999、2000)・藤村(2001)等の研究が見られたが、とくに熊本の一連の研究は入会林野と地先漁場の両方を視野に入れながら「総有」を積極的に評価し、入会権・共同漁業権をリゾート開発等の乱開発から地域資源を守るきわめて有効な手段として位置づけている点に特徴がある。

このように、村落共有空間に見られた「総有」という所有・管理形態は、林業経済学の分野のみならずコモンズ論の立場からもその現代的な意義が評価されつつあり、これらの議論は、極端な私権化へのアンチテーゼとしては大きな社会的な意味を持つに至っている。しかしながら、これらの研究の大半は従来からの生業形態、すなわち農林業や沿岸漁業の維持のみを視野に入れたものであり、第二次大戦後の高度経済成長期以降に著しい変化を経験した日本の村落社会の現実を直視していない点に大きな問題がある。16) 過疎化が進行している多くの農山漁村では、従来からの生活の枠組みをそのまま維持して行くだけでは、もはや新たな方向性を見出すことが不可能な厳しい状況にあり、旧来の生活形態の維持のみを前提とした議論には明らかに限界がある。とくに、前述したように入会林野・地先漁場の観光的利用が進むなかで、実際に観光的利用により従来とは異なる新しい生活を実現している事例も少なからず存在している。中尾(1996)・熊本(1995)等のように、入会権を開発資本の乱開発を防止するための「環境保全の手段」として位置づけることは確かに重要であるが、従来からの生活形態の維持をよしとして観光的

利用すべてに否定的態度を示すことには、筆者は大きな疑問を抱かざるを得ない。

前述したように、「地域づくり」の多様な試みを支える空間的基盤として、入会林野や地先漁場の存在はその重要性を増しつつあり、すでにアグリ・ツーリズムやエコ・ツーリズムなどへの活用もその重要な選択肢の一つとなっている。いま求められているのは、村落共有空間における観光的利用の展開を単に否定的にとらえることではなく、旧来の生活構造や村落社会の仕組みが崩壊しつつある地域の再生に資するのであれば、観光的利用を含めた多様な利用方法を模索することである。むしろ、集団的な所有・管理のもとに置かれた村落共有空間の特性を活かして、地域住民の合意に基づく自律的な空間利用を実現し、持続的な地域社会の維持を図って行くことこそ重要であろう。

一方、全国的な観光的・都市的土地利用の進展に伴って、入会林野の土地ファンドの側面が増大し、次第に入会集団が林野の利用権よりも財産権を重視する傾向が強まっているが(半田、1990)、17)こうした財産権的な性格の強化が入会林野の売却益のみを期待する姿勢を生み、入会集団による自律的な林野利用の積極的な展開を阻む恐れも出てきている。また、人口の流動化に伴い、入会集団の構成員以外の新しい地域住民の流入も増加し、村落共有空間の所有・利用をめぐる新・旧住民間の対立も問題化しており、村落共有空間の有効な利用を図るためには、こうした現代的な課題の克服を避けて通ることは困難となっている。こうした課題を克服するためには、単に伝統的な集団的な所有・管理形態に固執するのではなく、地域社会の現実に適合した利用方法を選択し、その利用方法に相応しい土地所有・管理方法のあり方を模索してゆくことも重要である。伝統的な集団的所有・管理形態をアприオリに是とするのではなく、現代社会に適合した集団的所有・管理形態を検討してゆくことこそが必要なのである。

#### IV 本論文の目的と構成

本論文では、以上のような村落共有空間の現状と問題点を踏まえ、観光的利用をはじめとする多様な方法で村落共有空間を活用し、集団的な所有・管理のもとで自律的な空間経営が行われている地域の事例研究を通じて、村落共有空間の観光的利用の有効性とその意義を明らかにする。さらに、地域社会を構成する多様な社会集団・組織に焦点をあてた社会地理学的な分析を通じて、地域社会内部の問題点を明らかにするとともに、それらの問題点を克服して持続的に地域社会を維持してゆくために必要な村落共有空間の集団的所有・管理の仕組みについて考察を加えることを目的とする。

まず次章では、長野県飯田市における入会林野の利用の変遷過程をたどり、森林資源がもたらす収益が入会集団に多様な形で還元されたきた実態と、国内林業の不振に伴う近年の山林経営の悪化と入会集団の対応の実態について報告する。従来からの農林業的な林野利用を主体としてきた入会林野の大半は厳しい経営状況に置かれているが、本章では、そうした多くの入会林野に共通する現代的課題の一端を明らかにし、従来型の林業的利用の限界と観光的利用の可能性について検討する。

続く第3章では、首都圏の外縁部に位置し、かつての入会林野においてゴルフ場建設などの非農林業的な林野利用が急速に進んだ静岡県沼津市の愛鷹山南東斜面の事例を取りあげる。この地域では、第二次大戦後の造林ブームを背景に入会林野の個人分割化が進んだが、1960

年代に開発資本による林野の投機的な買収活動が活発化し、多くの林野が企業の所有地となり林野利用の他律化が著しく進行した。さらに、その後の景気の悪化に伴い、これらの林野は最低限の森林管理さえなされないまま放置され、林野利用の粗放化が重要な地域問題となっている。こうした実態を明らかにすることで、入会林野の私権化が必ずしも高度利用につながらないことを実証し、他律的な開発や土地投機が地域社会に及ぼすデメリットについても明らかにできるものと思われる。

第4章においては、蓼科山南西斜面にひろがる広大な入会林野を観光的に利用してきた長野県茅野市の柏原・湯川という2集落を事例として、入会集団による入会林野の観光利用の実態とその問題点について検討する。両集落はそれぞれ白樺湖・蓼科高原という県内有数の観光地域を抱えており、その観光地域としての発展は入会集団による自律的な観光地経営に支えられてきた。そのため、村落社会の動向を軸にして入会林野利用の変容と観光地域の形成過程をたどることにより、観光資本による開発とは異なるタイプの入会林野の観光利用の実態を明らかにすることができ、入会集団による自律的な観光地経営の有効性を実証することができるものとする。

第5・6章では、地先漁場の観光利用の展開、とくにダイビング事業の導入に伴う地域社会の変容の実態とその問題点について明かにする。第5章で取りあげる静岡県沼津市の大瀬崎地区では、既存の民宿・旅館がダイバー客の急速な増加に伴ってダイビングサービスを併設し、宿泊施設経営の安定化に成功している。また、第6章で研究対象地域とした静岡県伊東市の富戸地区でも、共同漁業権をもつ漁協が積極的にダイビング事業を導入するだけでなく、漁業者もボートダイビング営業を通じてダイビング事業の恩恵に浴している。全国有数のダイビングスポットを抱えるこれら2つの地域を事例として、地先漁場の観光的な利用の実態を明らかにするとともに、ダイビング事業の展開をめぐる発生している地域社会内部の社会的な摩擦の問題や沿岸海域の利用調整のあり方についても考察を加えるのが、第5章および第6章の目的である。

そして第7章では、現代にふさわしい村落共有空間の集団的所有・管理の仕組みを検討する手がかりとして、北海道平取町去場における入会林野の所有・利用の実態について報告する。北海道は歴史の新しい移住社会であるため、村落社会の構成員の流動性が高く個々の農家の独立性が相対的に高い点に、一般的な日本の村落社会とは異なる大きな特色が見られる。そうした特色をもつ北海道農村における入会林野の所有・利用の実態を分析することにより、観光地化に伴う人口流入など新たな動向への対応が迫られている村落共有空間の今後の集団的所有・管理のあり方を検討してゆくうえでの、有益なヒントが得られるものとする。

以上のような具体的な事例研究を踏まえて、第8章において村落共有空間の観光利用の現状と問題点を整理し、地域社会の性格や空間利用形態の変化に対応した集団的所有・管理の仕組みについて若干の提案を試みることにする。

## 注

- 1) 入会林野の成立は、一般的には従来からの農民による林野利用の事実が、幕藩体制下で、村落共同体としての独占的・排他的利用権にまで高まったことによって発生し、その時期は近世のなかばとされている(笠原、1989)。ただ、古島(1955)が指摘

するように、原則としては全村落構成員(本百姓)による「村中平等利用」が行われていたが、実際には石高所持の差にもとづいて利用量を異にする不平等性が内包されていたのも事実であった。

- 2)かつては、漁場は村の総有であるとする原(1948)等の「漁場総有論」が通説とされていたが、後に二野瓶(1962)が総有制は独立した本百姓・本漁師による漁場共有であったとする「総百姓共有漁場説」で反論した。その後、定兼(1999)は領主一村一漁民がそれぞれ漁場に関与するという諸権利の重層性を認める必要があるとし、上からの領有と下からの所有が交差する「村」に注目すると、むらに漁場所持機能＝「近世村落が独自に漁場を占有利用する」機能が存在したことが明らかだとした。定兼の主張は、漁場が村総有か総百姓共有漁場説かという二者択一論の止揚を試みたものとして評価されている(後藤、2001)。
- 3)その後、国有林における森林経営の進展に伴い管理が強化され、入会権の排除が進められた。それに対し、入会集団による官林引戻運動が各地で展開され、一部の林野は入会集団の手に戻された。
- 4)公権論を主張する代表的な著作としては佐藤(1933)や遠藤(1957)などがあげられる。一方、戒能(1943)は、入会権は町村制による村とは必ずしも整合しない「生活協同体」にあるとし、体系的に私権論を展開した。なお、入会林野の主体をめぐる論争など、入会林野に関する膨大な研究を整理した試みとして藤田(1977)がある。
- 5)部落有林野統一事業に関連して、公有林野造林補助金制度・公有林野官行造林法などが整えられ、公有林の造林事業に対しては様々な優遇措置が用意された。また、木材価格の上昇による造林意欲の高まりによって、従来の入会的共同利用形態から分割利用形態へ移行し、さらに入会林野の個人分割に進展した事例も多かった。
- 6)寛保年間の律令要略に記載されている「山野海川入會」の項目であり、このような原則が一般的に適用された(潮見、1954)。
- 7)代表的なものとして、白坂(1975、1976、1982)および Shirasaka(1977)があげられる。
- 8)三井田(1979、1982)など。三井田は、山村維持機能の一つとしてスキー等の山岳レクリエーションを位置づけている。
- 9)これらの研究は、後に篠原(2000)としてまとめられた。
- 10)林政学・林業経済学の分野における観光レクリエーション研究を整理したものとして、土屋(1999)がある。しかし、この中で土屋は「土地買い占めや乱開発などの現況レポートと、一方での大局的見地からの議論が大部分を占めて、…(中略)… 現状把握に基づいた構造的な議論は非常に少なかった」と述べている。
- 11)このような研究としては、浜本・田中(1997)などが見られるに過ぎない。
- 12)観光資本による乱開発については、依光(1984)が豊富な事例研究をもとに実態を分析している。また、財日本地域開発センター(1980)は、長野県の観光地域に関する実態調査をもとに、自然保護の視点から観光開発を批判している。
- 13)観光業者と地元住民との対立については、山梨県清里高原を事例に筆者ら(1989)も報告したことがある。
- 14)入会林野整備事業が実施されて以後の森林管理の実態については、京都府を事例に

中辻(2002)が報告している。

- 15) 井上(2001a)は、所有制度の観点からコモンズを次のように類型化している。①非所有(オープン・アクセス)制度。この制度のもとにある資源はだれの財産でもなく、すべての個人や団体によって利用される。②公的所有制度。資源の所有権は国・地方自治体にあり、利用・管理も公的機関が行っている。③共的所有制度。資源は構成員によって共同で利用・管理されている。この制度のもとにある資源は、コミユナル資源、共有資源、共同利用資源などと呼ばれている。④私的所有制度。個人は社会的に許容される範囲で他人を排除し、資源を使用・収益・処分する権利を有する。この制度のもとにある資源は、消費の排除性と競合性をもつ私的財にあたる。以上の4つである。このようにコモンズは今やきわめて広い意味で使用されており、それが議論の混乱を招いている。このうち、①をグローバル・コモンズ、③をローカル・コモンズと一般的に呼んでいる。
- 16) ただし、井上(2001b)のように、山村と都市の交流関係を媒介として新しいコモンズ的な利用の胎動が見られ始めているとし、それらの動きを「新たな入会＝地縁関係を超える自然資源の共同管理(利用を含む)制度」として位置づける興味深い指摘もある。
- 17) コモンズ論では、日本人がこうした財産・所有権に対して極度に固執することを批判するが、逆に根強い私的所有権意識の実態をあまりにも軽視しすぎる側面がある。なお、八百(1991)・中川(1995)のように、都市化に伴い宅地造成が進むなかで一部の入会林野を売却し、それを財源として入会林野の持つ財政基盤としての機能を維持している事例も報告されている。

## 文献

- 荒木一視(1995):千歳市支笏湖における地元観光業とマリンレジャー客の空間共有. 旭川大学紀要, 40, 123～136.
- 池俊介・木下裕江(1989):山梨県清里高原における観光地域の形成. 静岡大学教育学部研究報告(人文・社会科学篇), 40, 39～63.
- 石井英也(1977):白馬村における民宿地域の形成. 人文地理, 29-1, 1～25.
- 石澤孝・依田正良(1990):長野県におけるリゾート施設の開発とその資本. 年報長野県地理, 8, 5～16.
- 乾政秀(1992):海洋レクリエーション利用—マリーナ経営の現状と今後の課題—. 漁業経済研究, 37-3, 41～60.
- 井上真(2001a):自然資源の共同管理制度としてのコモンズ. 井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える—』新曜社, 1～28.
- 井上真(2001b):地域住民・市民を主体とする自然資源の管理. 井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える—』新曜社, 213～235.
- 岩本廣美(1978):労働力雇用形態からみたゴルフ場の立地と周辺地域の関係—埼玉県西部山麓地域の事例—. 新地理 26-3, 39～63.
- 上田不二夫(1996):宮古島ダイビング事件と水産振興—海洋性レクリエーション事業へ

- の対応と漁協事業-。沖大経済論集, 19-1, 27-72.
- 宇沢弘文・茂木愛一郎編(1994):『社会的共通資本-コモンズと都市-』東大出版会, 246 ページ.
- 潮見俊隆(1954):『漁村の構造-漁業権の法社会学的研究-』岩波書店, 292 ページ.
- 遠藤治一郎(1957):『日本林野入会権論』林野共済会, 477 ページ.
- 小栗宏(1958):入会農用林野の解体といわゆる共同体的所有について. 地理学評論, 31-7, 4-14.
- 小栗宏(1983):『日本の村落構造-林野と漁場の役割-』大明堂, 248 ページ.
- 尾崎帛四郎(1976):日本におけるゴルフ場に関する一考察. 地理学評論, 49, 400-408.
- 小野征一郎(1994):海洋レクリエーションと漁業. 漁業経済論集, 35-1, 35-51.
- 小野征一郎(1999):『200 海里体制下の漁業経済-研究の軌跡と焦点-』農林統計協会, 341 ページ.
- 戒能通孝(1943):『入会の研究』日本評論社, 496 ページ.
- 笠原六郎(1989):入会林野政策の軌跡と入会の現代的意義. 林業経済研究, 116, 12-21.
- 黒木三郎(1991):『現代農業法と入会権の近代化』敬文堂, 271 ページ.
- 黒坂百合子(1992):大都市外縁部におけるゴルフ場開発-静岡県沼津市を事例として-. お茶の水地理, 33, 68-75.
- 熊本一規(1995):持続的開発をささえる総有. 中村尚司・鶴見良行編『コモンズの海』学陽書房, 184-207.
- 熊本一規(1999):海は誰のものか-白保・夜須・唐津の事例から-. 秋道智彌編『自然はだれのものか-「コモンズの悲劇」を超えて-』昭和堂, 139-161.
- 熊本一規(2000):『公共事業はどこが間違っているのか?-コモンズ行動学入門』まな出版企画, 269 ページ.
- 呉羽正昭(1991a):リゾート型スキー場開発にともなう周辺地域の変容-安比高原スキー場の事例-. 地域調査報告(筑波大学地球科学系人文地理学研究グループ), 13, 139-152.
- 呉羽正昭(1991b):群馬県片品村におけるスキー観光地域の形成. 地理学評論, 64, 818-838.
- 呉羽正昭(1996):観光開発に伴う首都圏周辺山村の変容-群馬県片品村の例-. 愛媛大学人文学会『愛媛大学人文学会創立 20 周年記念論集』, 99-119.
- 後藤雅知(2001):『近世漁業社会構造の研究』山川出版社, 295 ページ.
- 小西正雄(1980):妙高高原・杉野沢地区における民宿村の成立過程とその内部構造. 人文地理 32-4, 24-39.
- 定兼学(1999):『近世の生活文化史-地域の諸問題-』清文堂出版. 524 ページ.
- 佐藤大祐(2001):相模湾・東京湾におけるマリーナの立地と海域利用. 地理学評論, 74 A, 425-469.
- 佐藤百喜(1933):『入会権公権論』常盤書房, 539 ページ.
- 篠原重則(1996a):愛媛県久万町の観光開発と山村振興. 香川大学教育学部研究報告(第 I 部), 96, 23-58.

- 篠原重則(1996b):観光客の増加と山村振興の課題—高知県西土佐村の事例—. 香川大学教育学部研究報告(第I部), 96, 59-103.
- 篠原重則(1997):香川県塩江町の観光開発と山村振興の課題. 香川大学教育学部研究報告(第I部), 99, 15-52.
- 篠原重則(2000):『観光開発と山村振興の課題』古今書院, 222 ページ.
- 白坂蕃(1975):日本におけるスキー場の開発—ヨーロッパ諸国と比較した観光地理学的考察—. 地理, 20-2, 100-110.
- 白坂蕃(1976):野沢温泉におけるスキー場の立地と発展—日本におけるスキー場の地理学的研究 第1報—. 地理学評論, 49, 341-360.
- Shirasaka,S. (1977):Formation of New Settlements in Conjunction with the Location of Skiing Grounds at the Shiga Plateau, Central Japan—A Geographical Study of Tourist Resort Settlements in Connection with Development of Skiing Grounds in Japan (Part II)—. Bulletin of Tokyo Gakugei University, Ser. III, Vol. 29, 53-77.
- 白坂蕃(1982):中央高地樽池高原における新しいスキー集落の形成. 地理学評論, 55, 566-586.
- 白坂蕃(1986):『スキーと山地集落』明玄書房, 159 ページ.
- 杉原弘恭(1994):日本のコモンズ「入会」. 宇沢弘文・茂木愛一郎編『社会的共通資本—コモンズと都市—』東大出版会, 101-126.
- 鈴木富志郎(1993):ゴルフ場の立地と変化に関する研究ノート. 『谷岡武雄先生立命館総長退任記念地理学論集』立命館大学人文学会, 1-19.
- 武井正臣・熊谷開作・黒木三郎・中尾英俊編著(1989):『林野入会権—その整備と課題—』一粒社, 317 ページ.
- 淡野明彦(1998):『観光地域の形成と現代的課題』古今書院, 169 ページ.
- 土屋俊幸(1999):森林レクリエーション研究. 船越昭治編『森林・林業・山村問題入門』地球社, 215-222.
- 鳥居享司・山尾政博(1998):海域利用調整と漁業—海のツーリズムからのインパクト—. 地域漁業研究, 3, 145-161.
- 鳥居享司(1999):レジャー的海域利用と地域対応—地元住民参加型イベントを通じた秩序化への試み—. 月刊漁協経営, 440, 12-16.
- 中尾英俊(1966):「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」について. 林業経済, 215, 8-14.
- 中尾英俊(1996):国家権力による入会権の保護と解体. 法社会学, 48, 6-15.
- 中川秀一(1995):愛知県藤岡町における入会林野の再編成と機能変化. 人文地理, 47-1, 46-65.
- 中辻享(2002):森林管理面よりみた入会林野整備事業の意義—京都府宇治田原町・和束町を事例として—. 人文地理, 54-1, 24-39.
- 二野瓶徳夫(1962):『漁業構造の史的展開』御茶の水書房, 321 ページ.
- (財)日本地域開発センター(1980):『地域開発と自然保護の理念を求めて—長野県における観光開発—』(財)日本地域開発センター, 234 ページ.

- Hardin, G. (1968): The Tragedy of the Commons, Science, 162, 1243-1248.
- 浜本幸生(1996):『海の「守り人」論—徹底検証・漁業権と地先権—』れんが書房新社, 462 ページ.
- 浜本幸生・田中克哲(1997):『マリン・レジャーと漁業権』漁協経営センター, 165 ページ.
- 浜本幸生(1999):『共同漁業権論—最高裁判決批判—』まな出版企画, 777 ページ.
- 原暉三(1948):『日本漁業権制度史論』北隆館, 256 ページ.
- 半田良一(1989):入会林野整備後の経営問題—生産森林組合論を中心に—. 武井正臣・熊谷開作・黒木三郎・中尾英俊編著『林野入会権—その整備と課題—』一粒社, 138-157.
- 半田良一(1990):シンポジウム「入会の今日的課題」へのコメント. 林業経済研究, 117, 32-35.
- 半場則行(1991):農山村における基幹産業の衰退と地域振興—福井県大野郡和泉村の場合—. 人文地理, 43-6, 56-72.
- 平林平治・浜本幸生(1980):『水協法・漁業法の解説』漁協経営センター出版部, 545 ページ.
- 福島正夫(1956):部落有林野の形成. 東京大学東洋文化研究所編『土地所有の史的展開』東大出版会, 563-614.
- 藤田佳久(1977):入会林野と林野所有をめぐる—土地所有から土地利用への展望—. 人文地理, 29-1, 54-95.
- 藤田佳久(1981):『日本の山村』地人書房, 271 ページ.
- 藤村美穂(2001):「みんなのもの」とは何か—むらの土地と人—. 井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える—』新曜社, 32-54.
- 古島敏雄(1955):『日本林野制度の研究』東大出版会, 274 ページ.
- 三井田圭右(1979):『山村の人口維持機能』大明堂, 211 ページ.
- 三井田圭右(1982):山村地域の観光開発—西武資本による新潟県湯沢町三国・三俣地域を例として—. 経済論集(大東文化大), 33, 51-73.
- 宮内久光(1998a):島嶼地域におけるダイビング観光地の形成と人口現象—沖縄県座間味村を事例として—. 琉球大学法文学部人間科学科紀要「人間科学」, 1, 299-335.
- 宮内久光(1998b):人口増加島嶼地域・沖縄県座間味村における県外出身者の存在形態. 地理科学, 53-4, 283-296.
- 三好登(1995):漁業権の内容と法的性質. 日本土地法学会編『漁業権・行政指導・生産緑地法』有斐閣, 10-18.
- 八百俊介(1991):都市近郊における入会林野の変容と村落社会運営—東広島市を例として—. 人文地理, 43-2, 1-19.
- 八尋宣子(1989):入会林野利用と集落構造—地域農林業の展開と権利調整問題を中心として—. 林業経済研究, 116, 22-31.
- 矢野達雄(1991):リゾート法の林野にたいする影響. 鈴木茂・小淵港編『リゾートの総合的研究—国民の「休養権」と公共責任—』晃洋書房, 139-144.
- 山下正貴(1992):沿岸漁場における海面利用調整について—相模湾を事例として—. 漁

業経済研究, 37-3, 25-40.

山村順次(1994):『観光地の形成過程と機能』御茶ノ水書房, 336 ページ.

依光良三(1984):『日本の森林・緑資源』東洋経済新報社, 208 ページ.

渡辺洋三・中尾英俊(1975):『日本の社会と法』日本評論社, 250 ページ.

## 第2章 入会林野の林業的利用とその限界

### —長野県飯田市を事例として—

#### I はじめに

本章では、長野県飯田市とくに大瀬木区の林野利用の展開過程をたどるなかで、森林資源がもたらす収益が入会集団に多様な形で還元されてきた事実を明らかにするとともに、近年の国内林業の不振に伴う山林経営の悪化や流入人口の増加など、近年の入会林野が抱える諸問題への入会集団の対応の実態について明らかにすることを目的とする。全国の多くの入会林野では、従来の農林業的な林野利用の収益性の低下により経営の維持が困難となっている事例が数多く見受けられるが、本章における実態分析を通して、多くの入会林野に共通するような現代的課題の一端を明らかにしうるものと思われる。

飯田市域の入会林野は、中心市街地の存在する天竜川右岸地域に集中しており 1)、2-1 図および 2-1 表に示したように、その入会関係はきわめて複雑である。このような林野所有の原型は、採草地不足が激化した江戸中期に成立したもので、①地付山が惣村・数ヵ所入会へ、②木曾山脈山麓の水の目林(水源涵養林)が藩権力によって開放され数ヵ村入会へ、というプロセスで形成された(平澤、1967)。明治以降の林野政策の展開の中で、全国の入会林野は多様な所有形態で実質的に存続することになったが、飯田市の場合、入会林野の大半が財産区 2)という

所有名義で維持されている点に大きな特徴がある。

飯田市内の入会林野の所有団体数は約 40 を数えるといわれるが、そのうち財産区は 33 ヲ所に及んでおり、財産区数では茅野市に次いで長野県で 2 番目に多い(高橋、1973)。しかし、このうち財産区議会を有する比較的規模の大きな財産区は 11 ヲ所にすぎず、残りの財産区には財産区管理会(10 ヲ所)あるいは類似の管理組織 3) が設けられているものの、財産規模は概して小さく管理組織も弱体である(2-1 表)。また、成立年を見ると、地方自治法施行(1947 年)以後に成立したいわゆる新財産区が多いが、飯田市合併時に旧村有林を財産区としたものは 8 財産区のみである。これ以外の新財産区は、第二次大戦前にも「区有林」として既に管理組織が存在し、1957 年の飯田市合併後の財産区制度の整備の中で、市当局から明確に財産区として確認されたという経緯をもつ。その他の旧財産区も成立年は 1889(明治 22)年の町村制施行時とされているが、入会集団の構成員に財産区という認識が定着したのは、飯田市合併後である場合がほとんどである。

また、林野所有面積に着目すると、松川入財産区のように 5603ha に及ぶものから、林野を全く所有していない中央・南部・鼎財産区まで、その面積にはかなりの差がみられる。これら林野を所有しない 3 つの財産区は、松尾地区財産区・羽場財産区とともに松川入財産区の所有林野への入会権をもっており、松川入財産区からの収益の分配金を基本財産としているものである。このうち中央財産区は、松川からの「御用水」の受益地であったことから、飯田市街地の「町内」でありながら松川入財産区の所有林野への入会権を有している特殊な事例である。いずれにせよ、飯田市においては、入会林野のほとんどが財産区という所有形態で存続しており、かつての複雑な数カ村入会の関係もほぼそのままの形で現在まで引継がれている。

以下では、1099ha に及ぶ広大な所有林野を有する四区財産区から、わずか 2ha の新四区財産区に至るまで、合計 7 つの財産区有林野に所有権をもつ大瀬木区に着目する。そして、四区財産区を主体とする大瀬木区における林野利用の変遷過程を明らかにするとともに、近年の財産区をめぐる諸問題についても考察を加えることにする。

大瀬木区は、伊那盆地の西縁部に位置し、天竜川に注ぐ茂都計川等の河川が形成した扇状地上に広がる集落である。調査時点(1985 年)における大瀬木区の人口は 2647 人、世帯数は 663 戸を数える。かつては県下有数の養蚕地域であったが、第二次大戦後に梨栽培を中心とする果樹農業への転換が進んだ。通勤兼業化の進行に伴い果樹農業も規模の縮小が進んでいるが、それでも栽培農家は 215 戸、栽培面積は約 57ha に及んでいる。しかし、1960 年代後半からの非農家の増加により、総農家数は 265 戸(うち専業は 56 戸)と総戸数の約 4 割を占めるに過ぎなくなっている。

## II 大瀬木区における林野利用の推移

### 1) 所有林野の構成

江戸中期以来、大瀬木・北方のような山麓線に近い村(地元でいう「山つけ」)は、入会林野に近接する地元村として他の入会村よりも林野利用において優位な立場にあり、広大な林野に対

する強い入会権を有していた。そのため、明治初年の地租改正においても、他村との共有を含め、大瀬木村は約 1000 町歩の林野について地券を交付された。

大瀬木区の関係する林野は、集落から近い順に秣山、本沢山(大瀬木山)、笠松山・大沢山、大平山のおよそ 4 地域に区分される(2-2 図)。この区分により大瀬木区が関係する林野の所有状況を見ると、秣山＝宗教法人「山の神社」、本沢山＝大瀬木財産区・久四区財産区・竜丘地区財産区・大六区財産区・大十区財産区・大七区財産区、笠松山・大沢山＝四区財産区、大平山＝国・県・市・四区財産区・二区財産区、となっている。藩政時代には、これら全ての林野において大瀬木村の入会慣行が存在したが、明治期以降、最奥部の大平山を中心に林野所有の再編が進んだ。その過程を以下に簡潔に示すことにする。

[国有林]1878(明治11)年に林野官民有区分により御料林に編入され、その後国有林となった。

[県有林]1921(大正 10)年の大平区と四区(大瀬木・北方・上殿岡・下殿岡区)との共有山分割後、大平区有林が 1970 年の大平集落の廃村時に県に売却されて成立した。

[市有林]1970 年に四区財産区から飯田市に売却された林野。

[二区財産区]大平区および四区との共有山が大平区・四区に分割された後、四区の共有山が 1944 年に伊賀良村有林に編入された。さらに 1959 年に村有林の一部が二区(中村・三日市場)に分割されて成立した。

[竜丘地区財産区]旧竜丘村の 5 区と大瀬木区の共有林が 1929(昭和 4)年に分割され、旧竜丘村 5 区へ分割した林野が竜丘村有林に統一された。その後、1957 年の飯田市合併時に財産区として 5 区の所有が引継がれた。

[山の神社]かつての大瀬木の地付山が 1952 年に大瀬木区有となり、その後、宗教法人「山の神社」に名義変更された。

なお、これら以外の林野については、地租改正時と所有関係がまったく変わっておらず、それぞれ財産区有として所有されている。

## 2) 林野利用の変容過程

### 1. 林野の自給的利用

#### a. 刈敷・秣の採取

1875(明治 8)年の地租改正時に作成された「改正山林草山芝地一筆限地引帳」によれば、大瀬木村には約 211 町歩の草山が存在していた。この草山が江戸期から引継がれた地付刈敷山であり、草肥としての刈敷(タタカリとも呼ばれる緑肥)・秣(夏草とも呼ばれ、重要な厩肥となった)は主にここから採取された。そのため、大瀬木区では一般に「秣山」と呼ばれてきた。地券発行の当時には、秣山には 63 人の個人所有者がおり、形式的にはこれらの所有者の私有地であったが、その利用方法にも端的に表れているように、実質的には大瀬木区の入会林野としての性格が強い林野であった。4)

刈敷・秣などの草肥は、金肥が普及してくる明治中期頃までは、自給肥料として重要な存在であった。2-2 表は、1878(明治 11)年に大瀬木区上大瀬木地区の人々で組織された農業振興団体「共修社」が、社員 100 名について 1894(明治 27)年に肥料調査を実施した結果をまとめたものである。これによれば、刈敷・秣(夏草)・厩肥が全体の 36.4%を占め、金肥が普及しつつあったこの当時においても、多量の草肥が消費されていたことが分かる。しかし、明治期以降の購

入肥料の増大の中で、これらの草肥は次第にその重要性を失って行くことになる。

こうした購入肥料の増加は、慢性的な採草地不足に起因していたが、5) その一方で養蚕の発展とも密接に関連していた。下伊那郡は長野県内でもとくに養蚕が卓越した地域で、1919(大正8)年には収繭量・生産額とも県全体の16~17%を占め、県下有数の生産地であった。なかでも大瀬木区の存在する旧伊賀良村は、隣接する旧竜丘村・松尾村などとともに、1戸平均で100貫を超える県下でも最大規模の収繭量を誇っていた(長野県、1972)。2-3表に伊賀良村の養蚕飼育戸数・収繭量等の推移を示したが、明治期以降、養蚕は飛躍的な発展を遂げていることが分かる。この発展の要因は、主に1879(明治12)年頃からはじまった夏・秋蚕の飼育の普及にあったが、夏・秋蚕の飼育は草刈作業と競合したため、次第に草肥の使用量が減少して行くことになった。とくに、下伊那郡の養蚕の発展は多量の施肥によって支えられており、1910(明治43)年の調査によれば、桑園1反当りの施肥額は23円68銭(長野県の平均は12円31銭)にのぼっていた。6)このような購入肥料の多量の使用が明治期に普及して行く過程で、草肥への依存度が低下して行くことになった。

さらに、明治末期からの硫酸などの化学肥料の普及は、草肥の使用量の減少に拍車をかけ、大瀬木においては大正末期には草肥がほとんど使用されなくなった。このような状況の下で秣山の利用者も著しく減少し、1903(明治36)年以降は、大瀬木区が秣山の地租額の8割を負担するという規約も守られなくなり、7)第二次大戦前後の一時期を除いて、秣山はほとんど利用されないまま放置された。現在は、秣山は宗教法人「山の神社」の名義で所有されており、約30haの植林がなされている。

#### b. 薪・小材等の採取

刈敷・秣の採取のほか、大瀬木区においては薪や、屋根板・白木・稲架杭・井杭(灌漑水路用)などの自家用小材の採取、さらにコタツ用のボロ炭焼、肥料用の灰焼など、多様な林野利用がなされていた。

これらのうち、村落生活に及ぼす機能が最も大きかったのが薪の採取であり、1950年代に衰退するまでは盛んに行われていた。平均的な農家では、1年間に薪150把・もや木(枝などの細かい薪)150把が消費されたため、11月中旬から2月にかけては1日約6把の薪の採取が日課とされていた。薪の採取地域は、秣山よりも遠方に位置する本沢山・笠松山等の林野であった(2-2図)。笠松山・大沢山では、1907(明治40)年に薪伐山指定地域(約30ha)以外での薪の採取が禁止され、さらに1944年には全面的に禁止されることになったが、これ以外の地域では、入会集団構成員であれば無償での自由な採取が可能であった。笠松山・大沢山における薪の採取が全面的に禁止された1944年以降は、大十区・大七区財産区の所有林野での採取が中心となったが、それが後述するような山林荒廃を招く一因となった。そのため、大十区財産区の所有林野のうち清水地籍では、1954年に薪の採取が禁止された。

なお、1944年以降、笠松山・大沢山では、1954~60年にかけて計4回にわたり有償での薪材の売却も行われた。1回の払下げ希望者は15名程度で、1名当たり5000円~1万円の立木が売却された。しかし、燃料革命による薪の需要低下のなかで希望者も次第に減少し、1961年以降は払下げが中止された。

屋根板材の採取については、1882(明治15)年に笠松山・大沢山での採取が禁止されたが、大瀬木財産区・大十区財産区(清水・大持地籍)所有林野では伐置の禁止や運搬量の制限(1日1駄)が存在したものの、基本的に自由な採取が可能であった。屋根板材は、サワラ等の良質

な大径木を使用するうえ、毎年、葺き替えが必要であったため、薪の採取による山林荒廃に拍車をかけたといわれる。なお、屋根板材の採取は、1935年頃まで行われた。

ボロ炭は、小径木・枝などを炭焼き窯を使用せずに焼く簡易製法の製炭で、主にコタツ等の燃料として使用された。ボロ炭焼は、本沢山・秣山等の集落から約4km以内の近接地域で行われていたが、果樹農業の発展に伴い果樹の剪定材の使用が一般化し、1955年頃には衰退した。

灰焼は、笹などの下草や小枝を焼き、麦作の肥料としたもので、ボロ炭焼と同じく集落近辺の林野で行なわれていたが、第二次大戦後には姿を消した。

## 2. 立木の売却と財産区運営

### a. 四区財産区における立木売却の推移

四区財産区においては、1944年の伊賀良森林組合の設立以降、構成員による自由な立木伐採が禁止されたが、それまでは自給・販売を目的とした薪の採取が許可されていた。しかし、実際には構成員個人が大量の薪を販売する例はきわめて稀で、あくまで自給を主たる目的としたものであった。

これら自給を目的とした立木伐採が行なわれる一方、業者への立木売却も明治初年から同時に行なわれていた。2-4表は、1872(明治5)年以降の大平山8)・笠松山・大沢山における立木売却の収益金の推移を整理したものである。9)これによれば、明治期には合計5287円の収入があったが、そのうち約62%は大平区への売却で占められていた。大平区は1909(明治42)年当時、人口500人、世帯数70戸を数える集落であったが、木曾谷へ抜ける大平街道の峠集落としての機能を持ち、旅客休泊所を経営するほか薪炭生産・檜笠製造を生業としていた。そのため、薪炭材の需要も多く、この時期には大平区への売却が主体となっていた。

さらに、大正期に入ると大量の立木売却が開始されることになる。立木売却の増加は、下伊那郡全域における薪の需要増大、ことに製糸工場における薪の大量消費と密接に関連している。この地域の養蚕は明治末期から昭和初期にかけて隆盛期を迎えたが(2-3表)、こうした養蚕の発展にともない製糸業も著しい発展を遂げた。「下伊那郡統計一斑」によれば、1910(明治43)年には郡全体で93製糸工場(4310釜)が存在し、その蒸気機関の主要燃料として、薪材は不可欠の存在であった10)。例えば、1918(大正7)年には中村区の製材業者「亀屋」に7万5250円(約360町歩)の立木が売却されているが、これらは薪材として周辺の4つの製糸工場に出荷されていた11)(伊賀良村史編纂委員会、1973、p1036)。12)

昭和初期の約10年間は立木売却がまったく行なわれなかったが、1938(昭和13)年から第二次大戦後にかけて再び伐採量が急増する。この時期の立木売却は、主に木炭の生産者に対してなされたものである。とくに大平区は、1923年(大正12)年に伊那電鉄(現飯田線)が飯田まで開通して以来、宿場としての機能を失い、住民の大半が製炭を主たる生業とするようになっており、13)1960年頃まで「大平木炭組合」に対し大量の立木が売却された(2-4表)。また、第二次大戦中には伊賀良森林組合への払下げも行なわれているが、これも製炭を目的としたものであった(四区財産区、1965、p59)。

第二次大戦後は、1946年の鳩打トンネルの竣工と1959年までの鳩打林道の順次開通により(2-2図参照)、大量の木材搬出が可能となったこともあり、立木売却も本格化して行く。2-3図は、1951年以降の四区財産区における立木売却収入の年次推移を示したものである。これによれば、とくに1960年代に立木売却が盛んに行なわれ、1967年には約2000万円もの収益をあげて

いることが分かる。これらの立木の売却先は、伊賀良村内の製材・木材業者、大東製函、本州製紙などで、1967年の大量の売却収入はパルプ材としての本州製紙への立木売却によってもたらされたものであった(2-4 表)。そして、戦後の建築用材・製函材・パルプ材等の需要増大の中で得られたこれらの収入は、後述するように、造林事業をはじめとする四区財産区の運営にとっての重要な財源となった。

しかし、1970年代以降は、入札により売却するような大量の伐採林分に不足するようになり、伊賀良森林組合に対して僅かずつ売却が行なわれるに過ぎなくなった。

#### b. 立木売却収入の増大とその使途

明治期には、大正期以降に比してはるかに少なかったものの、僅かずつ立木売却が行なわれ、必要経費を除外した収益が各区に分配されていた。例えば、1878(明治 11)年には、総額 87 円 40 銭が各区に分配され、大瀬木区には 30 円 43 銭が配分された(14) (村史、p1021)。しかし、1911(明治 44)年に四区の取決めにより山林収益は四区の共有金として積立てられることになり、以後は各区への収益分配はほとんど行なわれなくなった。

大正期には、前述した「亀屋」への大量の立木売却をはじめ、本格的な立木売却が開始されたが、この時期以降の収益の使途については四区財産区の会計報告によって知ることができる。2-5 表によれば、「亀屋」への売却が行なわれた 1918(大正 7)年には 7 万 3000 円の収入があった。15)この年には、立木売却収入が歳入総額の大部分を占めることになったが、これ以外にも積立金の利子収入等が存在した。これら多額の収益のうち 3 万 8726 円は校舎建設のための資金として小学校へ、さらに翌年にも 1 万 3000 円が村へ寄付され(村史、p1037)、収益の大半はこうした公益的目的に使用された。ただ、収益の公益的目的での使用が村当局からの指導によるものであったか否かについては、残念ながら明らかではない。なお、支出残額のほとんどは「積立金」として貯蓄され、後の財産区運営に役立てられることになった(2-5 表)。

第二次大戦前の段階で特筆されるべきは、養蚕地域の農家にとくに大きな影響を与えた 1930 年の昭和恐慌の際に、基本財産の大部分である 6 万 6559 円を不況対策事業費として各戸へ分配したことである(村史、p1038)。このように、戦前の段階においては立木売却による収益が直接・間接に四区財産区の構成員に還元されていた。

第二次大戦後も、1960 年代までは四区財産区は多額の立木売却収益に恵まれた。例えば、1956 年の歳入を見ると、立木売却収入が歳入総額の約 40%を占め、財産区経営が豊富な立木売却収入によって支えられていたことが分かる(2-5 表)。そして、これらの収入のうち約 92%が「財産造成・管理費」として植林・下刈等の造林事業の経費に当てられていた。立木売却収入の金額が最高に達した 1967 年には、立木売却収入および繰越金が歳入総額の 91%を占め、1956 年と同様に造林事業に歳出のほとんどが充当されたほか、16)村内の伊賀良保育園に対しても「交付金」として 45 万円の補助が行なわれている。

ところが、立木売却が行なわれなくなった 1980 年には、歳入の約 57%が森林開発公団分収造林の受託事業収入(事業を実施する飯田市森林組合に全額が委託料として支払われる)で占められ、基金のとりぐずしや預金利子の収入に大きく依存するようになっている。当然ながら、これらの大半が必要経費として支出され、その他は保育園に対し 20 万円が交付金と支出されているのみである。1967 年までは多額の繰越金が存在したことを考えると、1970 年代以降の立木売却収入の減少に伴う財産区運営の厳しさが理解できる。

以上のように、第二次大戦後は収益金の多くが伐採跡地造林等の事業に支出され、その他

では伊賀良保育園等の地元の公共性の高い施設に対し補助金が支出されているのみである。17)したがって、各区または各戸への収益金の分配はほとんどなく、1955～65年にかけて計3回、正月に1戸当り新巻鮭1本あるいはみかん1箱が配布された程度であった。

### Ⅲ 山林荒廃と造林事業の進展

#### 1) 山林の荒廃と保護規定

第二次大戦後の立木の伐採は、1944年に設立された伊賀良森林組合の施業計画に基づき計画的に行なわれたが、それ以前は跡地造林を伴わない略奪的な伐採が多かった。そのため、大平・大瀬木区などの集落の近辺では、「馬の尻を叩く棒にする木もなかった」と表現されるほど山林は荒廃していた。

こうした山林の荒廃に対処するため、四区財産区においては、1879(明治12)年に「入会山条則書」が設けられて以来、いくつかの山林保護規定が設けられてきた。その一つに1882(明治15)年の「山林伐採規則」があるが、その前文には「顧フニ本村ノ山林荒廃スルカ久ヤ、是ヲ近来木材薪炭ノ市価日々騰貴ヲ告ケ、殆ント昔日ニ倍徒セントス、若シ今ニシテ之レカ法方ヲ設ケ之ヲ救ハサレハ、荒廃ノ極必ヤ水旱飢饉疾病等ノ災ヲ来スハ理ノ尤モ睹易キモノナリ…」とあり、当時の山林荒廃の著しさを知ることができる。そのため、四区はこの山林伐採規則が作成されたと同年に「笠松山並黒川大沢山、共有山保護規則」を作成して規制を強め、入山鑑札所持の制度を設けるほか、共有山取締委員3名を置くなどの措置をとっている。さらに、屋根板・白木材の伐採や、向う5年間の笠松山の大部分の地域における草木の伐採も禁止され、山林の保護が図られた。

その後、この保護規則は1888(明治21)年に改定され、年間7日間に限って許されていた建築用材の「白木」の伐採も禁止されるなど、立木伐採に対する規制の強化が図られた。しかし、前述したような「木材薪炭ノ市価日々騰貴ヲ告ケ」る状況の下では、実際にはこれらの規則の徹底は難しく、しばしば森林盗伐が発生した(四区財産区、1965、p38)。

そのため、1893(明治26)年に四区代表が協議のうえで、「伊賀良村北方区一部山林保護条例」が設けられることになった。この保護規定がそれ以前の規則と大きく異なるのは、「これは普通の申合せ的なものではまずいから、町村制に基づいたものにするのがよかろうと云うことになり」(四区財産区、1965、p38)、伊賀良村の条例とした点にある。18)四区(北方・大瀬木・上殿岡・下殿岡区)の全てが伊賀良村に属し、村条例による強制力が効力を発揮しやすいため、四区側からの要請でこのような措置がとられたわけであるが、それは逆に村からの圧力を招く結果となった。

実際、この村条例の制定を契機に、伊賀良村による四区財産区山林経営に対する干渉が強まり、このことは以後の財産区立木売買契約書に「立木財産管理者」として村長の署名が付されるようになった事実にも端的に反映されている。さらに、1916(大正5)年の伊賀良村「部落有財産ニ関スル申合規約」の制定によって、村からの干渉は決定的なものとなった。すなわち、こ

の規約には、①管理者は伊賀良村長で、収入は村収入役が扱う、②収支予算は関係村会の議決を要する、などの内容が明確に示され、実際にこれ以後は、村による厳正な会計審査が実施されるようになった。また、立木売却収入の処分に関しても村議会の議決を経ねばならなくなり、四区財産区の運営は村当局による強い拘束を受けることとなった。

しかし、第二次大戦中からの立木売却や造林活動の活発化の中で、村内の他区の議員を交えずに四区民のみの単独の運営を行いたいという希望が強まり(四区財産区、1965、p59)、1951年によく四区財産区議会の設置が村議会で承認された。19) こうして四区財産区は、1916年以來、次第に強化されてきた村当局による干渉から脱し、独自の管理機関による運営を実現した。

一方、現在の大十区財産区においても、1900(明治 33)年制定の「清水大持共有山保護規定」など、四区財産区とほぼ同じ内容の保護規約が設けられていた。しかし、山林を共有する各区が当時の竜丘村と伊賀良村に分属していたこともあって、村による管理が機能せず、その結果として著しい乱伐を招いた。この事実からすれば、伊賀良村の保護規定は、山林の荒廃防止の面ではある程度の効力を発揮したと言ってよからう。

## 2) 造林活動の進展

### 1. 第二次大戦前の造林状況

大平山においては、江戸中期から大平村の人々による植林が進められ、1907(明治 40)年の「大平山植栽調査書」によれば、この時点で合計 23 町歩の植林地が存在していた(村史、p978)。大平区民による植林はその後も引き続き実施され、1914(大正 3)年までに約 48 町歩が植林された。20) この時期には、いわゆる四区による植林は全く行われていなかったが、これは大平山が四区の各集落から 10 km 以上の遠隔地に位置していたためである。

一方、大瀬木区においては、1897(明治 30)年に秣山への 7.1 町歩の植林が行われた。これは、所有地の8割は区の権利であるとの想定のもとに、5人の地主から土地の無償譲与を受けて植林したもので(村史、p1052)、早くもこの時期には秣山への依存度が低下しつつあったことを物語っている。しかし、明治期までの植林は、あくまで小規模なものに止まり、集落周辺において僅かに行われる程度に過ぎなかった。

ところが、大正期における立木売却の本格化に伴い、次第に造林に対する意欲が高まって行くことになる。1917(大正 6)年に松川入山林組合への入会権の解消<sup>21)</sup>が行われたのをはじめとして、1921(大正 10)年には大平山の分割(大平区と四区)、<sup>22)</sup> 1929(昭和 4)年には本沢山の分割(大瀬木区と竜丘村の5区)<sup>23)</sup> など、次々と複雑な入会関係の整理が進められ、本格的な植林の準備が開始されたのもまさにこの時期であった。とくに本沢山の分割は、旧竜丘村の5区が官行造林を目的として大瀬木区へ分割を要請したもので、実際に 1936(昭和 11)年に竜丘村有林として官行造林が実施された。

四区財産区では、1929(昭和 4)年までは全く造林費が支出されていなかったが、1930(昭和 5)年に初めて造林費として 13 円 50 銭が計上されたのを皮切りに、その後わずかずつ植林が進められるようになった。

### 2. 第二次大戦後の造林事業の展開

前述したように、旧伊賀良村内で最も山林荒廃が甚だしかったのは大平山であり、大平山の造林が当時もっとも急務とされていた(伊賀良森林組合、1970、p47)。そのため1944年に、官行造林を目的として四区財産区有林野のうち大平山の約690haが伊賀良村有林に編入された(24)。四区財産区としては、多額の造林費用の負担が困難なうえ遠隔地であったため、村有林編入に対して大きな反対はなかったといわれる。しかし、戦時中の混乱の中で官行造林は実現せず、結局、1949年からようやく水源造林が実施されることになった。伊賀良村有林における毎年の造林面積の推移に関しては資料が存在しないが、水源造林を中心に年々50〜100haの植林が行われ、伊賀良村有林が分割解消される1956年までに約500haに及ぶカラマツの造林が実施された。終戦直後で植林に必要な労働力の確保が困難であったため、村の青・壮年団および中学校生徒等を動員して勤労奉仕的に造林が進められた。(25)

笠松山・大沢山を中心とする四区財産区の所有林野においても、村有林の造林とほぼ同時に本格的な植林が開始された。四区財産区における造林面積の年次推移を2-4図に示したが、造林面積は1951年にピークを迎え、この年の造林実績は137ha(38万4000本)に達した。四区財産区の造林事業は、ほとんどすべて森林組合への委託事業として行われた。とくに、造林が盛んに進められた1951〜61年には、常時60人の作業班員が造林作業に従事したほか、夏季の約1ヵ月間は約80人の臨時労働者を雇用した年もあった。(26)また、林業不振の影響で造林面積が減少した1962〜71年には、経費節減のため四区財産区民(約1000戸)による労働奉仕も実施された。(27)この労働奉仕は、植栽・下刈など年間3回行われる作業のうち1戸につき1回の参加が義務づけられたもので、1970年の春季造林事業の場合、1日当たり25名、合計300名が作業に従事した。(28)

一方、大十区・大七区財産区の所有林野では、財産区を構成する各区が2村に分属していたこともあって、長期にわたり造林が実施されなかったが、公団造林の分収歩合が5割から6割に引上げられたのを契機に、1967年から公団造林が実施された。そして、大十区財産区では122ha、大七区財産区では79haの造林が完了した。

## IV 近年の財産区運営の動向

### 1) 山林経営の不振と観光的林野利用

#### 1. 財産区財政の悪化

前掲の2-3図を見ると、1970年代に入ってから四区財産区の予算規模の縮小が全体として目立つが、1970年代前半にはまだそれほどの縮小は見られない。しかし、当時においても歳入に占める公団造林の受託事業収入の割合はすでに増加しつつあり、森林資源の枯渇と国産材価格の低迷の中で財産区運営は厳しい状況に置かれていた。そして、1980年代以降は、こうした厳しい財産区運営がさらに深刻化してゆくことになった。

2-6表は、四区財産区の1985年度の決算状況であるが、歳入のうち「分担金」の項目の出現が近年の経営状態の悪化を端的に反映している。立木売却収入が増加し始めた大正期以来、それまで四区財産区では造林費用等を全て山林収入で賄い、構成員からの経費徴収を一度も実

施したことがなかった。ところが、森林総合整備事業による造林（29）を始めるに当り、事業費の3割に当る地元負担金の支出が困難となり、1982年度から5年間、1戸当り年3000円の分担金の徴収をせざるを得なくなったのである。歳入の大半はこの分担金や公団造林の受託事業収入等で、所有財産からの収入は約20%に過ぎなくなっており、厳しい財産区経営の実態がうかがわれよう。近年では、議会費の支出も負担となってきており、議会廃止の声さえ出はじめている。

大瀬木区が関係する大十区・大七区・大六区の各財産区の場合も、四区財産区と同様に厳しい運営状況にある。これら3つの財産区の財政規模は四区に比してはるかに小さく、最も金額の多い大七区財産区の場合でも約244万円（1985年度）である。このうち繰越金・預金利子等の4000円と関係各区から徴収した分担金9万6000円の他は、すべて公団造林の受託事業収入である。これらの財産区では、とくに山林経営の他律化が進んでおり、会計事務さえ飯田市役所に依頼しているため、構成員の財産区に対する関心は極めて稀薄になりつつある。

しかし、このような財産区一般の経営不振の中で、新四区・久四区・大瀬木の各財産区は比較的良好な経営状態にある。これは、新四区財産区の場合には中部電力への土地貸付収入、大瀬木・久四区財産区の場合は沢城湖周辺の別荘地売却金など、山林収入以外の収益金があるためである。2-6表には大瀬木財産区の1985年度の決算書も示したが、基金繰入金1030万円があるものの、歳入の全てが所有財産による収入のみで賄われ、公民館・土蔵の建築費として1170万円もの支出が可能な状況にある。このように、山林経営の不振が続く中で、次第に山林以外の収入が大きなウエイトを占めるに至っている。そこで次に、大瀬木・久四区財産区の主要財源となった沢城湖周辺の観光的林野利用の実態について概観することにする。

## 2. 沢城湖周辺の観光的林野利用

沢城湖は1960年に完成した温水溜池であり、黒川水系の清水沢から引水し、貯留することにより水温を高め、茂都計川へ流すことを目的として造成された。30)温水溜池の計画は終戦直後に本格化し、1948年日本発送電会社から水利権を獲得して「伊賀良村西部水利組合」が組織された。この組織は、温水溜池の受益地域（大瀬木・中村・三日市場区の水田約110ha）の農民約350人から構成され、工事途中の1956年に改組して「伊賀良村西部土地改良区」となり、管理を県から委託された。

地元負担金の徴収をめぐる物議をかもしたものの31)1960年に沢城湖が完成し、湖面（大瀬木財産区有地）を利用した事業が展開された。当初はコイの放流等も行われたが、本格的な事業が開始されるのは1968年に300mのスケートリンクを設置できるよう50aの湖面拡張をして以降であった。土地改良区から湖面の貸与を受け実際に経営に当たったのは中村区のK氏で、1969年に簡単なレストハウスが建設され軽食類の販売が行われた。とくに冬季はスケート客で賑わい、1月15日頃には1日3000人の入込客があった。また夏季にも8月中旬を中心に1日で約1500人のキャンプ客があり、年間収益は300～500万円に及んだため経営は順調に推移した。

1970年、観光地としての一層の発展を期待して、長野県企業局の菅平方式による別荘地開発を受入れることになった。開発予定地は、大瀬木財産区（約5ha）・久四区財産区（約17ha）・宗教法人「山の神社」32)（約15ha）の所有地で、合計約37haの土地が県企業局に寄付された。県企業局では別荘地（160区画）を造成するほか、管理棟兼宿泊施設「沢城荘」を建設し、その後、沢城荘は土地を県に寄付した大瀬木財産区等よりなる飯田高原保健休養地管理組合33)に払下げられた。さらに1979年以降、還付金として大瀬木区へ約3800万円、「山の神社」へ約5000万

円、中村区へ約 3000 万円など、総額1億 3000 万円がかつて土地を所有していた団体に配分された(完済されたのは 1984 年)。34)

沢城荘は、完成した 1976 年から 78 年まで管理組合から委託を受けた(株)沢城文化事業社(前述の K 氏が社長)が経営していたが、賃貸料問題のもつれから、1979 年以降は(株)飯田高原観光が経営に当たっている。しかし、1983 年頃から経営不振に陥り、その後沢城荘は閉鎖されたまま放置され問題となっている。

沢城荘などからの賃貸料は滞っているものの、旧土地所有者である大瀬木財産区等には多額の還付金が配分されており、前述したように林業不況下の財産区運営の貴重な財源となっている。立木売却収入が得られず観光施設の賃貸収入も滞っている現状では、この還付金の使用方法が財産区の将来の運営を支えて行くと言って過言ではない。しかし、低金利時代に入り、利子収入のみによる運営は決して安定したものとは言えず、今後の管理組合のあり方を再検討しなければならない時期に来ていると言えよう。

## 2) 人口増加への財産区への対応

大瀬木区は飯田市街地から約 5km の位置にあるため、伊那地方の中心都市としての飯田市の発展とともに人口が増加しつつある。2-5 図は、伊賀良地区(旧伊賀良村)の人口・世帯数の推移であるが、とくに 1965 年以降の急増が目立っている。なかでも大瀬木区は、北方区と並んで人口増加が著しく、1965 年の 411 世帯が 85 年には 663 世帯にまで増加した。35)しかし、大瀬木区の 663 世帯のうち、財産区構成員として入会権を有するのは 343 世帯に過ぎない。この事実は、大瀬木区の旧来からの住民が新来住民の財産区への加入を制限してきたことを意味している。

大瀬木区における新来住民に対する権利制限の歴史は明治期にまで遡る。例えば、1891(明治 24)年には笠松山の立木売却等による共有金(約 1355 円)と貯穀米 129 俵・粃 66 俵を旧来からの住民である 217 戸のみの財産とするため、「二百十七名財産」として区とは別の団体の所有に切替えている(村史、p841)。36)また、1915(大正 4)年の申合規約では、新来住民に対して恩謝金 2 万円以上の納入の納入を義務づけることが規定された。この翌年の伊賀良村の歳入総額が 8037 円であったことから考えると、この規定は新来住民の「村入り」を完全に拒否することを目的としたものであったと言えよう。この規約はもちろん現実には厳密に守られたわけではなかったが、立木売却が本格化するなかで、当時すでに新来住民への対応が区の重要な問題として表面化していたことを知るうえで重要である。

しかし、第二次大戦後とくに 1960 年代からの都市化に伴う新来住民の急増のなかで、入会集団の危機感はより一層つよいものとなって行った。例えば、秣山の「山の神社」有地化も、このような危機感を端的に反映したものであった。前述したように、大瀬木区には約 175 町歩の秣山が存在したが、草肥依存度の低下から植林もほとんどなされないまま放置されていた。37)第二次大戦後、ようやく秣山の区有化が協議され、1952 年に区有化が実現した。38)ところが、これらの林野は大瀬木財産区に編入された訳ではなく、旧来の村落社会構成員が氏子となっている無格社「山の神社」の所有地とされた。39)これは飯田市合併を機に財産区に対する市の管理体制が強化されはじめ、財産区制度の問題点が地元の人々にも認識されてきたことによる措置であり、これにより一切の新来住民の加入を排除することが法的に可能となった。40)

また、大瀬木財産区においても、1962年に県営の三尋石団地が大瀬木地籍に建設されたことを契機に、1964年に新しい規約が設定された。この規約によれば、財産に対する権利を有するのは旧来からの住民のみであり、新たに参加を希望する住民は5万円以上(分家は1万円以上)を支払うものとされている。さらに、従来は財産管理・行政の両面を備えていた「区」を明確に財産区と自治区に区分し、新来住民は自治区のみに加入し、財産区への加入は不可能とされた。実際に、1969年以降、財産区は新規の加入者を一切認めていない。

一方、四区共有山(現在の財産区)においても、すでに1888(明治21)年の保護規則で、新来住民の加入を禁止している。41)しかし、1889(明治22)年の町村制施行以来、四区共有山は行政側から財産区として扱われており、1911(明治44)年の保護条例に「共有村へ転籍又ハ入寄留者ハ一戸毎ニ金五円ノ加入金ヲ納付シテ山権ヲ取得スルコトヲ得」の条文を付したところ、村会は通過したものの、内務省への許可申請で「適法ナラズ」との指示を受けて、条文を廃止せざるを得なくなっている(村史、p1030)。

しかし実際は、大瀬木財産区などの各区単位の財産区において権利を有しない住民は四区財産区においても権利が得られず、1911年以降も新来住民の加入は原則として認められなかった。例えば、1963年改正の運営内規でも、権利者は「慣例による財産区民の資格を有する者及びその家族」に限られ、「新たに当財産区に対し権利を有する者ができた場合は、1人につき金5千円を加入登録料として当該区から当財産区へ納入するもの」とされており、あくまで四区それぞれの財産区に加入を許された者に限って加入を許可していた。その後、四区財産区としても新規加入の禁止を明示する必要が生じ、1973年以降は分家といえども一切の新規加入者を認めないことになった。

第二次大戦前の町村制を引継いだ地方自治法の規定による財産区制度では、財産区住民すべてが財産区の財産に対する権利をもつことになっている以上、これらの新規加入の禁止措置に対する新来住民の反発が当然ながら予想される。ところが、立木売却収入もなく、財産区の構成員でさえ所有山林への関心が稀薄になっている今日では、新規加入を希望する住民はほとんどなく、逆に加入に消極的な住民の方が多い。42)したがって、現在のところは新来住民の財産(山林)への無関心のため、皮肉にも財産区制度の矛盾は顕在化していない。このような実態のため、市当局では財産区の新規加入禁止の措置に対して柔軟な姿勢をとっている。しかし、市としても地方自治法に反する措置を黙認する訳にもいかず、1967年に開始された入会林野整備事業の一環として、実質的には入会林野としての性格を持つ財産区を生産森林組合等へ移行して行くよう指導しており、1985年には北方財産区が生産森林組合への移行を完了している。

## V おわりに

大瀬木区が所有する広大な入会林野は、かつて薪・刈敷・稜等の採取を通じて、区民の経済生活を直接的に支える機能をはたしていた。さらに、大正期から増大した立木売却収入は、造林事業を展開するうえでの貴重な財源となったほか、小学校・保育園等への寄付など公益的事業にも積極的に使用され、地域社会の発展に大きく寄与してきた。

一方、こうした山林の価値の増大に伴い、盗伐などの過剰な林野利用による山林荒廃が問題化した時期もあった。とくに、数ヵ村入会をそのまま受け継いだ複雑な入会関係の林野ほど山林の荒廃が著しく、その意味では「共有の悲劇」の典型とも言える状況が展開されることになった。つまり、「共有の悲劇」は共同体的な規制が作用する範囲を超えた地域集団による共有の場合に発生しやすく、実際には複数のむらの対抗・競争関係が資源の過度の利用を招くものと考えられる。したがって、「集团的所有」という所有形態自体に問題が存在するのではなく、「管理機能のおよぶ社会集団(むら)の範囲を超えた共有」にこそ過度の林野利用を発生させる原因があると言えよう。こうした点からも、集团的所有の主体はあくまで管理・規制が機能する地域集団であることが重要であり、一般的には単独の「むら」単位あるいは同等の地域スケールで集团的所有・管理の枠組みを考えて行く必要があるだろう。

しかしながら、1960年代後半からの全国的な林業不振に伴って、四区財産区のような1000ha以上もの山林を有する事業体でさえ、きわめて厳しい運営を強いられている。そして、わずか60haの山林しか有しない大瀬木財産区の方が、所有林野の観光的利用などによる収入を得て、逆に四区財産区よりも良好な経営状態にあるという皮肉な結果も生まれつつある。また、所有山林面積も少なく、その他の財産収入もない大十区・大七区などの財産区では、分担金の徴収によって何とか最低限の運営を維持しているのが現実である。現在では、山林は富を生み出すことはおろか人々の重荷にさえなっているといえよう。

こうした財産区の経営悪化のため、一般に構成員の財産区に対する関心は薄く、新来住民の増加による財産区民と権利を有しない住民との摩擦という財産区運営を脅かしかねない問題も、現在のところ顕在化していない。しかし、新来住民の増加への危機感から、隣接する北方財産区では、1985年に生産森林組合への移行が実施された。これを手はじめに市の指導が進み、財産区解消への動きは近年とくに強まりつつある。四区財産区などにおいても、生産森林組合への移行などの対策が検討されているが、国から補助金が得られる生産森林組合へ移行する場合でも、測量費だけで1ha当り約1万円の経費が必要となる。このため、財産区内部では、無理をして財産区を解消するよりも固定資産税免除等の財産区に対する優遇措置を受けていた方が得策、とする意見が大半を占めている状態である。

飯田市の各財産区では、近年の経営難を事業の縮小や管理体制の簡素化等の消極的な対応策によって克服しようとしている。しかし、最大の資源である所有林野を全く活用しない運営には所詮限界がある。むしろ、現在わずかに行われている保養施設等に対する土地貸付事業や、自律的な観光事業の導入など、林業のみに限定せず積極的に収入の道を模索して行くことが重要であろう。所有林野を林地として見るだけでなく「広大な共有空間」としてとらえ、多様な方法で活用して行くことによってこそ、将来への展望が開けるのではないだろうか。

## 注

- 1) 天竜川左岸地域における入会林野の少なさは、近世末期まで被官制度が残存し、明治初年まで先例慣行が行われていたことと深く関わっているものと考えられる。
- 2) 長野(1983)によれば「財産区は、主として市町村の一部で財産又は公の施設の管理及び処分を行うことを認められた特殊な地方公共団体であって、市制町村制の施行

の当初から行われている制度」である。

- 3) 財産区管理会の管理委員の7名の定員に財産区内勢力(部落)数が整合しない場合にこうした例が多い。
- 4) 立夏の5日後から夏至までの約1ヵ月半は地主が排他的に採草できるが、それ以後は大瀬木区民全員が地主と同様に利用できた。
- 5) 秣山は地主に優先権があるため、その他の区民は刈敷等に不足をきたし、不足分を金肥で補完していたと言われる。
- 6) 養蚕における多肥農業が稲作にも適用され、長野県では反当平均1円88銭(1907年)の金肥が投入されていた(長野県、1971)。
- 7) 1881(明治14)年に区と地主の間に「秣山定約書」が締結され、地租の8割を区が負担することになっていた。
- 8) 大平山は大平区と四区の共有山であったが、四区財産区(笠松山・大沢山)と共同会計であった。
- 9) 明治・大正期のデータには欠落が予想される。なお、伐採面積・本数のデータは入手困難で、売価のみを示すにとどまった。
- 10) 6トンのボイラー1台につき、1日当り薪を約150束も消費したと言われる。
- 11) 山林購入資金は、田口製糸・片倉製糸(各3口)、浜島製糸・岩崎製糸・伊賀良館・亀屋(各1口)により調達されていた。
- 12) 以下、この文献を「村史」と略記する。
- 13) 1943年には、27万5000俵(1俵=15kg)の木炭を生産していた。
- 14) 配分率は、50%が地価割、50%が戸数割で計算された。
- 15) 1921(大正10)年の伊賀良村の歳入総額が2万9426円であったことを考えると、いかに莫大な収益金であったかが分かる。
- 16) このうち40.5%が伊賀良森林組合への事業委託料として支出されたほか、10.6%がマイクロバスの購入費に、36.2%が林道建設関係費用に支出された。
- 17) 他の年度も、保育園への支出金は平均約40万円、多い年でも100万円程度であった。
- 18) 町村制第125条により、内務大臣へ村条例設置の許可を申請し、1894(明治27)年11月11日付で許可された。
- 19) 四区への分収歩合(大平山が村有林に編入された時の条件)をめぐって村議会が紛糾したことが直接の契機となった。村側の財産区議会設置の承認は、四区側が村有林の分収歩合の解消を受諾することの交換条件であったと言われる。なお、村有林の分収歩合問題は、1959年の村有林分割により正式に決着した。
- 20) 当時の土地所有者である5区(北方・大瀬木・上殿岡・下殿岡・大平区)との間に5:5の分収契約が取りかわされていた。
- 21) 従来の松川入山林組合への入会慣行を解消する代償として、押の沢地籍の林野(約102町歩)が四区財産区へ譲渡された。
- 22) 明治中期ごろから大平区民による無断植林や盗伐が続出していたが、四区側としては遠隔地で監視が困難なため約250町歩を大平区へ無償譲渡して入会関係を解消した。

- 23) 旧竜丘村の5区と大瀬木区との共有であったが、93町歩のうち約42町歩を旧竜丘村側へ無償譲渡した。なお、分割地を除いた約8町歩は、大六区財産区として現存している。
- 24) 無償での村有林への編入の条件は、今後の立木売却収入の30%を四区財産区に分配するというものであった。
- 25) 例えば、1949年には中村区の約300人が労働奉仕を実施した。この時期の労働力提供を理由として、1956年の飯田市合併時に中村・三日市場区に対して村有林の一部が譲渡された。現在は二区財産区の所有林野となっている。
- 26) 工事人夫の日当が約350円であった当時、1000円以上の高収入が得られた。臨時に雇用された人々のほとんどは伊賀良村内の住民であった。
- 27) 山林への関心を喚起する目的もあって実施されたと言われる。日当は支給されたが、正規の日当の3分の1程度であった。
- 28) 割当て日数は、かつての収益分配率に比例して、大瀬木・北方(4日)、下殿岡(2日)、上殿岡(1日)と決められた。
- 29) 植林のみでなく下刈などの作業に対しても25年生まで国・県からの補助金を得られ、公団造林よりも条件が有利であった。
- 30) 沢城地籍の約50haを対象とした終戦直後の戦後開拓計画を阻止する目的もあった。
- 31) 地元負担金約1000万円が捻出できず、村長辞任の事態にまで至ったが、飯田市合併時に飯田市が負担することにより問題がおさまった。
- 32) かつての大瀬木区の秣山を旧来の村落社会構成員からなる入会集団のみの所有とするため、形式的に宗教法人有としたものである。
- 33) 当初は飯田市長が管理組合長となっていたが、1973年から地元代表による運営に転換され、現在は大瀬木財産区長を組合長とする52名の役員により運営されている。
- 34) 久四区財産区への還付金は、大瀬木財産区45%、中村財産区35%、三日市場財産区15%、久米地区の一部に5%という旧慣による配分率に従って分配された。
- 35) このほか大瀬木地籍には203世帯の三尋石団地が存在するが、独自の自治会を組織している。
- 36) この財産は、第二次大戦前に育英資金(年に1人に対し1円)として使用されたほか、米の貸与制度を支える基金ともなった。
- 37) 実質的には大瀬木区の入会林野であるため、地主としては勝手に植林することもできなかった。
- 38) 大瀬木区は、代償として当時の地主52名に総額36万円を支払った。
- 39) 大瀬木区内には、純粹の公有財産とすべきとの意見もあったが、最終的には1976年に全員一致で「山の神社」への移行が実現した。
- 40) 地方自治法では、財産区運営の基本原則の一つとして「住民の福祉を増進すること」と定められている。総務省としては、入会権を有しない新来住民も「住民」として共有財産による収益を享受できるという入会林野公権論の立場をとっているため、実質的な入会林野としての性格を持つ財産区においても入会権が否定される危険性がある。
- 41) ただし、入山希望者には年1円を支払うことを条件に、薪・草の採取のみを認めて

いた。

42) 北方財産区では、1975年に新規加入を禁止するまでは、希望者を積極的に募った時期もあったが、予想に反して希望者はほとんどなかった。

## 文献

伊賀良森林組合(1970):『伊賀良森林組合沿革詩』伊賀良森林組合, 77 ページ.

伊賀良村史編纂委員会(1973):『伊賀良村史』伊賀良村史刊行会, 1270 ページ.

四区財産区(1965):『四区共同山沿革誌』四区財産区, 101 ページ.

下伊那教育会郷土調査部(1966):『下伊那の地誌—木曾山脈東麓地域—』下伊那教育会,

高橋寿昭(1973):財産区の運営について—昭和 48 年財産区実態調査より—. 信州自治, 26—12, 37~42.

長野県(1971):『長野県政史 第一巻』長野県, 635 ページ.

長野県(1972):『長野県政史 第二巻』長野県, 673 ページ.

長野士郎(1983):『逐条地方自治法』学陽書房, 1308 ページ.

平澤清人(1967):『近世入会慣行の成立と展開』御茶の水書房, 292 ページ.

## 第3章 入会林野の解体と林野利用の粗放化

—静岡県沼津市愛鷹山麓を事例として—

### I はじめに

本章では、山麓部の農村が共同で所有する広大な入会林野が存在していた愛鷹山南東斜面の林野利用の展開過程をたどる作業を通して、林業的な利用のみならず農地としても重要な役

割を担ってきた入会林野利用の実態を明らかにする。とくに愛鷹山南東斜面の入会林野の場合、第二次大戦後の農地改革を契機として入会集団が解体し、その後は個人分割化が著しく進展した。入会林野整備事業の論理に従えば、入会林野の個人分割化により造林の進展等の林野利用の高度化が図られるはずであったが、愛鷹山斜面では個人分割された林野が1960年代後半から土地投機の対象として企業に買い占められ、その後の景気低迷のなかで全く利用されないまま放置され、著しい林野利用の粗放化を招いている。こうした林野利用の実態を明らかにすることにより、必ずしも入会林野にみられる集団的所有が林野利用の衰退の元凶ではないことを実証することが本章の目的である。

愛鷹山(標高 1188m)は、富士山の南東に位置しており、とくにその南東斜面(とくに高橋川以東)では火山性の緩斜面が発達している(3-1 図)。愛鷹山の南方には山麓線沿いに列状の集落が立地し、それらの集落を結ぶ形で旧東海道の脇街道であった根方街道が東西に走っている。これらの山麓線沿いの集落は「根方」と総称され、駿河湾沿いの「浜方」の集落との間には、かつては「浮島が原」と呼ばれる沼沢地が広がっていた。この浮島が原では、近世以降に漸次水田化が図られてきたが(加藤、1986)、排水路としての昭和放水路・昭和第二放水路の完成等によって乾田化が進むまでは、ほとんどの水田が深い湿田であった。

愛鷹山南東斜面一帯は、明治期以降の原野の開墾の結果、緩斜面の大部分が農地になり、現在は主に茶園として利用されている。一方、これらの地域では、1960年代後半から4つのゴルフ場が建設されはじめ、工場・大学用地など非農林業的な土地利用が進み、大規模開発だけでも総面積は約550haにまで及んでいる。

第二次大戦後の高度経済成長期以降は、沼津市の都市化の進展に伴い、根方街道沿いの集落のみならず、かつての水田地域においても著しい宅地化が進んだ。その結果、愛鷹山南東麓の人口は急増し、沼津市の愛鷹・浮島の2地区の人口は、1万2392人(1955年)から2万2829人(1994年)と、30年間で2倍近くにまで膨れ上がっている(3-2 図)。なお、愛鷹山の南東斜面は、行政的には富士市・沼津市・長泉町・裾野市の3市1町にわたって広がっているが、本章では沼津市域の愛鷹・浮島の2つの地区(1)を中心に、林野利用の展開過程を辿ることとする。

## II 愛鷹山組合の成立と原野の農地化

### 1) 明治初期までの林野利用

愛鷹山の南東斜面一帯(約6000町歩)のうち標高100~150m以上の林野は、少なくとも文禄年間以降、地元の44ヵ村の入会地であり、これらの村は稜・落葉枝のほか、若干の薪材等の採取も許されていた。その入会地に幕府の馬牧(馬の飼育を目的とした牧場)が開設されたのは1796(寛政8)年であったが、その後も一貫して入会村による従来からの採草地としての利用が保障された(内海編、1949)。

ところが1874(明治7)年、林野の官民有区分に当り、これら全ての林野に対して官林編入の布達があり、翌年に一等官林に編入されてしまう。1874年に地元住民が県に差出した伺書が奏功し、原宿外51ヵ村の金納による借地の形態がとられることによって、従来の林野利用はかろうじ

て許可されることになったが、この官林編入によって入会集団の林野所有権は否定されることになった。

幕府の馬牧としての利用の事実が、官林に編入されるうえでの大きな根拠となったと考えられるが、当時の村落生活の重要な基盤である入会林野の所有権が確認されなかったことは、入会集団にとって極めて重要な意味をもつものであった。そのため官林に編入されると、即座に民有引戻運動が開始され、県への嘆願書の提出や中央政府への工作が繰り返された。2) その結果、1883(明治 16)年、かつての 44 ヶ村入会地(約 6000 町歩)のうち、後に愛鷹山組合所有地(3-1 図)となる約 3000 町歩の原野について、地元民による牧場の開設を条件として、政府から 20 年間の無料借地の許可が下りることとなった。

ただ、無料借地の許可が下りる前の 1880(明治 13)年に、地元民による「鉞伐」に対する警告が出されていることから(内海編、1949)、官林に編入されていた時期においても実質的には入会集団による従来の林野利用が継続されていたものと見られる。この事実からも、当時の林野利用に対する需要がいかに大きなものであったかを知ることができる。

## 2) 愛鷹山組合の成立

1883(明治 16)年に無料借地の許可が下りると、その管理主体となった「原駅外五ヶ町四十六ヶ村連合会」によって、借地許可の条件である牧場開設のための諸事業が開始された。まず牧場経営の核となる畜産事業であるが、専ら牛の飼育が行われ、1896(明治 29)年の時点で飼育動物(牛馬合計)数が 150 余頭にまで至ったが(内海編、1949)、全体としては当初計画されていたような十分な成果をあげられなかったようである。3)

むしろ中心的に進められた事業は「動物暑寒凌ノ為メ」の植林事業と、「動物飼料作物栽培」で、同じく 1896 年の時点で植樹反別 300 町歩、開墾地も 200 町歩にまで及んだ(内海編、1949)。とくに開墾は、飼料作物栽培を目的とした直営開墾に刺激されて、入会村民各自により次々と開墾されることになり、後述するような事業の趣旨に反するまでに進められた。

また、連合会の「牧場地保護規約書」の第二六条に「愛鷹山牧場入会地一般ニ於テ悪木…ヲ選ヒ萩肥草秣竹茨等刃先キ五寸以下ノ小鎌ヲ以テ刈取ル事ヲ得ヘシ…」とあるように、一方では採草地的な利用も認められていた。その結果として、内海編(1949)が指摘するように「荒稼ぎしなければ入会民は安心して秣等の肥料材を収益出来ることになり、当面不足はないので、遠大なる抱負の下に長期建設を企てる連合会直営事業には関心も熱意も薄」い状況が生まれるに至ったのである。ほんらい牧場経営の中心となるべき畜産事業が、この後に大きな発展を遂げ得なかった理由も、まさにこの点にあったと言えよう。

このように、いわゆる無料借地時代においても従来からの採草地的な利用が保障され、林野利用の実態に大きな変化はみられなかった。むしろ、林野の耕地化の可能性が地元民に示され、後述するようなその後の著しい開墾の端緒となったという意味で、この時期はきわめて重要であった。

ところが、1889(明治 22)年、突然に無料借地が御料地に編入されることになり、同時に借地権も消滅するという危機が訪れることになる。そこで、原駅外五ヶ町四十六ヶ村連合会の権利義務を踏襲した「原町外十ヶ町村組合」に借地関係町村以外の富岡村(現裾野市)の千福・葛山の 2 大字を加えた「沼津市外十ヶ町村組合」が主体となって、御料地払下げ運動が展開された。4)

その結果、無料借地の許可を受けた約 3000 町歩の林野と千福・葛山に関わる 270 余町歩の合計約 3270 町歩の林野が、1899(明治 32)年に「沼津町外十ヶ町村組合」に払下げられ、ここに愛鷹山組合 5)が誕生することとなった。なお、「世傳御料林」と呼ばれる無料借地の対象から除外された愛鷹山斜面の上方部分は、この時の払下げの対象からも除外され、現在は国有林となっている。6)

### 3) 開墾地の拡大過程

前述したように、無料借地時代から牧場経営の一環として開墾事業が開始され、1884(明治 17)年には、「原駅外五ヶ町四十六ヶ村連合会」の直営事業として5町歩が開墾されて、飼料としての牧草・トウモロコシ・陸稲が栽培された。しかし、すぐに経営が破綻して直営開墾は中止され、翌年から「貧民救護ノ目的」で「中人以下ノ者」を対象として 1 年間に1反歩の「自由開墾」が許され(鷹根村、1913)、入会村民各自による無料借地の耕地化が進められることになった。

1885(明治 18)年以降の開墾地面積は急速に増大し、1889 年には鷹根村地籍内だけでも 96 町歩の開墾が実現し(鷹根村、1913)、払下げ直前の 1896(明治 29)年には、開墾地面積は 200 町歩にのぼった。こうした急速な開墾に伴って、連合会の直営事業としての植樹地まで無断で開墾されるような事態が発生し、1894 年には連合会が無断開墾地に対して開墾地料を課すことで決着している(内海編、1949)。連合会の規制に反し、植林予定地までも開墾が進み、その後も開墾地料を支払ってまで畑地が維持されたことは、早期からの地元民の開墾への願望を物語る事実として注目に値する。

3-3 図および 3-4 図は、払下げ直後の 1902(明治 35)年に発行された陸地測量部発行の 2 万分の 1 地形図をもとに作成した土地利用図である。7)これを見ると分かるように、とくに東方の鷹根村地籍では、かつての御料地(その後の愛鷹山組合所有地)との境界を超えて標高 150m 付近まで普通畑が広がっており、払下げ以前から開墾がかなり進行していたことが窺われる。なお、境界を超えて耕地化された地域の上方部分は、それまで採草・放牧を主体とした林野利用がなされてきたため、大部分が疎林さえ存在しない原野となっており、この地域の開墾は山林の開墾に比べればかなり容易であったと思われる。

このように、払下げ以前から原野の開墾が急速に進んでいたが、1899(明治 32)年の愛鷹山組合の成立後は、より本格的に開墾地面積が増大することになる。愛鷹山組合では、払下げ直後に開墾地貸与規則を定めて、組合員に対する開墾のための土地貸付を本格的に開始した。この開墾地貸与規則では、組合町村の戸主に対して、1~6等までの開墾地料を設定し、5年間の貸与を行うことを定めており、1900(明治 33)年度には、2316 人の開墾人に対して、約 323 町歩の開墾地が設定された。

しかし、この貸与規則の設定後、開墾人による開墾地料の引下げ等の強い要求があり、いわゆる「愛鷹山開墾地紛議」が生じたが、1901(明治 34)年の和解の結果、開墾地料は引下げられ、貸与期限も 10 年に延長された。8)そして、こうした開墾を進めるための比較的有利な状況が整えられる中で、明治末期から大正期にかけて、急速に愛鷹山麓斜面の開墾が進むことになった。

3-5 図は、愛鷹山組合所有地内での開墾地面積と開墾人数の推移を示したものである。これによれば、1903(明治 36)年頃から急速に開墾地面積は増大しはじめ、1924(大正 13)年までは

ば一貫して著しい増加傾向が続いていることが分かる。そして、ピークに当たる 1924 年には、開墾地の総面積は 1385 町歩、開墾人 1 人当りの面積は約 3.2 反歩にまで達し、緩傾斜斜面の開墾適地の大部分が耕地化された。一方、開墾人数は 1902(明治 35)年まで激増しているが、その後は約 4000 人程度で安定しており、明治末期から大正期にかけて 1 人当りの開墾地面積の拡大が進んだことが分かる。

開墾に当っては、個人が全く自由に場所を選定して開墾を行うことができた訳ではなく、実際には大字ごとにおおまかな地域設定がなされ、その範囲内で開墾が行われていた。すなわち、大字ごとの開墾場所は、旧来からの入会利用の地域区分に従って甲・乙・丙部の 3 つに区分され(甲・乙の境界線は現在の沼津市・長泉町の境界に、乙・丙の境界線は旧金岡村・鷹根村の境界に相当する)、各大字がいずれかの地域に属するように設定された。9)

具体的には、丙部の場合、鷹根・浮島村の「根方」の集落と片浜村・原町の「浜方」の集落から構成されており、聞き込み調査によれば、開墾地までの距離に応じて 3-6 図のように大字単位で開墾地が指定されていたと言われる。その結果、3-1 表のように、開墾地に近接した根方の集落のみならず浜方や町場の集落の人々による開墾地の割合も多くなり、丙部の場合、開墾地総面積のうち浜方の諸集落の占める割合が約 33%にまで達している。とくに片浜村は、開墾人数では最高となっており、山麓線沿いの集落だけでなく海岸沿いの集落の人々にとっても、開墾地は貴重な存在であったことが窺われる。

#### 4) 開墾地における農業経営

無料借地時代における開墾地では、まず牧草・トウモロコシ・陸稲が栽培されてことは前述したが、その後は牧草の栽培が中止されて陸稲・トウモロコシとなり、さらにトウモロコシは甘藷に変わって、その裏作として麦・大根が栽培されるようになった(鷹根、1913)。そして、このような甘藷・陸稲(夏作)－大根(秋作)－小麦・大麦(冬作)という基本的な作付体制は、第二次大戦後の 1955 年頃まで維持された。

このうち、主に自給用穀物として重要であったのが、陸稲と大麦・小麦を主体とした麦類の栽培であった。陸稲栽培に関するデータは少ないが、1912(大正元)年における鷹根村の米の作付面積 4424 反のうち約 45%、収穫量 5407 石のうち約 32%が陸稲で占められていた(3-2 表)。また、内海編(1949)にも、1907(明治 40)年当時の開墾地約 600 町歩のうち甘藷が 10 分の 7、陸稲が 10 分の 3 の割合で作付けられていたことが記されており、10) 陸稲は後述する水稻栽培の不安定性をカバーするうえで重要な存在であった。ただ、陸稲の反当収量(1912 年)は 0.85 石と低く、11)それが甘藷栽培ほどの隆盛を見なかった一つの理由だと考えられる。

麦の作付面積は、3-2 表のように年々の変動があるものの、開墾が進展した明治末期から大正期にかけて作付面積に大きな伸びが見られ、開墾地においても主要作物であったことが窺われる。麦は、大麦・小麦が主として栽培されていたが、小麦の作付割合が多いのがこの地域の特徴で、静岡県統計書によれば 1931(昭和 6)年には約 73%が小麦で占められていた。高冷地では一般に大麦の割合が高くなる傾向にあるが、小麦の作付面積が卓越していたことから、低暖地の緩斜面である愛鷹山麓地域の生産性の高さを知ることができる。12)

一方、商品作物として重要であったのが甘藷である。とくに甘藷は、大根などと同様に他の作物に比して連作障害の心配が少なく、少量の肥料でも生産が可能のため、火山性の酸性土壌

である愛鷹山山麓斜面や箱根火山斜面などで 1955 年頃まで大量に栽培された。甘藷は、すでに明治期から沼津・原の仲買業者を通じて各地へ出荷されていたといわれるが、早くも 1907(明治 40)年には仲買業者による中間搾取から脱するために、鷹根村で甘藷の共同販売が開始され、県内各地・福井県・滋賀県等の甘藷問屋との間に直接の取引が成立していた(鷹根、1915)。

とくに昭和初期から第二次大戦直後の食糧増産期までは、甘藷が盛んに栽培され、13) 収穫された甘藷は東海道線の沼津・原駅などを経由して出荷された。このほかトラック輸送も利用され、愛鷹村だけでも 9~12 月の収穫期には、1 日に 4 トン車 15~20 台分の出荷量があった。出荷先は大阪方面が多く「三島甘藷」として好評を博した。

また大根も、甘藷と並んで重要な商品作物だった。大根は漬物用が主体で、8 月下旬~9 月上旬の甘藷の早堀り終了後に播種し、12 月に収穫した。大根の作付面積は甘藷ほど多くはなかったが(3-2 表)、浮島村の井出では昭和初期に京都の沢庵問屋との間に契約栽培が行われたほか、出荷組合による沢庵の漬け込みも実施され、当時としては貴重な現金収入源となっていた。14)

一方、現在の農業の中心である茶は、すでに 1879(明治 12)年当時、浮島村の 3 戸が製茶業を営むなど(原町教育委員会、1963)、全国的にも早くから栽培が開始されていた。しかし、開墾地化が進む以前は畦畔茶が主で、いわゆる定型茶園での栽培は、1899(明治 32)年の愛鷹山組合成立後に本格化したといわれる。1902(明治 35)年当時の土地利用図(3-3・3-4 図)にも、すでに旧来からの畑地に定型茶園化された耕地を見ることができるが、開墾地化の進展とともに茶園も斜面上方へと展開していった。15)

また 3-3・3-4 図を見ると、浮島村地籍の西方の斜面において茶園が目立つが、1928(昭和 3)年の大字別の茶の生産状況を示した 3-3 表でも同様な傾向が見られ、愛鷹山麓の茶生産の中核である西南斜面(富士市側)に近い西方の諸集落において当初から栽培が活発であったことが分かる。

以上のように、開墾地では麦・陸稲といった主穀と、甘藷・大根・茶などの商品作物が栽培され、食糧供給と現金収入獲得の両面で、開墾地は地元民にとって不可欠な存在となっていた。

## 5) 林野の耕地化の要因

前述のように、愛鷹山南東斜面では、無料借地時代から進んだ開墾によって、約 40 年たらずで約 1385 町歩(1924 年)もの耕地が開かれ、急速な勢いで開墾が進行してきた。短期間のうちに、このような著しい原野の耕地化が進んだ最大の要因として挙げられるのは、従来からの水田を中心とした農業の生産性の低さである。

愛鷹山南麓一帯は、かつては駿河湾の砂州と愛鷹山に挟まれた沼沢地であり、標高 2m 以下の低湿地が広がっていた。現在は、1943 年の昭和放水路の開削や、1963 年の昭和第二放水路の建設を含む 1959~68 年の沼川改良事業によって、かなりの水田が乾田化されているが、それ以前の水田の多くは深い湿田で、二毛作が不可能な状態であった(沼川治水史編纂委員会、1976)。

しかも、これらの湿田地帯の地層は、累積腐植土とその泥炭化層から成っているため、大雨時には水田が浮き上がって移動することもあり、16) 平年作でも乾田の 7 割程度の収穫しかなく、「5

年1作」「3年1作」といわれるほど毎年の収穫も不安定だった(静岡県史編さん室、1992)。そのため、1950年の1戸当りの水稻収穫面積は、愛鷹地区で32.1a、浮島地区で37.9aと、浮島地区では県平均(35.9a)を上回ってさえいるが、実質的には浮島地区といえども生産水準は低位にとどまっていた。

こうした水田農業の不安定性により、愛鷹山南麓の集落では、農業の生産基盤を愛鷹山の南東斜面に求めざるを得ず、集落に近い斜面下部は、早くから普通畑(シラハタ)として利用され、水稻の生産を補うための陸稲・麦などが栽培されたのである。

しかし、3-3・3-4 図を見れば分かるように、愛鷹山麓の緩斜面のうち標高約150m以下の地域は、1899(明治32)年の払下げ時点で、すでに耕地あるいは農用林としてのクロマツの植林地とされており、そのはけ口を当時の御料地に求めざるを得ない状況にあった。ただ、愛鷹山組合の成立前は、これらの図からも判断できるように御料地との境界線は、耕地化の限界としてある程度の拘束力をもっていたが、その拘束力が弱まった愛鷹山組合の成立後に、一気に開墾が進んだものと考えられる。とくに、片浜村などの「浜方」の集落は「根方」の集落のような斜面の耕地化の可能性さえなかったため、愛鷹山組合成立後の開墾に際して、3-1 表に見られるような積極的な行動がとられたものと言えよう。17)

この他の要因としては、多くの開墾地の開墾前の植生が原野(低木や草地)で、林地の開墾のように大径木の伐採を伴わず、比較的開墾が容易であったこと等も考えられる。しかし、基本的には、こうした水田農業の生産性の低さと、それを補完すべき畑地の不足が、愛鷹山南東斜面の開墾の急速な進展をもたらしたと考えてよいだろう。

一方、こうした開墾の進展に伴い、愛鷹山組合には多額の開墾地料が入るようになり、1902(明治35)年には組合の歳入総額の約60%、1910年には約39%を占めるに至っている(内海編、1949)。したがって、組合運営にとっても開墾地料は、必要不可欠な財源となっていた。そして、後述する植林地の貸与によって得られる借地料とともに、それら愛鷹山組合の収入は、各町村への配当金・農道改修工事助成金、農業会への農業指導助成金等の形で各町村・団体に還元されていた(静岡県農地部、1956)。

しかし3-5 図に見たように、開墾地面積は1924(大正13)年をピークに減少し、1926年以降は1100~1200町歩の間で安定するようになる。この理由として、内海編(1949)は、1920(大正9)年に決議された開墾地料の5割値上げと、同年から発生した野鼠の蔓延対策として採用された開墾地の植樹地転換許可とをあげているが、筆者はこうした要因に加えて、開墾地の地力減退に伴う生産力の低下が、開墾地減少の重要な要因となったのではないかと考えている。

確かに、鷹根村(1913)には、この地域では1883(明治16)年以後に「乾鰯魚粕」と過磷酸肥料が使用されるようになったとの記述があるが、実際に「開墾地」で一般に施肥が行われるようになったのは、大正期以降であったといわれる。18) また、開墾が進行するに伴い開墾地が次第に標高の高い地域に移動したため、斜面上部の開墾地では堆肥さえもほとんど施さない場合が多かった。つまり、耕境に当る斜面上部では、こうした略奪的農法が卓越したために次第に地力が減退し、すでに大正末期までに畑地としての維持が困難な開墾地が多かったのではなかろうか。19)

いずれにせよ、愛鷹山麓地域の人々にとって、これらの開墾地が必要不可欠な存在であり続けたことには変わりなく、現在においても後述するように茶園等として農地の重要な一角を構成している。

### Ⅲ 植林事業の展開過程

#### 1) 愛鷹山組合による植林事業

愛鷹山組合所有地において初めて植林事業が開始されたのは、無料借地時代の 1885(明治 18)年であった。この植林は、前述した「原駅外五ヶ町四十六ヶ村連合会」の牧場経営の一環として「動物暑寒凌ノ為メ」に「原野ノ内溪間嶮岨地等ヲ択」んで実施されたものだったが、連合会には植林のための財源がなかったため、実際には各大字に植林地を割付ける形で行われた。その結果、1896(明治 29)年までに、330 町歩の植林が実施された(内海編、1949)。

植林事業は、1899(明治 32)年の愛鷹山組合成立後、開墾地の増加による水害の防止の意味もあって本格的に実施されることになるが、20)愛鷹山組合では直営造林以外にも多様な造林形態での植林が行われていた。当時の植林植林状況を知るための唯一の資料である内海編(1949)の記述には不明な点が多いが、おおよそ次のような形態で植林が行われたようである。

- ① 組合が直営で植林したもの。
- ② 組合が苗木等の経費を負担、町村が労働力を負担するもの。
- ③ 組合が町村に土地を供与し苗木等の経費も負担、町村が労働力を負担するもの。
- ④ 組合が学校に土地を供与し苗木等の経費を補助、学校が労働力を負担するもの。
- ⑤ 組合が大字に土地を供与、大字が植林の経費・労働力を負担するもの。
- ⑥ 組合が大字に土地を賃貸し大字が植林したもの。21)
- ⑦ 組合に無断で個人が植林したもの。

以上のように、経費・労働力を負担する主体の違い、土地の供与・賃貸の違い等によって、7種類の造林形態で植林が進められた。

これらの造林形態別に、1903(明治 36)年から 1923(大正 12)年までの造林面積を示したのが 3-4 表である。数値は正確を期しがたいものの、当時の植林の概略は把握できるものと思われる。これによれば、⑤の無料借地時代からの植樹地(増殖植樹地 22)と呼ばれる許可地を超えての無断造林を含むと、⑥の大字造林地が圧倒的に多くの面積を占めており、1923(大正 12)年における愛鷹山組合共有地内の約 1500 町歩の造林地のうち、約 9 割にまで上っていることが分かる。

この事実からも、市・町村制にもとづく一部事務組合として一般には「公有林」的性格を有したとされる愛鷹山組合も、こうした植林の実態からするならば、実質的には各大字の部落有林野としての機能を果たしていたものと考えられる。また「公有林」である以上、本来は愛鷹山組合の関係町村に居住する住民全体に対して林野の収益が還元されることが建前としては求められる。しかし、学校林貸与規則では、旧富岡・小泉村のように 1 行政村の中の一部の大字が組合に関係のある場合には、当該行政村ではなく当該部落(大字)に学校林を貸与することが取り決められており、また大字内に居住していても旧来から 1 戸を構えていない場合には林野の利用権が基本的に認められていなかった。これらのことから、実質的には入会林野としての性格を維持する方向で組合運営がなされてきたと言えるだろう。

一方、前述したように 1920 年(大正 9)年に開墾地の植樹地への転換が許可されたことによっ

て、3-5 図に示した「開墾地植樹面積」も徐々に増加し、1944 年には約 500 町歩にまで達した。⑥の大字造林地においては、造林貸与規則で「造林地ハ可成各大字ニ貸与ス若シ大字ニ於テ意志ナキ時ハ其字ノ個人ニ貸与ス」とされ、個人造林の途も開かれていたが、実際には、この開墾地植樹によって個人の植林への欲求がかなり満たされていたものと言えよう。

このように、愛鷹山組合における植林事業は、実質的には主に大字単位で進められ、部落共有林としての機能を果たす一方、組合・町村(学校林を含む)・個人などによる多様な造林形態を組み合わせることにより、地元における各種の利用要求に応じてきたものといえる。また、こうした多様な造林主体を対象として植林事業を進めたことは、結果として、植林の効率を高めて早期の造林を実現することにもつながり、1949 年の時点で、植林面積は少なくとも約 2400 町歩にまで達した。

## 2) 農用林としての利用

こうした植林事業にあたって、いかなる樹種の植林が行われたかに関しては、内海編(1949)の中にも記述が少なく、1900(明治 33)年に 120 町歩の植林実施の際に「松 25 万本・杉 15 万本」の苗木を購入したことが記述されているほか、愛鷹山組合解散時の直轄林一筆表に「桧・松・杉・櫟」などの樹種の記述が見られる程度である。しかし、現在の立木の林齢から逆算すると、第二次大戦前の植林の樹種が、ほとんどヒノキかクロマツから構成されていることや、聞き取り調査の結果などから判断して、主としてクロマツ・ヒノキ・スギ、中でもクロマツが多く植林されていたようである。

クロマツが多く植栽された最大の理由は、クロマツの落葉の獲得にあったと言われる。愛鷹山麓斜面の畑地では、甘藷が盛んに栽培されたことは前述したが、甘藷の挿苗を得るためには種いもの萌芽を促進するべく「サツマグラ」と呼ばれる温床をつくる必要があった。その種いものを伏せこむための温床に使用する醸熟材として、とくに愛鷹地区ではクロマツの落葉が多量に消費されたのである。醸熟材としては、ほかに広葉樹の落葉や下草なども使用されたが、クロマツの落葉の場合、広葉樹などに比べて腐敗する速度が遅いため長期間の使用に堪えることができ、甘藷の温床用としてだけでなく、麦の播種期に必要な堆肥としても利用できたことから、非常に都合が良かった。

1902(明治 35)年の土地利用図を示した 3-3・3-4 図を見ると、鷹根村から浮島村の東半部までの山地斜面、とくに「洞」と呼ばれる谷の部分に針葉樹が多く分布しているが、聞き取り調査によればこれらの大部分がクロマツであった。こうしたクロマツの分布からも、当時におけるクロマツの農用林としての重要性を知ることができる。

このようなクロマツの落葉供給地として、愛鷹山組合共有地内の大字造林地の存在は重要で、愛鷹地区の農家では専ら各大字の造林地で落葉を採取したほか、不足する場合には他の大字の造林地の落葉まで採取したと言われる。

## 3) 農地解放と山林の分割

第二次大戦直後の農地改革により、1948 年に愛鷹山組合所有地内の農地 1111.2 町歩と農道水路敷 119.8 町歩を売却することが組合会において決議されたが、これと同時に山林も解放し、

愛鷹山組合自体も解散することが決まった。23)

解放の理由として、内海編(1949)は、組合運営上もっとも有力な財源である開墾地料を農地解放によって失い、財源として極めて薄弱な山林原野だけでは組合運営が困難であること、山林原野は農業経営と密接な関係があるので、農地解放と同時に山林解放も必要であったこと、などを挙げている。とくに、開墾地料収入の喪失が組合運営にとって、大きな痛手であったことは確かで、開墾地面積がピークに達した1924(大正13)年には組合歳入総額の約72%、開墾植樹地が増加した1939(昭和14)年の時点でも約47%を開墾地料が占めており、かなりの金額の収入を失うことになった訳である。24)

ただ、こうした組合運営上の問題以外に、一般の組合員の側にも組合解散をむしろ歓迎する要因があったことも見逃すことができない。3-5表は1942(昭和17)年の愛鷹山組合における主要な植林地の面積を示したものであるが、これを見ると山林総面積の約62%に相当する約1515町歩を「大字植林地」25)が占めていることが分かる。この結果にも表れているように、愛鷹山組合における造林事業の実質的な推進母体となってきたのは大字であり、落葉や下草などの採取地でもある大字植林地の確保が、個人植林と並ぶ大部分の組合員にとっての関心事であった。そのため、当初から懸念されていた組合直営事業に対する一般的関心の薄さは拭い難く、その結果として、組合共有地の維持よりも、大字植林地の所有権を獲得する途が選択されたと言えよう。

とくに愛鷹山南麓の集落では、愛鷹山組合の山林解放と個人分割を経た後でさえ、保有山林面積が1haに満たない農家が大部分を占めており、極めて山林所有規模が零細であった。そのため、山林の確保は切実な問題であり、前述したような大字造林・開墾地植樹を始めとする植林地確保への積極的な行動にも、こうした事情が端的に表れている。こうしたことから考えると、3-5表のように、たとえ1戸当りの面積は僅かであっても、多くの組合員にとって山林解放は、念願の自己所有山林と部落共有林を入手しうる絶好の機会であったと言えるだろう。

以上のように、愛鷹山組合所有地では、一般的な農業生産性の低さ、狭小な耕地面積等の恵まれない生産条件の下で、開墾地は個人によって、また植林地は主に大字・個人によって、その面積が急速に拡大されてきた。とくに、開墾地は貸与規程に基づき小作契約は10年毎に更新することになっていたが、実際には慣行永小作であり(静岡県農地部、1956)、また植林地の場合も伐期の長さによって必然的に貸与期間が長期化するため、実質的に山林においても大字・個人による土地所有権の基礎ができたものと考えられる。そして、そのことが組合員に山林解放・組合解散という選択をとらせることにつながったと言えよう。

組合解散に伴う山林処分に関しては、山林処分の全体像を把握するための資料に乏しいが、一部の山林の処分に関する資料を3-6表に示した。大字植林地の面積は、旧町村別にまとめて集計したものであるが、地区によってかなり面積に差があることが分かる。とくに、長泉・浮島・愛鷹などの山麓線沿いの根方の地区で面積が大きいのに比べ、遠隔地の割には比較的多くの開墾地を有していた浜方の集落では、概して植林地面積は小さくなっている。このことから、浜方の組合員の関心が、専ら畑地の拡大にあったことが分かる。

また、山林処分を受けた面積の多い地区の場合、組合から無償で譲渡された「既得権反別」(各大字への正式の割当)のほか、組合に無断で植林した広大な面積の「容認反別」「超過反別」を有し、組合がそれを追認する形での売却を受けた結果、他に比して広大な山林を入手している。26)その意味でも、山林の取得に関しては、根方の諸集落がかなり有利な立場を確保し得

たと言えるだろう。

一方、約 157 町歩の組合直轄林は、基本的には隣接地区に払下げられ、金岡地区の事例では、約 10 町歩の直轄林の売却を受け、それを自地区の学校林の中に組み入れている。

こうした山林解放により、学校林 11 万 6001 円、大字植林地 59 万 2484 円などの売却代金が組合の収入となったが、これらは農地・開墾植樹地等の売却代金と同様、特別配当金として組合関係町村に配分された。

なお、各大字に売却された旧大字植林地の多くは、大字に法人格が認められていないため、各大字の総代(区長)が代表者となり、「〇〇(代表者名)外〇名」等の記名共有で登記される場合が多かったが、27)なかには山林解放を機にこれらの山林の個人分割を実施した例もあったようである。ちなみに、この時に採用された記名共有という所有形態が、後述するような企業への山林売却が進む一つの要因ともなった。

#### 4) 第二次大戦後の造林の進展

第二次大戦直後の 1950 年代から、わが国では戦後復興に伴う木材需要の増大により、いわゆる造林ブームが起こったが、愛鷹山麓一帯もその例外ではなかった。この地域は、戦時中に罹災した沼津市街地に近接しているため、終戦後に大量の木材が建築用材として伐採された。その山林伐採の主な舞台となったのが、愛鷹山組合の解散に伴って分割されたクロマツ・ヒノキ等の山林であった。とくに愛鷹山組合所有地においては、明治末期から大正期にかけて植林され伐期に達していた林分が多かったため、1950 年頃から伐採が急速に進んだ。伐採された木材はクロマツが多く、ヒノキほど高価で売却できなかったが、それでも 1 石当り 3000～5000 円で売却でき、当時としては大きな現金収入が得られた。

こうした木材需要の増大に伴って木材価格が上昇するなか、愛鷹山一帯でも造林ブームが訪れ、1950 年代前半に、大字単位で売却を受けた山林(いわゆる区有林)の、植林を目的とした個人分割が進行した。例えば、愛鷹地区の柳沢集落では、1951 年に約 88ha の区有林のうち約 70 町歩を、旧来から入会権を有する 77 戸で分割した。分割に際しては、植林の状況などを考慮して対象山林を 77 区画に区分し、くじ引きによって各戸の所有地を決定した。また、浮島地区の井出集落では、まず大字内の 4 つの組に上・中・下の 3 等級に区分した土地を均質に区分し、さらに組内で個人に分配する方式がとられた。

こうして、愛鷹山組合解散前にも実質的には部落有林として機能してきた大字単位の造林地は、解散後に一旦は大字単位の共有となったものの、戦後の木材価格の上昇に伴って個人の植林への欲求が高まるなか、個人分割される傾向が強まった。したがって、この時点で実質的に入会林野が解体した場合が多かったことになる。

山林の個人分割により、個人による自由な植林のための条件が整備されたこともあって、これ以後、とくに造林が著しく進行することになる。3-7 図は、沼津市域に属する愛鷹山南東斜面の山林(約 1853ha)のうち、現在、個人有以外の形態で所有されている山林(約 632ha)について、年次別の植林面積を示したものである。28)これによれば、第二次大戦直後から 1950 年代にかけて、とくに植林面積が増大したことが分かる。中でも 1946～60 年までの植林面積の合計は、約 341ha にまで及んでおり、現在の人工林面積約 578ha の約 6 割がこの 15 年間に植林されたことになる。

この時期に急激に植林面積が伸長した背景には、当時の木材需要増大の影響があったことはもちろんだが、1956～59年に実施された「富士山麓林業開発事業」による行政的支援の存在も、急速な植林地化にとっての重要な要因となった。この事業は、東富士・西富士演習場をはじめ富士山麓一帯に広がっていた採草原野(粗悪林を含む)を解消することを目的として、富士・愛鷹山麓の9市町村を対象に実施された。主な事業は造林経費の補助で、沼津市・原町では事業期間(4年)内に、一般補助造林270ha、開発事業造林124haの合計394haの造林地を対象に補助事業が行われた(静岡県農林水産部、1970)。とくに、一般補助造林では40%、開発事業造林の場合には50%の補助が受けられ、29)有利な条件での大面積の造林が実現された。

このような造林事業は、主にクロマツの伐採跡地に行われたもので、3-7 図に示したように、樹種としてはほとんどの場合、ヒノキが選択された。すなわち、甘藷の需要が1955年頃から減少しはじめ1960年代に急速に生産量が低下したのに伴い、農用林としての機能が減退したため、伐採後にはかつての主要樹種であったクロマツに代わってヒノキが植栽され、良質の用材林を構成するための林種転換が図られた訳である。その後、マツクイムシの被害などもあって、現在ではクロマツは人工林の約11.6%を占めるに過ぎなくなっている。

これらの一連の造林の結果、愛鷹山一帯の山林では人口林率がきわめて高くなり、1990年の農業集落カードによれば、愛鷹地区の農家の保有山林の人工林率は96%、浮島地区では100%にまで達している。

## IV 農・林業的土地利用の後退

### 1) 第二次大戦後の農業経営の変化

前述したように、第二次大戦直後までは麦類・陸稻などの主穀と甘藷・大根・茶などの商品作物を組合わせた農業経営が、この地域では一般的に見られた。とくに、甘藷は火山性の弱酸性土壌のため生産に適し、1950年代まで大量に出荷されていた。

3-8・3-9 図は、それぞれ愛鷹地区と浮島地区における1950年以降の各種作物の収穫面積の推移を示したものである。これを見ると、第二次大戦直後までの主要作物であった甘藷・麦類の収穫面積が1960年代以降は急減しており、その一方で茶・温州みかんの収穫面積が増加していることが分かる。とくに温州みかんは、1960年までは商品としての栽培はほとんど行われていなかったにも拘らず、1970年までに急速に収穫面積を伸ばしている。

温州みかんは、農協の指導により1952年に初めてこの地域に導入されたもので、甘藷・麦類を作付けていた普通畑に植栽が進められた。主な栽培地域は、愛鷹地区の東原集落よりも西方の浮島地区を中心とする斜面一帯で、一般的な農家では10～30a程度のみかん畑が造成された(3-11・3-12 図参照)。中には茶園からの転換を含めて約1haのみかん畑を造成した農家もあり、この農家では1970年頃には年間4万kgの収穫があった。30)しかし、温州みかんの主産地である沼津市西浦地区の収益性の高さに刺激される形で開始されたみかん栽培も、愛鷹山斜面の排水が悪い酸性土壌には不適で、農協の買付価格は低糖度のため西浦地区より2～3割も低かった。そのため、大部分の栽培農家では1975年頃に栽培が中止された。

一方、すでに明治期から栽培されていた茶も、甘藷・麦類からの転換作物として、1965年頃か

ら栽培が本格化し、現在は基幹作物となっている。3-10 図は、農業集落カードをもとに、1960・70 年の各集落の経営耕地面積とその内訳を示したものである。田・畑・樹園地の分類に着目した場合に、まず目につくのが畑の減少と樹園地の増加である。この樹園地の大部分は茶園であることから、この間に普通畑から茶園への転換が見られたことが分かる。とくに温州みかん栽培が衰退した 1970 年代後半から、1980 年代前半までが茶の栽培のピークで、この時期にはみかん畑が茶園に転換される例も多く見られた。

3-11・3-12 図は、1991 年発行(1990 年現地調査)の 2 万 5 千分の 1 地形図により作成した愛鷹山南東斜面の土地利用図である。この図の地域的範囲は、前掲の 3-3・3-4 図とほぼ同じであるが、これらを比較すると、かつての愛鷹山組合所有地内の開墾地のみならず、明治期以降の開墾前から普通畑・クロマツ林として利用されていた斜面下部まで、ことごとく茶園として利用されていることが分かる。

また、農業集落カードのデータでは、1990 年の愛鷹・浮島地区における販売農家のうち農産物販売金額第 1 位が工芸作物(ほぼ全部が茶)である農家の構成比が、それぞれ 90.2%、92.1%となっており、これらのことから、この地域の農業が茶生産に特化している現状を理解することができる。31)

茶の収益性が最も高かったのは、1975 年から約 10 年間で、この時期には茶園経営面積 2ha の農家の場合、一般的には年間 600~700 万円の粗収入が得られた。前述の急速な茶園の拡大も、まさにこうした茶の収益性の高さに支えられていたものと言えよう。32)

しかし、1987 年頃から生葉の取引価格は低下傾向に入り、近年の生葉の価格は、一番茶では手摘みで 1 kg 当り 400~500 円、機械摘みで 200~300 円であり、反収を 400 kg とすれば 2ha の経営面積では 200~400 万円の粗収入となる。したがって良質の茶を多く生産した場合でも、二・三番茶の粗収入を合計した年間粗収入は 450 万円程度、一般的には 300~400 万円程度にとどまらざるを得ない。このため、最低 2~3ha の経営面積がなければ専業農家での茶園経営は困難である。そうした要因もあって、1990 年の愛鷹・浮島地区の専業農家率は、それぞれ 10.8%、12.5%にまで低下している。

なお、こうした茶生産の低迷の中にあつて、茶園面積には近年まで減少傾向が見られないのは、小規模経営であれば収穫期以外は労働力の投下が抑えられるため、兼業農家でも経営が可能であること、生葉価格の低下による減収を補うために、専業農家では経営規模の維持・拡大が必要であること等の理由によるものと考えられる。ただ、金岡・愛鷹・浮島地区全体では、年々約 3ha の廃園が生じており、茶生産の低迷の影響は茶園面積にもあらわれ始めている。

以上のように、第二次大戦後とくに 1970 年代から著しい茶園化が進行し、斜面の耕地の大部分が茶園で占められるようになったが、農業経営の実態から見ると茶生産は全体として衰退傾向にあり、今後、茶園面積は徐々に減少して行くことが予想される。

## 2) ゴルフ場開発の進展

著しい茶園化の一方で、1960 年代以降、3-10 図に見られるように、愛鷹・浮島地区の各集落の経営耕地面積は全体として減少し、その傾向は愛鷹地区東部において強かった。これは、第二次大戦後の高度経済成長期以降の沼津市の一層の都市化に伴って、主に平地部の水田の宅地化が進められたことと、愛鷹山南東斜面への都市的土地利用の進展によって主に畑地の

潰廃が進んだことによるものであった。

前掲の 3-2 図に愛鷹・浮島地区における人口・世帯数の推移を示したが、これによれば 1965 年頃から急激に人口・世帯数とも増加していることが分かる。これは沼津市中心部への通勤者の住宅建設が進められたことによるもので、根方街道沿いの集落内に各農家によってアパート・貸家の建設が行われただけでなく、1971 年の東原ニュータウン(5.2ha)の建設では山地斜面が、1979 年の原ニュータウン(15.4ha)の建設では根古屋の水田地域が大規模に開発されたが、これらの宅地開発は多くの農地の潰廃を伴うものであった。

一方、農地潰廃の上で宅地化以上に大きな影響を及ぼしたのが、ゴルフ場建設に代表される愛鷹山南東斜面における大規模開発事業の進展である。3-7 表は、沼津市域の愛鷹山斜面を対象とした大規模開発(10ha 以上)の状況を示したものであるが、これによれば、1960 年代半ばからゴルフ場建設が開始され、その件数は4件にまで伸びている。松本(1985)によれば、静岡県内におけるゴルフ場建設のピークは 1970 年代前半であったが、愛鷹山斜面におけるゴルフ場の建設は 1969 年 11 月の東名高速道路の全面開通以前の段階ですでに 3 件に及んでおり、全国的にも早期の開発に属することが分かる。

これらのゴルフ場のうち、建設以前の地目が主に山林であったものは、沼津ゴルフ場・沼津国際カントリークラブで、前者は主として個人有林を買収、後者は金岡奨学会の所有地を賃貸することにより用地を確保した。33) 一方、他の 2 つのゴルフ場の場合は、いずれも買収地の中に多くの農地を含んでいた。

こうしたゴルフ場建設をはじめとする諸施設の開発は、とくに緩斜面を利用して行われたため、これらの開発では愛鷹山斜面の中でも傾斜の緩やかな愛鷹・金岡地区が主要な対象地となった。ところが、この地域一帯の緩斜面は、大部分が愛鷹山組合所有地の時代に急速に開墾地化された地域であったため、結果として大規模開発事業は多くの農地の潰廃を招いたわけである。

開発が進められた当時は、茶栽培が活発化しつつある時期で茶園の拡大期の初期に相当するが、そうした時期にも拘らず耕地の売却が進んだのは、買収価格の高騰による所が大きかったと考えられる。このことは以下のような買収価格高騰の事例からも明らかである。例えば、愛鷹山麓地域におけるゴルフ場開発の 1ha 当りの一般的な買収価格は、1960 年代前半で 200~300 万円、後半で 500~600 万円であったが、1970 年代の前半には 2000~3000 万円にまで高騰したこと(依光、1984)、1966 年頃から行われた東名高速道路の用地買収の際には、畑地が 1 坪当り 6000~7000 円で売却され、1 坪当り 1 万 4000 円の取引も存在したこと(田中、1969)等の事例である。開発以前の一般的な山林価格が 1ha 当り約 30 万円、畑地価格が 1 坪当り 1000 円以下だったことを考えれば、こうした買収価格は異常な高価格であったと言えよう。

また、当時は 1960 年代から農家の兼業化が進む中で、片浜・原などの浜方の集落の人々の所有農地が根方の人々へ移動した時期でもあり、こうした農地の全体的な流動傾向を背景として、買収価格の高騰の中での開発用地取得は、比較的順調に進められたものと考えられる。

### 3) 企業による林野の集積

愛鷹山組合の解散時に分割された林野は、おおよそ山麓線に沿う各々の集落の位置から愛鷹山頂への延長線上の斜面上部に存在していた。それらの実質的な部落有林の多くが、その後の木材需要の増大に伴う造林ブームの中で個人分割・植林されたことは前述したが、それら

の林野の企業による土地買収が 1970 年代を中心に進むことになる。

3-8 表は、沼津市に属する愛鷹山南東斜面の林野(約 1853ha)について、所有者別の林野所有面積を算出し、そのうち 10ha 以上の比較的大規模な土地所有者の所有面積と取得年をまとめたものである。これを見ると、土地所有者は、①愛鷹山組合当時の町村造林・学校林・大字造林に起源をもつ団体と②企業の2種類から構成されていることが分かる。①についての所有林野の分布を 3-13 図に、②の上位に当る企業の所有林野の分布を 3-14 図に示した。

3-13 図では、金岡奨学会・片浜教育振興会・愛鷹財産区といった愛鷹山組合当時の学校林・町村林に起源を有する団体の林野所有が目立つが、位置的には図の北東に集中しており、この地域が各旧町村単位の学校林・町村林の割当地域であったことが分かる。また「中村コウジロウほか65名」所有林野をはじめ、「その他の共有林」として示した大部分の山林は「〇〇外〇名」で登記されている大字・組単位の共有林であるが、こうした林野は愛鷹地区以東に存在しており、前述した大字造林地の個人分割は、浮島地区でより顕著であったものとみられる。しかし、大字・組単位の共有林として維持されている林野も、大規模開発の対象地とならなかった比較的急傾斜の地域において断片的に存在するに過ぎず、愛鷹地区以東でも個人分割やその後の転売が進んだことが窺われる。

一方、3-14 図では、企業の所有林野の大部分が国有林に近い標高 300m 以上の斜面上部に分布していることがわかる。この一帯は愛鷹山組合解散時に各大字に分割され、第二次大戦後に植林地化された地域であり、企業による林野の土地買収は、戦後に個人分割化が進行した旧大字造林地を対象に行われたことになる。

3-8表には、これらの林野の取得年を示したが、ほとんどが 1970 年代に林野を取得していることが分かる。ただ、現在の熊谷組の所有林野は、大林組が 1970 年代に購入した林野の転売を 1984 年に受けたものであり、また信州開発の所有林野も中西建設が 1970 年頃に買収した林野の転売を受けたものと推定されるように、林野の転売も存在するため、取得年は必ずしも林野の最初の買収年とは一致しない。しかし、聞き取り調査の結果を総合すると、林野の最初の買収は 1970 年代前半に活発化したもののようである。

この 1970 年代前半は、1972 年の「列島改造論」をピークにして投機的な林野の取得が狂気のごとく行われた時期であり、こうした全国的な開発ブームの中で、愛鷹山斜面でも既存の3つのゴルフ場に続いて新たなゴルフ場の開発計画が立てられ、林野の買収が進められたのである。

ところが、①これら後続の開発計画が出されたのが、既開発地で環境問題が発生しゴルフ場開発に対する県の指導が厳しくなった時期であったこと、②標高が高いため急傾斜地が多く、根方街道方面からの進入路の確保が難しかったこと、③1973年のオイルショック後、投機的な林野の土地買収が裏目に出て経営悪化につながり倒産・撤退した企業があったこと、等の理由によって計画が中止され、現在では林野の多くが転売あるいは放置されるに至っている。

林野売却のプロセスには、各集落によって若干の相違があるが、ある集落では 1960 年代末に林野 1ha 当り 1000 万円での買収の勧誘があり、「部落」として検討したうえで全会一致で売却を決定している。34)しかし、1973 年に売却契約が成立した直後に、買収企業が経営不振のため倒産し、実際には内金として 1ha 当り 300 万円が支払われたのみで、結局ゴルフ場建設は中止されている。

これらの企業による買収が進んだ林野は、前述のように 1950 年代に植林地化された地域である。例えば、3-8 表で最大面積の山林を所有している熊谷組の所有林野について林相を見てみ

ると、3-15 図のように大部分が第二次大戦直後から 1960 年までの間に植栽されたヒノキを主体とする人工林であることが分かる。わが国では、1960 年代以降、スキー場などとして長野県を中心に多くの入会林野が企業に賃貸・売買されたが(白坂、1986)、それらの林野は多く場合、植林地化されていない利用価値の低い雑木林であった。ところが、愛鷹山斜面の場合には、売却以前の段階でヒノキの植林がほぼ完全に進められ、林業的には高度な利用がなされていたにも拘らず、企業への売却が進んだ点に大きな特徴が見られる。

こうした植林地の売却が進んだ要因としては、基本的には買取価格が当時としてはきわめて高額であったこと、農家の兼業化が進行し山林に対する関心が相対的に低下していたこと等があげられよう。とくに売却以前の 1960 年の時点でさえ、1 農家当り保有山林面積は愛鷹地区 0.59ha、浮島地区 1.06 ha ときわめて零細であり、ヒノキ等の植林が伐期に達しても高額な収益が見込めないため、多くの零細な林野所有者にとって高騰する山林買取価格は魅力的な存在であったと思われる。また、個人分割されずに大字・組共有地として残された林野の場合、前述のように「〇〇外〇名」という記名共有の形態をとっていたため、名義人の代表者が死亡した場合などの名義変更の手続きが煩雑であり、こうした手続き上の問題を機に林野の売却を決定した場合も多かった。

このように、1970 年代に企業による林野の買取・集積が進行した結果、3-16 図に見られるような 1970 年代から 80 年代にかけて愛鷹・浮島地区の農家保有山林面積は著しく減少することになった。また、集積された企業の所有林野は、オイルショック後の地価の低下で最低限の森林管理さえ行われていない場合が多く、現在はその大部分が育林作業が全く行われることなく放置されている。そして、こうした林野の企業による集積と放置は、静岡県農林水産部が計画中の「富士ヒノキ」の産地化にとっても大きな障害になるなど、多方面で大きな波紋を投げかけている。

## V おわりに

江戸期から入会林野として利用されてきた愛鷹山南東斜面は、明治期にいったんは官有化されたものの、1899(明治 32)年に払戻しに成功して以後、愛鷹山組合の管理のもとで開墾地・植林地として地元民に利用され、平野部水田地域の生産性の低さを補ってきた。1948 年の愛鷹山組合解散後、林野の多くは大字単位で分割され部落有林として管理されたが、戦後の造林ブーム時における植林の活発化とともに部落有林の個人分割化が進行した。そして、1960 年代後半から企業による投機的な林野の土地買収が激化する中で、それらの林野の多くが企業の所有地となったが、景気後退とともに買取企業の経営が不振に陥り、最低限の管理さえされないまま放置されるに至っている。

このような愛鷹山南東斜面の入会林野の推移からも明らかのように、入会林野の個別私権化(個人分割)が林野の高度利用をもたらすという単純な図式では、もはや入会林野の有効利用は図ることは不可能である。とくに、本章で取りあげた沼津市のように開発圧力が強い地域においては、植林の進んだ個人分割地でさえ林野の売却が進み、林野の他律化・粗放化が著しく進行しているのが現実である。

入会林野整備事業の論理のように単に入会林野の解体と私権化を進めるだけでは、もはや林野利用の高度化をはかることは困難である。住民による自律的な林野利用を実現するために

も、入会林野の私権化に固執することなく、林野利用の実態にふさわしい集団的所有・管理のあり方を考えてゆく必要があろう。

## 注

- 1) 愛鷹地区は、1955年に沼津市に合併する前の愛鷹村の村域に相当する。1889(明治22)年に6村が合併して鷹根村として村制を施行、1935年に愛鷹村と名称を変更した。浮島地区は、1889年に村制を施行した浮島村の村域の一部に当る。浮島村は1955年に原町と合併したが、翌年に船津・西船津・境が吉原市(現富士市)に分離・編入され、旧浮島村の残りの地域が1968年の原町と沼津市との合併によって沼津市の一部となった。
- 2) 愛鷹山西南斜面の須土山(現富士市)の入会地が、官林編入後の1878(明治11)年に民有地引戻に成功したことが、この民有引戻運動に大きな刺激を与えたと言われる(内海編、1949)。
- 3) このことは、1899(明治32)年の払下げ時に牧場が廃されたことから十分に推測できる。
- 4) 払下げ運動の経緯については、内海編(1949)に詳しい記述がある。
- 5) 沼津町外十ヶ町村組合が沼津市の市制施行によって「愛鷹山組合」に改組されたのは1940年であるが、以下では便宜上、愛鷹山組合として記述する。なお、愛鷹山組合は、沼津町の一部・片浜村・原町の一部・浮島村・鷹根(愛鷹)村・金岡村・大岡村(以上は現沼津市)、長泉村(現長泉町)、清水村(現清水町)の一部、小泉村の一部・富岡村の一部(以上は現裾野市)から構成された。
- 6) 現在の愛鷹山山頂付近の国有林に当る「世傳御料林」は、払下げ当時には闊葉樹林が広がっていたが、集落から遠く標高が高いために従来から利用率が低く、その必要性は相対的に低かった。そのため、世傳御料林が払下げの対象とならなかったことに関しては、大きな抵抗がなかったようである。
- 7) この2万分の1地形図は、図幅によって精度にかなり差があるが、使用した「愛鷹山」「沼津」「鈴川」の図幅は土地利用に関して詳細な記載がなされており、信頼性が高い。
- 8) 愛鷹山開墾地紛議に関しては、湯川(1994)が詳細な分析を行っている。
- 9) 甲部は、大畑・富沢・南一色・水窪・納米里・上土狩・中土狩・下土狩・竹原・本宿・長沢・八幡・伏見・新宿・柿田の15村。乙部は、元長窪・上長窪・下長窪・岡一色・岡ノ宮・東熊堂・西熊堂・東沢田・中沢田・西沢田・沢田新田・大岡・西間門・東間門の14村と沼津本町・上土町・三枚橋町・場内町。丙部は、小諏訪・大諏訪・松長・今沢・東椎路・西椎路・東原・鳥谷・柳沢・青野・根古屋・井出・平沼・石川・船津・西船津・境の17村と大塚町・原宿。
- 10) 村木(1935)によれば、富士山西南斜面の農村では、夏作として麦畑の50%で陸稲が栽培されており、甘藷の割合が高いことが愛鷹山南東斜面の特色であった。
- 11) 富士山西南斜面の農村では、陸稲の反当収量は1~1.5石であった(村木、1935)。
- 12) 大麦の栽培面積を100とした場合の小麦の栽培面積は、1929(昭和4)年から3年間の平均値で浮島村234、鷹根村267、金岡村265と小麦の割合が圧倒的に高かったのに対し、1935(昭和10)年の伝法村(現富士市)は113、上井出村(現富士宮市)は25で、高冷地になるほど大麦の栽培面積の割合が多かった。
- 13) 1952年の甘藷の作付面積は、静岡県統計書によれば愛鷹村2258反、浮島村1924

- 反であった。この年には、1戸で100俵の甘藷を生産する農家もあった。
- 14) 静岡県史編さん室(1992)によれば、大根1樽(20貫)の最低保障価格は1樽当たり1円80銭であった。1シーズン10樽が当時の農家の努力目標であったと言われ、当時としては貴重な現金収入源であったことが窺われる。
  - 15) 当時の茶栽培は粗放的であったため、労力・時間を要する開墾地の上方部分の麦畑を茶園に転換する農家も多かったといわれる。
  - 16) 水田が1枚ごと浮き出して流出するのを防止するため、畦の周囲に棒を差込み、荒縄で畦と畦をつなぐ「田つなぎ」が行われた。
  - 17) 静岡県統計書による1927年のデータではあるが、1農家当りの田面積は、片浜4.9反、原8.3反に対して、浮島5.5反、鷹根4.6反。畑面積は、片浜2.8、原2.5に対して、浮島12.5、鷹根12.7で、とくに畑面積において片浜は著しく小さかった。
  - 18) 次章で取り上げる長野県蓼科山麓の高冷地農村では、硫安・過磷酸石灰などの化学肥料を使用するようになったのは1938(昭和13)年頃からであった。このことから、愛鷹山麓地域は、東海道筋に位置していたことや、開墾・植林の進展に伴う採草地の縮小などにより、購入肥料の普及が比較的早かったことが窺われる。
  - 19) 当時すでに地力が限界に達していたことは、開墾地の中に1921(大正10)年頃から山林に転換されるものが続出していたことから推測できる。
  - 20) 開墾によって裸地が増加した結果、東駿地誌編集委員会編(1959)によれば、とくに1903(明治36)年と1910(明治43)年に水害による大きな被害があった。こうした水害が、水田農業の生産力の一層の低下を招いたといわれる。
  - 21) 1907(明治40)年に賃貸料制度が廃止されて、無償貸付となった(内海編、1949)。
  - 22) 増殖植林地は、1903(明治36)年の時点の調査では、171.7町歩にのぼり、この分については借地料が課されることになった。とくに金岡村では、53.7町歩の割当に対して、約3倍の151.4町歩もの植林が実施され、97.7町歩の増殖が行われていた。
  - 23) 農地解放によって、開墾地を有する組合員は農地を取得することになるが、開墾地を有しない組合員には実質的利益がないため、未墾地が市町村の持分率に応じて分割されることが希望され、大体希望通りに処置された(静岡県農地部、1956)。
  - 24) 1924(大正13)年の組合の歳入総額は約2万1614円で、そのうち開墾地料収入が約1万3854円を占め、その他の地料金は僅かに約1721円であった。また、1939(昭和14)年の時点では、歳入総額約3万3590円のうち、開墾地料は約1万5682円であった。
  - 25) 前述の造林形態の区分の⑤および⑥を合算した数字であると思われる。
  - 26) 容認反別は、1反当たり6等(90円)～10等(50円)までの価格で売却され、超過反別は容認反別の2倍の価格で売却された。とくに愛鷹村の柳沢集落では、既得権反別14.5町歩に対し、容認反別29.0町歩、超過反別32.2町歩で、既得権反別の5倍以上もの山林の売却を受けている。
  - 27) 大字単位の登記のほか、大字内の組単位で登記される場合もあったが、面積的に見れば大字単位で登記されたものがほとんどであった。
  - 28) 1990年作成の森林簿をもとに、林齢から植栽年を算出し、年次別に植林面積をまとめたものである。後述するように、個人有以外で所有されている山林も、1960年代

- までは個人有林だった場合が多く、また総面積もこの地域の山林総面積の約3分の1を占めているため、全体的な傾向が読み取ることが可能であろう。
- 29) 開発事業造林では、国費30%、県費10%の公的補助のほか、10%の県費付増助成があった。
- 30) この農家では、当時700万円で貯蔵庫を建設するなど、みかん栽培のための多額の投資を行った。
- 31) 愛鷹山麓の茶栽培地域では、従来から生葉売が卓越している点に特徴があった(山本、1958)。生葉は製茶業者によって購入されるが、この価格は一般に品質以下に評価さされてしまうため、生葉売は質より量によって反当実質収量の増加を図る。このため、生葉売の生葉は反収は高いが品質が悪い。したがって、愛鷹山麓で生産される茶の評価は近年まで一般に低かったが、ヤブキタ種が普及し、自園自製農家も増加した現在では、他産地とほとんど変わらない評価を受けるようになった。
- 32) 愛鷹地区のある集落では、1980年頃に寺院の建設のために1億円の資金を募り、1戸当り約500万円の負担金が各戸に課されたが、当時は茶生産により高収入が得られたため、負担金の徴収は極めて容易に進んだといわれる。
- 33) 金岡奨学会は、愛鷹山組合時代の金岡村の学校林と村有林をもとに学校林の経営管理を行っている法人(1953年許可)で、所有山林63.8haのうち、沼津国際カントリーカントリークラブに36.3haの土地を賃貸している。賃貸料は1坪当り約150円で、年間約1650万円の収益がある。
- 34) このように、この集落では個人分割後も「部落」としての議を経て売却を決定しており、村落共同体的規制が個人分割後も作用していたようであるが、他の集落では、個人分割後にこうした規制が作用していた事実はないようである。また、この集落では企業への山林売却に当って、ゴルフ場建設後の従業員としての地元集落からの優先的雇用等の売買条件についても議論された。

## 文献

- 内海秀夫編(1949):『愛鷹山組合沿革誌』愛鷹山組合役場, 254ページ。
- 加藤雅功(1985):浮島ヶ原の耕地開発とその展開過程. 細井淳志郎先生退官記念論文出版事業会編『地域をめぐる自然と人間の接点』同出版事業会, 99-105。
- 静岡県史編さん室(1992):『井出の民俗(静岡県史民俗調査報告書第16集)』静岡県, 198ページ。
- 静岡県農地部(1956):『静岡県農地制度改革誌』静岡県, 842ページ。
- 静岡県農林水産部(1970):『造林のあゆみ』静岡県, 216ページ。
- 白坂蕃(1968):『スキーと山地集落』明玄書房, 159ページ。
- 鷹根村(1913):『鷹根村誌』鷹根村,
- 鷹根村(1915):『鷹根村沿革誌』鷹根村,
- 田中紀彦(1969):沼津市における都市化と農業の変貌. 静岡大学教養部研究報告(人文科学編), 5。
- 東駿地誌編集委員会編(1959):『東駿地誌』駿東地区教育協会,

- 沼川治水史編纂委員会(1976):『沼川治水史』沼川土地改良区, 398 ページ.
- 原町教育委員会(1963):『原町誌』原町教育委員会,
- 松本繁樹(1985):静岡県下の土地改変—その推移特徴と地形の改変率について—. 細井  
淳志郎先生退官記念論文集出版事業会編『地域をめぐる自然と人間の接点』同出  
事業会, 454-463.
- 村木定雄(1935):富士火山西南斜面の地誌学的研究(1) —山麓及び裾野について—.  
大塚地理学会論文集, 5
- 村木定雄(1962):火山斜面の開発. 地理, 7-12, 32-37.
- 山本正三(1958):静岡県における茶業の地域型について. 東京教育大学地理学教室地理  
学研究報告.
- 湯川郁子(1994):「愛鷹山開墾地紛議」考. 沼津市史研究, 3, 37-59.
- 依光良三(1984):『日本の森林・緑資源』東洋経済新報社, 208 ページ.

## 第4章 入会林野の観光的利用の展開

—長野県茅野市蓼科山麓を事例として—

### I はじめに

わが国にかつて広範に存在した入会林野は、おもに明治期以来の政府の入会林野解体政策によって解体が進められたが、現在でも近代的所有形態をとりつつ実質的に入会林野としての性格を維持している事例がかなり多く存在している。1) それらの入会林野では、第二次大戦後の化学肥料の普及や燃料革命、あるいは 1960 年代からの国内林業の不振などにより、従来の農林業的な利用価値が著しく低下した結果、林野利用の衰退が著しく進んだ。しかし、その一方で、高度経済成長期以降の観光需要の増大を背景として、ゴルフ場・別荘地・スキー場などの観光施設の適地として大規模な観光施設の建設が進められ、なかには入会集団が所有林野の観光的利用を積極的に進めることにより自律的な林野利用を実現している事例も見られるようになった。従来からの農林業的な利用だけでは、もはや林野利用の停滞や粗放化に歯止めをかけることが困難となりつつある現在、多様な林野利用の方法を積極的に導入して地域の活性化に役立てる方策を模索すべきであり、入会林野の観光的利用についてもそのメリットや問題点を実証的に明らかにしておく必要がある。そこで本章では、財産区有として広大な入会林野が維持され、観光的利用をはじめとする多様な林野利用が進められてきた長野県茅野市の柏原・湯川区を取りあげ、その林野利用の変遷過程と観光地経営の実態を明らかにすることにより、入会林野の観光的利用の意義と問題点を考察することにした。

柏原・湯川区は、蓼科山南西麓の標高 1000m の高冷地に隣接して存在する集落である。両集落は 4-1 図に示したように、広大な財産区有林野を所有し、この林野内に柏原は白樺湖、湯川は蓼科高原という観光地を有している。白樺湖・蓼科高原とも、1960 年代に蓼科有料道路(ビーナライン)が順次開通して以降、観光地として飛躍的に発展し、年間約 300 万人もの入込客がある。柏原は、白樺湖周辺の財産区有林野の一部を観光施設に賃貸するほか、白樺湖での貸ボート経営などの直営観光事業によって多額の収益をあげている。一方、湯川は 1960 年に直営観光事業を止めて企業への土地貸付に移行したが、現在も入会林野の観光的利用によって多くの収益を得ており、柏原・湯川とも研究対象地域として絶好の条件を備えている。

中央本線茅野駅から白樺湖まではバスで約 45 分、蓼科高原までは約 40 分であり、1981 年の中央高速自動車道の完成により、東京からも約 3 時間で到着できる。また、柏原・湯川両集落は、茅野駅からバスで約 20 分圏内にあり、諏訪工業地域の通勤圏に包含されているため、就業人口の約半数がこの地域へ通勤している。

柏原の人口は 751 人(1960 年)から 472 人(1984 年)、湯川の人口は 835 人(1960 年)から 660 人(1984 年)と著しく減少している。しかし、柏原・湯川からの移住者も含めて、白樺湖(車山地区を含む)・蓼科の人口は増加傾向にあり、総体として見れば、人口は増加している(4-2 図)。これは、後述するように、観光地の存在と諏訪工業地域の通勤圏に位置していることによる。このような人口増加のため、1967 年に湯川区 2) から蓼科区が、1977 年に柏原区から白樺湖区が分区し、現在に至っている。なお、調査時点の 1984 年の世帯数は柏原が 150、湯川が 202 である。

## II 蓼科山麓における林野利用の推移—柏原・湯川の例—

### 1) 財産区有林の成立

わが国における入会林野の解体は、近代以降、政治や制度の変革が主導する形で進行してきた。長野県においても、1876(明治9)年からの林野に対する官民有区分の本格的な実施以来、一連の政策によって入会林野の多くが解体されていった。しかし、全国的にみれば、長野県には多くの入会林野が温存され、1921年のデータでは全民有林面積の60%以上に及んでいた。

3)

このような過程の中で、様々な所有形態が生まれたが、財産区もそのうちの一種である。長野県は財産区が比較的多く存在する地域であり、4)なかでも飯田市・茅野市・松本市・望月町などに財産区有林野は卓越している。財産区数でいうと、茅野市44、飯田市32で、2市に財産区が集中している。5)

茅野市内について見ると、柏原・北大塩・湯川などの財産区がとくに多くの林野を所有している(4-3図)。これらの財産区は、いずれも1889(明治22)年の町村制施行を契機として成立したいわゆる旧財産区であり、6)財産区という所有形態で実質的な部落有林野を維持してきた。

財産区成立の経緯は不明であるが、柏原では1907(明治40)年に財産区が設定された。その所有林野は、北大塩との長い間の山論7)の末、1911(明治44)年に柏原所有利用地(約150町歩)、柏原所有北大塩入会地(約370町歩)、北大塩所有柏原入会地(約110町歩)、北大塩所有利用地(約145町歩)の4種の区域に明確に区分された。また、湯川では1893(明治26)年に財産区が設定され、湯川所有利用地(約510町歩)、湯川・塩沢共有地(約580町歩)、湯川ほか9区共有の鹿山共有地(約1200町歩)の林野が存在していた。財産区は、上述したように1889(明治22)年に初めて法律制度として登場し、第二次大戦後の地方自治法に受け継がれた。これらは、いずれも入会林野が新町村有林に編入されるために、町村合併が円滑に進行しないことを憂慮した政府が、部落・旧町村による財産の管理・維持をやむなく認めたものである。

地方自治法の規定では、財産区は特別地方公共団体として位置づけられ、財産区運営の基本原則も定められている。この基本原則とは、①「住民の福祉を増進すること」、②「市町村の一体性をそこなわないよう」にすることである(地方自治法296条の5、第1項)。まず、「住民の福祉を増進すること」は、旧入会林野を保持してきた入会集団の構成員以外の住民も財産による収益を享受する権利をもつということになる。また「住民の福祉」とは、住民個人の福祉の増進ではなく、住民全体の、いわば団体としての住民の福祉の増進を意味するものと、一般に理解されている。8)つまり、個人への収益分配は否定され、収益の用途は公益目的のみに限られることになる。また、「市町村の一体性をそこなわないよう」にすることは、林野の利用を財産区に対してのみでなく、それを越えて財産区の存在する市町村のために行えということを意味している。これらのことは、入会林野を管理する入会集団による利用・運営方法とはまったく矛盾するものであるため、法の建前と実態との間にはかなりの隔たりが生じている。

なお、財産区(とくに旧財産区)には、公有林を所有し地方自治法上の特別地方公共団体としての性格を持つものと、財産区という所有形態で入会林野を維持している実質的には入会集団としての性格を持つものが存在するが、柏原・湯川財産区は後者の財産区の典型として位置づけられる。

## 2) 草肥農業と林野利用

## 1. 1950年代までの農業構造

柏原・湯川を含む旧北山村9)は、三澤(1929)のいう穀桑式農業地域の外縁部に位置し、水稻耕作と養蚕を中心とする農業経営が第二次大戦後まで行われていた。長野県内では白馬山麓などの積雪高冷地に次いで高い水田率を示すこの地域の農業を、1955年頃まで支えてきた重要な要素の一つは、広大な農用林野の存在に求められる。

八ヶ岳・蓼科山麓に広がる山浦地方は、火山性土壌のため乏水性が強く、磷酸分の欠乏が甚だしい。そのため、刈敷10)・厩肥・堆肥などの草肥を田畑に多量に投下することによって、農業生産を維持してきた。これらの草肥の生産過程において、馬は不可欠な生産手段であるばかりでなく、草の運搬などの面でも重要な役割を果たした。

このように、農業経営上、重要な意味をもつ生草・干草の供給地となったのは、広大な財産区有林野(実質的入会林野)であった。個人有林野面積が僅少な柏原・湯川集落(4-1表)において、財産区有林野の村落世活に及ぼす影響はとりわけ大きなものであった。1930(昭和5)年の国勢調査によると、旧北山村の農業従事者は全体の約80%を占めており、第二次大戦前までは水稻耕作を中心とする農業が主たる生業であったため、この地域の人々の経済生活は、財産区有林野に支えられていたと言っても過言ではない。

養蚕は、稲作との労働力競合がない等の理由により、第二次大戦前まで盛んに行われ、農家の貴重な収入源となっていた。11)1935年頃に湯川で最大の規模を誇っていた養蚕農家では、夏・秋蚕を中心に年300貫の繭を生産していた。12)そして1931年には、旧北山村ほか3か村の養蚕農家により「北山浦製糸組合」が結成されるまでに養蚕は発展していた。しかし、1943年頃には戦争の激化により養蚕農家も減少しはじめ、1939年には2万5153貫だった収繭量も、終戦後の1948年には旧北山村全体でも3740貫にまで落ち込んだ(長野県、1940、1950)。以後、旧北山村では山浦地方の他村とは異なり、養蚕が復活しなかったが、これは後述する白樺湖・蓼科高原などの観光地化によるところが大である。

## 2. 林野からの緑肥供給

1905(明治38)年に中央本線が開通して以来、鰯粕・大豆粕などの金肥がこの地域にも導入されたが、第二次大戦後までは刈敷をはじめとする自給肥料が広範に使用されていた。柏原での刈敷の採取は、入会的共同利用・個人分割利用の2つの利用方法によって、主に財産区有林野から行われた。入会的共同利用とは財産区民(入会集団構成員)に限り、自由に入会して利用できる、いわば旧来の入会慣行を引き継いだ形の利用方法で、刈敷採取に当っては主にこの方法がとられた。この入会的共同利用においては、利用期間などについて様々な共同体的規制が設けられ、13)採取は集落周辺の約4km以内でなされていた。

一方、個人分割利用とは、個人が利用する区域を分け、その区域内では個人の排他的利用権を保障するものである。刈敷の場合は5年毎に各戸に分割し、刈敷に関してのみ独占的用益権を認めていた。分割利用されていた林野は、集落から約2km圏内のいわゆる里山であった。つまり、集落を中心として、林野利用が個人分割利用・入会的共同利用の順に圏構造をもってなされていた。

湯川における刈敷の採取も、入会的共同利用によって、柏原とほぼ同様な方法によって行われていた。

なお、刈敷は水田 1 反当り 20 把ほど必要であったと言われる。農業集落カード(1960 年)によると、柏原 54.3ha、湯川 73.5ha の水田が存在しており、馬1頭で1度に 6 把運搬できたことから、単純に計算しても柏原で馬 1810 頭分、湯川で 2450 頭分という多量の刈敷を毎年消費していたことになる。

### 3. 厩肥生産と馬の飼育

聞き込み調査によれば、1950 年頃の馬の飼育状況は柏原 99 頭、湯川 110 頭であり、これ以降、飼育頭数は減少の一途をたどった。当時、柏原の 167 戸のうち 99 戸が各1頭を飼育していたが、これらの農家の平均水田所有面積(14)は約 50a であったのに対し、馬を飼育しない 68 戸の平均は約 9a で、両者の間にかかなりの差が見られた。一方、湯川の飼育頭数とその所有者の平均水田所有面積は 2 頭飼育が 11 戸(86a)、1 頭飼育が 88 戸(53a)、非飼育が 108 戸(18a)であった。馬を飼育しない農家はほとんどが 30a 以下の水田しか所有しておらず、それ以上の水田を所有する農家では少なくとも馬 1 頭を飼育する必要があった。このことは、おもに厩肥生産の面で馬の飼育が農業経営と密接な関係をもっていたことを物語っている。

刈敷の採取と同様、草山(生草を採取)・萩山(干草を採取)の採草についても、様々な共同体的規制が加えられていた。(15)なお、草山・萩山については個人分割利用は存在せず、入会的共同利用のみであった。

生草・干草の採取については「水掛け採草地」(16)への依存度の差において、柏原・湯川で特色がみられた。柏原では水掛け採草地に適する緩傾斜地に恵まれず、標高 1400m 以上に展開する広大な草地への依存度が高かったのに対し、湯川では繰越堰を利用した広大な水掛け採草地を有し、大きく依存していた。この緩傾斜地が、後に観光地として知られる蓼科高原の中心となるわけである。

5 月から 9 月末までの飼料となる生草は、馬 1 頭につき 1 日 6 把必要であり、(17)また 10 月から 4 月末までは干草に稲わらを切り混ぜて与え、この期間に 1 頭当り 100~200 把の干草を必要とした。1950 年頃の飼育頭数から考えると、1 年間に柏原では生草 1 万 4850 頭分と干草 3300 頭分、湯川では生草 1 万 6500 頭分と干草 3667 頭分の草が消費されていたことになる。

### 4. 草肥農業の衰退

1938 年頃から、この地域にも硫安・過磷酸石灰などの化学肥料の使用が普及しはじめた。第二次大戦中に激減したこれらの使用量も 1950~55 年の間には復活する一方、複合肥料も普及しはじめ、厩肥の必要性は著しく減退した。さらに海拔 950~1100m の高冷地に水田が展開しているため、苗の生育が遅く低収量に甘んじていた柏原・湯川にも、第二次大戦後に保温折衷苗代(18)が導入されはじめ、それまでは 6 月 10 日頃であった田植え時期が 5 月末頃まで早まった。その結果、早くとも 6 月 1 日以後にならないと採取できない刈敷は、次第に利用されなくなった。

草肥の重要性の低下の中で、馬の存在価値も変化せざるを得なくなった。1950 年頃から飼育頭数は徐々に減少しはじめ、旧北山村全体で 1948 年の 283 頭が 54 年には 266 頭となった(長野県、1957)。そして、1960 年代にトラクター・耕耘機が普及すると、(19)馬の飼育頭数は本格的に減少するようになった。柏原においては、白樺湖周辺の観光地化に伴い、1949 年に貸馬組合が組織されたが、これは草肥運搬がなくなった夏季の馬の有効利用が主目的であった。(20)

こうして草山・萩山の利用期間を定めた山の口の規定もその意味を失い、湯川では 1967 年に

区の回覧文書による通達が出されて廃止された。柏原においては、現在も山の口の規定が残存しているが、数頭の馬しか飼育されていない現在では、ほとんど空文化している。

### 3) 林業的土地利用の展開

#### 1. 薪の採取と製炭

この地域においては、製炭といっても炭焼き窯を使用しない茨炭の生産が主であり、窯による白炭の生産者はごく少数であった。製炭の最後のピークといわれる1940～45年頃には、柏原で焼子を雇用する「炭屋」が7人、21)個人の白炭の生産者は約10人いた。湯川では、柏原に比べ白炭の生産者はさらに少なく、焼子を雇用しない個人の製炭者が6人存在するのみであった。白炭の生産は1935年頃から本格化し、燃料革命の影響で消費量が減った1960年頃まで続けられた。

このように、柏原・湯川では白炭の生産者はごく一部の製炭技術を有する人に限られ、多くの人は財産区有林野での自給用の薪・茨炭生産に従事していた。古老の中には軽蔑の意を含んで「炭屋」という人も多く、煤まみれになってまで製炭する必要はないという意識が人々の中に根強く存在していた。このことから、豊富な草肥源を有し、高冷地としては高い生産力を持ち得たこの地域の人々の「ある程度の生活の余裕」を読取ることができよう。

財産区有林野における薪炭材の採取は、柏原では主に個人分割利用形態で行われており、「営林地」22)と「割山」23)の2種類があった。営林地・割山とも成立前は刈敷山であったが、薪炭の商品価値の上昇とともに分割利用されるようになったと言われる。営林地・割山での薪の伐採では1区画当りの間伐収入が年間約6000円(後半7年間のみ)、最後の年に皆伐して2万5000円の収益があった(牧野研究会、1955)。

一方、柏原においては1952年まで、湯川では1950年まで、割山以外の財産区有林野において、区域・量・期限について無制限の入会的共同利用による薪炭材採取も行われていた。割山に比べて、薪炭材の蓄積は少なく、その実質上の意義は低かったが、割山と同時に入会的共同利用形態が存在していたことは、後述するように、割山の性格を知るうえで非常に重要である。

これらの製炭や茨炭生産は、自給を主目的としていたが、その余剰分の売却金は冬季の貴重な現金収入源となっていた。このように副収入源としても、財産区有林野は村落生活に大きく機能していた。

#### 2. 造林事業の進展

財産区としての積極的な植林が開始されるのは大正中期からであるが、あくまで草肥農業と競合しない、採草困難な土地への植林であった。本格的な造林が開始されたのは1950年頃からで(4-4図)、とくに1955年頃からは草肥農業の急速な衰退に伴って、草の生産性の高い水掛け採草地にも植林が進行するようになった。この時点で、財産区有林野の利用は、農業経営の変化という経済的な理由により、財産区直轄利用による造林へと転換された。

柏原では、1951年から水源涵養保安林としてかつての萩山の植林が進み、1967頃までに173haの植林が完了した。これ以外にも、柏原財産区によってかつての営林地・刈敷山など約129haの林野に1975年頃までカラマツ植林がなされた(4-5図)。このほか、柏原では分収契約による県行造林(13ha)と公団造林(86ha)がなされている。県行造林は、1964年5月に八子ヶ峰

での全国植樹祭の時に行われたものであるが、これを契機に北大塩との入会関係が解消されたことは特筆に値する。24)この入会関係の解消は、草肥農業の衰退に伴う林野利用面での変化によって初めて実現したものであり、その結果、柏原財産区有林野に対する北大塩区の入会権は消滅し、代償として105haが北大塩へ譲与され、柏原財産区所有利用地1492ha(その他に柏原農協所有地76ha)が確定した。

湯川財産区による第二次大戦後の植林は、1953年の凶作時の天然カラマツの売却を契機に始まり、1964年までに毎年約10haのカラマツが植栽された。湯川については、植林に関する明確な資料がないが、森林簿によれば、現在約146haの人工林が存在している。

これらの造林に関する苗木購入費等の費用(労働力は財産区民の無償奉仕)は、水源林指定による補助金のほかは財産区会計の中から賄われた。造林の本格化が第二次大戦後であり、また有用材も白樺湖建設費用の捻出のために伐採されていたため、立木売却収入はほとんどなく、その費用の多くは後述する観光関係の収入および区費収入に依存することとなった。

一方、割山においても各戸による植林が進み、この傾向は1960年ごろ顕著となった。こうした植林の進行に伴い、割山の利用期間も湯川で50年、柏原では70年に延長された。とくに柏原では積極的に造林がなされ、現在までにほぼ100%の植林が完了している。

#### 4) 林野利用と村落社会

柏原・湯川において、財産区有林野は経済面で人々の生活に大きく機能してきた。それだけに、財産区有林野は厳しい共同体的規制のもとで利用されてきたわけである。柏原・湯川の財産区有林野の利用は、おおまかに見れば、旧入会慣行をそのまま引き継いだ形での入会的共同利用から個人分割利用および財産区直轄利用へと推移してきたことになる。

1955年頃の調査結果をまとめた牧野研究会(1955)は、個人分割利用をとるに至った理由を次のようにあげている。第1は、入会的共同利用の不平等を是正するものであったという見解である。つまり、分割利用を一部とりいれて、馬を所有しない下層の人々にある程度の量の薪炭材・草の採取を保障するというものである。第2は、上層の人が持分権を集中することによって、より多くの薪炭売却収入を得たり、植林するために分割したという見解である。しかし、植林が一般化しておらず、薪炭材採取が主体であった当時、前述したように割山以外での自由な薪炭材採取も認められていたこと、さらに持分権の集中がさほど著しいものでなく、近年はまったく持分権の移動が行われていないこと等から、筆者はとくに前者が重視されるべきだと考える。

いずれにせよ、個人分割利用は財産区民の私的権利化を求める意志の発現の結果でもあり、厳密な意味では入会林野の解体であるともいえる。しかし、あくまで共同体的規制の中での利用であったということは注目に値する。

近年、割山の植林地化に伴い、利用期間が延長され、私権化がいつそう強まる傾向にあるのも事実である。しかし、割山の1戸当りの持分は約1町歩であり、面積的にみても少ない個人有林を補完する程度のものでしかない。いわば割山は、強い共同体的規制に支配された林野利用の中で、ある程度の個人の植林意欲を満たし、その全体的な崩壊を防止する安全弁としての機能を果たしているものと理解できる。少なくとも、木材価格が低く抑えられている状況では、これ以上の林野の個人分割利用が実施されることはあり得ないものと考えられる。なお、湯川では、1983年に割山(50年賦山)がすべて財産区に返還され、現在は湯川財産区直営林に編入され

ている。25)

以上のような財産区有林野の農業的・林業的利用の段階においては、「財産区」という所有形態はほとんど問題を生じなかった。例えば、造林事業の際の財産区直轄利用形態も、地方自治法でいう「住民の福祉」を実現するためのものでなく、むしろ旧来の入会慣行の延長としてなされたものであった。このように、柏原・湯川においても、他の多くの財産区と同様、財産区という所有形態が実質的な入会林野を維持するために利用されたと見るのが適切であろう。

### III 観光地化と入会林野利用の変容

#### 1) 高度経済成長期における就業構造の変化

穀桑式農業地域のうち、旧北山村を除く北山浦および中山浦地方においては、第二次大戦中・戦後を通じて、養蚕の減少率が低かった(市川、1966)。しかし、旧北山村では第二次大戦後に養蚕が大きく衰退することになったが、その原因は白樺湖・蓼科高原といった観光地での夏季の副業(貸馬・バンガロー経営・貸ボート営業など)が存在していたことにある。

1960年代に入ると、あくまで夏季の副業に限られていた観光部門が、入込客の急増に伴い、次第にその比重を増すようになった(4-6 図)。また、1955年頃から諏訪地域の精密機械工業は、工場の集積過程に入り、雇用者数が増加するとともに、茅野・諏訪方面への通勤者も現れた。26)

1984年の時点での柏原・湯川における就業状況を4-2表に示した。20・30歳代を中心として茅野市内・諏訪市・岡谷市などへの通勤者が多く、27)全就業人口のうち47%を占めている。また、旅館・ホテルなどの宿泊施設や会社の寮(保養施設)の管理などの観光関連業種への従事者も41%にのぼっている。会社・学校の寮の管理人は全体の14%を占めているが、これは夫婦でシーズン中のみ施設を管理するものである。湯川でとくに従事者が多いのは、1960年の(株)東洋観光事業への土地売却時の条件として、湯川区民を優先的に雇用するという協定が結ばれたことによる。しかし、近年では各会社の退職者が管理人として雇用されることが多くなり、湯川からの雇用は徐々に減少しつつある。

「ボートハウス」は、白樺湖水面を管理する池の平土地改良区の事業部が経営する施設である。観光センター(売店・食堂)の経営、夏季の貸ボート営業(動力船4隻、ボート180艘、その他30艘)のほか、冬季はワカサギ釣りやスケート場の営業も行っている。その従業員はすべて柏原財産区民によって構成されており、柏原に対して大きな雇用力を生み出している。28)

#### 2) 白樺湖周辺観光地の発展

##### 1. 白樺湖周辺の観光開発

白樺湖は、1946年に温水溜池として竣工されたが、1949年に貸馬が始められたのを契機に、貸ボート営業・バンガロー経営が徐々に行われるようになった。29)これらは、いずれも小資本で多額の収益が得られ、柏原の人々の貴重な現金収入源となった。

貸馬は、夏季の採草の合い間にできる手軽な副業として盛んに行われた。1952年当時、割山

での製薪収入が年平均 4000 円程度であったのに対し、1 時間の貸馬料金は 100 円で、かなりの高収入が得られた。しかし、1955 年以降は、草肥への依存度が著しく低下して馬の飼育自体の必要性が失われ、衰退の一途をたどった。

貸ボート営業は、1951 年に「代行組合」によって本格的に開始された。代行組合とは、1949 年になされた堰の漏水補修工事費用の不足金 30 万円を、柏原区の役職者を中心とする 20 人が負担し、その代償として柏原区から湖上の運営を許可されたものであり、1954 年まで貸ボート営業を行った(白樺湖編集委員会、1973)。1954 年以降は、構成員が柏原財産区と実質的に一致している池の平土地改良区の事業部によって引き継がれ、現在に至っている。この貸ボート営業はきわめて高い収益をあげており、その収益は直接・間接に柏原財産区民に還元されている。

現在の旅館・ホテルなどの宿泊施設は、ほとんどが 1960 年以降に建設されたものである(4-7 図)。それ以前、とくに 1949~56 年頃はバンガロー経営が主流で、白樺湖でのスケート合宿が盛んになる 1960 年頃には、約 250 棟のバンガローが建設された。バンガロー 1 棟当りの建設費は 4000~8000 円で、この費用も 1 シーズンで回収できたほど、その収益性は高かった。しかし、入込客が急増した 1960 年頃からは、バンガロー・売店経営で得た収益金を資本として、おもに柏原の人により旅館・ホテルが建設されたほか、次第に観光客の趣向も変化したため、現在ではバンガローは著しく衰退し旅館経営の補助的機能を果たしているに過ぎない。実際、17 ヲ所あるキャンプ場のうち、12 ヲ所は旅館・ホテルとの兼営である。

1984 年現在、宿泊施設 45 ヲ所のうち 17 ヲ所が柏原出身者による経営である(4-7 図)。また、売店経営者を含めると、柏原の就業人口の約 20%が白樺湖周辺観光地での自家営業で生計を成り立たせており、宿泊施設・売店経営に限ってみても、白樺湖観光の人口維持機能はかなり大きなものとなっている。

ところで、立科町地籍を除く白樺湖周辺の観光施設・別荘(個人別荘 498 戸、会社・学校の寮 39 戸)の敷地は、すべて柏原財産区・柏原農業協同組合の所有地である(4-1 図)。また、1965 年に開設された(株)白樺湖観光開発の白樺湖八子ヶ峰スキー場も、土地所有権は柏原財産区にある。このように土地売却を一切せず、すべての土地に対して貸付方式をとってきたところに柏原財産区による観光開発の特徴があり、土地貸付収入は財産区の重要な財源の一つとなっている。

白樺湖周辺以外にも、約 101ha の林野が(株)長野県くみあいセンターに賃貸され、「緑の村」とよばれる別荘地(657 区画)として開発されている。この地域は 3.3 m<sup>2</sup>当り年間約 63 円で貸付けられており、1983 年度には 1890 万円が柏原財産区へ借地料として納入された。また、柏原財産区は約 143ha の林野を 1966~82 年まで(株)京王帝都電鉄に賃貸していた(4-1 図)。この間、観光開発はほとんどなされておらず、この広大な林野の有効利用が財産区にとって今後の課題の一つとなっている。

## 2. 観光地化と村落社会

柏原においては、このような観光的土地利用の展開の中で共同体的な規制が働き、共同体構成員に対する様々な優遇措置がとられてきた。また、観光地化の過程で、代行組合(1951~54 年)など村落社会の比較的上層の一部の人によって構成される社会集団が出現した。しかし、最終的にはこれらの集団は村落共同体としての柏原区に経営が強制的に移行されるという形で消

滅し、村落社会を崩壊させる方向には進まなかった。30)

また白樺湖周辺の観光事業においても、柏原財産区および財産区民による独占的営業が展開された。例えば、外来者がすでに所有するボートを、湖上の管理権を有する池の平土地改良区の名のもとに半強制的に買収し、貸ボート営業を代行組合(柏原区)が独占した。同様に、当初は外来の旅館経営者を含む旅館組合が行っていたスケートリンクの経営も独占され、貸馬営業においては立科町側の業者への通行料(1回50円)の賦課なども行われた。これらは一例に過ぎないが、柏原においては村落社会内部の強い結合がいまだに残存しているといえよう。柏原では、このような強い村落共同体的な結びつきを背景として、現在でも広大な財産区有林野を維持し、財産区が主体となって土地貸付や貸ボート営業などの積極的な観光地経営が行われている。

### 3) 蓼科高原の観光地化の過程

#### 1. 湯川区による観光施設経営

蓼科高原の観光地化は、プール平付近と蓼科湖周辺の2地域を中心として展開した。現在のプール平は、かつて梅の木平とよばれていた水掛け採草地であった。プール平には湯川区直営の6つの温泉旅館(以下、6温泉とよぶ)があり、これらの旅館は10年ごとに入札によって、経営を希望する財産区民にその管理が委任されていた。これらの経営者は、落札時に莫大な金額が必要なうえ、31)寝具・什器を自費で揃えなければならないため、湯川区内でも中層以上の人限定されていた。1人で2温泉以上の経営をすることは許可されず、また経営者が自費で建設した引湯施設や旅館の諸施設も期限終了後はすべて区有財産とされるなど、湯川区による種々の規制が加えられ、経営者にとっては決して好条件のものではなかった。

1930年には、湯川区による別荘地の貸付けも開始され、1937年には別荘数100~150の一大温泉別荘地が形成された。その後、さらに別荘数は増加を続け、1955年にはプール平一帯の別荘は約350戸に達した。しかし、湯川区では、新築旅館に対しても入札請負による営業しか許可しない方針を貫いていたため、プール平には1960年まで6温泉以外の宿泊施設は建設されなかった。また、商店の開設に関しても、温泉旅館と競合する飲食店などの業種の進出は抑止されていた。

一方、温水溜池としてつくられた蓼科湖の周辺の観光地化は、中山開拓団(32)という戦後開拓者集団によるバンガロー経営から始まった。これは蓼科湖が完成した1952年に、開拓当初の収入源として付帯地に設営されたもので、12人共同で23棟が建設された。このほか、蓼科湖北岸でも湯川区の人が中心となってバンガロー経営が開始されており、1960年までには蓼科湖畔に9つのキャンプ場(バンガロー約150棟)が開設された。また、1952年には6温泉経営者を中心に、(株)蓼科観光が設立された。これは蓼科湖建設時の地元負担金300円を支出した見返りとして、湯川区から湖畔の開発を委任されたもので、滝の湯から湖畔への引湯事業などの観光開発を行った。こうして、蓼科湖周辺が観光地として発展してゆく基盤が形成された。

1960年には、プール平・蓼科湖周辺などの蓼科高原の主要観光地域(約205ha)が、湯川財産区から(株)東洋観光事業に売却され、その後16の旅館・ホテルが蓼科高原に新設された。しかし、大規模なホテルは、(株)東洋観光事業から改めて土地・建物を購入または借用して規模拡大を図った旧6温泉にほぼ限定されている(4-8図)。また、1960年以降に開設されたホテル・旅館のう

ち 6 つは、かつての中山開拓団のメンバーによる経営である。これらの宿泊施設の大部分は蓼科湖周辺に建設されたもので、1960 年以降は蓼科湖周辺の観光地化がとくに進行したことが分かる。

このほか、(株)東洋観光事業による別荘開発により、会社・学校の寮は著しく増加し、旅館営業・簡易宿所営業の許可を得ているものだけでも、1960 年の 1 戸から 1982 年の 54 戸へと激増している。また、個人別荘も約 430 戸に及んでいる。

後述するように、(株)東急不動産(鹿山共有地)、(株)諏訪自動車および(株)東洋観光事業(湯川・塩沢共有地)からの土地貸付収入は、湯川財産区の全歳入の約 70%を占めるに至っている。1960 年の土地売却後は、これらの企業への大規模な土地貸付以外、湯川においては一切の直営観光事業は行われていない。

なお、財産区有地の処分には、原則として県知事の認可を必要とするが(地方自治法第 296 条の 5)、1960 年の(株)東洋観光事業への財産区有地売却に当っては、当時の林虎雄知事から土地売却の件が湯川財産区に持ち込まれたため、土地処分は円滑に進行した。このように、財産区有地の処分には、県側の利害が強いかかわり、場合によっては地元の意見が反映されなくなることも十分にあり得るのである。

## 2. 入会林野の売却と集落の構造

湯川においては、6 温泉の経営者の入札・経営期間の制限などの慣行からも明らかなように、強固な共同体的性格が見られた。しかし、前述したように、多額の経営準備資金を要するため、その経営者はある程度上層の区民に制限されていた。温泉旅館経営は決して順調とはいえなかったようだが、経営期間の延長や経営者の固定化(4-3 表)によって、これらの人々は財産と村落社会内での強い発言力をもつようになった。<sup>33)</sup>そして、温泉旅館への宿泊客が第二次大戦後に増加するに伴い、「観光地の論理」ともいうべきものを持つようになった。そして、蓼科の観光地としての発展と旅館の継続的で自由な経営を、「むらの論理」に優先させる「観光地の論理」の発現が、(株)東洋観光事業への土地売却に対する 6 温泉経営者の推進運動であった。また、土地売却のもう一つの要因となった湯川区による別荘地経営の失敗も、観光地経営に関して未経験な区役員(1 年任期)が経営を担当するなど、むらの従来の慣行をそのまま観光地経営に持ち込んだことによるものである。<sup>34)</sup>すなわち、財産区有林野の売却は、温泉経営に対するむらによる支配の強さへの反動と別荘地経営の失敗により実現したものと考えられる。

さらに 1967 年に、日本ピラタス横岳ロープウェイの建設を契機として、蓼科在住の湯川財産区民が「蓼科二四会」を結成して、湯川財産区から事実上の独立を果たした。すなわち、長野県が菅平方式で建設した横岳ロープウェイの誘致に当って、県に地元負担金として土地を提供する必要があったが、湯川区総会でこの件が否決されたため、蓼科二四会(24 戸)が財産分与を受けて独立し、その土地を県に供与することになった。その結果、約 165ha の林野(現全国共済農業協同組合連合会所有地)と財産区の預金の一部が分与されたのである<sup>35)</sup>。実質的な村落社会の分裂であるこの蓼科二四会の成立も、いわば「観光地の論理」が追求された結果と見ることができよう。なお、財産区の分割に当っては、地方自治法の規定により財産区を分割して新たに財産区を設立することが認められていないため、形式的に「湯川財産区蓼科分区分区」という奇妙な形をとることになった。以上のように、湯川においては財産区有林野の解体が進行しつつあるが、これはおもに村落内部に変化によるものであった。

## IV 観光地化に伴う財産区の動向

### 1) 財産区財政の拡大

4-4 表は、柏原行政区の 1983 年度の予算である。これによると、歳入総額の約 52%を「寄附金」に依存し、この寄附金は柏原行政区とは本来無関係な組織である池の平土地改良区から支出されている。この土地改良区は、柏原財産区と構成員を同じくし、むらとしての柏原の運営する組織であるが、経営上は次のような形式をとっている。つまり、柏原財産区が所有するボートを土地改良区事業部が借用し、貸ボート営業により生じた収益金の一部をボート使用料として財産区に支払うという形式である。これは、財産区が固定資産税の免除など、税制上の優遇を受けていることによる措置である。実際は、収益金のうち約 300 万円を本来の目的である土地改良事業費として残し、収益金の大半(年間約 1 億円)が実質的に財産区会計に計上されている。

このほか、役員・構成員とも財産区と同一で、土地貸付以外一切の事業を行っていない柏原農業協同組合の所有地からの土地貸付収入が存在しており、年間の貸付収入 2700 万円のうち固定資産税等 1200 万円を除く約 1500 万円が柏原農協の財産となっている。

柏原財産区の 1983 年度の予算書を 4-5 表に示した。これが正式に公表される予算書であり、その予算総額は約 4340 万円にすぎない。しかしその実態は、土地改良区からの約 1 億円、柏原農協からの約 1500 万円が加わり、さらに地上権を設定していない土地の貸付収入も加算され、歳入総額は優に 1 億 5000 万円を超すといわれる。そして、必要経費を除外した分を、村役の人夫賃、貸付金、積立金などの名目で、財産区民各戸に分配している。その金額は年により変動があるが、1 戸当年間 20～40 万円である。

一方、湯川においては、塩沢との共有林野に(株)東洋観光事業への貸付地 104ha と(株)諏訪自動車への貸付地 129ha が存在し、その貸付収入のうち 3 分の 2 が湯川財産区の収入となっている。さらに、鹿山財産区が(株)東急不動産に賃貸している約 777ha の土地貸付収入のうち、732 分の 163(戸数割)が湯川財産区へ分配される。また、(株)東洋観光事業への土地売却金の利子収入があるため、湯川財産区の 1983 年度予算書(4-5 表)の歳入は約 9400 万円となっている。湯川財産区の場合も、実際の歳入はより多額にのぼると言われているが、柏原財産区のような直営事業による収入が皆無であるため、数字にさほどの誤差はないものと推察される。

他区との比較のために、北大塩財産区の予算額を示した(4-6 表)。柏原の場合、実際には予算額がさらに大きくなることからすれば、柏原・湯川財産区の財政規模が他区に比してはるかに大きいことが分かる。なお、1954 年当時の予算額もあわせて提示したが(4-6 表)、観光地化以前の柏原の数字は小さく、財産区有林野の観光的土地利用がいかに大きな経済的影響力をもっているかが理解できる。

以上のように、柏原・湯川財産区においては、土地貸付収入等により多額の収益をあげており、

様々な形で財産区民に還元されている。とくに市行政の末端機構を担わされているにも拘らず、行政区への県市支出金が 1.7%と著しく少ない現状にあつて(4-4 表)、財産区収入は区行政の運営上、貴重な存在となっている。

## 2)「区」の再編成と財産区

茅野市の各財産区は、1955 年の合併時の「茅野町設置に関する協定書」第 6 項により、おのおの自由な運営が認められているが、市に対して会計報告をする最低限の義務は負っている。そのため、柏原・湯川とも公式会計上は「財産区」と「区(むら)」を区別していた。しかし、実質的には「区」は行政機構であるだけでなく、財産管理機構を兼ねたものであったため、「区」の役員(当役)は、「区」の行政・財産の両面における直接的な執行機関としての役割を果たしており、区長は財産区総代を兼務していた。また、財産区有林野も、区民にとっては「区有林野」として認識されてきた。ところが、柏原では、1977 年に「白樺湖行政区」が新設されたことを契機に、「区」の行政機構と財産管理機構が分割されて「行政区」と「財産区」の 2 つの組織が成立した。

白樺湖周辺の観光地化に伴い、白樺湖周辺には柏原区民以外の観光施設経営者も居住するようになった(4-2 図)。それら柏原区民以外の営業者は、1977 年までは白樺湖地域の観光施設経営者全員によって構成される白樺湖観光協会を通じて、柏原区へ行政関係の問題の処理を依頼していた。そして「区費」ではなく「協力費」を支払うことによって、柏原区の消防活動などの行政サービスを享受していた。しかし、観光地としての白樺湖地区独自の行政組織をもたないために、何をすることも柏原区を通さなければならず、市に対する陳情等にも支障をきたすこともあった。また、白樺湖地区に在住する旅館経営者が柏原区の役員(建設委員など)として、自分の生活とまったく縁のない柏原集落に関する仕事をしなければならないなど、様々な矛盾が生じた。その結果、1977 年に白樺湖地区の住民によって「白樺湖行政区」が組織され、柏原区から独立することになった。

柏原区は当初、「白樺湖行政区」の設立に難色を示したが、その一方で、柏原区にも設立をやむなしとする理由が存在していた。つまり、柏原区としては、白樺湖周辺に在住する多くの外来者を永久的に「準区民」に止めておくことはできず、いずれ柏原区民と認めざるを得なくなることは必至であった。その際に問題となるのが、「財産区」の所有する莫大な財産の存在である。「区」として財産管理機構と行政機構が判然と区別されない従来の組織では、当然財産権をもち得ない外来者の位置づけが不明確となり、組織自体が混乱する。そのため、外来者が集中して居住する白樺湖地区を「白樺湖行政区」としてまとめ、実質上のみならず、外見上も非財産区民を「柏原区」から分離することは、柏原区としても必要な措置であった。また、土地貸付の増加によって限界に達していた「区」の事務量の軽減のためにも、新行政区の誕生を契機に、行政管理を主とする明確な形での「柏原行政区」を設立することは、一方では歓迎された。

こうして白樺湖行政区が新設されたが、白樺湖(営業施設および新宅)と柏原(本宅および耕地)の両方に生活基盤をもつ 15 戸に対する措置が新たに問題となった。しかし、現在のところ白樺湖の施設の固定資産についての区費は白樺湖行政区に納入し、柏原の土地家屋に対する区費は柏原行政区へ納入することで、一応は解決されている。現在、これらの人々は両行政区の区民となっているが、白樺湖行政区の役員になることは拒否しており、他の白樺湖行政区民からの不満も出始めている。このように、「柏原区民」としての社会集団の領域と行政区の領域が

整合しないために、白樺湖行政区はきわめて曖昧な性格をもつに至っている。

本来、地方自治法の規定では、財産区住民に、財産に対する権利が与えられることになっている。しかし、柏原財産区においては、財産区有地内の住民を 2 つの行政区に分割するという苦肉の策によって、外見上、財産区民と住民が一致するように工夫されている。この事実は、財産区制度そのものの矛盾が露呈された好例の一つと言えるだろう。

### 3) 財産区の運営

「柏原区」当時の役員(当役)は、区長・区長代理・会計・書記の 4 人であり、この 4 人が中心となって、行政機構・財産管理機構としての「区」を運営していた。湯川区においては、現在もこの役員構成がとられている。

4-7 表は、1977 年に再編成された後の柏原財産区および池の平土地改良区、ならびに湯川財産区の役員の構成である。前述したように、財産区は地方自治法で定める特別地方公共団体として位置づけられている。そのため、財産区議会の設置が認可されている柏原財産区の場合、公職選挙法のもとで選出された財産区議員による区議会が区総会に次ぐ議決機関となる。しかし、柏原では区議会議員を含む 18 名で財産区審議委員会(委員は区総会で選出)が構成され、この財産区審議委員会が中心となって運営方針が策定されている。1984 年度には、総代をはじめとする 3 名の当役と観光委員 4 名がいずれかの議員を兼務する結果となっている(4-7 表)。また、財産面で深いつながりをもつ池の平土地改良区の理事 11 人中 5 人も財産区関係役員が含まれており、運営面でも財産区との一体性がみられる。

当役(とくに総代)は、ほぼ毎日勤務する必要があるため、事実上、他の職業と完全に両立させることは不可能である。そのため、ある程度の時間的余裕が得られる職業の人が選出されることが多い(4-7 表)。しかし、柏原財産区民のうち、財産区関係役員に相当とされる 40~50 歳代の男性の数は限られており、財産区では専従の事務員のみによる事務処理も検討されている。いずれにせよ、観光事業による事務量増加の中で、役員の人件問題は財産区運営上の最大の課題となっている。

湯川財産区では、1960 年以前、蓼科高原の区営別荘地の貸付が行われていた当時、当役の中に「別荘会計」もおかれていたが、企業への大規模な土地貸付のみとなった現在は、役員構成がはるかに簡素化されている。湯川財産区においては、財政規模の拡大の可能性を放棄した結果、複雑な役職の負担からは解放されている。

### 4) 財産区と村落社会との関連

柏原・湯川の両集落とも、財産区有林野の一部が観光地として発展する以前は、その農林業的的林野利用の過程で、強固な村落共同体としての結合が培われていた。そして、「財産区」という所有形態も、財産区制度が本来もつ入会林野を公的支配下におくという目的が達せられなかったばかりでなく、むしろ実質的入会林野を維持するうえで利用されてきた。

しかし、湯川の場合、区による観光地経営の開始が早かったこともあり、村落社会内部に異なる論理をもつ社会集団が観光地化の過程で形成された。この結果、財産区有林野の企業への売却が行われ、その後、新しく観光地域に誕生した社会集団は、財産区有林野の分割を伴う形

で、村落社会から完全に分離していった。

柏原では、土地貸付・貸ボート営業をはじめとする観光地経営が財産区の「直営事業」として行われており、現在、湯川とはまったく異なった財産区運営がなされ、いまだその運営は村落共同体的な論理によって貫かれている。例えば、柏原財産区の財産から生じる収入は、行政区財政における区費収入額を十分に賄い得るにもかかわらず、いまだに各戸からの徴収が行われている。柏原行政区の区費徴収は、平等割のほか固定資産税割・所得割が採用されているが、これを財産区収入から支出すれば、有資産者・高所得者に有利に働くことになる。つまり、この質的不平等を防止するために、区費だけは徴収し続けているわけである。

このような柏原の共同体的な性格と、行政機構・財産管理機構が同じ枠組の中に存在していることが相まって、柏原財産区はきわめて強い組織体となっている。この枠組の中には、他に池の平土地改良区・柏原農協のような大きな収益を生む組織も含まれており、その経済的基盤はいっそう強化されている。そして、豊かな経済的基盤を背景として、より充実した地域社会の形成が目指されている。

茅野市内の大部分の財産区では、かつての複雑な入会関係を引き継ぐ形で、現在も財産区有林野を複数の区で共有しており、一つの財産区の意味で林野の利用方法を決定することはできない。このような共有林野(旧数カ村入会林野)では、財産区による直営事業は一切なされておらず、企業への大型土地貸付が行われているのみである。例えば、鹿山共有地(10区共有)の(株)東急不動産への貸付はその好例といえよう。企業への土地貸付は乱開発を招きやすく(武居、1980)、今後の入会林野の利用を考えるうえで、むらの単独所有のこうした利点が十分に考慮される必要がある。

しかし、恵まれた条件にある柏原・湯川財産区でも、地方自治法で定められた財産区である以上、数々の問題を抱えている。最も重要な問題は、財産区有の財産を公的コントロールの下におかれる危険性を常にはらんでいるということである。現在は、茅野町(市)との合併時に結ばれた協定によって、確かに財産区の自由な運営が認められている。そればかりか、財産区制度の主旨に反する各戸への分配金についても所得税が課され、むしろ私的財産として一方で黙認されている。しかし将来、市当局の姿勢が変わり、現在の自由な運営が阻止される事態が起こり得ないという保証はまったくない。朝野(1977)によれば、下田市須崎財産区においては、観光地化の進展とともに下田市の管理権の主張が強まり、財産区民の意思が収益の使途に次第に反映されなくなっている。柏原・湯川財産区の場合も、固定資産税免除などの財産区としての優遇措置を受けている以上、常に財産区制度のネガティブな面もかかえ込んでいるという事実を十分に認識する必要がある。財産区制度自体が、大きな矛盾をはらんだものであることを忘れてはならない。

## V おわりに

前章まで明らかにしてきたように、従来からの農林業的な林野利用のみによる入会林野経営はすでに限界を迎えている。こうした現状を踏まえて、本章では、財産区という所有形態で実質的に入会林野を維持し、その観光的利用を積極的に進めてきた柏原・湯川区をとりあげ、入会林野の観光的利用の実態を明らかにするとともに、財産区運営面での諸問題についても考察を

加えた。その結果、以下のようなことが分かった。

蓼科山南西麓には、採草地として広大な入会林野が存在し、貴重な草肥源として厳しい共同体的規制のもとで林野利用がなされていたが、草肥農業の衰退と薪炭需要の低下に伴い、1950～60年代にかけて財産区直轄方式によるカラマツ造林が急速に進行した。一方、1960年代には、すでに別荘地開発が第二次大戦前から進んでいた蓼科高原だけでなく、白樺湖周辺においても入会林野の観光的利用が著しく進展し、白樺湖を抱える柏原においては、就業人口の約半分を観光関連業従事者が占めるに至った。

湯川財産区では1930年から蓼科高原における別荘地貸付を直営事業として行うほか、6つの温泉旅館を所有して入札により財産区民に経営を委託するなど、かなり早い時期から入会林野の観光的利用が進められていたが、1960年に財産区有の温泉旅館を含む入会林野の主要部分が企業に売却された。その要因は、温泉旅館経営を委託されていた財産区民をはじめとする「観光地の論理」をもつ社会集団が、財産区の影響力を排除して独自の自由な旅館経営を望み入会林野の売却に向けて積極的に運動したことや、直営の別荘地貸付事業の失敗等にあった。そのため、現在の湯川財産区では直営観光事業は全く行われていないが、それでも入会林野の企業への貸付等により9千万円以上の歳入があり、それらの収入は所有山林の管理等に有効に利用されている。

これに対して、柏原財産区では現在まで入会林野をいっさい売却しておらず、広大な入会林野を今日まで維持している。1950年頃から開始された白樺湖周辺の宿泊施設・別荘等への土地貸付と直営の貸ボート営業により、財産区は優に1億5千万円を超える歳入を得ているほか、財産区民に対して多くの雇用機会を提供することにも成功している。入会林野の観光的利用による収益は、財産管理費や区行政への補助金としてだけでなく財産区民への個人分配等に使用されており、財産区民は直営観光事業によって多大な経済的恩恵を享受している。

以上のように、湯川財産区においては土地貸付・売却収入、柏原財産区では土地貸付やボート営業等の直営観光事業によって、両財産区とも入会林野から多額の収益を得るに至っており、本章では入会林野からの収益が直接・間接に財産区民に還元されている。とくに、柏原財産区では、入会集団が直営観光事業を行うことで外部資本による一般的な観光開発とは異なるタイプの自律的な観光地経営を実現しており、入会集団の観光的利用を図るうえでの一つのモデルケースとして注目される。

しかし、とくに柏原財産区においては、観光地経営に伴う事務量の増加などにより財産区役員の負担が著しく増加するなど、人事面で多くの問題を生じていることも同時に明らかとなった。したがって、入会集団における管理・運営体制の問題について、より望ましいあり方を検討して行く必要がある。

また、財産区は地方自治法のもとで特別地方公共団体として位置づけられ、入会集団に属さない住民にも財産収入を享受する権利を認める必要があるなど、従来の入会集団の慣行とは矛盾する様々な規制を受けねばならないが、柏原・湯川では財産区という所有形態が入会林野の維持のために形式的に利用されているだけに過ぎないことが明かとなった。しかし、財産区を純然たる公有林として認識する立場から市当局が行政的な圧力かけてくる危険性を常にはらんでおり、いわゆる財産区問題の顕在化が危惧される。

- 1) 諸分野における入会林野に関する研究を展望したものとして藤田(1977)がある。
- 2) ここでいう「区」とは茅野市内における行政区のことで、おおよそ旧藩政村と一致しており、地元でも「区」という呼称が一般的に使われている。
- 3) この入会林野面積とは、部落有林野統一事業の対象とされた部落有林野面積である(藤田、1981)。
- 4) 渡辺(1974、p3)によれば、財産区数は兵庫県 648、青森県 283、奈良県 235、岡山県 229、長野県 225 で、長野県は全国で 5 番目に財産区数が多い。
- 5) 長野県地方課が実施した「昭和 48 年財産区実態調査」による。その結果は、高橋(1973)にまとめられている。
- 6) 1947 年の地方自治法施行以前に町村制を契機として誕生したものを旧財産区、同法施行後に成立したものを新財産区と呼んでいる。
- 7) 小林ほか(1969)および牧野研究会(1955)に詳しい。
- 8) 地方自治法の条項の解釈に当っては、主に石村(1961)、川島ほか(1968)、小林(1972)および渡辺(1974)を参考とした。
- 9) 柏原・湯川・芹ヶ沢・糸萱の 4 集落が 1875(明治 8)年に合併して成立した。各々の集落が部落有林を所有し、合併後も個々の集落の独立性が比較的高かった。
- 10) ハンノキ・クリ・ナラなどの若い枝葉や草を切って、それを水田にすき込み、緑肥としたもの。
- 11) 1917(大正 6)年当時、繭の価格は 1 貫当り 9 円であり、毎年約 100 貫を生産する農家も珍しくなかった。当時の米 1 表の価格が 8 円 50 銭であったことからすれば、かなりの高収入であった。
- 12) この農家では、北佐久郡・群馬県から約 10 人の季節労働者を雇用していた。なお、春蚕は無霜期間が短いため、ほとんど飼育されなかった。
- 13) 例えば、入山の期間については「山の口」(入山解禁日)が財産区の規約で決められていた。山の口は、年により若干の変動があったが、柏原では 6 月 12 日、湯川では 6 月 10 日で、それから 3 日間に限って入山が許可された。
- 14) 聞き込み調査によれば、1950 年頃から現在まで、水田所有面積には大な変化がない。したがって、1979 年調査の「農家台帳」の面積によっても、おおよその傾向は把握できるものと判断した。
- 15) 生草については、柏原では 7 月 1 日、湯川では 6 月 26 日に山の口があき、9 月末まで採草が続いた。萩山については、柏原では 10 月 1 日、湯川では 9 月 10 日に山の口があき、年末まで採草された。これらの干草は「萩屋」に貯蔵され、5 月初旬までの重要な飼料とされた。
- 16) 冬季、原野に川の水をかけ流して地面の凍上を防ぎ、春になって早く草が成長するように工夫した養草地。
- 17) 馬はそのうち半分を消費し、残り 3 把分は敷草となって、重要な厩肥となった。
- 18) 日本地誌研究所編(1972)によれば、山浦地方では 1949 年の普及率は苗代全坪数の 46%、1950 年には 80%を占めていた。
- 19) 1960~70 年に、柏原は 8 台から 78 台に、湯川は 17 台から 87 台に増加した。

- 20) その後の馬の減少により、組合員数は 53 名 (1955 年) から 23 名 (1970 年) に減少した。
- 21) このうち、1940 年頃には 15 人の焼子を雇用していた「炭屋」は、柏原のみでなく、北佐久郡方面からも焼子を雇用し、大規模な製炭を行っていた。製炭材は、草地の卓越する財産区有林野からは供給されず、立科町側から主に供給されていた。
- 22) 15 年間入山を許さず、15 年たってから「トビックラ」という独自の方法で各戸に平等に分割し、その時から 2 年間に限り、個人の自由な利用を認めるという林野。明治末期に生まれた制度で、約 250ha ほど存在していた。湯川には営林地は存在しなかった。「トビックラ」に関しては、牧野研究会 (1955)、川島ほか (1959) に詳しい。
- 23) 1925 年に始められた制度で、「トビックラ」で各戸に分割し、17 年間は分割者の排他的利用が許される。集落から 1~2km の範囲内に約 200ha 存在しており、現在の 70 年賦山とほぼ一致する。
- 24) 県行造林が実施された八子ヶ峰公園付近は、北大塩入会の林野であり、その権利関係の複雑さもあって植林がなされていなかった。そこで、茅野市長の提案により、植樹祭を契機に相互の入会関係が解消された。
- 25) 割山にした土地は、元来コタツ用の炭炭を生産するための薪炭材供給であり、また日射などの自然条件が植林には不適であった。そのため、編入はスムーズに行われた。
- 26) 通勤者は主に 10~20 歳代の若年層が中心であった。一方、旅館・バンガロー経営などの観光業従事者は、30 歳代以上の中老年層が多かった。
- 27) 自家用車による通勤が多い。1960 年に湯川から茅野市街まで長野県企業局による蓼科有料道路が完成し、諏訪湖周辺まで約 1 時間で通勤できる。
- 28) 夏季には学生アルバイトを約 20 名雇用している。なお、夏・冬の収入比率は、およそ 2:1 である。
- 29) 1949 年に初めて茅野駅から 1 日 1 往復の定期バスが運行された。
- 30) 代行組合は、観光客急増のためボート 27 艘 (約 30 万円) を購入し、経営はきわめて良好であった。それゆえ、財産区は 3 年後に立木売却金 160 万円をもって備品・ボート等を買収した。財産区は、代行組合員の工事費負担の代償として一時的に営業を許可した事情から、長期にわたるボート営業を認めてはいなかったため、代行組合側も強引な経営移譲の要求を受入れざるを得なかった。
- 31) 1930 年に「滝の湯」の経営権が 3000 円で落札されたが、当時の湯川での道路工事の日当は 1 円であった。
- 32) 開拓地は蓼科湖の南方に当り、湯川財産区有地と塩沢財産区有地 (湯川入会) の計 50ha であった。入植者 12 名のうち 10 名は湯川出身者で、いずれも二・三男であった。
- 33) 6 温泉経営者のほとんど全員が湯川区会議員を経験していた。毎年の区役員 (当役) の選挙時も、旅館経営の支障となるため、候補に名前があがらないように、6 温泉経営者の区会議員 (常時 1 人は議員となっていた) が圧力をかけていた。
- 34) 例えば、別荘地の貸付に当り、権利金も徴収していなかった。
- 35) 分与された林野は湯川・塩沢共有地であったため、従来の慣行にしたがい湯川 2、塩沢 1 の割合で単独所有地として分割した。この結果、約 83ha が塩沢財産区有地となり、(株)共同興

発に賃貸され「ピラタスの丘」として別荘地開発されている。

## 文献

- 朝野洋一(1977):下田市須崎の社会経済の変遷にみる沿岸集落の生態. 茨城大学教養部紀要, 9, 29~56.
- 石村善助(1961):入会権と財産区—その現状に対する一考察—. 東京都立大学法学会雑誌, 1-2, 26~48.
- 市川健夫(1966):『高冷地の地理学』令文社, 414 ページ.
- 川島武宣・潮見俊隆・渡辺洋三編(1959):『入会権の解体 I』岩波書店, 360 ページ.
- 川島武宣・潮見俊隆・渡辺洋三編(1968):『入会権の解体 III』岩波書店, 670 ページ.
- 小林三衛(1972):財産区概念, 青山法学論集, 14-3, 75~97.
- 小林三衛・福島正夫・北条浩編(1969):『昭和5年全国山林原野入会慣行調査 第2巻』徳川林政史研究所, 581 ページ.
- 白樺湖編集委員会編(1973):『白樺湖—白樺湖のあゆみ—』甲陽書房, 231 ページ.
- 高橋寿昭(1973):財産区の運営について—昭和48年財産区実態調査より—. 信州自治, 26-12, 37~42.
- 武居良明(1980):地域住民と観光開発. (財)日本地域開発センター『地域開発と自然保護の理念を求めて—長野県における観光開発—』197~211.
- 長野県(1940):『長野県統計書 養蚕統計』22 ページ.
- 長野県(1950):『長野県統計書 農業』103 ページ.
- 長野県(1957):『長野県統計書』320 ページ.
- 日本温泉協会(1981):湯坊の語るたてしな. 温泉, 49-3, 16~20.
- 日本地誌研究所(1972):『日本地誌 第11巻』二宮書店, 675 ページ.
- 藤田佳久(1977):入会林野と林野所有をめぐる—土地所有から土地利用への展望—. 人文地理, 29, 54~95.
- 藤田佳久(1981):『日本の山村』地人書房, 271 ページ.
- 牧野研究会(1955):『牧野の法社会学的研究』194 ページ.
- 三澤勝衛(1929):八ヶ岳火山々麓の景観型. 地理学評論, 5, 790~821.
- 渡辺洋三(1974):『入会と財産区』勁草書房, 408 ページ.

## 第5章 地先漁場を基盤とした観光地域の形成

—静岡県沼津市大瀬崎を事例として—

## I はじめに

近代日本の沿岸域における観光的活動の歴史は、海水浴に始まった。わが国では古来から「潮湯治」という療養を目的とした海水浴が行われていたが、明治期にヨーロッパからレクリエーションとしての海水浴が日本に導入され、大正末期には都市近郊に多くの海水浴場が見られるようになった(青木、1974)。そして、第二次大戦後の高度経済成長期には、所得水準の向上と余暇時間の増加を背景として観光需要が急速に増大し、交通機関の発達とともに多くの観光客が海水浴場を利用するようになった。その結果、海水浴場立地型の民宿地域が各地に形成され(石井、1970)、海水浴は主要な海洋性レクリエーションとして沿岸域における観光地域の形成に重要な役割を果たすことになった。

こうした沿岸集落への大量の海水浴客の流入は、地域の社会・経済構造を大きく変容させるものであったため、多くの地理学者の関心を集めた。とくに1960年代以降に急速に観光地化が進んだ伊豆半島の沿岸集落については、尾留川ほか(1974)、田林(1976)、尾留川・山本編(1978)など多くの研究の蓄積が見られた。また、近畿圏については淡野明彦による一連の研究がなされた。1)これらの研究により、主に海水浴を目的とした観光客の沿岸域への流入過程と、それに伴う地域構造の変化の実態については既に一定の解明がなされたといえよう。

しかし一方で、レクリエーション活動の多様化が全体として進むなか、近年は日本の沿岸域においても海水浴以外の多様なマリンレジャーが若年層を中心に活発化するようになってきた。例えば、1988年に実施された海洋性レクリエーションの動向に関するアンケートの結果をまとめた運輸省海洋・海事課(1989)によれば、「現在行っている海洋性レクリエーション」については約6割を海水浴が占めているものの、「今後行いたいと思っている海洋性レクリエーション」では、洋上旅行(49.6%)、スキューバダイビング・スキンドайビング(29.2%)、ヨット・モーターボート(25.4%)と、洋上旅行(クルーズ)を除くとスポーツ型レクリエーションが圧倒的な人気を示している。このアンケート結果からも、国民の多くがクルーズに夢を抱きつつも、よりアクティブなスポーツ型レクリエーションを志向していることがうかがわれる。

こうした沿岸域を舞台としたレクリエーション活動の新たな動向に対して、従来の海水浴客を主体とする観光地の地域社会がいかなる対応を示し、地域の全体構造がどのように変化したかという問題は、沿岸域に関する地理学的研究における重要な課題であると考えられる。しかし、これら新しいレクリエーション活動による観光地域の成立や地域社会の変容を正面から取り上げた研究の事例は、荒木(1995)、宮内(1998a・1998b)などきわめて少ないのが現状である。そこで本章では、近年急速に普及しつつあるスキューバダイビング 2)という新しい海洋性レクリエーションを積極的に導入することにより、ダイバーを主体とした特色ある観光地域へ変貌した静岡県沼津市江梨区の大瀬崎地区を取り上げる(5-1 図)。そして、観光地域の形成過程とその要因をスキューバダイビングとの関係を軸に明らかにするとともに、地先漁場を利用した新たな海洋性レクリエーションの導入により地域社会に生じている諸問題についても考察を加えることで、地先漁場の観光的利用の将来性を実証的に明らかにすることを目的とする。

大瀬崎は伊豆半島北西端に位置する駿河湾に突出した岬で、その東側に隣接するのが大瀬

崎地区である。大瀬崎地区は、行政的には江梨区(316人、89世帯)に含まれるが、集落(地区)としては農業集落としての江梨と観光集落である大瀬崎の二つが存在している。江梨地区から2.5km西方にある大瀬崎地区は、大瀬神社が祀られてはいたが集落は形成されず、長い期間にわたり無住地であった。しかし、1950年代から海水浴客の増加により宿泊施設の営業が開始され、1970年代には民宿地域としての成立をみた。そして、スキューバダイビングの適地としてダイバーの来訪が急増した1980年代後半には、周辺集落が民宿地域の形成段階で変化が停止したのに対し、大瀬崎地区ではほとんどの宿泊施設がダイビングサービス<sup>3)</sup>を併設する特色ある観光地域へと大きく変貌することになった(5-1図)。そして現在では、年間約8.5万人ものダイバーが訪れる全国有数の「ダイビング観光地」<sup>4)</sup>として発展している。なお、JR沼津駅から大瀬崎までは1日2本の定期バスが運行されているが、運行本数が少ないため大瀬崎を訪れる観光客のほとんどは自家用車・観光バスを利用している。東名高速道路沼津ICからの自動車での所要時間は約1時間15分で、東京・名古屋からも約3時間で到達できる。

## II スキューバダイビングの発展とダイビングスポットの分布

### 1) 日本におけるスキューバダイビングの普及

スキューバ(自給潜水器)に必要な自動式呼吸装置が1943年にフランスで開発されて以降、この潜水器は第二次大戦後に「アクアラング」の商品名で急速に欧米で普及した。1947年には日本への輸出が開始され、わが国でも1950年代前半にレジャー・ダイビングの普及が始まった。さらに1970年代初めには浮力を調整できるB.C(バランシングベスト)が開発され、それまでは相応の体力が要求されたダイビングが女性・中高年層でも可能となり、以後急速に普及することになった(日本海洋レジャー安全・振興協会編著、1997、p.122-123)。1960年代頃までは、あくまで限られた愛好者がクラブを組織し、クラブ内で潜水技術の習得が図られていたが、1975年頃からレジャー・ダイビング人口の増大に伴い、ダイビングスクールにおける潜水技術の習得が一般的となった(日本海洋レジャー安全・振興協会編著、1997、p.11)。こうしたダイビングスクールの設立は、スキューバダイビングの大衆化に拍車をかけることとなった。

1980年代に入ると、潜水器材の進歩により安全性・機能性が向上したことやファッション化が進んだことなどにより、ダイバーが急増し始めた。それに伴い、安全で楽しいレジャー・ダイビングの普及を目的とした潜水指導団体が設立され始めた。現在、日本においてレジャー・ダイビングを行うには国家試験等による資格が不要ではあるが、これらの潜水指導団体はダイビングスクールのインストラクターを認定し、講習用のカリキュラムを定め、その修了者に「Cカード」を発行している。Cカード(Certificate Card)とは、潜水の技能・知識を習得した認定証として潜水指導団体から発行されるもので、初級から上級レベルまで数種類があるが、その種類やレベルの規定は潜水指導団体によって差異がある<sup>5)</sup>(日本海洋レジャー安全・振興協会編著、1997、p.11-12)。しかし、ファンダイビング(スクール以外のダイビング)を行うには何れかのCカードが必要であり、Cカードを保有していないとダイビングショップでの潜水器材の貸付け・タンクへのエア充填などのサービスが受けられない。つまりダイバーの大部分はCカードの保有者であり、Cカードの発行枚数は、日本のスキューバダイビング人口を把握する上での唯一のデータとな

っている。

そのCカード発行枚数累計の推移を示したのが 5-2 図である。これを見ると、発行枚数は1980年代から増加の一途をたどり、いわゆるバブル景気に当たる1980年代末から急増し始め、現在までのCカード発行数は約90万枚に及んでいることが分かる。以上のことから、日本におけるスキューバダイビングは、1980年代からのダイビングスクールの設立やファッション化によって大衆化が一層進み、それ以降、本格的な普及が始まったことが理解できる。

## 2) 全国のダイビングスポットの分布

こうしたスキューバダイビング人口の急増に伴い、ダイビングスポットの増設が進み、現在、全国に178ヶ所のダイビングスポットが存在している。それらの分布を示したのが 5-3 図である。この図によれば、ダイビングスポットはほぼ全国的に分布しているが、とくに奄美・沖縄諸島、伊豆諸島、紀伊半島、伊豆半島への集中が著しいことが分かる。一方、ダイビングツアーの行先の都道府県別の分布について見ても、国内では静岡県(24%)、沖縄県(14%)、東京都(11%)、福井県(10%)、和歌山県(7%)と、ほぼ同様な集中地区の分布が見られる(運輸省海洋・海事課、1989、p.31)。また宮内(1998a)が明らかにした全国のダイビングサービスの分布においても、ほぼ同様な傾向が示されている。

ダイビングスポットの分布が集中する地域に着目すると、それらは次の2つのタイプに区分することができる。6) 1つは「大都市近接型」で、紀伊半島と伊豆半島がそれに相当する。いずれの地域も京阪神大都市圏・東京大都市圏から3〜4時間程度で到達しうる点に特色がある。2つ目は「低緯度島嶼型」で、奄美・沖縄諸島と伊豆諸島が相当する。いずれも海中景観の美しさや魚種の豊富さなど、ダイビングにとっての自然条件の良さという面で共通性が見られる。要するに、分布の集中する地域は、大都市からの近接性という社会経済的条件に規定されるタイプと、自然条件により規定されるタイプの2種類から構成されるということである。

すでに宮内(1998a)が指摘しているように、スキューバダイビング人口の多くは大都市に居住する20才代の若年層であり、主に週末を利用して大都市から近距離のスポットで日帰りか1〜2泊程度でダイビングを楽しみ、年に数回は移動時間と多額の費用を要する低緯度島嶼部の憧れのダイビングエリアで潜る、というのが彼等の一般的な行動パターンである。つまりダイビングスポットには、短期間のダイビングを頻繁に楽しむ大都市近接型のものと、比較的長期に滞在するが頻度は少ない低緯度島嶼型(国外も含む)の2種類が存在するということである。ダイビングスポットの分布は、これら性格の異なる2つのダイビング行動(ダイビングツアー)が反映された結果として見るのが適切であろう。本稿で取り上げる大瀬崎地区は、これら2つのタイプのうち大都市近接型として位置づけることができる。

## III 大瀬崎における民宿地域の形成過程

### 1) 観光地化以前の生業構造

#### 1. 1950年代までの生業

1950年代までの江梨区の人たちの生計は、定置網を中心とする漁業、大麦などの自給作物と椎茸・温州みかん等の商品作物の栽培からなる農業、それに薪炭生産を組み合わせることによって成立していた。

静岡県漁業組合取締所(1894)によれば、明治中期の江梨区の「業務の歩合」は漁業5分、林業3分、農業2分で、旧西浦村7)全体の平均(漁業3分、林業2分、農業5分)からすると、周辺集落の中では漁業の比重が高い集落であった。この中心的な生業である漁業を支えていたのが立切網・大謀網8)といった定置網漁業であった。これらの定置網は、1873年以来、江梨区民がむら共同で経営・操業してきた大規模なもので、9)1戸当たり1人の労働力の提供が定められ、収入は各戸均等に配分された。1949年の新漁業法の公布以降も、定置網は従来通り「むら」としての江梨区により経営され、共同漁業権のもとで江戸時代以来の「一村専用漁場」の慣習が実質的に継承された。10)この事実は、江梨区において強い共同体的結合が維持されてきたことを知るうえで興味深い。

一方、1950年代までは生業構造全体の中に占める農業の地位は相対的に低かった。平坦地に乏しい江梨区には水田が皆無で、主に自給作物としての大麦・小豆・いも類の栽培が行われていた。1870年代末に椎茸栽培が導入されたが、それも農業生産の比重を高める程のものではなかった(山口、1992、p.29)。その後、1910年代に温州みかんの栽培が開始され、大正期には「江梨産業組合」が設立されて、組合による共同出荷も開始された(助重、1992、p.40)。しかし、温州みかん栽培の進展も漁業中心の生業構造全体の枠組みを変えるまでに至らず、温州みかん栽培は主に世帯主以外の主婦などの労働力により担われていた。

また江梨区では、不安定な漁業収入を補完する意味で薪炭生産の比重も高かった。とくに薪が薪炭生産量の約8割を占め、11)世帯主の大部分は漁業に従事するかたわら年間を通じて薪炭生産に携った。薪炭は海路で沼津市内や駿河湾岸各地に出荷され、安定した現金収入源となっていた。

## 2. 1960年代以降の変化

この時期の最大の変化は、温州みかん栽培の急速な発達とそれに伴う漁業および薪炭生産の衰退であった。温州みかんの栽培は第二次大戦中に大きく後退したが、1948年に西浦村農協が設立されるとともに共選共販体制も整備され、温州みかん栽培復興への動きが活発化した(助重、1992、p.41)。さらに1960年代には、全国的な「みかんブーム」に乗じて多くの農家が個人で山林を開墾、標高の高い傾斜地へと果樹園が拡大した。その結果、5-4 図に示したように、1970年まで果樹園面積は急速な拡大を続けることになった。1975年農業集落カードによれば、江梨区の総経営耕地面積は41.8ha(1960年)から97.8ha(1970年)と僅か10年で2倍以上に拡大し、しかも1970年の総経営耕地面積97.8haのうち1haのみが普通畑で、残りは全てが果樹園(みかん園)で占められていた。また果樹栽培農家1戸当たりの経営耕地規模についてみると、1960年には総農家数の87%が1ha未満であったものが、1970年には83%が1ha以上に変化している。これらのデータから、1960年代の温州みかん栽培への特化の著しさがうかがわれよう。

こうした温州みかん栽培の発展に伴い、漁業への比重は著しく低下することになる。5-5 図は、果樹園面積の急増期に当たる1965年当時の生業活動の全体像を示したものである。この図のように、ほぼ年間を通して行われる漁業とみかん栽培の繁忙期(とくに摘花・収穫期)は労働力が

競合せざるを得ないが、果樹園の拡大前は男子労働力と女子労働力をそれぞれ漁業と農業に振り分ければ問題は解決できた。しかし、果樹園拡大後は、男子労働力も漁業を放棄して本格的に温州みかん栽培に従事する必要がでてきた。そのため、この時期に漁業から農業への移行が急速に進むこととなった。その結果、1970年には大型定置網の操業は中止され、漁業は個人による小型定置網・刺し網・巻き網・ハマチ養殖が僅かに行われるのみとなった。また薪炭生産も、1950年代後半からの需要の急減と果樹園開墾による薪炭林の減少により、1960年頃には姿を消した。

## 2) 民宿地域の形成

### 1. 1960年代まで

現在の大瀬崎地区には、駿河湾・相模湾岸の漁民の信仰を集める大瀬神社があったため、すでに1940年頃には江梨地区の人が経営する参詣者相手の茶店が2軒存在していた。12) 1950年頃には、直接の交通手段は観光船しかなかったにも拘わらず、大瀬崎は多くの海水浴客で賑わい、夏季には観光船会社などの経営する「海の家」も3軒営業していたといわれる。しかし、沼津市街地からの定期バスは江梨地区までしか運行しておらず、観光客の誘致には限界があった。

1953年、大瀬崎まで県道が延長されたのに伴い、東海自動車による沼津駅から1日往復4本、修善寺温泉から3本の路線バス運行が実現した。さらに東海自動車は、大瀬崎地区の約1haの土地(現、江梨区駐車場)について賃貸契約(30年)を結び、キャンプ場・駐車場・「海の家」の営業を開始、1955年にはバンガローも増設された。一方、こうした交通条件の改善が進むなか、1955年までに沼津市内の旅館経営者が開設した旅館1軒と江梨区民経営の民宿1軒も営業を開始した。当時は、県内のみならず神奈川・東京・山梨などからの入込客もあったといわれるが、入込客の多くが7・8月に集中し、しかも日帰りの場合が多かったため、東海自動車による観光施設経営も「海の家」が中心であった。

以上のように、1960年代までは、常設の観光施設は海岸沿いに東海自動車の観光諸施設と2軒の宿泊施設が、背後の斜面に会社の保養施設や別荘が計6軒建設されたのみで、江梨区民による本格的な観光施設経営はほとんど行われなかった。

一方、1960年代後半ころから大瀬崎周辺の大瀬崎地区の江梨区民の個人有林野の売却が進んだ。その結果、大瀬崎周辺に相当する沼津市80林班(78.83ha)の現在の林野所有は、売却可能性の薄い沼津市有林・西浦財産区有林・大瀬崎神社有林を除いた38.02haの山林うち、約49%が江梨区民でも大瀬崎地区の観光施設経営者でもない部外者の所有となっている。13) こうした江梨区民から部外者への林野所有権の移動も、基本的には観光業への相対的評価の低さの表れとして理解できる。

### 2. 1970年代以降

5-6 図は大瀬崎地区における観光施設の開業状況をまとめたものであるが、これによれば1970～80年にかけて10軒の宿泊施設(旅館・民宿)が開業していることが分かる。この10軒のうち8軒は江梨地区在住者による経営で、とくにこの時期には江梨区民による民宿の開業が著しく進んだ。一方、前述のように東海自動車は大瀬崎地区の海岸沿いの土地を賃借して観光施設

営業を行っていたが、江梨区側からの申し入れにより 1976 年に賃貸契約が解除された。14) 跡地には約 300 台収容の駐車場が整備され、江梨区の観光委員会によって運営が行われることとなった。

このように 1970 年代に入り、民宿営業の開始や江梨区よる駐車場営業の開始など、急速に江梨区民による観光施設経営への参入が進んでゆくことになったが、その理由として次の3つのことが考えられる。

第1は、交通条件の整備とともに西伊豆一帯で起こった一種の「観光ブーム」の影響である。同じ伊豆半島でも東伊豆・南伊豆では、1961 年の伊豆急行の開通以降、急速に観光地化が進み、すでに 1960 年代に民宿地域が形成されていたが(尾留川・山本編、1978)、西伊豆は交通条件が悪かったため観光地化が遅れていた。しかし 1969 年には、東海道新幹線の三島駅開業、東名高速道路・西伊豆スカイライン(船原・戸田岬間)の全面開通が相次ぎ、首都圏からのアクセスが急速に改善された。それに伴い、5-7 図に示したように沼津市への宿泊施設利用者数は 1970 年代以降、急増を続けることになった。基本的には、このような観光客数の順調な伸長が、大瀬崎地区における民宿地域としての発展を支えた。

第2は、江梨地区における温州みかん栽培の低迷である。前述したように、1960 年代は江梨区における果樹園の開墾による拡大期にあたる。そのため主要労働力は温州みかん栽培に従事し、労働力配分の面で民宿営業との両立は困難であった。また当時は温州みかんの販売価格が極めて高く、大部分の江梨区民にとって観光業はさほど魅力的な存在ではなかった。ところが、1968・1972 年の温州みかんの価格大暴落とその後の価格の低迷は、江梨地区農家の家計を急速に悪化させた(助重、1992)。そのため 1970 年代から果樹農業に衰退傾向が表れはじめ(5-4 図)、観光業への相対的な評価が高まることになった。これが大瀬崎地区の民宿開業や駐車場の直営等の観光業への進出につながった。

第3は、民宿開業資金の蓄積である。大瀬崎地区は元来は無住地だったため、民宿を開業するためには新たな家屋を建設する必要があった。そのため、既存集落における民宿開業に比べ、多額の開業資金を必要とした。そうした開業資金の蓄積を初めて可能にしたのが、1960 年代の温州みかん栽培の好況だった。また 1970～80 年に開業した民宿のうち6軒は、それ以前に既に食堂やキャンプ場・「海の家」などの営業を行っており(5-6 図)、そうした営業も民宿開業資金を蓄積するうえで重要な役割を果たした。

## IV ダイビング観光地への変容

### 1) ダイビングスポットの開設

大瀬崎では、1985 年に正式のダイビングスポットが開設されたが、実際には 1980 年頃からダイバーが訪れ始めていた。とくに 1977～82 年に実施された西浦海岸環境整備事業の結果、砂利の大量投下により砂浜の面積が増大し遠浅となり、海水の透明度も増したため、15) 1982 年頃から急速にダイバー数が増加していった。ダイビングスポット開設前は、地先海面の共同漁業権を有する内浦漁業協同組合にダイバーが個人的に赴き、「迷惑料」を支払い許可旗の交付を受ける必要があった。また当時は大瀬崎地区にダイビングサービスがまだ存在しなかったため、2

本目の潜水のためには沼津市街地のダイビングプロショップまでタンクのエア充填に行く必要もあった。しかし、こうした制約にも拘わらずダイバー数は増加を続け、1983年には大瀬崎で初めての空気充填設備を備えたダイビングサービスが営業を開始した。

ところが、ダイビングサービスの開業に伴い多数のダイバーが流入したことにより、内浦漁協とダイバーとのトラブルが増加し、両者の対立関係が生じるに至った。16)このため、ダイビングサービス関係者・一般ダイバー・潜水団体関係者等から構成される「大瀬崎潜水利用者会(現、大瀬崎潜水協会)」17)が1985年に組織され、大瀬崎潜水利用者会が中心となって内浦漁協との協議と具体的な調整作業が行われた。その結果、1985年9月に協定が締結され、大瀬崎に正式にダイビングスポットが開設された。この協定では、具体的に以下のようなダイビングに関する規制が設けられた。①3ヶ所(湾内・先端・外洋)の潜水水域の指定(5-8図参照)②潜水時間・期間の制限 18)③潜水時の受付の義務化④土日・祝日の巡回指導と立て看板の設置⑤活動状況報告書の提出などであり、その後若干の協定内容の改定が行われ現在に至っている。またダイビングスポット開設にともない、1人当たり330円(現在は340円)19)の「潜水券」の購入が義務づけられ、これによる収益は、安全対策及び漁場管理費・遭難対策費・漁業補償・漁業振興費・潜水券販売人件費・潜水協会への助成金等に使用されることになった。20)この潜水料の徴収をめぐっては、徴収が不当であるとして一部ダイバーが漁協側を告訴し係争中であるが、これについては後述する。

いずれにせよ、この協定が成立したことにより、ダイバーとしては潜水券を購入し一定の規制さえ遵守すれば漁業者との軋轢を回避することが可能となった。こうしたダイバーの受入れについての条件整備が進んだ結果、1985年以降、大瀬崎を訪れるダイバー数は急速に増加した(5-1表)。

## 2) 観光施設経営の実態

### 1. 宿泊施設の経営内容

1985年頃からのダイバーの急増に伴い、主に海水浴客に支えられていた従来型の民宿地域が、ダイバーのための施設・設備が完備されたダイビング観光地に変化することになる。ダイビングサービスの開設年を示した5-6図によれば、1983年に初のダイビングサービスが開業して以降、現存する13軒の宿泊施設のうち10軒がダイビングサービスを併設するに至っている。また併設していない3軒も、経営者自身かその兄弟が経営する他の宿泊施設のダイビングサービスを共同利用している。このことから、現在ではダイバーへのサービス提供が宿泊施設の重要な業務の一つとなっていることが分かる。

これらの宿泊施設は、ダイビングサービス開設の経緯により3つのタイプに類型化できる(5-2表)。第1のタイプは既存の宿泊施設にダイビングサービスを併設したもので、7軒がこれに相当する。このタイプの宿泊施設の経営者は、一般に大瀬崎地区での観光施設経営の経験が長く、江梨地区出身者が圧倒的に多い。このうち30人以上収容できる比較的大規模な宿泊施設は、自己所有地に立地し大部分は駐車場を所有して宿泊者以外の駐車も受入れており、経営基盤が安定している。いっぽう小規模な2軒は、いずれも漁業を副業としてきたため21)ダイビングサービスの併設時期が遅く、土地を賃借して経営している。このように経営規模は二極分化しているが、このタイプは家族労働力を基礎とした既存の宿泊施設経営の安定化のためにダイビング

サービスを導入した点に共通性がみられる。

第2のタイプに属するのは、宿泊施設と同時にダイビングサービスを開業した3軒である。いずれも経営者は江梨区以外の出身であり、⑨以外は家族経営ではなく会社組織による経営である。とくに⑧は茨城県内で2つのダイビングプロショップを営業する会社の経営で、ダイビングプロショップから派遣される社員によって運営されている。また全体として従業員に占めるダイビングサービス専属従業員の割合が高く、第1のタイプで一般的な「海の家」経営も行われていない。このことから、第2のタイプがダイビングサービスの経営を主目的とし、宿泊施設はダイバーへのサービスの一環として付随的に設けられたものであることが分かる。

第3のタイプはダイビングサービスを開設していない3軒である。これらは第1のタイプの宿泊施設の経営者本人か兄弟が経営しているもので、ダイビングサービスを共同利用することにより実質的にはダイビングサービス併設に近い形態となっている。海岸線に立地する既存の宿泊施設には規模拡大の余地がもはや存在しないため、このタイプは第1のタイプの宿泊施設の収容力不足を補完する機能を持っている。

以上のように、現在では全ての宿泊施設がダイビングサービスを併設するか、それに近い形態をとるに至っている。年間の観光客の多くをダイバーが占める現在において、安定した宿泊施設経営のためには、ダイバーへのサービス提供が必要不可欠となっているのである。

## 2. ダイビングサービスの経営

後述するように、大瀬崎のダイビングスポットの場合は海岸から直接潜水するビーチ・エントリーを主体とするため、ダイビングボートを所有するダイビングサービスは1軒のみで、全体の収益に占めるダイビングボート営業による収入の比重が低い。従って、ダイビングサービスの主な収入源は、インストラクターによるガイド・講習、エアータンク等の潜水器材の賃貸、タンクのエア充填である。

このうち特に専門性が高い業務は、インストラクターによるガイドや講習である。ガイド業務は、主に個人・グループでファンダイビングを楽しむダイバーを対象に、大瀬崎のダイビングスポットに同行して案内するものである。初級者以外のダイバーにとっても、大瀬崎での潜水経験が豊富で知識量も多いインストラクターによるガイドの必要性は高く、ダイビングサービスの専属従業員の大部分をインストラクターが占めている。ただ、大都市近接型のダイビングスポットである大瀬崎では、都市部のダイビングプロショップが主催するダイビングスクール・ツアーの参加者として訪れるダイバーが多い。この場合、ダイビングプロショップ側がインストラクターを用意することが多く、そのぶん現地のインストラクターの収入は減少せざるを得ないが、宿泊施設にとっては安定した収入がもたらされることになる。とくに各ダイビングプロショップが利用する宿泊施設はかなり固定化しており、22)またダイビングスクール・ツアーの参加者は将来的に個人で訪れる際にも同じ宿泊施設を利用する可能性が高いため、宿泊施設経営者は一般にダイビングスクール・ツアー客の来訪を歓迎している。

ガイドとともに主要なサービスとなっているのが、潜水器材の賃貸とタンクのエア充填である。各ダイビングサービスでは、エア付のタンクレンタルを1800～2000円/本で、エア充填を1200～1400円/本で行っており、とくにエア充填は大部分のダイバーが利用するため安定した収入源となっている。なお、これらの業務はインストラクターである専属従業員が兼務する場合がほとんどである。

エアータンク等の潜水器材は重量があるため、ダイビングサービスはエントリーしやすい海岸近くに立地することが条件的に有利となる。またシャワー・洗浄用水槽等のダイバー用の施設も海岸に近接して用意する必要があるため、12 軒のダイビングサービスの店舗(宿泊施設に併設されているものも含む)のうち 11 軒は全て海岸沿いに存在している(23)(5-8 図)。駐車場から各ダイビングサービスまでの潜水器材の運搬に当っては台車・リヤカーを使用するが、これらも各ダイビングサービスが提供しダイバーへの便宜が図られている。

### 3) ダイビング観光地の成立要因

#### 1. ダイビングエリアとしての優位性

大瀬崎地区の観光地域としての発展は、多くのダイバーの来訪によって支えられてきた。大瀬崎が多くのダイバーを集める要因としては、以下の4点があげられる。

第1は、東京大都市圏からのアクセスの良さである。東京・横浜からの日帰りのダイビングが可能な伊豆半島には 27 ケ所のダイビングスポットがある。とくに東伊豆には 1964 年に日本初のダイビング指導施設が開設された伊豆海洋公園をはじめ、14 ケ所のダイビングスポットが存在している。しかし、温泉観光地としても有名な東伊豆は、土日の道路渋滞が激しく、予想外に移動時間がかかることが多い。その点、大瀬崎は伊豆半島の基部に位置し東名高速道路沼津ICから約1時間 15 分で到達できるため、東京方面からの時間距離は東伊豆と同等かそれ以下である。とくに大都市近接型のダイビングスポットの場合、土日を利用した短期間のダイビングが主となるため、移動時間の短さが重要な立地要因になる。ダイバーの交通手段は、重量のある潜水器材運搬のため自動車の利用が圧倒的に多く、東京方面からの自動車での時間距離が短い大瀬崎はきわめて有利な立地条件にあるといえる。

第2は、悪天候時の潜水可能性の高さである。5-8 図のように、大瀬崎地区の主要なダイビングポイントである「湾内」は、大瀬崎によって外洋から遮断されているため、外洋の影響を受けにくく、台風の直撃を受けない限り潜水禁止にならない。聞き込み調査によれば、大瀬崎地区を訪れるダイバーの約半数は東京等のダイビングプロショップ主催のツアーに参加しているが、ダイビングプロショップにとって、ほぼ確実に潜水可能なダイビングポイントの存在する大瀬崎地区は、安定したツアーの組める場所としてきわめて好適な条件を備えている。

第3は、スキューバダイビングの魅力の一つであるフィッシュ・ウオッチングの場としての優位性である。駿河湾は最大水深 2500m を超し、大瀬崎から 5km ほど沖合は水深 1000m 前後の深海になる。そのため、大瀬崎付近には深海魚が浅瀬まで上昇してくることも多く、多様な水深に棲息する 600 種を超える魚類を観察できる。また熱帯・亜熱帯海域の珊瑚礁魚類も黒潮とともに来遊し、水温が低下する 12 月頃まで「湾内」でも観察が可能である(伊藤、1999)。こうした魚種の豊富さがダイバーにとっての大きな魅力となっている。

第4は、多様なレベルのダイビングポイントに恵まれていることである。流れが早く急深な「先端」「外洋」エリアのポイントは上級レベルのダイバーに好まれる。一方、1982 年に完了した西浦海岸環境整備事業によって遠浅になった「湾内」は、流入河川がなく透明度が高いこともあり、初心者の講習に好適なポイントとなっている。また大瀬崎ではボートダイビングやナイトダイビングが許可され、多様なダイビングスタイルが楽しめる。さらにエントリーポイント(潜水開始地点)とエキジットポイント(潜水終了地点)が限定されているスポットが多いなか、大瀬崎では潜水禁止区

域以外では海岸の大部分の地点からのエントリー・エキジットが可能であり(5-8 図)、混雑が比較的少ないことも重要である。

以上のように、スキューバダイビングにとっての複数の有利な条件に恵まれているため、大瀬崎地区は東京を中心とする大都市近接型のダイビングスポットの中でも最多といわれるダイバーを集めるに至っている。

## 2. 宿泊施設経営にとっての有利性

スキューバダイビング導入前は、大瀬崎地区の宿泊施設の経営は海水浴客に大きく依存していた。しかし5-7図に示したように、沼津市内の海水浴場を訪れる海水浴客は冷夏等による毎年の変動が大きく、とくに1990年代に入ってから海水浴客数自体の減少が目立っている。海水浴客に大きく依存した宿泊施設経営は年間稼働率が低く、7-8月の海水浴シーズン以外には極端に宿泊客が減少するという問題を以前から抱えていたが、さらに海水浴客の年々の減少という民宿地域の存立を脅かしかねない状況が生じていたのである。そうしたなか、著しい増加を示していたのがスキューバダイビングを目的とした観光客の流入であった(5-1表)。

5-9図は、大瀬崎地区を訪れるダイバー数の季節変化を示したものである。この図から明らかのように、スキューバダイビングは冬季を除いてほぼコンスタントに観光客の入込みがあり、季節的な変動が比較的少ない。とくに7-8月の海水浴シーズンに潜水規制が行われる「湾内」のダイビングスポットが9月にダイバーに開放されるため、9-10月に年間のピークが見られる点に特色がある。近年は、潜水器材の発達やドライスーツの普及等により、ますますスキューバダイビングの通年化が進む傾向にある。このように海水浴客との競合を規制によって避けることが可能で、しかも年間を通じて宿泊客を確保できるスキューバダイビングは、大瀬崎地区の宿泊施設経営の安定化にとって極めて都合のよい存在であった。ダイビングサービス開設のためには建物の増改築等の設備投資が必要であるにも拘わらず、大部分の宿泊施設でスキューバダイビングへの対応が見られたのは、こうした事情による所が大きい。

## V 地元村落社会への影響

### 1) 観光関係収入とその配分

1985年のダイビングスポット開設時に内浦漁協と現在の大瀬崎潜水協会との間に結ばれた協定により、内浦漁協による1人1日当り330円の潜水料の徴収が開始された。そして収入は、漁協へ定置網に対する漁業補償費・安全対策費・漁場管理費・遭難対策費・稚魚放流のための漁業振興費として156円、江梨地先漁業会(現在は江梨区産業委員会)へ潜水券販売委託費・漁業振興費として144円、大瀬崎潜水協会へ運営費として30円、という割合で分配されることになった。このうち漁協に次いで多くの配分を受けているのが地先海面の元来の入会集団である江梨地先漁業会で、明治漁業法のもとで地先水面専用漁業権を与えられた漁業組合の系譜を引く、いわゆる「旧戸」により構成される組織である。このことは「一村専用漁場」の慣習が現在でも実質的に維持されている実態を知るうえで重要である。なお、この江梨地先漁業会はダイビングスポット開設後に江梨区産業委員会として組織変更され(後述)、現在は産業委員会に収益が配

分されている。また、この産業委員会では、地先海面で活動する船舶に対しても、レジャー船は1隻1日当 3000 円、ダイビングボートは1万円の協力金徴収を行っており、現在では産業委員会がダイバーから徴収される諸収入の地元村落側の受皿となっている。

一方、江梨区の観光委員会では、前述のように大瀬崎地区において駐車場の運営を行っている。駐車場敷地は「江梨財産管理組合」の所有地で、この江梨財産管理組合も江梨地先漁業会と同じく元来の入会集団から構成される組織である。24)そして、この海岸に面した土地は、かつては網乾燥場・船置場として「旧戸」で共同利用されていた。現在の駐車場運営は、この江梨財産管理組合の土地を江梨区が賃借し、観光委員会がその管理運営を担当するという形態をとっている。実際の業務は駐車場受付での料金徴収と自動車の整理であり、江梨区全戸の当番制で各戸年間4〜5日の勤務が義務づけられている。25)当番の区民には1万 5000 円の日当が支給されており、仕事量の割に高額なこの日当は区民への実質的な収益分配として意識されている。

以上のように、潜水料収入の当初の受皿は入会集団としての江梨地先漁業会であり、また駐車場経営による収益も当初は土地所有権を持つ入会集団としての江梨財産管理組合が独占的に得ていた。しかし、潜水料については、江梨区の道路委員会と合併し産業委員会が組織されることにより、「旧戸」以外の住民を含む行政区としての江梨区が収益を管理するようになった。また駐車場経営についても、当初は年間収益約 150 万円の全額が江梨財産管理組合に入っていたが、「旧戸」以外の区民から不満の声があがり、50 万円を区に支出することになり、また当番制での運営を通じて区民全体に利益の一部が還元されるようになった。

法的には入会集団のみで共有財産の利益を享受することに全く問題はないが、大瀬崎地区住民を含めた江梨区の全戸数 89 戸のうち「旧戸」は 56 戸に過ぎなくなっており、入会集団内では収益の一部の区民全体への還元は「区民全体の和を維持するための重要な手段」として理解されている。なお、産業委員会の会計に組込まれる収益は各戸には直接分配されてはいないが、道路整備等の公益的事業を行う際の地元負担金等として使用されており、間接的に江梨区民の生活基盤の充実に役立てられている。

以上のように、潜水料収入や江梨区駐車場の営業収入は、直接・間接に江梨区民に還元されており、大瀬崎地区における観光施設経営者以外の区民もダイビング観光地としての発展に伴う経済的恩恵を受けている。

## 2) 潜水料徴収をめぐる問題

ダイバーと地先海面を管理利用してきた漁業者・漁協との間のトラブルが頻発したのに伴い、ダイバーの海面利用に一定の制限を加え、漁業権を有する漁協が潜水料として一定の金額を徴収することになったのが、大瀬崎のようなダイビングスポットの開設の経緯であった。こうした方法で何とか両者間の共存の道が模索されてきたわけであるが、1993 年に一部のダイバーが潜水料の徴収が不当利得だとして内浦漁協を相手に約 440 万円の損害賠償を求める訴訟を起こすに至った。これに対し、1995 年の静岡地裁沼津支部による一審判決では原告側の請求が棄却されたが、1996 年の東京高裁の二審判決では「潜水料徴収に法的根拠はない」として漁協に既納の潜水料約 10 万円を原告に返却するよう命じる判決が下され、漁協や江梨区民のみならず全国のダイビング関係者に大きな衝撃を与えた。

この裁判は、現行漁業法下の共同漁業権を、法人としての漁協の「営業権」に純化されたものと理解するか、元来の入会権的側面を認めるかという基本的な論点を含んでいる。26)この点に関しては浜本(1996)など「総有説」に立つ主張が以前から展開されていたが、27)基本的に共同漁業権の入会権的側面を認めない東京高裁判決は様々な論議を呼んでいる。とくに池田(1997、p79)は『「一村専用漁場の慣行」の抗弁を実定漁業法上の漁業権に引き付け過ぎて考えているため、明治漁業法から現行漁業法に切り替えるに際して国が補償金(中略)の交付をもって消滅させた明治漁業法上の専用漁業権と解し、見当違いな論旨を展開することになった」とし、この判決を批判している。

その後、2000年4月に最高裁において「審議不尽」として高裁に差し戻され、同年11月30日に東京高裁で潜水料徴収が「不当利得」であるとした原告の請求が棄却され、ようやく漁協による潜水料の徴収の正当性が法的に認められた。本判決は、ダイバーに対する潜水料の徴収の是非が議論されている他のダイビングスポットに対しても、その法的根拠を与えることになり、今後の地先漁場の観光的利用の展開にとってきわめて大きな意味をもつ判例として高く評価されるべきであろう。しかし、この判決では、共同漁業権が社員権であるか総有であるかという判断が直接的にはなされず、潜水料徴収における合意の有無、内容、効力等について審理判断された。28)その意味では、入会集団にとっては地先水面の管理に関して将来的な不安が完全に解消されたわけではない。

また、伊豆半島のダイビングスポットの実態分析を通して田中(1993)が指摘するように、大部分のダイビングスポットでは「一村専用漁場」の慣習が今も存在し、その権利に基づき「水面利用料」が徴収されている。つまり潜水料の徴収は、共同漁業権の主体者としてよりも、「一村専用漁場」の慣行に基づく入会集団としての行動という性格が強いのが実態である。したがって、地先海面に対する入会集団の慣行が認められなければ、ダイバーが漁業者の営業権を侵害しない場合は、潜水料の徴収は不当であるとの解釈も成り立ち、ダイビングスポットの存立基盤が失われることになりかねない。それゆえ、共同漁業権にいたる漁業権の歩みの原形態ともいえる「一村専用漁場」の慣行の法的な実効性が広く認められる必要がある。

大瀬崎の場合、「旧戸」から構成される江梨地先漁業会が定置網経営を1970年まで行うなど、地先海面を共同で管理利用してきた歴史的事実があり、そのことは内浦漁協の潜水料収入の分配方法にも反映されている。このような実質的な入会慣行が現在まで維持されている実態からすれば、地先海面についても林野と同様の入会権が認められるべきだと筆者は考える。また、潜水料の徴収を前提とするダイビングスポットの設定が否定されれば、地先海面の環境保全や遭難対策の責任ある担い手を失うことになりかねず、広義の地先海面の管理利用に大きな支障がでることが危惧される。とくに大瀬崎における潜水料の金額は、他のダイビングスポットと比較して安価であり、29)常識的に見ても不当なものとは思えない。

しかし、海洋性レクリエーションが活発化し一般市民の地先海面利用のニーズが増大している現代において、潜水料の徴収について法的正当性を主張するだけでは市民の十分な了解を得られるとも思えない。とくに漁業者の営業権侵害の事実が証明しにくいスキューバダイビングの場合、漁業権の歴史的経緯についての知識の乏しい一般のダイバーに対して、潜水料の徴収についての十分な理解を得ることが難しい。実際にダイバーが潜水料の徴収に応じているのは、何等かの意味での反対給付を得ることを前提にしている。大瀬崎で大部分のダイバーが潜水料の支払いに応じたのも、それが内浦漁協と大瀬崎潜水協会との間の信頼できる協定に

基づくものであると同時に、漁協による安全対策等のダイバーへのサービスが提供されてきたことによる。潜水料という多少の負担料金を支払っても、ダイバーたちの満足が得られるならばレクリエーションの価値は損なわれるものではない。潜水料徴収の法的正当性を主張することは当然であるが、同時にダイバーへの積極的なサービス提供の道を模索する努力が今求められているのではないだろうか。地元村落社会とダイバーの双方に対する利益が調和的に達成されることが、ダイビング観光地としての持続的な発展にも直接つながると筆者は考える。30)

前述のように、江梨区の入会集団は旧来からの共有財産を維持しながらも、その収益を入会集団のみで独占することなく、江梨区民全体にも収益の一部を還元してきた。そして、こうした措置が江梨区内部の新旧住民の対立の顕在化を防止するための「安全弁」としての機能を果たしてきた。スキューバダイビングは、いまや多くの江梨区民にとって直接・間接の利益をもたらす重要な存在となっているが、それはあくまでダイバーとの共存を前提としたものであることを忘れてはなるまい。その意味でも今後、共存を維持するための「安全弁」としてダイバーへのサービスの充実を積極的に図ってゆく必要があるだろう。

## VI おわりに

本章では、近年急速に普及しつつあるスキューバダイビングを積極的に導入することにより、ダイバーを主体とした特色ある観光地域へと変貌した静岡県沼津市の大瀬崎地区を取り上げた。そして、観光地域の形成過程をスキューバダイビングの展開を軸にたどるなかで、地先漁場の観光的利用が地域社会にもたらすメリットを明らかにするとともに、地先漁場を利用したダイビング事業の展開に伴って地域社会に生じている諸問題についても考察を加えた。その結果、以下のことが明かとなった。

大瀬崎地区の存在する江梨区では、1950年代まで漁業・農業・薪炭生産の組み合わせによる複合的な生産体系が見られたが、1960年代に温州みかん栽培への特化が著しく進んだ。しかし、1970年代前半における温州みかん栽培の低迷を契機に、江梨区民による民宿の開業が本格化し、大瀬崎地区に民宿地域が形成された。さらに、1985年には地先漁場の一角にダイビングスポットが開設され、それ以後はスキューバダイビングを目的とする観光客が急増し、現在では年間8万人以上にのぼる多くのダイバーを集めるに至っている。その過程で、民宿等の宿泊施設の大半がダイビングサービスを併設することになり、従来の海水浴客を主体とした民宿地域から全国有数のダイビング観光地へと大きく変貌をとげた。

このようなダイビング観光地の形成過程についての分析から、東京大都市圏からの時間距離の短さ、潜水可能時間の長さ、海中景観の良さなどのダイビングエリアとしての優位性ととも、宿泊施設経営者が季節的な変動の少ないダイバー客を経営安定化のために積極的に受け入れたことがダイビング観光地の成立要因として重要であることが明らかにされた。また、ダイビングスポットを開設している内浦漁協が徴集する潜水料収入や江梨区の駐車場営業に伴う収益が、公益的事業への支出や日当などの形で江梨区民全体に直接・間接に還元されており、地先漁場の観光的利用が多大な経済的なメリットを地域社会に与えていることを明らかにすることができた。

しかし、漁協による共同漁業権を根拠とした潜水料の徴収をめぐることは、一部のダイバーが

漁協を相手どって訴訟を起こしたことを契機に、ダイバーと入会集団との共存のあり方がいま問われている。ダイビング観光地としての発展を図るためには、地先漁場における入会集団の管理・利用権が保障されることはもちろんのこと、ダイバーと入会集団との共存関係が形成されることが不可欠であり、ダイバーに対するサービスの充実などを通じて共存の道を積極的に模索してゆくことが重要と考えられる。

#### 注

- 1) たとえば、淡野(1985a)、淡野(1985b)などの研究があり、近年それらは淡野(1998)としてまとめられた。
- 2) スキューバ(SCUBA)とは、英語の自給潜水器という意味の Self Contained Underwater Breathing Apparatus の頭文字をとったもので、スキューバダイビングは高圧空気の入ったボンベを携行し、このボンベの空気を呼吸して潜水を行うものである(日本海洋レジャー安全・振興協会編著、1997、p2)。
- 3) 宮内(1998a)は、講習や海中でのガイドサービスなどのソフトや潜水器材の販売・レンタルなどのハードをダイバーに提供する事業所である「ダイビングショップ」を、一般的に都市部において講習や潜水器材の販売を中心に事業を展開している「ダイビングプロショップ」と、ダイビングポイントに近い場所に店舗を開設し、ダイビングガイドや潜水器材のレンタルを中心に事業展開している「ダイビングサービス」に区分している。本稿でもこの定義に従って用語を使用する。
- 4) 初出は宮内(1998a)と思われるが、特に定義はなされていない。本稿では「スキューバダイビングを目的とした観光客を主体とし、ダイバーのための施設・設備が完備された観光地域」という意味で使用する。
- 5) 現在、日本には30以上ものCカード発行団体があるといわれるが、カリキュラム自体にも大きな差異があり、それが多発する事故の原因の一つであるとの批判もある(中田、1995)。
- 6) ダイビングサービスの分布をもとに宮内(1998a)は、集中地域が大都市近郊本土部と低緯度島嶼部にあると指摘している。本稿では、この区分を参考にしてダイビングスポットの類型化を試みた。
- 7) 町村制施行に伴い、1889年に旧江梨村をはじめとする9ヵ村が合併して西浦村となった。さらに西浦村は1955年に沼津市と合併した。
- 8) 江梨の地先海面の海底には巨岩・大石が多く、曳網漁がほとんど出来ないため、張置網を使用して回遊魚(主に大型マグロ・カツオ等)を捕獲する立切網が盛んだった。さらに1921年、立切網に大幅な改良を加えた大謀網が導入された。
- 9) 江梨村の実権を掌握する4人の「津元」を中心に「網子」らによって操業されていたが、1873年に津元制が廃止されてむらの共同経営に移行した(五味、1954)。
- 10) 日本では漁場や漁業権について、漁業集落単位に考える伝統があり、村持ち、村張りなどの漁業は第二次大戦前まで存在していたし、戦後は漁協自営の形で組織を変えて生き残っている(小栗、1983、p245-246)。
- 11) 消費地から遠い山村では、容積が大きく付加価値の低い薪の生産は効率が悪く、木炭に加工して容積を減らし付加価値を高くする必要があったが、定期的に大量の薪の

搬出が可能な近郊山村では、手間のかかる木炭生産よりむしろ薪の生産が盛んであった(池、1991、p51)。江梨の場合も、薪生産の比重の高さは沼津市への近接性によって説明されよう。

- 12) この2軒の茶店の経営者は江梨地区の在住者であったが、分家のため十分な農業基盤をもたず、漁業に従事するかたわら茶店を経営していた。住居は江梨地区にあり、船あるいは徒歩で通勤していたため、この時期でも大瀬崎地区は無住地だった。
- 13) 森林簿のデータによる数字である。大瀬崎周辺は冬季の西方からの季節風が強くと土壌も浅いため温州みかん栽培には不適で、大部分の林野が薪炭林当時のまま放置されていた。なお現在の所有者のうち部外者は34名存在するが、1人当りの所有面積は平均して約0.55haにしか過ぎず、最大でも2haである。大規模な乱開発の可能性は薄いですが、林野の細分化と他律化は新たな土地利用展開の支障となる危険性がある。
- 14) 江梨区では、東海自動車の駐車場に隣接した小区画の土地で既に駐車場経営を始めており、駐車場経営の収益性の高さに着目していた。そのため、1970年頃から度々賃貸料の値上げを東海自動車に要求するなど、以前から賃貸契約の解除を実現するための間接的行動をとっていた。当時、東海自動車の会社経営が順調でなかったこともあり、1976年に500万円の違約金を東海自動車に支払うことで賃貸契約の解除が実現した。
- 15) 西浦海岸環境整備事業は、国・県により2億5880万円をかけて行われた事業で、突堤・離岸堤の構築を含む養浜を目的としたものだった。人が入ると濁りやすい細粒の砂の代わりに砂利を投入したことにより、海水の透明度が増すことになった。
- 16) 漁場の定置網が荒らされたほか、ダイバーと漁船との接触やダイバーによる密漁等をめぐり具体的なトラブルが発生し、また刺し網や採貝などの漁業にも悪影響が及ぼされたといわれる。
- 17) 協定内容の協議・調整が行われた結成時には、利権に無関係なアマチュアダイバーの中から会長が選出された。現在は、会長は江梨区長代理が、副会長(2名)には江梨区観光委員会の委員長と宿泊施設経営者1名が、会計には宿泊施設経営者が就任するのが慣例となっている。
- 18) 稚アユ漁業期(1-3月)、海水浴期(7-8月)にはダイビングが禁止された。現在は、1-3月も潜水可能となっている。
- 19) 消費税分として10円が加算されたもので、実質的には潜水料の値上げは実施されていない。
- 20) 安全対策及び漁業管理費は内浦漁協青年部による安全パトロールや潜水区域を示す看板・ボンデン(浮標)の設置等に、漁業補償費は大瀬崎における小型定置網に対する迷惑料(年間50万円)の支払いに使用されている。また漁業振興費については漁協が実施する種苗(アワビ・タイ・ヒラメ)の放流費用(年間241万円)に当てられている。ダイビングによる被害とは直接関係しないが、潜水海域の設定により刺し網や採貝等の漁業の操業ができなくなるため、当初は漁業補償金の要求が出された。しかし結局は、種苗放流経費の支出を条件に漁業補償金の要求は取り下げられた。
- 21) 第2表の施設番号⑥の経営者は釣舟の営業を、⑦の経営者は定置網と養殖を行っている。

- 22) ダイビングプロショップと宿泊施設の間で特別の契約関係が結ばれているわけでは  
ないが、宿泊施設側ではダイビングツアーを引率するダイビングプロショップ従業員の  
宿泊料を無料にするなどのサービスを行っている。一般的には、それらのサービス  
が関係の固定化につながっているようである。
- 23) ダイビングプロショップの直営である5-2表の施設番号⑧は海岸線から遠いが、海  
岸沿いにある施設番号⑭と業務提携することにより不利な条件を補っている。
- 24) 江梨財産管理組合は、駐車場敷地以外にも合計約30haの林野を所有している任意組  
合である。従来は入会集団と江梨区民がほぼ一致していたため独立した組織をつくる  
必要性がなかったが、「旧戸」以外の住民の増加に伴い、新旧住民間の混乱を避ける  
ために1975年に江梨財産管理組合を組織して江梨区から組織として完全に分離した。  
これを機に、林野の所有名義も「代表者名ほか2名」という形式に統一された。
- 25) 当番のスケジュール作成は観光委員会の委員長が行う。大瀬崎地区の観光施設経営  
者も、当然ながら当番の割り当ての対象となるが、繁忙期以外の時期に集中的に当番  
が回るように配慮されている。
- 26) 共同漁業権は入会権的なものであり、管理権能は組合に帰属するが、実質的な収益  
権能は個々の組合員に帰属するという、いわゆる「総有説」と、共同漁業権は法人た  
る漁業組合に帰属し、組合員の漁業を営む権利は、漁業協同組合という団体の構成員  
としての地位に基づいて行使する社員権的権利であるとする、いわゆる「社員権説」  
とが対立している(三好、1995、p15)。
- 27) 浜本幸生は、共同漁業権が設定されている漁村の地先水面を「われわれの海」と呼  
び、漁業集落がその地先水面の利用を管理・調整する「慣習」に対して「地先権」と  
いう名称を与えている。具体的には、この地先権は明治期の漁業改革によって剥ぎ取  
られた営業権を除く入会慣行として理解されるが、地先権を根拠として、漁協がマリ  
ン・レジャーによる「海」の利用を管理することができるとしている(浜本、1996、  
p73～74)。
- 28) 1996年の東京高裁の二審判決に関する評釈のなかで、池田(1997)は「本件の法  
的解決にとっては、漁業権が社員権であろうと総有であろうと、一義的な関係がある  
とはいえず、平成元年判決の先例規範の内容如何とも関係なく、この点(漁協とダイ  
ビングの団体ないしは関係者との海面利用調整のための集团的協定の成立事情と内容、  
運営、遵守のされ方が、法源としての慣習の成立要件としての、当該規範に対する一  
定の範囲の人々の法的確信の成否の判断要素をなすということ)だけで処理すること  
が可能な事案であった」と指摘していたが、2000年の東京高裁の判決では、潜水整  
理券の購入代金の支払が一定の内容を有する合意に基づいてなされたものであるか否  
かと、その内容・効力等についてのみ審理判断がなされた。そのため、判決理由では  
「本件海域において潜水を行おうとするダイバーに対して、その潜水により発生する  
漁業権への侵害及び被害ないし損害の発生を予め受忍してその対価として一定額の潜  
水料を請求し徴収することは許されるものというべきであり、その潜水料の額が著し  
く不相当でない限り本件合意が無効とされるいわれはなく、潜水料の徴収は法律上の  
根拠を欠くものとしての不当利得の問題は生じないものというべきである。」とされ、  
漁業権への侵害・被害・損害に対する受忍料としての潜水料の徴収を認めている。

- 29) 田中(1993)の調査によれば、伊豆半島の土肥(土肥町)・岩地(松崎町)・八幡野(伊東市)では1人1日当り500円、富戸(伊東市)ではシャワー・更衣室・温泉利用料を含めて1人1日当り1000円であり、伊豆半島のダイビングスポットの中では潜水料が安い。
- 30) 上野(1975)は、観光客による山菜採取をめぐって「入山権」という制度の導入を提案している。漁業権に関するものではないが、観光客と地元村落社会との共存関係を考えるうえで参考になる。

## 文献

- 青木栄一(1974):海岸観光地. 浅香幸雄・山村順次編著『観光地理学』. 大明堂、pp.69-72.
- 荒木一視(1995):千歳市支笏湖における地元観光業とマリンレジャー客の空間共有. 旭川大学紀要、40、pp123-136.
- 尾留川正平・山本正三・高橋伸夫・石井英也・田林明・桜井明久(1974):南伊豆における沿岸集落の変貌. 地学雑誌、83(4)、pp206-231.
- 尾留川正平・山本正三編著(1978):『沿岸集落の生態-南伊豆における沿岸集落の地理学的研究-』. 二宮書店、254P.
- 五味克夫(1954):豆州内浦組江梨村における津元(名主)網子(百姓)の係争と分一村請について. 常民文化論集、1、pp157-190.
- 浜本幸生(1996):『海の「守り人」論-徹底検証・漁業権と地先権-』. れんが書房新社、462P.
- 池俊介(1991):山梨県市川大門町山保地区における山村生活の変容と近郊性. 静岡大学教育学部研究報告(人文・社会科学篇)、42、pp29-58.
- 池田恒男(1997):共同漁業権を有する漁業協同組合が漁業権設定海域でダイビングするダイバーから半強制的に徴収する潜水料の法的根拠の有無. 判例タイムズ、940、pp74-80.
- 石井英也(1970):わが国における民宿地域についての予察的考察. 地理学評論、43(10)、pp.607-622.
- 伊藤勝敏(1999):『伊豆・大瀬崎マリンウォッチングガイド』. データハウス、198P.
- 宮内久光(1998a):島嶼地域におけるダイビング観光地の形成と人口現象-沖縄県座間味村を事例として-. 琉球大学法文学部人間科学科紀要「人間科学」、1、pp299-335.
- 宮内久光(1998b):人口増加島嶼地域・沖縄県座間味村における県外出身者の存在形態. 地理科学、53(4)、283-296.
- 三好登(1995):漁業権の内容と法的性質. 日本土地法学会編『漁業権・行政指導・生産緑地法』. 有斐閣、pp10-18.
- 中田誠(1995):『誰も教えてくれなかったダイビング安全マニュアル』. 太田出版、290P.
- 日本海洋レジャー安全・振興協会編著(1997):『レジャー・スキューバ・ダイビング』. 成山堂書店、204P.

- (社)日本機械工業連合会・(社)レジャー・スポーツダイビング産業協会(1999):『平成10年度ダイビング産業に関する調査研究報告書』。(社)日本機械工業連合会・(社)レジャー・スポーツダイビング産業協会、292P.
- 小栗宏(1983):『日本の村落構造—林野と漁場の役割—』。大明堂、248P.
- 田林明(1976):『観光地化に伴う沿岸集落の変貌—南伊豆・石廊崎の変貌—』。『経済地理学年報』、22(1)、pp1-19.
- 静岡県漁業組合取締所(1884):『静岡県水産誌 卷四』。静岡県漁業組合取締所、182P.
- 助重雄久(1992):『温州ミカン価格低迷下における生産者の対応と就業形態の変化—静岡県沼津市西浦地区の場合—』。『立正大学文学部論叢』、95、pp35-58.
- 田中克哲(1993):『ダイビング・スポット開設と利用料徴収の法社会学的考察—伊豆半島地域を事例として—』。『漁業経済研究』、38(1)、pp1-18.
- 淡野明彦(1985a):『沿岸域における民宿型観光地域の形成—三重県鳥羽市相模地区の事例—』。『地理学評論』、58(1)、pp19-38.
- 淡野明彦(1985b):『近畿地方の沿岸域における観光の発達と類型区分』。『地域研究』、26(2)、pp22-38.
- 淡野明彦(1998):『観光地域の形成と現代的課題』。古今書院、169P.
- 上野福男(1975):『山菜と入山権—山村における資源管理とレクリエーションに関連して—』。『駒沢地理』、11、pp91-96.
- 運輸省海洋・海事課(1989):『海洋性レクリエーションの現状と展望』。運輸省、178P.
- 山口徹(1992):『豆州内浦—四ヶ村と江梨村の生産概況—明治前期を中心にして—』。『沼津市史研究』、1、pp9-33.

## 第6章 地先漁場におけるダイビング事業の展開

### ー静岡県伊東市富戸区を事例としてー

#### I はじめに

第二次大戦後の高度経済成長期以降、生活水準の向上と余暇時間の増加に伴い、日本の沿岸域におけるレクリエーション活動が活発化し、マリンレジャーの多様化が進んだ。なかでもスキューバダイビングは、1980年代に入ってから、潜水器材の進歩により安全性・機能性が向上したことや、ファッション化が進んだことなどにより、若年層を中心に急速に普及していった(日本海洋レジャー安全・振興協会編著、1997、p.123)。その結果、日本の現在のダイビング人口は約90万人にまで達し、1)スキューバダイビングは、わが国の主要なマリンレジャーとしての地位を確立している。

こうしたダイビング人口の急増に伴い、沿岸域におけるダイビングスポット 2)の開設が進み、現在では、全国に178ヵ所にのぼるダイビングスポットが設置されるに至っている(運輸省海洋・海事課、1989、p.30)。こうした動向のなかで、漁業を生業の柱としてきた沿岸集落のなかには、ドラスティックな地域変化を経験するものも出現してきた。例えば、宮内(1998)は、沖縄県座間味島を対象地域として、スキューバダイビングを軸とした観光産業の発達、雇用の場の拡大につながり、島嶼地域としては異例の人口増加をもたらしたことを報告している。これらの研究によって、近年のスキューバダイビングの地域的展開が、沿岸集落における地域変化の重要な要因となりつつあることは明らかとなった。しかし、いまだ調査事例が少ないこともあり、その地域社会の変化の実態が十分に解明されたとは言い難い。

また、スキューバダイビングの場合には、その利用空間について沿岸漁業との競合が見られるが、いまだ漁業との間の具体的な調整システムが確立しておらず(山下、1992、p.26)、沿岸集落の地域社会とダイバーとの軋轢が社会問題化している。3)その一方で、沿岸漁業が衰退傾向にある今日では、ダイビング事業による収益は、漁協経営の安定化と各組合員の所得水準の向上の切り札として期待されており(浜本・田中、1997、p.35)、地域活性化の視点からも、ダイバーと地域社会との安定した共存関係の形成が重要な課題となっている。

そこで本章では、共同漁業権をもつ漁協が積極的にダイビング事業を導入して多額の収益を得てきただけでなく、漁業者もボートダイビング営業を通じてダイビング事業の恩恵に浴している伊豆半島東海岸の伊東市富戸地区を研究対象地域として取り上げる(6-1 図)。そして、地先漁場を利用したダイビング事業の経済的メリットや、ダイビング事業の展開が地域社会に与えた影響と問題点について、実証的に明らかにすることを目的とする。とくに富戸地区の場合、宿泊施設の付帯施設としてダイビングサービスが設置され両者が経営面で密接に結びついている沼津市大瀬崎地区とは異なり、宿泊施設とダイビングサービスの経営がそれぞれ独立している点に

大きな特色が見られる。そこで、前章で取り上げた大瀬崎地区の調査結果と比較検討することによって、全国のダイビング観光地の類型化を試みるうえでの重要な知見が得られるものと考えられる。

富戸地区には、脇の浜・ヨコバマの2カ所のビーチエントリーポイントをもつ「富戸」と、伊豆海洋公園内からエントリーする「海洋公園」の2つのダイビングスポットが存在し(6-1 図)、主要なものだけでも合計 17 カ所のダイビングポイントが沿岸に分布している。1964 年、伊豆海洋公園内に伊豆海洋公園ダイビングセンター(当時の名称は東拓アクアスポーツクラブ)が創設され、海洋公園は全国的にも早い時期から多くのダイバーを集めていたが、とくに富戸港付近のダイビングスポットが開設された 1988 年以降、急速に来訪ダイバー数が増加した。その結果、現在の富戸地区の年間来訪ダイバー数は、9万3744人(1999年)に達し、富戸・海洋公園は、沼津市の大瀬崎地区とならび、伊豆半島の中で最も人気の高いダイビングスポットとなっている。

江戸時代の藩政村としての富戸村は、1889(明治22)年の町村制施行に伴い、池・八幡野・赤沢の3村とともに対島村を構成していたが、1955年の対島村・伊東市の合併により、伊東市の一地区となった。現在の富戸区は、旧来ひとつの村落社会を形成してきた郷戸町・東町・西町・岡町・払町の5つの「町内」(6-1 図)に、歴史の新しい周辺の3つの「町内」を加えた8「町内」から構成されている。元来の5「町内」の現在の世帯数は合計555に過ぎないが、1960年代以降、いわゆる「伊豆高原」における大規模な別荘地造成が進められたほか、1980年代からはペンション等の宿泊施設の開業が相次いだ結果、流入人口が著しく増加し、2000年3月31日現在の富戸地区(富戸区に属さない別荘地等を含む)全体の人口は5621人、世帯数は2471となっている。

## II 富戸地区における観光地化の進展

### 1) 観光地化以前の生業形態

#### 1. 半農半漁の村

静岡県漁業組合取締所(1894, p.46)によれば、明治中期の富戸区は、総戸数152戸のうち漁戸が150戸を占める「農業五分漁業五分」の半農半漁の村であった。僅かな湾入を利用した小規模な漁港しか持たない富戸では、漁業の生産力は相対的に低く、しかも漁獲が不安定であったため、農業への依存度も高くならざるを得なかった。

生業の柱の一つである漁業経営の内容は、冬季のイカ釣漁業を主体とし、それに30余戸による共同経営のサンマ網、部落張のボラ網(4)を組み合わせたものだった(静岡県漁業組合取締所、1894, p.45-49)。この部落張のボラ網に代表されるように、当時の富戸においては、強固な村落共同体的な結合が維持されていた。

一方、漁業と並ぶ生業の柱であった農業経営は、集落近辺の狭小な畑地での自給的な麦類・サツマイモの栽培を中心とするものであった。富戸地区一帯は、大室山火山群の溶岩流で覆われており(葉室、1978, p.439)、水田は僅か3ha程度しか存在しなかった。集落周辺には、三の原・先原等と呼ばれる溶岩台地が広がっているが、これら比較的広い緩傾斜地は、主に薪炭材採取地・採草地として利用されていた。これらの山林原野は、1890年代末以降、静岡県庵原郡や山梨県などからの入植者らによって、開墾が進められたが(富戸史話編集委員会編、

1969、p.55-61)、これら開拓地と半農半漁の村としての富戸とは基本的に別個の生活が営まれてきた。歴史の新しい3町内(三の原・松尾・上野)は、これらの開拓集落を基礎としている。

## 2. 海図から陸図へ

大野(1959、p.217-222)は、海路を通して東京と商品流通面で直結していた富戸が、1930年頃を境に陸路を中心とするローカルな市場との結びつきを強めてゆく過程を、「海図から陸図へ」という言葉で表現している。そして、地方的な領域での人口・商品の動きの活発化が、「部落的強制」の存在をゆさぶる条件になったことを指摘している。5)

こうした過程の中で、上層漁家によるサンマ流刺網の導入が本格化した大正期以降、漁民層分化が顕著となり、とくに深刻な不漁が続いた1930-1937年には、階層分化の傾向がいっそう促進された。そして、このような階層分化の進展を背景として、早くも1925(大正14)年頃から出稼者が増加しはじめ、1930年代には多数の出稼者が京浜地区や満州(当時)に流出した(大野、1959、p.221)。

また、養蚕・温州みかん等の商品作物が導入されたのも、この頃であった。とくに、山梨県出身の入植者が持ち込んだといわれる養蚕は、大正中期には在来の大部分の世帯に普及し、一時は重要な現金収入源となったが、繭価の低迷等により1930年代後半には著しく衰退した。生産性の低い狭小な耕地での農業は、こうした商品作物の導入などの努力にもかかわらず、漁業から流出した労働力を吸収するには不十分であり、労働力が出稼等の形で他業種へ移行する傾向は、その後も続くことになった(大野、1959、p.214)。

## 3. 第二次大戦後の農・漁業の衰退

第二次大戦直後には、イカの記録的な豊漁が続き、漁船数も1945-49年の5年間に40隻から91隻にまで増加した。しかし、1952年からイカの漁獲量が激減し、また他の主要魚種のサンマ・サバ・アジも不漁が続いたため、1955年頃には漁船を売却して漁業以外に転職するものが続出した(大野、1959、p.224)。1958年に実施された大野盛雄の実態調査によれば、富戸(岡町を除く)の252世帯中、漁船を所有する漁業経営者(21世帯)と商業経営者を除いた「労働者世帯」は171世帯(約68%)に達しており、このうち漁業労働者のみの世帯は26世帯にすぎない。こうした数字からも、当時の漁獲量減少に伴う、漁業危機の深刻さがうかがわれよう。

一方、漁業収入が激減した1950年代後半には、農業に活路を見出すべく、養蚕の衰退に伴って1935年頃から植栽が本格化した温州みかんの栽培が拡大していった。その結果、1960年までにみかん園(成木のみ)は約50haにまで拡大し、1960年度の生産額は5200万円に達した(富戸史話編集委員会編、1969、p.52)。さらに1970年には、全耕地(70.8ha)の約94%を樹園地(大部分がみかん園)が占めるにいたり、温州みかん栽培が農業の中心的な地位を占めるようになった。しかし、1972年の温州みかんの全国的な価格暴落とその後の価格低迷のなかで、1980年代には温州みかん栽培は著しく衰退し、樹園地面積は1980年には49.1ha、95年には19.1haにまで減少した。

1960年代には、イルカの大漁をはじめとする好漁が続き、1950年代に危機に陥っていた漁業経営は、一時的に回復した。ところが、その後の富戸漁協(現伊東市漁協富戸支所)の水揚量(受託販売量)は再び減少に転じ、漁業は現在に至るまで低迷を続けている(6-1表)。たしかに漁協の自営事業は、定置網経営による収益や1967年に開始されたイセエビ・サザエ等の畜養

事業の収益の増加等により、比較的安定した収益をあげているが、一本釣・刺網漁業を主体とする個々の漁業者の漁業経営は厳しさを増しており、高齢化もあいまって漁業者数(漁協正組合員数)は激減している(6-1表)。富戸漁協組合員52人を対象として実施されたアンケートの結果によれば(伊東市、1989、p.38)、1世帯当り漁業収入(1986年度)が500万円を超えたのは僅か7世帯に過ぎず、とくに近年は漁獲量の減少による漁業経営の悪化が顕著となっている。

## 2) 観光地化の進展

### 1. 伊豆高原の別荘地開発

現在、伊豆高原と呼ばれている大室山(581m)麓一帯は、江戸期までは4村(富戸・池・八幡野・赤沢)の入会林野であったが、1914(大正3)年の部落有林野統一事業の実施により、約2178町歩が旧対島村の村有林に編入された(伊東市史編纂委員会編、1958、p.669)。この村有林は、1955年の伊東市への合併時に旧4村に再配分され、さらに町内・個人への分割が進められたが、それを契機に観光開発業者への土地売却が急速に進むこととなった。6)

伊豆高原における最初の大規模な観光開発は、1959年に富戸区から土地売却を受けて東拓観光開発が造成した伊豆シャボテン公園であった。1961年に伊豆急行が開通するとともに観光開発は活発化し、とくに1960年代には大規模な別荘地の開発が行われた(山村、1974、p.161)。別荘地の開発面積は、東拓観光開発(1960～1972年)約260万㎡、伊豆急行(1963～1981年)約240万㎡など、大規模なものだけでも約500万㎡にも及んだ。

これらの別荘地には、個人別荘だけでなく会社・地方自治体の保養施設も多く建設され、伊豆急「伊豆高原別荘地」内だけでも保養施設は50ヵ所を数えた。そして、こうした保養施設の利用者の増加は、1963年に開業した伊豆海洋公園等の観光施設の建設とともに、伊豆高原を訪れる観光客数の増加に大きく貢献することとなった。実際、伊豆高原の別荘地分譲が進められた1965～1974年の10年間に、伊東市の観光客数7)は417万人から609万人へと約1.5倍にまで増加しており、この時期に伊豆高原は首都圏の主要な観光地域としての地位を確立した。

一方、これらの観光開発事業に伴う土木建設需要の増加や各種の観光施設の開業は、富戸区の住民にとって恰好の就労の場を提供することとなった。1985年の国勢調査結果によれば、富戸地区の男性就業者1155人の内訳は、サービス業34.3%、卸売・小売業17.4%、建設業16.4%、農業9.4%、漁業1.8%となっており、観光地化に伴って就業構造は大きく変化することになった。

### 2. 宿泊施設の開業

伊豆高原の別荘地開発に伴い、1968年の城ヶ崎ピクニカルコースの開業や宿泊施設「臨海荘」8)の開業など、富戸集落およびその近辺における観光施設の建設も進んだ。1960年代中頃までは、富戸集落の宿泊施設は、2軒の釣宿のみであったが、海水浴客を主体とする観光客数の増加を背景として、とくに1960年代後半から1970年代にかけて民宿・旅館の開業が相次いだ。

富戸地区における宿泊施設の開業年について見ると、1966年から1970年までの間に7軒の民宿・旅館が営業を開始して以降、1971～80年にかけて民宿・旅館15軒、ペンション1軒開業し、

とくに 1970 年代に民宿・旅館が急増したことが分かる。現在までに富戸地区で開業した民宿・旅館は合計 26 軒にのぼるが(うち6軒はすでに廃業)、これらの民宿・旅館のうち、富戸区出身者による経営は 20 軒に達している。また、開業当初から専門的な営業を行っていたのは8軒のみで、その他は漁業・農業および土木建設労務との兼業として始められたものであった。これらのことから、当時の民宿・旅館の開業が、漁業・みかん農業の不振を契機としたものであったことが窺われる。

1980年代前半までの民宿・旅館の経営は、7・8月の海水浴客が年間宿泊客数の5割近くを占めていたが、夏季以外においても、釣客のほか、別荘・保養所の建設工事などに携わる観光以外の宿泊客も多かった。1980年代後半には、工事の完了とともに建設業関係者の宿泊が減少したが、その一方でスキューバダイビングを目的とする宿泊客が増加していったため、民宿・旅館経営は比較的順調に推移してゆくこととなった。

一方、民宿開業ラッシュが終わった 1980 年代後半には、ペンションの開業が著しく進み、1990 年までに 16 軒が開業した。現在、富戸地区沿岸部 9) で営業している 22 軒のペンションのうち、富戸集落中心部に存在するのは僅か1軒で、多くのペンションが富戸集落周辺もしくは別荘分譲地内に立地している(6-1 図)。また、経営者も富戸区以外の出身者で占められており、10) ペンションの場合、地元の村落社会との地縁的な結びつきが極めて薄いのが特徴である。

### III スキューバダイビングの導入と展開

#### 1) ダイビングスポットの開設

富戸地区におけるスキューバダイビング発展の契機となったのは、1964年の伊豆海洋公園ダイビングセンターの開設であった。伊豆海洋公園ダイビングセンターは、同年、地先水面の共同漁業権を有する富戸漁協(当時)と交渉を進め、伊豆海洋公園付近の幅 300m、沖合 30mの海域にダイビングスポットが開設された。11) 当時の日本には、正式に開設されたダイビングスポットは皆無に近かったため、全国からダイバーが集まり、その後の日本のスキューバダイビングの発展に大きく貢献することとなった。ダイビングスポット開設以降、海洋公園では順調に来訪ダイバー数が増加し、いまだ全国のダイビング人口が約6万1千人に過ぎなかった 1986 年の時点で、年間約4万8千人ものダイバーを集めていた(6-2 図)。まさに海洋公園は、日本のダイビングスポットの草分け的な存在であった。

こうした海洋公園における大量のダイバー流入に刺激され、1988年に富戸漁協は富戸港近くにダイビングスポットを新設し、直営の富戸ダイビングサービスを開業して、本格的にダイビング事業に乗り出すことになった。これにより、従来の海洋公園に加え、「脇の浜」「ヨコバマ」(6-1 図)からもビーチエントリーが可能となったほか、富戸港からの漁船を利用したボートダイビングも可能となり、富戸地区はダイビングスポットとしての充実度を格段に増すことになった。

その後も漁協では、ダイビング関連施設の整備を進めることによって、より多くのダイバーの集客を目指した。おもな施設整備事業としては、ダイバーのための休憩室・研修室や温泉施設の建設、ビーチエントリーのためのスロープの整備などがあり、1989～99年に約5974万円が設備投資のために使用されてきた。とくに、ダイビング終了後の冷えた身体を暖めるための温泉施設は

好評で、こうした設備投資がさらに多くのダイバーの集客に結びついた。

実際、設備投資が積極的に行われた 1990 年代前半には、富戸の年間来訪ダイバー数は著しい増加を遂げ、1995年には5万人を突破した(6-3 図)。近年は増加率こそ低下しているものの、1999 年には海洋公園を含めた富戸地区全体の年間来訪ダイバー数は約9万4千人を記録し、全国でも有数のダイビングスポットにまで成長した。

こうした来訪ダイバー数の急増は、富戸漁協の事業収益の増加にも貢献し、1965 年に 7076 万円であった総事業収益は 1993 年には6億 4483 万円にまで増加した。また、事業収益の内訳について見ると、1980 年代には自営事業収入が全体の 60-70%を占めたが、来訪ダイバー数が急増した 1993 年には、自営事業の占める割合は 43%まで低下する一方、ダイビング事業収入に相当する「利用事業」が全体の 15%を占めるに至った。12)このデータからも明らかのように、漁協経営の行き詰まりを打開すべく推進されたダイビング事業は、実際に予想を上回るほどの多額の収益を漁協にもたらすに至っており、いまや漁協経営にとってダイビング事業は必要不可欠な部門を構成している。

なお、ダイビングスポットの開設に当っては、ダイバー流入に伴う漁業被害の増加が心配され(浜本・田中、1997、p.35)、それが開設を躊躇させる要因となる場合が多い。しかし、富戸地区においては、イセエビ刺網の漁期である9月 15 日-5月 15 日の午後3時以降は潜水禁止にするなどの措置をとることで、漁業者との共存が図られており、現在まで問題となるような漁業被害も報告されていない。むしろダイビング事業は、漁協経営に大きく寄与しているばかりか、後述するように漁業者にもボートダイビング営業を通じて経済的恩恵を与えており、漁協・漁業者とダイバーとの関係はかなり良好であると言ってよいだろう。

## 2) ダイビングサービスの進出と経営内容

6-3 図は、富戸地区におけるダイビングサービス 13) 数の推移を示したものであるが、富戸漁協によるダイビング事業が本格的に開始されて来訪ダイバー数が増加した 1990 年代以降、ダイビングサービスの著しい進出が見られたことが分かる。とくに、1996 年には、僅か1年間に8軒のダイビングサービスが新たに開業しており、現在では 35 軒ものダイビングサービスが富戸地区で営業している。

これらのダイビングサービスの経営状況の概要を整理したのが 6-2 表であるが、その経営内容からダイビングサービスは次の4つの類型に区分できる。第1の類型は、ダイビングスポットを管理する漁協の直営で、施設(更衣室・温泉等)利用料の徴収、タンク賃貸・ボート利用の受付を主要な業務とするもので、経営者番号①のみがこの類型に入る。このダイビングサービスは、いわば漁協のダイビング事業の窓口であり、そのためガイドや講習などの業務は全く行っていない。

第2の類型は、漁協からタンクのエア充填業務を請負い、ガイド・講習業務とともに、それを主要な業務の一つとする②と③である。この2軒はいずれも開業時期が早く、スキューバダイビングに関する専門的知識の提供等を通じて、漁協によるダイビング事業経営を実質的に支えてきたダイビングサービスである。タンクのエア充填業務が、この2軒に独占的に認められているのも、こうした事情による所が大きい。

第3の類型は、ダイビングツアーや講習の企画・開催、潜水器材の販売を中心に事業を展開

している都市部のダイビングプロショップの現地拠点(クラブハウス)としての機能を持つ 11 軒である。この類型に属するダイビングサービスの場合、初心者を対象とした講習を業務の一つとしているのが特徴である。

第4の類型は、都市部のダイビングプロショップと無関係な単独のダイビングサービスであり、数の上では 21 軒と最も多い。この類型の場合、多くが1〜2名の少人数の常勤スタッフにより運営されており、ガイドを主たる業務としている。とくに近年急増しているのは、この類型に属する小規模なダイビングサービスである。

筆者らが以前に調査した沼津市大瀬崎地区の事例では、タンクのエア充填を主要な業務とするダイビングサービスがほとんどを占め、その収入が経営を大きく支えていた。しかし、共同漁業権を持つ漁協が直接ダイビング事業に関わっている富戸地区では、漁協がタンクのエア充填を第2類型の2軒のみに依託し、タンク賃貸料(1本当り一般 2000 円)から納入価格(1本当り 600 円)を差引いた金額を漁協の収益としている。その結果、他のダイビングサービスは、タンクのエア充填業務に参入できず、ガイド・講習を主要業務とせざるを得なくなっている。14)つまり、こうしたダイビング事業に対する漁協の関与の強さが、富戸地区の大部分のダイビングサービスの業務内容をガイドと講習に特化させている原因といえよう。

また、大瀬崎地区の場合、大部分のダイビングサービスは旅館・民宿の付帯施設という性格が強く、宿泊施設経営者が経営安定化のためにダイビングサービスを開業するケースが一般的であったが、富戸地区では宿泊施設に併設されているものは、ペンションを兼業している3軒に過ぎない(6-2 表)。また、過去に民宿経営者の子息がダイビングサービスを開業した事例が1件あったが、現在では民宿を廃業してダイビングサービスのみの営業となっている。このように、宿泊施設とダイビングサービスが個々に独立した経営を行っている点に、富戸地区の特徴があり、それが後述するようにダイビングサービスと宿泊施設との間の競合関係を生む原因となっている。

### 3) ダイビングサービス進出の要因

#### 1. ダイビングスポットとしての優位性

富戸地区へのダイビングサービスの急速な進出は、基本的には大量のダイバーの来訪によるところが大きい。その人気の高さを大きく支えているのが、富戸地区のダイビングスポットとしての優位性であり、それは以下の3点に集約できよう。

第1は、東京大都市圏からの交通の利便性である。とくに伊豆半島のような大都市近接型のダイビングスポットの場合、土日を利用した短期間のダイビングツアーが主となるため、前章でも明らかにしたように移動時間の短さが重要な立地要因になる。その点、富戸地区には伊豆急行の富戸駅・城ヶ崎海岸駅があり、東京駅から鉄道利用で2時間程度で到達できる。とくに富戸地区の場合、交通渋滞の心配のない鉄道を利用するダイバーが多いが、それはこうした鉄道での移動時間の短さによる所が大きい。また、自動車でも東京からの所要時間は約2〜3時間程度で、きわめて有利な条件に恵まれている。15)

第2は、ダイビングスポットとしての自然条件の優位性である。富戸地区では、海岸線に沿っ

て溶岩流の先端が舌状に突出して、長さ 100m位の小半島を数多く形成しているが(葉室、1978、p.439)その延長線上の海底には、「根」と呼ばれる起伏が存在している。多数の根の存在は、海底地形の複雑さを生み、それが海中生物の豊富さにつながっている。とくに伊豆海洋公園付近は、潮の出入りが激しいため、現在までに確認された魚種が 650 種以上にのぼり(マリン企画、1997、p.90)、「日本のフィッシュウォッチングのメッカ」と呼ばれている。こうした自然条件の良さが、ダイバーにとっての大きな魅力となっている。

第3は、潜水可能日数の多さである。伊豆半島東海岸の場合、「ナライ」と呼ばれる強い北東風が吹くと、海が荒れて潜水不能となる。しかし、荒天による潜水不能日数は年間 10 日程度と少なく、ナライの時でも富戸港内や富戸地区に南接する八幡野地区では潜水可能なため、ほとんど年間を通してダイビングが可能である。とくに講習開催の場合には、潜水可能日数の多さは重要な要件となるが、16)その点でも富戸地区は恵まれた条件を備えている。

## 2. 現地拠点としての重要性の増大

従来のダイビングショップの営業形態は、都市部にあるダイビングプロショップが講習やツアーを企画・集客し、ダイビングスポット近くの宿泊施設を拠点にして実施するというのが一般的であった。しかし、近年の景気低迷の影響で、高い維持経費を要する都市部の店舗を縮小あるいは閉鎖し、現地拠点としてのクラブハウスを自ら所有・利用することにより、経費節減を図るダイビングショップが増加する傾向にある。こうした傾向の中、とくにフィッシュウォッチング・ブームが始まった 1992 年頃から、富戸地区にクラブハウスを構えて常勤スタッフを置くダイビングショップが増加した。6-5 表の第3類型(11 軒)のほとんどがこれに相当する。

また同じ頃から、潜水技能に優れ、海中生物に関する知識が豊富なガイドが、独立して小規模なダイビングサービスを開業する事例が目立つようになった。6-2 表の第4類型(21 軒)のうちの大部分は、こうした性格を持つものである。魚種の豊富な富戸地区では、フィッシュウォッチングを目的とするダイバーが多いため、とりわけガイド業務の必要性が高く、ダイバーの約 80%がダイビングサービスを利用しているといわれる。そのため、富戸周辺海域での潜水経験が豊富で、ガイドとしての高い能力さえ備えていれば、多くの顧客を得ることが可能である。富戸地区の他のダイビングサービスのスタッフとしての勤務を経験し、その後独立した事例が9軒にのぼるのも、こうした理由による。

なお、これらのダイビングサービスの開業に際して、店舗が新築されるケースは一般に少なく、既存の民家かアパートを借り、そこを住居を兼ねた店舗としている場合が多い。1990 年代には、集落内の借家物件も豊富で、現地拠点の確保を希望するダイビングサービスや大学のダイビングクラブ等の需要を当て込んだアパートの新築もあったため、店舗を確保することは比較的容易であった。ダイビングサービスの多くが、富戸集落内に存在するのは(6-1 図)、そうした理由による所も大きい。

最近では、ダイバーの低料金志向が一段と強まるなか、こうしたダイビングサービスの店舗に顧客のダイバーを宿泊させるケースが一般化しており、宿泊施設をも兼ねた現地拠点の存在が重要性を増しつつある。

## 3. ダイビングサービスに対する優遇措置の存在

前述のように、富戸地区におけるタンクのエア充填業務は2軒のみに依頼されており、他のダ

ダイビングサービスはエア充填業務による収益が期待できない。そのぶん一般のダイビングサービスの経営は厳しくなるが、その一方で漁協は、タンク使用料・施設使用料・ボート使用料等について、ダイビングサービス向けの特別価格を設定するなどの優遇措置も行っている。こうした優遇措置の存在は、とくに小規模なダイビングサービスの経営にとっては重要であり、もし漁協が一般ダイバーと同等の価格設定を行ったとすれば、多くのダイビングサービスでは経営の採算がとれないといわれている。

例えば、漁協直営の富戸ダイビングサービスでは、各ダイビングサービスに対する施設使用料(1人当り500円)は一般の半額であり、タンク賃貸料(1本当り)は一般2000円に対し、1250円に抑えられている。ボートダイビングの場合も、ガイド・インストラクターの利用料は無料となっている。また、伊豆海洋公園ダイビングセンターでも、タンク賃貸料(1本当り)が一般1700円であるのに対し、ダイビングサービスを通じた場合には700円である。

多くのダイビングサービスでは、ガイド料金に一定以上の高価格を設定することが難しいため、これら各種利用料とガイド料金のほか、宿泊料金をもセットにしてパック料金を設定している場合が多い。とくに、タンクのエア充填業務で利益をあげることができない大部分のダイビングサービスでは、このような料金設定の工夫で利益率を高め、それによって採算を維持していかざるを得ない。したがって、施設使用料等についての各ダイビングサービスに対する優遇措置の存在は、ダイビングサービスと漁協とが共存共栄を図るうえで極めて重要であり、結果的には、来訪ダイバー数の増加によるダイビング事業収入の増加という形で、漁協経営にとってもプラスに作用しているといえる。

## IV スキューバダイビングと地域社会

### 1) 漁協・漁業経営への影響

#### 1. 漁協経営の安定化

漁協による施設使用料等の徴収窓口となっている富戸ダイビングサービスの年間収入の推移を見ると、1988年には僅か約290万円であった収入は、1990年代を通じて増加の一途をたどり、1994年以降の年間収入は常に2億円以上を維持している。ピークに当たる1997年には約2億7939万円にまで達し、来訪ダイバー数がやや減少した1999年でも年間収入は約2億4604万円にのぼっている。このデータからも、ダイビング事業によって漁協にもたらされる収益の大きさが理解できよう。

これらの収益の内訳を示したのが6-4図である。収入源は、タンク賃貸料(1本当り2000円)、施設使用料(1人当り1000円)、ボート手数料(1人当り500円)、シャワー使用料(1人当り500円)、駐車料(普通車500円)であるが、とくに高い収入割合を占めるのはタンク賃貸料収入である。タンクの場合、2業者による納入価格(1本当り600円)と賃貸料の差額が漁協の収入となるが、各ダイバーのタンクの持込みを禁止しているため、ダイバー数の増加は、そのまま増収につながることになる。現在では、タンク賃貸収入が収入全体の7割以上を占めており、漁協によるダイビング事業の中心的な存在となっている。

このように、漁協がタンクのエア充填業務の許可を2業者以外のダイビングサービスに与えず、利潤率の高いタンク賃貸業務を独占的に維持してきたことが、漁協に対して多くの収益を保障し、漁協経営の安定化をもたらしているといえよう。

## 2. 漁業者によるボートダイビング営業

現在、伊東市漁協富戸支所には37隻の漁船が所属しているが、このうち漁協所有船17(11隻)と自家用小型船(6隻)を除く20隻が個人の一本釣漁業等の操業に使用されている。そして、そのうちの13隻がボートダイビング営業を行う漁船として登録されており、18)漁協では各船のボートダイビング収入が可能な限り均等になるよう、輪番制でダイビング客を配分している。しかし実質的には、ボートダイビング営業を行っている漁船の稼働状況を整理した6-3表のように、年間収入は約191万円から3千円まで、かなりの幅がある。この年間収入の差は、基本的には、漁業とボートダイビング営業のいずれに重点を置かかという経営方針の違いによって生じている。例えば、ボートダイビング営業を中心とする①では、自らの輪番をキャンセルした日数は年間11日に過ぎず、そのうち漁業を理由としたキャンセル日数は僅か1日のみである。それに対して②は、漁業との競合等による自己都合によるキャンセル日数が年間52日にまで達し、土日以外でも利用客が多い繁忙期の8月においてさえ、キャンセル日数は8日に及んでいる。

1999年度のボートダイビング営業の1隻当り年間平均収入は約73万円であるが、一本釣漁船(20隻)の1隻当り水揚金額の平均は約166万円で、漁業収入に比べてボートダイビング営業の収入割合は相対的に低い。しかし、ボートダイビング営業は、漁業を補完する安定した収入源としては、いまや漁業者にとって重要な存在となっている。とくに、実際の稼働日数の少なさ(平均31日)や、漁労に比べてはるかに軽労働であることを考えれば、19)ボートダイビング営業は漁業者にとってきわめて効率の良い仕事である。漁業者の高齢化対策という視点からも、その将来性は高く評価されて然るべきであろう。

しかし、全体のダイビング収入に占めるボート収入の比率の低下にも表れているように(6-4図)、ボート利用者数は9301人(1993年)から5079人(1999年)へと近年かなり減少している。これは、ビーチエントリーで到達可能なダイビングポイントと、ボートで案内する遠いダイビングポイントとの間の海中景観の質的な差異が少なく、ボートダイビングの魅力が相対的に薄いことが原因といわれている。とくに近年では不景気のため、費用のかかるボートダイビングが敬遠される傾向にあり、ボート利用者の減少に拍車をかけている。

こうしたボート利用客の減少は、ボートダイビング営業への依存度が高い漁業者だけでなく、漁協にとっても手数料収入の減少につながり、その影響は深刻である。そのため漁協では、ボート利用客に対して、タンク賃貸料・管理費の値引きサービスを行うなど、20)ボート利用客の拡大を図っているが、大きな効果があがっていないのが現状である。

## 2) 宿泊施設経営への影響

6-5図は、ダイビングスポットとしての富戸における来訪ダイバー数の季節変動を示したものである。この図からも明らかなように、7・8月に著しく集中する海水浴とは異なり、スキューバダイビングは海洋性レクリエーションの中では季節的な入込客数の変動が少ない点に特色がある。そのため、海水浴客に大きく依存してきた民宿にとって、スキューバダイビングの導入は、宿泊

客の増加による経営の安定化をもたらすものとして歓迎された。実際に、1980年代後半から民宿・旅館の宿泊客に占めるダイバーの割合は次第に増加し、宿泊施設経営の安定化に大きく貢献することとなった。

ただ、全ての旅館・民宿がダイバー客を積極的に受け入れてきたわけではなく、現在の富戸地区の20軒の旅館・民宿のうち7軒は、宿泊客に占めるダイバーの割合が極めて低く、一般客や釣り・ゴルフを目的とする宿泊客が大半を占めてきた。とくに、民宿よりも料金設定の高い旅館にはこうした傾向が強く、むしろダイバー客の宿泊を好まない場合の方が多い。これは、設備・サービスの質よりも料金の低廉さを志向し、大部屋で夜遅くまで歓談を楽しむという、学生の「合宿」的な雰囲気を楽しむダイバー客の体質による所が大きい。21) また、同様な理由で、料金設定が相対的に高く小部屋が多いペンションも、大量のダイバー流入による恩恵にほとんど浴していない。その結果、ダイバー客を主体とする民宿・旅館と、それ以外の宿泊施設との間に一種の「すみわけ」が形成されてきた。

しかし1995年頃から、当初はダイビング・ツアーの宿泊先として民宿・旅館を利用していたダイビングショップの中に、経費の節減を目的として、民宿を営んでいた民家を借上げて専用のクラブハウスとする事例が見られるようになった。とくに不景気が続く近年では、ダイバーの低料金志向がますます強まり、ガイドを主要業務とする小規模なダイビングサービスでも、顧客であるダイバーに宿泊サービスを提供する事例が一般化している。また、東京大都市圏からの時間距離が短いため、日帰りダイビングを楽しむダイバーも増加しており、宿泊施設を利用するダイバーが急激に減少しつつある。

こうした宿泊施設を利用するダイバーの大幅な減少は、ダイバー客を主体としてきた民宿・旅館の経営を著しく圧迫している。とくに、ダイバー客に特化してきた民宿・旅館は、低料金ではあるが設備・サービスの質が劣る場合が多く、ダイバー以外の客層を獲得することが難しい。なかには、後継者がいないまま廃業を余儀なくされる民宿も出現しつつある。そのため、顧客ダイバーを無許可で宿泊させ、宿泊客を奪う結果となっているダイビングサービスに対して、反感をつのらせる民宿・旅館経営者が増えている。22) さらに、ダイバー客に依存していない旅館・民宿やペンションにとっても、従来は海水浴客に利用されてきた富戸港近くの磯浜がダイバーに占領されてしまい、実質的に海水浴客が排除されてしまっているため、ダイバーの存在を快く思っていない経営者が多い。

前章で取りあげた沼津市大瀬崎の場合は、宿泊施設経営者がダイビングサービスを併設する事例が圧倒的に多く、ダイバーの増加は宿泊客の増加に直接に結びついてきたが、富戸地区では両者が独立した経営を営んでいるため、ダイビングサービスと宿泊施設との関係は当初から稀薄であり、23) それらが宿泊施設とダイビングサービスとの対立をますます深める結果となっている。

### 3) 伝統的村落社会との関係

富戸区には「一戸権」という制度が存在し、一戸権所有者は、入会林野に関する収益の分配を受けることができたほか、実質的には富戸区の下部組織としての性格をもっていた漁業組合の組合員として、ボラ網の利益の配当を受けることもできた。いわば一戸権は、直接的に区の経営する事業への参加を規定しており、一戸権所有者の有無が社会生活や経済活動に大きな影響

を与えてきた 24) (大野、1959、p.167)。

1948 年の水産業協同組合法の制定に基づく漁業協同組合の成立に伴い、漁業組織としての富戸漁協と富戸区は形式的には分離されることになったが、漁業に従事しない一戸権所有者にも準組合員として漁協の一員となることが認められ、新しい漁協制度の中での古い村落共同体の温存が図られた。現在でも、伊東市漁協富戸支所の組合員 493 名のうち 443 名が準組合員で占められ、漁協組合員の中に多くの非漁業者が含まれているのも、このような経緯による。したがって、富戸区においては、小栗(1983、p.180-187)のいう地区漁協の「村」化が顕著に見られたと言えよう。

ところが、経営基盤の強化等を目的として漁協合併が全国的に促進されるなか、1994 年 1 月に富戸漁協の伊東市漁協への合併が実施されたのに伴い、従来の「村」的な漁協運営が否定される事態が生じるに至った。すなわち、富戸のダイビング事業による年間 2 億円を超える収入が、伊東市漁協(本所)の収入として処理され、富戸支所への利益配分が皆無となったのである。現在まで、こうした伊東市漁協の措置を不服とする多くの富戸区在住組合員が、ダイビング収入の富戸支所への配分を求めてきたが、いまだに実現されていない状況である。とくに合併後は漁協による組合員への配当金の支給もほとんどなく、その意味でも組合員の不満は大きい。一戸権所有者から構成される「富戸財産管理組合」25) が所有し、実質的には旧富戸漁協が管理してきた土地の賃貸料をめぐる訴訟も、26) 富戸区在住組合員の伊東市漁協に対する不満の表れの一つとして理解できる。

こうした富戸区と伊東市漁協との対立は、共同漁業権を法人としての漁協の「営業権」に純化されたものと理解するか、元来の入会権的側面を認めるかという、基本的な論点を含んでいる。つまり、江戸時代以来、漁村では「一村専用漁場」の慣行が現在まで継承されており、地先漁場を総有してきたとする立場にたてば、共同漁場でのダイビング収入は漁協合併後も「地先権」27) を有する漁村集落に帰属するが、そうした入会権的な側面を認めなければ、当然ながらダイビング収入の全額が合併後の漁協に帰属することになる。

法律論的には、いまだに 2 つの見解が対立した状況が続いているが、28) 伊豆半島のダイビングスポットについての実態調査を実施した田中(1993、p.14) が指摘するように、実態としては大部分のダイビングスポットでは「一村専用漁場」の慣行が今でも存続し、その権利に基づいて「水面利用料」が徴集されている。そして、ダイビングスポット利用料が海の入会権に基づく「水面利用料」としての性格を有する限りは、浜本・田中(1997、p.118) が主張するように、その収益は漁村集落(旧来の村落社会としての富戸区)に帰属すると考えるべきだろう。

また、ダイビング収入の全額が伊東市漁協に帰属し続けた場合、ダイバー流入に伴うネガティブな影響をも被っている地域の地域社会の反発が一段と強まることが予想される。とくにダイビング事業は、漁協に多額の収益をもたらし、一部の漁業者・宿泊施設経営者に対しても一定の利益を与えてきたが、地域社会全体に利益が十分に還元されてきたわけではないため、なおさら反発が強まる危険性が高い。沼津市大瀬崎地区では、現在の共同漁業権を有している内浦漁協が、合併前に共同漁業権を所有してきた江梨区(旧江梨地先漁業会)に対してダイビング収入の約半分を配分しており、それらは道路整備等の公益的事業の地元負担金等として使用されるなど、実際にダイビング収入を生み出している地域の生活基盤の充実に役立てられている。そして、こうした利益の地元地域社会への還元が、ダイビング事業に直接的に関与しない住民

の不満を解消するための安全弁として重要な機能を果たしている。法律論からだけでなく、こうした地域社会論的な視点からも、ダイビング収入の地元地域社会への還元が検討されるべきであろう。

さらに、「合併後、漁協のダイビング事業への対応が悪化した」とのダイバーの指摘からも窺われるように、29) 漁協合併がダイビング事業そのものへ与える悪影響も心配される。現在では、ダイビングスポット間の集客競争が激化するなか、いかに快適なサービスを提供するかが、ダイビング収入の増減を左右するポイントとなりつつある。30) したがって、合併後の混乱に伴うダイバーへのサービス低下は、ダイビング事業の展開にとっての致命傷になりかねない。こうした点からも、今後、伊東市漁協によるダイビング事業のあり方を再検討する必要があるだろう。

## V おわりに

富戸地区におけるダイビング事業は、漁協に多額の収益をもたらす経営の安定化に大きく貢献するとともに、ボートダイビング営業を通じて漁業者にも一定の収入を保障している。また漁協は、タンクのエア充填業務を掌握して利益率を高める一方で、ダイビングサービスに対する優遇措置を講じてダイビングサービスの経営にも配慮し、それは結果として富戸地区のダイビング事業全体の発展につながっている。その意味においては、漁協・漁業者とダイバー・ダイビングサービスとの間には一定の共存関係が形成されており、この事実は全国有数のダイビングエリアにまで成長した要因として見逃せない。

しかし、こうしたダイビング事業の展開が、観光地域としての富戸地区の発展に対して十分な貢献をしてきたとは、残念ながら言いがたい。富戸地区では、沼津市大瀬崎地区などとは異なりダイビングサービスと宿泊施設が個々に独立して経営されているため、当初から両者の経営面での関係が薄い。しかも近年では、ダイビングサービスによる宿泊サービスの提供が一般化し、ダイバー客を主体としてきた旅館・民宿の経営が著しく脅かされつつあり、ダイビングサービスと宿泊施設との関係は次第に悪化しつつある。とくに、ダイビングサービス経営者は、観光地域全体の振興を目的としたイベント等に対して対応が一般に冷ややかなため、宿泊施設経営者の不満をより助長する結果となっている。その意味で、大瀬崎地区のような宿泊施設・ダイビングサービス結合型のダイビング観光地に比べて、富戸地区のような宿泊施設・ダイビングサービス独立型のダイビング観光地は、観光地域としての発展を図るうえでより困難な課題を抱えていると言えよう。

また、一般の富戸区民にとっても、伊東市漁協との合併後は漁協運営に対する影響力が大きく失われる一方、ダイビング収入が公益的事業を行う際の地元負担金等として利用されることもなく、スキューバダイビングの発展が地域社会の発展につながっていないことへの強い不満がある。こうした不満を解消するためにも、少なくとも漁協のダイビング収入の一部を地元地域社会へ還元するような配慮が必要であろう。

スキューバダイビングの普及に伴い、全国各地でダイビングスポットの開設が進められた結果、すでにダイバーがダイビングスポットを多面的に評価し、選別する時期に入っている。もはや、海中景観の美しさ等の自然条件の良さに依存するだけでは多くのダイバーを集めることができず、良好なダイビング施設の充実やダイバーに対する良質なサービスが集客の決め手となりつつある。そうした意味からも、ダイビング事業に直接的には関係しない人びとをも含めた、地域社

会全体の協力体制づくりが不可欠であり、それがダイビング観光地としての発展の基本条件となるのではないだろうか。富戸地区の今後の動向に期待したい。

## 注

- 1) Cカード発行枚数の累計をダイビング人口とみなした。Cカード(Certificated Card)とは、潜水の技能・知識を習得した認定証として潜水指導団体から発行されるもので(日本海洋レジャー安全・振興協会編著、1997、p.11-12)、ファンダイビング(スクール以外のダイビング)を行うには必ずCカードが必要である。スキューバダイビング人口を把握する上では、Cカードの発行枚数が唯一のデータとなっている。
- 2) レジャーとしてのスキューバダイビングは、沿岸海域の共同漁業権を有する地元漁協によって正式に活動が認められた海域、すなわち「ダイビングスポット」において行われる。ダイビングスポットは、良好な海中景観、透明度の高さ、魚種の豊富さなどダイバーにとって魅力的な自然条件を備え、しかも地元漁協・漁業者のダイビングについての理解が得られた場合にのみ開設され得る。ダイビングスポットが開設された海域の中には複数のダイビングポイントが設定されるが、通常は海中景観に優れ、しかも漁業活動との競合が問題とならない場所が選ばれる。
- 3) 最も重要な社会問題の一つとして、漁協による潜水料の徴収の是非をめぐる問題があげられよう。この問題について、現在、とくに多くの関係者の注目を集めているのは、1993年に潜水料の徴収が不当利得であるとして、あるダイバーが内浦漁協(沼津市)を相手に約440万円の損害賠償を求めた訴訟の行方である。一審判決では原告側の請求が棄却されたが、二審では「潜水料徴収に法的根拠はない」として漁協に既納の潜水料約10万円を原告に返却するよう命じる判決が下され、最高裁まで持込まれた。2000年4月21日に最高裁は「審議不尽として高裁に差し戻す」との判決を下し、同年11月30日に東京高裁で潜水料徴収が「不当利得」であるとした原告の請求が棄却され、ようやく漁協による潜水料の徴収の正当性が法的に認められた。なお、この経緯については田中(2000)に詳しい。
- 4) 高級魚ボラの漁は、寛永期から紀伊徳川家の網として既に行われていたといわれる。1872(明治5)年に部落張となって以降、ボラ網は富戸区における部落共同体の直轄下におかれ、部落の有力者から選ばれた「つもと」を中心に経営管理された(大野、1959、p.157-165)。ボラ漁については、静岡県教育委員会編(1988)および田畑(1995)に詳しい。
- 5) 富戸は、海の街道筋を通して東京と商品流通の面で直結していたが、ローカルな市場とのつながりは殆どみられず、周辺の市場に対して孤立した形をとり、東京の資本はこのように孤立した富戸を直接的にとらえていた。それが、自動車道路が開通して陸上交通の網の目に組込まれて以降、魚類や商品作物の販売を通じて、近隣地域や伊東・沼津などの地方都市の市場との結びつきを強めた。その結果、「出物分一、入物分一」といった商品流通に関する部落の制約がなくなり、「一戸権」(後述)という部落内の特権も相対的にその意味が薄くなり、平気で金銭で売買されるようになっていった(大野、1959、p.217-222)。

- 6) 富戸区の所有する入会林野は約 170ha にのぼったが、1957 年に東拓観光開発に約 30ha を売却し、他の土地は全て「町内」単位に分割して配分された。郷戸町に現在約 6ha の山林が残されている以外、各町内に配分された土地は全て売却された。最近まで共有地を維持していた岡町では、1989 年に土地を売却し、1戸当約 2000 万円が分配された。
- 7) 静岡県熱海財務事務所資料による。伊豆高原のみの観光客数についてのデータは不明である。
- 8) 1968 年に新築された富戸公民館の2階を利用した宿泊施設(60 名収容)。1994 年、現在のコミュニティーセンター建設を機に廃業した。
- 9) 伊豆高原全体では約 120 軒のペンションが存在するといわれるが、筆者の調査能力とスキューバダイビングとの関連性を考えた結果、富戸地区のうち国道 135 号線よりも海側の地域に存在するペンションのみを調査対象とした。
- 10) 23 軒のペンションのうち、現経営者の夫が富戸区出身者であった1軒を除き、全てのペンション経営者は東京大都市圏を中心とする都市部の出身者である。
- 11) 旧富戸漁協が共同漁業権を有する共同漁場は広く、海岸線の長さにして約 10 km に及ぶため、ダイビングスポット開設に伴う漁業への影響はほとんど心配されず、漁協総会でもさしたる反対はなかった。伊豆海洋公園のダイビングスポットの賃貸料は、現在でも年間 100 万円ときわめて安価であるが、これは伊豆海洋公園ダイビングセンターが富戸地区の来訪ダイバー数増加のために果たしてきた今までの貢献を高く評価した結果だといわれる。
- 12) 1993 年には、一時的な預金高の増加に伴い、信用事業収入の占める割合が例年よりも 10% 程度高くなっている。したがって、通常年の場合には、事業収益における利用事業の割合は 20% 近くへのぼると推定される。
- 13) 宮内(1998、p.307)は、講習や海中でのガイドサービスなどのソフトや潜水器材の販売・レンタルなどのハードをダイバーに提供する事業所である「ダイビングショップ」を、一般的に都市部において講習や潜水器材の販売を中心に事業を展開している「ダイビングプロショップ」と、ダイビングポイントに近い場所に店舗を開設し、ダイビングガイドや潜水器材のレンタルを中心に事業展開している「ダイビングサービス」に区分している。本稿でもこの定義に従った。
- 14) 一方で、タンクのエア充填業務は、設備投資が必要なうえ機器の維持・管理に専門的な知識が必要なため、小規模なダイビングサービスの中には、むしろタンク業務を敬遠する傾向も強い。
- 15) ただし、伊豆半島東海岸は、温泉観光地としても有名であるため、とくに土日や休日には道路の交通渋滞が著しい。交通渋滞により、東京大都市圏からの距離が短い割には、予想外に自動車での移動時間がかかる場合が多い。
- 16) とくに春～夏が繁忙期である講習は、1日当りの受入人数が圧倒的に多く、ダイビングショップにとっては荒天による潜水禁止のため講習を開催できない場合の収益面・信用面での損害が大きい。講習の開催は、潜水器材の販売促進にとっても重要な役割を担っており、大手のダイビングショップでは大きな収入源として重視されている。

- 17) 漁協自営のボラ漁・イルカ漁、定置網に主に利用する漁船で、このうち動力船が4隻を占めている。
- 18) 漁業者の中には、接客を伴うボートダイビング営業を好まない人も多い。20隻の本釣漁船のうちボートダイビング営業を行う漁船が13隻に止まっているのは、こうした個人的な理由による所が大きい。
- 19) 指定されたポイントまでダイバーを案内し、ダイビング終了後に富戸港までダイバー送り届けるだけなので、漁労に比べて労働量・労働時間とも少ない。また「ハーフボート」(1人当たり1回500円、漁協手数料なし)の場合は、ポイントまでダイバーを案内するだけで帰港でき、効率的である。
- 20) ボート利用客に対しては、タンク賃貸料を1本当たり半額の1000円に値引きしているほか、施設使用料も半額(12〜2月は無料)にしている。
- 21) ダイバーは金曜日の午後11時頃に到着するケースが多く、行動時間について他の一般客とのズレが大きい。また、「水着のまま旅館内を歩き回られては困る」という理由でダイバーの宿泊を嫌う経営者もいる。
- 22) 宿泊施設を営業するためには、旅館業法の定めるところにより旅館営業・簡易宿所営業等の営業許可を保健所から受けなければならない。しかし、ダイビングサービスでは営業許可を受けずにダイバーを有料で宿泊させているため、旅館・民宿経営者は大きな不満を抱いている。ダイビングサービス側は、宿泊・ガイド等を含めたパック料金を設定し、「料金は宿泊料ではなくダイバーへの接待料として受領している」との説明を保健所に行っている。
- 23) ダイビングサービス経営者のうち富戸区出身者は1名に過ぎず、東京大都市圏からの転入者が圧倒的に多い。また、旅館・民宿はダイバーに対する宿泊料金の値引きは行ってきたが、特定のダイビングサービスと宿泊施設との間で宿泊客の斡旋をめぐる契約が結ばれたケースはなく、もともと相互依存関係が薄い。
- 24) 一戸権は、富戸区に伝統的に一戸を構える正式の構成員という性格を持ち、一戸権を持たない世帯は「半戸」と呼ばれた。したがって、入会林野の売却による莫大な収益の配分を受けたのも一戸権を所有する世帯のみであり、一戸権を持たない世帯からの不満も強い。一般に本家に当る世帯は一戸権を所有しており、分家も一定の金額を区に支払うことによって一戸権を獲得することができたが、複数株の所有は禁止されていた。売買価格は、1946年当時で3000円であった。
- 25) 行政組織としての富戸区と共有財産を管理する一戸権所有者集団とを明確に区別するため、1957年に当時の一戸権を所有する321戸で富戸財産管理組合が設立された。現在、理事6名(うち5名は5町内から1名ずつ選出され総会で信任を受ける)、監事2名の役員によって運営されている。1997年度の歳入は、約4800万円(うち土地売却金等による前年度繰越金約4570万円を含む)であった。
- 26) 漁協施設や魚付保安林として利用されている海岸沿いの土地は、かつての富戸区の共有地(約22ha)であった。1957年以降、富戸財産管理組合の所有地となったが、実質的には引続き漁協が管理してきた。伊東市漁協との合併に伴い、漁協が使用している約1.4haの土地について漁協と財産管理組合との間で貸借契約が結ばれたが、1996年8月までの賃貸料の納入をめぐる両者が対立し、現在も係争中である。

- 27) 浜本(1996)は、共同漁業権が設定されている漁村の地先水面を「われわれの海」と呼び、漁協がその地先水面の利用を管理・調整する「慣習」に対して「地先権」という名称を与えている。いわば地先権とは、明治期の漁業改革によって剥ぎ取られた入会慣行のことを意味する。
- 28) 共同漁業権は漁業協同組合にのみ帰属するのかそれとも組合員の総有かという基本的な問題がある。共同漁業権は入会権的なものであり、管理権能は組合に帰属するが、実質的な収益権能は個々の組合員に帰属するという、いわゆる「総有説」と、共同漁業権は法人たる漁業協同組合に帰属し、組合員の漁業を営む権利は、漁業協同組合という団体の構成員としての地位に基づいて行使する社員権的権利であるとする、いわゆる「社員権説」とが対立している(三好、1995、p.15)。
- 29) 例えば、ダイビング施設の修繕についても、合併後は伊東市漁協(本所)の許可を得て実施されるため、対応が非常に遅くなったというダイバーの声が聞かれる。
- 30) 実際に、伊豆海洋公園では、1998年頃から順次シャワールームの改良工事やビーチエントリーのためのスロープの整備を進め、それが来訪ダイバー数の増加につながっている(6-2 図)。

## 文 献

- 富戸史話編集委員会編(1969):『私たちの郷土 富戸史話』. 富戸史話編集委員会, 170p.
- 浜本幸生(1996):『海の「守り人」論—徹底検証・漁業権と地先権—』. れんが書房新社, 462p.
- 浜本幸生・田中克哲(1997):『マリン・レジャーと漁業権』. 漁協経営センター, 165p.
- 葉室和親(1978):大室山火山群の地質. 地質学雑誌, 84-8, pp.433-444.
- 伊東市(1989):『地域営漁計画書』. 伊東市, 52p.
- 伊東市史編纂委員会編(1958):『伊東市史』. 伊東市教育委員会, 1052p.
- 経済企画庁編(2000):『平成12年版 日本経済の現況』. 大蔵省印刷局, 425p.
- マリン企画(1997):『ダイバーズ天国ニッポン』. マリン企画, 303p.
- 宮内久光(1998):島嶼地域におけるダイビング観光地の形成と人口現象—沖縄県座間味村を事例として—. 琉球大学法文学部人間科学科紀要「人間科学」, 1, pp.299-335.
- 三好登(1995):漁業権の内容と法的性質. 日本土地法学会編『漁業権・行政指導・生産緑地法』. 有斐閣, pp.10-18.
- 日本海洋レジャー安全・振興協会編著(1997):『レジャー・スキューバ・ダイビング—安全潜水のすすめ—』. 成山堂書店, 204p.
- 小栗宏(1983):『日本の村落構造—林野と漁場の役割—』. 大明堂, 248p.
- 大野盛雄(1959):伊東市富戸における経済地理学的研究. 東大東洋文化研究所紀要, 18, pp.135-255.
- 静岡県漁業組合取締所(1894):『静岡県水産誌 巻四』. 静岡県漁業組合取締所, 182p.
- 静岡県教育委員会編(1988):『富戸の民俗—伊東市—』. 静岡県, 125p.
- 田畑正徳(1995):『富戸 ボラ漁物語』. 私家版, 35p.
- 田中克哲(1993):ダイビング・スポット開設と利用料徴収の法社会学的考察—伊豆半島

- 地域を事例として－. 漁業経済研究, 38-1, pp.1-18.
- 田中克哲(2000):潜水料徴収の是非をめぐって－大瀬崎ダイビング訴訟、最高裁で差し戻し判決－. 漁協経営, 448, pp.15-19.
- 運輸省海洋・海事課(1989):『海洋性レクリエーションの現状と展望』. 運輸省, 178p.
- 山村順次(1974):大都市周辺における観光開発. 浅香幸雄・山村順次編著『観光地理学』. 大明堂, pp.152-165.
- 山下正貴(1992):沿岸漁場における海面利用調整について－相模湾を事例として－. 漁業経済研究, 37-3, pp.25-40.

## 第7章 北海道去場における入会林野の特質

### －集団的所有・管理のあり方を考える手がかりとして－

#### I はじめに

日本の中における北海道農村社会の独自性については早くから認識されてはいたが、1)北海道農村の内地 2)農村に比しての異質性について本格的に論じられるようになったのは主に1960年代からであった。3)しかし、これらの研究では、生産基盤やムラとしての結合など、個々の条件について内地と北海道の農村の差異を指摘することどまり、北海道農村社会の総括的な特質を体系的に明らかにするまでには至らなかった。

そうした状況にあつて、北海道農村社会の特質を明らかにしようとする試みに正面から取り組んだ研究として特筆されるのは、田畑保の一連の研究 4)である。田畑は、その研究の到達点ともいえる田畑(1986)の中で、北海道農村社会の特質について農家間の関係、農家と土地との関係、農家と村落との関係の3点から検討している。その結果、北海道農村の特色として、農家および農家相互の関係の流動性、土地に対しての労働(経営)の優位性、村落の自治機構的側面の希薄さなどをあげ、「府県農村がタイトな社会構造であったとすれば、北海道の農村の場合はかなりルーズな社会構造であった。」(p.256)としている。

しかし、田畑(1986)が村落社会の特質を明らかにするために用いた農民組織の形成過程についての詳細なデータは、「村落形成の遅さ」を説明するものではあつても、村落社会の特質そのものを説明するうえで必ずしも十分なデータとはなっていない。また、北海道農村社会の特質を論じるうえでの前提となる事例研究も空知地方の水田地帯に存在する3つの農村集落のみで、

これらの著しく限定された地域での調査結果から北海道農村社会の全体的特質を論じるには若干の無理がある。また「自作地主型村落」の事例として取り上げられている栗沢町砺波集落は北海道農村の中では特殊な存在ともいえ、5) 調査結果が例外的なものとして受け止められかねない危険性がある。したがって、田畑の研究で取りあげられなかった畑作農村、あるいは個別入植集落の事例など、多様な集落レベルでの基礎的調査の蓄積が課題として残されたといえよう。

一方、地理学においては、北海道の村落形成論の基礎的な研究として平井松午による北海道移民の空間移動と定着過程についての一連の研究があるが、農村社会そのものの構造や特質を論じた研究はオーギュスタン・ベルク(1980)にほぼ限定されよう。ベルクは、北海道社会を「脱地縁的であると同時に機能的であるような力学により構造化されてきた」社会であるとし、住民が地域への帰属によって動機づけられる内地の一般的な農村社会との根本的な差異を強調している。北海道社会を機能性が地縁性に優越する社会としてとらえるベルクの見解は、きわめて示唆に富んだものといえるだろう。ただ、こうしたベルクの見解は、北海道農村社会の特質のアウトラインを明確に示してはいるが、米の減反政策に対する対応や農地所有構造の変化などに関しての比較的マクロな統計データによって北海道農村と内地農村との構造的な差異を概括的に説明したにとどまり、機能的であるとされる北海道農村社会の特質が具体的に実証されているわけではない。

以上のように、おもに人口の流動性の高さに起因する村落の自治機構的側面の希薄さ、機能性の地縁性に対する優越など、北海道農村の社会的性格の外形については、ほぼ一定の共通した見解が表明されてきたといえよう。しかし、北海道農村社会の特質を実証的に明らかにするためには、内地農村との比較を可能とする具体的な指標を設定し、多様な性格をもつ農村(たとえば農業経営・入植形態・移民出身地についてなど)に関する実態調査の結果を蓄積し、おのおの調査結果について北海道農村の中での位置づけを明確にしてゆくことが不可欠であろう。

筆者は、村落レベルでの実証的な研究が進んでいない大きな原因の一つは、北海道農村と内地農村を比較するための具体的な指標がこれまでの研究に欠如していたことにあると考えている。そこで本章では、わが国の農村における共同体的結合の物質的基盤として極めて重要な存在である入会林野(6)を主要な指標とすることにより、北海道農村の社会的特質を実証的に明らかにしようと試みる。従来の研究では、北海道において農村内部の共同体的関係を希薄化させてきた要因の一つとして入会林野の欠如という事実が取りあげられることはあったが、7) 入会林野を所有する集落について村落研究の立場から本格的に調査した事例は存在しない。入会林野という内地農村と共通する物的基盤を有する北海道の農村集落における入会林野の所有と利用の実態を検討することにより、北海道の農村社会の特質がより明確に浮かびあがるものと思われる。同時に、人口流動性の高い北海道農村における入会林野の所有・利用の実態を詳細に分析することにより、流入人口の増加などの村落社会をめぐる新たな動向への対応が迫られている村落共有空間の集团的所有・管理のあり方を検討するうえでも、重要な手がかりが得られるものと考えられる。

明治期以降に農業村落の形成が進んだ北海道においては、そもそも内地農村で一般的にみられた入会林野は存在しなかった。さらに北海道開拓にあたっての殖民区画の設定、およびそれに基づく貸し下げ、払い下げにおいて、入会地・共同地がまったく配慮されなかったため、その後も北海道の大部分の村落には入会林野が存在しなかった(田畑、1986)。しかし、明治期末

に部落有財産・公有基本財産の造成が行政当局から奨励されたことなどにより、8) 現在でも入会林野とみなしうる共有林野が道内に存在している。

北海道では、歴史の新しい移住社会であるとの先入観の強さから、入会林野は長い間その存在さえ無視されていたが、いわゆる入会林野近代化法との関連で 1969～70 年度に農林省によって調査が実施され、その実態が初めて明らかにされた。9) この調査により確認された入会林野と考えられる共有林野を示したのが 7-1 図である。これらの中には法的に「入会林野」であると必ずしも規定できない事例も含まれているが、10) 少なくとも全体の分布傾向については理解できる。これによれば、渡島半島に密な分布がみられるほか、全体として沿岸部に比較的多く分布しており、早期に内地からの移住が進んだ地域に多くの入会林野が存在する傾向にあることが分かる。このこと自体、村落社会の形成と入会林野の成立との密接な関係を予測させるが、いまだ各々について詳細なデータを収集するまでに至っていないため、本章では入会林野の存在が法律学者により確認されている1つの集落について詳細に分析する。

調査対象集落の選定にあたっては、熊石町などでの予備調査の結果、薪炭需要の低下に伴い林野が放置されている事例や離村者の増加により実体が消滅している事例の存在が明らかとなったため、林野利用の展開をたどることが可能な資料が存在し、現在も管理組織が機能している事例であることを最優先に考えた。

その結果、本章で研究対象地域として取りあげたのが、日高支庁管内の沙流郡平取町に存在する去場集落である(7-2 図)。去場および隣接する荷葉の住民が共有する「去場共同山(以下、共同山と略称する)」11) は、1910 年に当時在住の 65 戸に対して沙流川右岸に存在する山林約 101.5 町歩が国から払い下げられて成立したものである(7-2 図)。この共同山に関しては、入会林野の認定を目的として中尾英俊による調査が実施され、その結果は農林省(1970)に掲載されている。しかし、これには薪炭材・用材供給地、馬の放牧地などとして、かなり活発な利用がなされたと推測できる記述が見られるものの、林野利用をはじめとする共同山の全体像の解明が調査の主目的ではないため、林野利用の展開の詳細や持分権の移動の実態などが明らかにされておらず、その意味では不十分な内容となっている。そこで、本章では、共同山に関する資料の収集や林野利用に直接的に関与した人たちへのヒヤリングなどにより、林野利用の展開過程を含めた共同山の全体像を明らかにする。そして、入会林野という具体的指標の分析を通じて内地農村との比較を試み、北海道における入会林野の所有・利用形態の特質を明確にして行くことにする。そうした作業を通じて、村落共有空間の今後の所有・管理のあり方を検討してゆくうえでの有益な手がかりが得られるものと考ええる。

去場は沙流川流域の谷底平野に立地する水田農村で、調査時点の 1996 年 10 月の戸数・人口は、66 戸(74 世帯) 211 人である。去場へは 1885(明治 18)年の先住民アイヌ 22 戸の移住を手始めに、1893(明治 26)年以降、内地からの移住者による開墾が本格的に進められた(渡辺・河野、1974)。その後、1915(大正 4)年に沙流土功組合による灌漑用水路が竣工してから水田化が著しく進行し、去場は沙流川流域に広がる平取町の稲作地域の中核を構成するに至った。その結果、1960 年代後半には道内有数の土地生産性の高い稲作地域が形成された(定本、1977)。第二次大戦後は、1962 年からの肉牛飼育や米の生産調整を契機とした 1973 年からのトマトのハウス栽培など、稲作以外の農業部門の伸長がみられ、現在は稲作とトマト栽培の複合経営が去場農業の中心となっているが、それ以前までは水田単作の時代が長く続いた。しかし近年は若年層を中心に離農が進み、総戸数 66 のうち農業を主たる生業とするのは 39 戸にまで減

少している。また集落人口も 1960 年以来減少を続け、1996 年の人口は 1960 年(503 人、80 世帯)の 42%にまで落ち込んでいる。

## II 開拓の進展と村落の形成

### 1) 農地開墾の進展

荷菜には、少なくとも文化年間には沙流場所の中でも規模の大きい 25 戸の「蝦夷部落」が存在していた(足利、1968)。ただ荷菜のうちの字去場について、集落の形成が確認できるのは 1886(明治 19)年が最初である。この年、札幌県が前年 4 月から 10 年計画で実施した先住民アイヌの人々に対する農業授産事業 12)に伴って、沙流川左岸の台地上の集落が現在の去場(山麓部)へと移動することとなり、これらの人々が去場への初の「定住者」となったといわれる(平取外八ヶ村小学校組合会編、1917)。

一方、内地からの開墾を目的とした移住者も 1876(明治 9)年頃から現われ始めた。13)しかし、去場で実際に本格的な開墾が進んだのは、1893(明治 26)年に兵庫県淡路島より入植した安田権兵衛による開墾以降であった。安田権兵衛は入植年に 5 町歩の小作地を耕作した後、着々と耕作地を増加させ、1898(明治 31)年には自作地 9 町歩を含む 17 町歩の農地を耕作するまでになった。さらに安田は 1904(明治 37)年に 70 町歩の未墾地を購入、その所有地は 78 町歩にまで増加し、去場の有力地主としての地歩を固めた(去場開拓百年記念事業実行委員会編、1990)。その後、1919(大正 8)年に武田浅次郎・古川長一が各々約 32.6 町歩、約 16 町歩の農地を安田権兵衛より購入し、去場の農地の多くはこの 3 地主により所有されることとなった。

主にこれらの地主の小作人として、1897(明治 30)年以降、去場への移住者が次第に増加した。7-3 図に去場現住戸の移住年を示したが、とくに大正期に本格的な移住が進んだことが分かる。また、移住者の出身地は圧倒的に兵庫県淡路島が多く、内地での前住地が確定できる 39 戸のうち兵庫県淡路島出身が 21 戸(うち分家 6)と約 54%を占めている。14)さらに 1893(明治 26)年から明治末までに移住したことが確認できた 8 戸について見ると、離村した 1 戸を除く全戸が淡路島出身であった。平井(1986・1988)は、北海道移民の移住過程の一形態としての「連鎖移住」に着目し、血縁的・地縁的ネットワーク

クを通じての移民の輩出・定着の実態を明らかにしているが、去場の場合も前住地が淡路島とくに三原郡賀集村(現南淡町)に集中しており、これと同様の過程で移住が進んだものと考えられる。15)なお、これら小作層と地主との関係については十分な資料を欠くが、安田家では 1930 年代後半から小作地解放を徐々に進め、自作地を持つ小作農が増加した。しかし、3 地主以外の自作層は成長せず、大部分が自小作・小作のまま農地改革を迎えるに至ったといわれる。

こうした内地からの移住者の増加により、去場の戸数・人口は急速に増え、去場への移住が一段落ついた 1930(昭和 5)年には荷菜全体で 120 戸 636 人が居住するに至った(7-1 表)。こうした状況の中で先住民は 17 戸 78 人と、戸数・人口とも集落全体の 10 数%を占めるに過ぎなくなっていた。

北海道の先住民に対しては、1899(明治 32)年の北海道旧土人保護法の制定に伴い、政府からの「給与地」16)として 31 町歩余の未墾地が付与された(去場開拓百年記念事業実行委員

会編、1990)。しかし、北海道庁(1934)に「元來漁藻の裡に育ち、因襲の久しき漁獵の生活を續けて來た彼等は、容易に農耕に親しむに能はず、給與地開墾は、殆んど鍬下条件を附して和人の手に依って開墾された。」とあるような状況が去場でも生じることになる。すなわち先住民の男性の多くは漁業出稼等の農業以外の生業に主に従事し、女性を中心に各戸2-3反の畑地で稗・粟等を耕作するにとどまり、給與地の多くが未墾地のまま放置されることとなった。一般的には、湿地・傾斜地など農業不適地の割り渡しがあるなど、給與地の付与に関しては様々な問題点が指摘されているが(百瀬、1994)、去場の場合は比較的肥沃な沙流川流域の土地が給與地とされた。そして、このような土地条件の良好さゆえに、3地主の小作として内地から入植した人々による給與地の賃借がかえって促進された。とくに給與地は事実上長期間の賃貸契約が可能であったため、より賃借が活発化し、結果として主に彼等によって給與地の開墾が進められた。17)

## 2) 稲作農業の展開

7-2表は、1908(明治41)年-1940(昭和15)年の平取町域(18)における主要作物の作付面積の推移を示したものである。これを見ると、内地からの移住が本格的に進んだ大正期までは、大豆・小豆を中心に燕麦やその他の雑穀がこの地域一帯の主要作物であったことが分かる。実際に開拓当初の去場では、商品作物としての大豆・小豆・燕麦の栽培と、稗・粟・黍・馬鈴薯などの自給用作物の栽培との組み合わせが一般的であったといわれる(去場開拓百年記念事業実行委員会編、1990)。小作人として入植した大部分の移住者は、鍬下3年の契約で開墾した後、馬耕・無施肥による豆類の栽培を中心とした畑作農業に従事していた。

とくに日露戦争中および第一次大戦中には菜豆・大豆等の豆類は好況で、19)第一次大戦中には先住民の中にも本格的に農業に従事する人々が現われ始めた(渡辺・河野編、1974)。しかし、第一次大戦直後の1919(大正8)年頃から、豆類の価格暴落が始まった。また開拓当初からの無施肥の略奪的農業経営により地力の消耗が著しく、土地生産性も次第に減退してきた。そのため、これらの畑作物に代わる安定した作物として、急速に稲作への関心が高まっていた(渡辺・河野編、1974)。

去場における稲作は、1895(明治28)年の安田権兵衛による試作に始まる。その後、冷害により稲の収穫が皆無に近い年もあって作付面積は伸び悩んだ。しかし、1905(明治38)年の反収480kgという豊作により稲の栽培可能性がようやく認識されるようになり、翌年には平取町域全体で約50haもの水田が拓かれた(平取村開村五十周年史編纂委員会編、1952)。ただ、これらの水田開発は沙流川に流入する小河川を利用した小規模なものに止まっており、大規模な灌漑用水路の早期建設が望まれていた。

1913(大正2)年、沙流川流域の谷底平野の本格的な水田化を企図して、沙流土地改良区の前身である沙流土功組合が設立された。これにより幹線延長約16km、灌漑見込面積1,000町歩の灌漑用水が1915(大正4)年に着工・竣工した。この灌漑用水の建設以降、急速な水田化が進行することになり、1925(大正14)年には平取村の水田面積は643町歩に達した。また同年の平取村の農産物生産総額約84万円の中でも、米が全体の44%を占めており(渡辺・河野編、1974)、この時期には既に稲作が主要な農業部門の1つとして定着していたといえる。

安田家所有の文書によれば、安田権兵衛は灌漑用水が竣工した1915(大正4)年、水田造成

を目的として北海道拓殖銀行より約 58.6 町歩の畑地を担保に 3,500 円を借受けている。また 1919(大正8)年には、約 32.5 町歩の畑地を武田浅次郎に 1,500 円で売却しており、この時期に相当の金額を水田造成のために投資していたことが分かる。その結果、去場の主要3地主の所有水田面積は 1925(大正 14)年には 80 町歩にまで達し 20) (去場開拓百年記念事業実行委員会編、1990)、北海道有数の稲作地域としての基盤が形成された。

### 3) 荷菜からの去場の独立

去場は、1880(明治 13)年の沙流郡各村戸長役場設置以来の「荷菜村」、1923(大正 12)年の二級町村制施行後の平取村「大字荷菜」の中の「字サルバ」であり、独立した「部落」を構成していなかった。しかし荷菜村の戸数が 123 戸に達した 1919(大正8)年には、荷菜村の2つの農事実行組合の1つが現在の去場を単位として組織され、荷菜村の人口増加(7-1 表)に伴い実質的に1つの独立した村落を形成しつつあった。21)そして、稲作を中心とした農業基盤が形成された大正～昭和初期にかけて 7-3 図のような移住者の定着化が進むなかで、次第に1つの村落としての地縁的なまとまりが形成されていった。その結果として、1940 年に「去場部落会」が「荷菜部落会」から独立し、1941 年には荷菜青年団が荷菜・去場に分裂して神社・部落共有地も分割されるなど、22)名実ともに荷菜から独立した1つの「部落」が形成されることになった。

このように、村落社会の核となる施設・団体が 1940 年代に相次いで荷菜から独立して成立していることから、この時期までには去場を地域単位とする地縁的なまとまりが既に形成されていたものと考えられる。田畑(1986)は北海道農村における地縁的なまとまりが農事組合を核として昭和初期に形成されたとしているが、去場の場合もほぼ同様の形態で村落形成が進んだといえる。

## III 入会林野の成立と展開

### 1) 共同山の成立

冬期の積雪が少なく 23)馬の放牧に適する沙流川流域では、1872(明治5)年に 130 頭の馬が政府から下附されるなど、早くから馬の飼育が盛んであった(平取外八ヶ村小学校組合会編、1917)。その後、北海道開拓の進行に伴う農耕馬の需要の増大の中で馬産は飛躍的に発展し、主に道内への馬の流通市場として 1899(明治 32)年「平取馬市」も開設された。こうした馬産の活発化に伴い、1881(明治 14)年にわずか7頭に過ぎなかった荷菜(去場を含む)の馬飼育頭数は、1898(明治 31)年には 130 頭余(所有者 27 名)にまで増加し、28 頭を所有する生産農家も存在した(渡辺・河野編、1974)。

このように馬の飼育頭数が増加するなか、1907(明治 40)年に当時の荷菜村住民全員によって「荷菜一村組合」が組織されて、1909(明治 42)年に「牧場目的」で国有地売払を出願、1910(明治 43)年に約 101.5 町歩の原野が代金 389 円 61 銭で国から払下げられた(平取外八ヶ村小学校組合会編、1917)。いわゆる「共同山」の成立である。

共同山は「荷菜一村組合」の 65 名の共有名義(記名共有)で国有地の売払を受けたが、これら 65 名は売払出願時(1909 年)に当時の荷菜村に在住していた「全戸」の世帯主から構成され

ていた。24)このうち 30 名(うち女性5名)は先住民で、うち2名は隣接する紫雲古津の在住者であった。25)また、他地域に本籍を有している構成員が 13 名おり、うち 10 名が「荷菜村寄留」、残りの3名は「荷菜村現住」となっている。26)さらに、1909(明治42)年の出願から 10 カ月後の共同山成立までの間に既に荷菜から周辺地域へ離村していた者が少なくとも3名含まれている。これらの事実から、当時の集落人口の流動性の激しさとともに、共同山設立当時から荷菜村在住「全戸」による共有が強く意識されていたことが理解できる。また、設立にあたっては安田権兵衛を中心とする7人が主要な推進者となり(平取外八ヶ村小学校組合会、1917)、そのうち5人までが淡路島出身者であったことなどから、内地から移住した人々が出身村落での総有的部落集団の慣行を移入し、林野に対する総有的な管理・利用を目指していた可能性がきわめて高いといえよう。

全国的には「部落」による林野の共有が政府によって否定され、入会林野の解体が政策的に進められていた当時において、このような村落レベルの地域集団に対する国有未開地の売払が実現した背景として、次の2点が重要であったと考えられる。まず第1は、北海道の集落における「土着心養成・部落団結強化」のための方策の一つとして、明治末に部落有財産の造成が奨励されていたことである。実際には部落有林野の造成は一部にとどまったが(田畑、1986)、少なくとも「荷菜一村組合」のような地域集団に対する売払について行政的な配慮があったことは十分に考えられる。

第2は、「牧場目的」で売払が出願された点である。農耕馬・軍馬の生産に対する国家的な要請もあって、当時の沙流郡においては「馬蕃殖」を目的とする国有地の売払・貸付が数多く行われていた(北海道庁、1905、p.26)。当時、馬に対するこうした大きな需要が存在し増産が求められていたことも、売払の実現にあたって有利に働いたものと考えられる。とくに当時、牧場目的で売払・貸付を受けたにも拘わらず実際には牧場以外の不適正な使用を行う事例が多かったとの指摘があるように(青山、1990、pp.139-140)、「牧場目的」は北海道における比較的容易な土地取得手段として利用されていた側面がある。こうした点からすれば、「牧場目的」での売払の出願は共有地の成立にとってきわめて有利に作用したといえる。

## 2) 林野利用の実態

### 1. 薪材の採取

共同山では毎年の収支状況の記録として「積金台帳」を作成し保管している。積金台帳は成立当初の部分が紛失し、1925(大正14)年からの記録しか現存しないため、これ以前の共同山の詳細な経営内容を知ることは難しい。そこで主に記録が残されている1925年以降について、林野利用の内容を明らかにしてゆく。

積金台帳によれば、1925(大正14)年の収入総額のうちの53%に相当する352円21銭が「薪用立木売払代」で占められている。7-3表は、1925年以降の共同山の収入・支出の内訳を5年ごとに整理したものであるが、薪の需要が激減した1970年頃までは「薪用立木売払代」が収入総額の10-54%を占めており、薪材の採取が当初から共同山の重要な利用内容の一つであったことが分かる。そして、「薪用立木売払代」の大部分は、共同山の65株の持分権に応じた構成員に対する払い下げ収入であった。27)

寒冷地である去場では、燃料が石炭に変わる1965年頃まで暖房用として1戸当たり少なくとも

年間5間(約8立方m)以上の薪を必要としたが、その主要な供給源として共同山は重要な存在であった。1950年代後半に森林資源の稀少化に伴い持分権1株当たりの薪材は3間に減少したが、それ以前は長い間毎年1株につき5間の薪がクジ引きで構成員に廉価で払い下げられていた。28)

また、こうした共同山の薪材の払い下げは、薪の供給という本来の機能以外に、用材供給という機能をも同時に備えていた。1950年代後半に植林の進行に伴って天然林が減少し、払い下げの対象となる樹木が減少し始めたが、それまでの共同山は大径木を含む豊かな天然林資源に恵まれていた。主な樹種はイタヤカエデ・カツラ・ニレ・ホンナラ・ミズナラ等であったが、これらは納屋・馬小屋等の建築用材としても貴重な存在であったほか、カツラなどはオルガン用材として高価で取引された。そのため、1950年頃にはクジ引きで大径木の払い下げを受けた場合、わずか約450円の払い下げ手数料を支払うだけで1〜2万円/株という当時としては高額な売却収入を得ることができた。したがって複数の持分権所有は、クジ引きで大径木の払い下げを受ける確率が増して多額の木材売却収入の獲得に直接つながった。そのため、持分権は後述するように経済的価値を有するものとして売買の対象とされた。

## 2. 馬の放牧と飼料の採取

冬期に行われる薪の採取とともに重要な林野利用であったのが、夏期の馬の放牧と柴草の採取であった。去場の農家にとって、馬は農耕・運搬・厩肥供給などの面で極めて重要な存在であった。そのためトラクター等の農業機械の導入が進んだ1960年代までは、各農家では少なくとも2頭の馬を飼育する必要があり、29) 多い農家では7〜8頭を飼育していた。そして、これらの馬は田植え後の6月下旬から収穫後の稲の乾燥作業の始まる10月まで共同山で放牧された。

ただ、牧場経営は共同山払い下げに当たって主目的とされた利用内容ではあったが、実際には森林の伐採を伴う本格的な牧草地の造成は実施されず、馬の林間放牧が行われていたのみであった。そのため、あくまで薪材の採取等の山林の利用が主で、馬の放牧という本来の機能は副次的なものにとどまった。

馬の放牧が許可されたのは共同山の構成員のみで、ほぼ全ての構成員が入牧料を支払って夏期に馬を放牧していた。1964年の入牧料は1頭につき1ヵ月までは800円、1ヵ月以上は1,400円とされ、これらの入牧料収入の一部により「牧場係」が1名雇用され、放牧馬の管理に当たっていた。

一方、冬期間の馬の飼料は、おもに山林や土手から刈取った柴草と稲藁を混合して与えられた。30) この柴草の採取は稲の収穫前から行われて厩舎に備蓄されたが、これらの柴草採取の場としても、共同山が利用された。柴草の採取に当たっては、とくに利用規定はなく構成員であれば自由な利用が許されていた。

しかし農業機械の導入等によって馬の飼育の重要性が低下した1960年代に入って飼育頭数は激減し、1970年頃には愛玩用を除いて馬は全く飼育されなくなった。こうした状況の中で1964年の共同山の馬の放牧数は8頭にまで減少し、この年を最後に放牧は中止された。

## 3. 用材の売却と造林事業

7-4 図・7-5 図は、共同山の貯蓄額と収入の推移を示したものである。これを見ると、1938(昭和13)年頃から収入が増加し始め、共同山の経営が次第に安定化していったことが分かるが、この

収入の大部分を占め共同山財政を大きく支えてきたのが用材売却による収入であった(7-3表)。

共同山では既に1915(大正4)年の時点で造林事業の展開が計画されていたが、実際に植林が開始されたのは1919(大正8)年であり、この年にカラマツ3,000本、翌年に2,000本が植栽された(平取外八ヶ村小学校組合編、1917)。1930年代前半まで、カラマツを中心とした造林が活発に行われ、1925年から1932年までに合計3万9500本(カラマツ2万3400本、トウヒ1万2100本、アカシア4000本)の植林がほぼ毎年実施された。

こうして植林されたカラマツの伐採は、植林から約20年後の1938(昭和13)年の間伐材伐採から始まった。前述のように、当時の沙流川流域では既に水田が卓越し、カラマツに対しては稲架用丸太等の大きな需要が存在した。またカラマツは、建築用材のほか北海道内の炭坑の坑木等としても利用価値が高かった。そのため第二次大戦前には、これ以後もほぼ毎年用材の伐採が実施され、1944(昭和19)年には4,400本のカラマツ売却により約9,500円、翌年には約14,000円もの莫大な収益が得られた。

第二次大戦中の大量の伐採や戦争直後の混乱の影響もあって、1940年代後半には用材の売却がしばらく中断されたが、1951年にはカラマツ売却が再開されて約100万円もの収益が得られた。こうしたカラマツ売却の好調により、その後も大規模な伐採がほぼ10年ごとに実施され、31)7-5図のような共同山の収入の着実な増加をもたらした。また、伐採跡地には引き続きカラマツが植栽される場合が多く、7-4表に示したように1960年代～1970年代前半にカラマツを主体とする植林が伐採と並行して進められた。

#### 4. 造林に伴う共同作業

共同山では個人や一部の構成員による造林は一切認められず、共同山直轄事業として計画的に造林が実施されてきた。造林に伴う労働は、構成員の無償の共同作業により賄うことが原則とされ、共同作業で充足できない分については雇用労働力により作業が進められた。1948年からは平取町による造林補助金の交付が開始されたが(7-3表)、共同山では無償の共同作業によって支出を抑制し、共同山全体の貯蓄を増大させる方針がとられた。1984年以降、トマト栽培の普及等により共同作業への出労者が減少したことなどを理由に作業の外部委託が開始されたが、それまでは地拵・植付・下草刈等について年間約5日間の共同作業がほぼ毎年行われた。

複数株の所有者は、共同作業に当たりその株数に応じた人数分の出役の義務があり、家族内で出役を賄えない場合には自費で労働者を雇用しなければならなかった。しかし、実際には小学生が出役するなど多くの問題が生じたため、1970年から1人当たり1,500円の出不足金の徴収が行われた。

### 3) 収益の使途

#### 1. 営農資金の貸付

共同山の土地払い下げの対象となった前述の「荷葉一村組合」では、共同山成立の2年前の1908(明治41)年から共同貯金と救済基金の積立が始められた。平取外八ヶ村小学校組合編(1917)によれば、1915(大正4)年の時点で、共同貯金は約1,576円、積立金約1,434円、救済

基金約 287 円に達したが、このうち積立金と救済基金は資金力の乏しい当時の住民に対する資金貸付等、相互扶助的な目的で利用されていた。このうち救済基金は、共同山成立後に「荷菜村窮民救済基金」として独立会計となったが、積立金は去場共同山の貯蓄としてそのまま引き継がれた。32) そのため初期の共同山では、「積立」の当初の目的である構成員に対する資金の貸付が引き続き行われることとなった。

7-5 表は、「荷菜村窮民救済基金」の貯蓄総額と貸付額の推移を示したものである。この基金は 1956 年まで存続したが、1934(昭和9)年までは基金のほぼ全額が「肥料購入資金」として貸付られ、貸付自体は 1939(昭和 14)年まで続けられている。このことから昭和初期までは、こうした相互扶助的性格を有する資金が実質的にかなり機能していたことが分かる。実際、大正中期～昭和初期には地力の減退を防止するために肥料として魚粕を投入することが一般化していたが、少数の自作農を除いて多額の肥料購入資金を負担できず、33) 大部分の農家では資金の借入に依存せざるを得ない状況に置かれていた。救済基金のみならず共同山の貯蓄金からも肥料購入資金の貸付けが行われた背景には、ストックの少ない入植農家の営農資金不足という、当時の北海道農村の一般的な状況が存在していた。

共同山からの資金貸付は 1925(大正 14)年以前も行われていたと言われるが、積金台帳には 1925 年に 1,900 円(荷菜本村 1,000 円、去場 900 円)、1926 年に 3,000 円(荷菜本村 1,500 円、去場 1,500 円)、1927 年に 2,200 円(去場のみ)の合計3回にわたり肥料購入資金の貸付が行われたことが記録されている。貸付対象は、いずれも当時の大字荷菜内の農事実行組合の単位である「荷菜本村」と「去場」であったが、34) 共同山構成員のみに貸付が限定されたか否かは残念ながら不明である。

1932(昭和7)年に産業組合「平取信用購買販売利用組合」(初代組合長は安田権兵衛)が設立されて以降は営農資金の借入が比較的容易になったといわれるが、それまでの営農資金の借入は共同山か救済基金に大きく依存するが多かった。とくに、これらの資金貸付に当たっては北海道拓殖銀行の営農資金貸付のような煩雑な手続きが不要であり、また利子の支払い完了が最高6年間延長されるなど返済に際しても融通がきいた。そのため、貸付利子が年 10%と決して低利ではなかったにも拘わらず、資金の借入れ先として共同山の存在は貴重であった。

## 2. 配当金の分配

共同山の財源は、薪材の払い下げと用材売却による収入が大半を占めてきたが(7-3 表)、それらの収益は貯蓄に当てられるだけでなく、65 株の持分権に応じて 1925(大正 14)年から現在まで 10 回にわたって配当金の支給が行われてきた。配当金の支給年と金額を示したのが 7-6 表である。

第二次大戦前は、貸付利子、薪材払い下げ、産業組合への預金利子等による収入で貯蓄額が約 4,400 円に達した 1930(昭和5)年と、主に用材売却による収入で貯蓄額が1万円を超えた 1942(昭和 17)年の2回のみ配当であった。ところが、定期的なカラマツ伐採による収入が見込めるようになった第二次大戦後には、配当回数が増加し 1970 年頃まで約4年に1回のペースで配当金が支給されるようになった(7-6 表)。

7-4 図・7-5 図を見れば分かるように、配当が行われたのは用材売却が行われて多額の収入があった年、あるいはその翌年である場合が多い。しかし前年の台風被害による凶作の影響が

大きかった 1955 年、冷害による凶作に見舞われた 1965 年には、大幅な収入増がなかったにも拘わらず配当が実施されている(7-6 表)。去場は沙流川の水害や冷害等の被害をたびたび被ってきたが、配当金はこうした自然災害に伴う農家収入の減少を補完する機能をも果たしていた。

以上のように、去場共同山の林野利用によって得られる収入は、配当金という直接的な方法や薪材払い下げ・貸付等の間接的な方法で、構成員に対して大きな経済的恩恵を与えてきた。とくに大正期～昭和初期の入植者の移住が頻繁に行われた時期には、入植まもない資金力の乏しい農家にとって去場共同山の生活補完機能はきわめて大きな価値を持っていた。

#### 4) 持分権売買の実態

去場共同山は 65 名の記名共有で林野の払い下げを受けたため、各自の持分権は 65 分の 1 として意識され、それが 1 株として売買の対象とされた。荷菜・去場からの転出者は、転出時に在住者に対して持分権を売却するのが通例とされ、在住者以外への持分権の売買は規約で禁止されていた。35) 実際に在住者以外への売却が行われたのは当時の平取村在住者に売却された 1926(昭和元)年の 2 回のみで、このうち 1 回は 1926 年中に、もう 1 回も 3 年後に去場在住者に転売されている。このように荷菜・去場在住者以外への持分権の売却は禁止され、実際にほぼ遵守されてきた。

こうした規約が存在するため、共同山成立からわずか 11 年後の 1921(大正 10)年以來、7-6 図に示したような頻繁な持分権の移動がみられ、その売買件数は実に 82 回の多きにのぼっている。とくに、1938(昭和 13)年には 1 年間に 3 回もの売買が行われた持分権も存在するなど、全体として持分権売買の頻度の高さが目立つ。こうした頻繁な持分権の売買の結果、共同山成立時から現在まで持分権を所有し続けている世帯は、わずかに 10 戸を数えるのみとなっている。

7-7 図は、持分権の現在までの売買件数を 5 年毎に整理したものである。最も頻繁に持分権の売買が行われたのは 1920 年代～30 年代と 1960 年代前半であるが、とくに 1920 年代～30 年代では内地からの移住者間の売買が多く、41 件中 29 件を占めている。この大正期から昭和初期にかけての時期は去場への入植がとくに活発で(7-3 図)、こうした去場集落の構成員の激しい流出・流入の結果として、持分権の売買も頻繁に行われたものと考えられる。また換言すれば、こうした住民の流動性の高さゆえに持分権による共有という所有形態をとらざるを得なかったともいえるだろう。

また、移住年と持分権の購入年が明らかな去場現住の 31 戸のうち、移住後 10 年までに購入したものが 6 戸、20 年までに購入したものを含めると 20 戸にのぼっている。したがって去場共同山成立時から持分権を有している 6 戸を除けば、全体の 80%が移住後 20 年までに持分権を入手していることになる。このことから、流出した構成員から新たな移住者に対しての持分権の売買は、構成員の流動時の混乱により決して円滑とは言えないまでも、移住後の比較的早い時期に行われていたことが分かる。このことは去場共同山の持分権が、住民にとって価値ある存在として強く意識されていたことを物語っている。実際に、持分権の所有は薪材払い下げや配当金等により実質的に大きな経済的価値を有しており、こうした経済的な価値の認識が持分権の売買の主たる要因となった。とくにカラマツ売却が順調で配当金の分配も頻繁に行われた 1955～65 年には持分権の移動が激しく、これらの売買が主に経済的価値を見込んだものであることが

分かる(7-7 図)。7-6 図に示したように、現在では6株所有者を筆頭に合計 10 名が複数の持分権を所有しているが、これも薪材払い下げ時の大径木獲得の確率を高める目的で購入した場合がほとんどであった。こうした経済的価値を反映して持分権1株当たりの売買価格は 1925(大正 14)年で 55 円、薪材の必要性が著しく減少した 1970 年でも 12 万円と、比較的高い価格での取引された。36)

一方、7-7 図によれば全時期を通じて先住者から移住者に対する持分権の売却が多く、全体の約3割を占めている。前述したように先住民に付与された給与地は内地からの移住者に賃貸された場合が多く、農業的基盤を持たない先住民は困難な経済状態に置かれたが、去場共同山の持分権も生活費を補うために売却される場合が多かった。また、1960 年代以降は離村する先住民が多く、その際にも持分権が去場在住者に売却された。こうした先住民の持分権の売却に伴い、去場共同山の成立当初には 30 株存在した先住民の持分権は、現在は7株(所有者4名)にまで減少している。

## IV 入会林野としての共同山の特色

### 1) 入会林野の基本的性格

前述したように、共同山の持分権は共同山成立時の「荷菜村」つまり現在の荷菜・去場の住民以外への売買が禁止されてきた。また持分権の売買に当たっては総会の承認が必要である事が規約で定められ、持分権の売買に当たっては種々の規制が加えられていた。実際には、荷菜・去場以外への持分権の売買がこれまで2件存在したが、いずれも短期間のうちに荷菜・去場住民に転売されており、こうした持分権所有に対する地域的な制約はほぼ遵守されてきたと言える。入会集団の構成員であるためには、その前提として「部落」の一員でなければならず、入会集団は本質的に地域集団でなければならないが(中尾、1969)、こうした「権利者集団の地域性」という面で、共同山は入会林野としての1つの基本的条件を備えている。

一方、林野利用について見ると、薪材の払い下げや用材の売却、造林事業等の主要な林野利用がいずれも「共同山」という地域集団の統制下に置かれてきた。また造林事業における労働力は、その多くが共同山構成員の共同作業によって賄われ、しかも複数の持分権を有している構成員の場合には持分権の数に応じた労働力の提供が要求されてきた。さらに共同山の収益は、薪材の払い下げ等の間接的な方法や配当金の支給等の直接的な方法によって、持分に応じて平等に分配されるほか、初期には営農資金の貸付に見られるような相互扶助的な目的での利用がなされてきた。これらの事実から、「権利者の形式的平等性」の面でも共同山は入会林野としての条件を備えていることが分かる。とくに、複数の持分権を有している構成員の場合でも、共同山運営に当たっての議決や選挙の際の投票権は1票しか認められておらず、形式的平等性の原理が強く意識されてきた。

農林省(1970)は、入会権の存在を認定するための最重要な要件として権利者集団が総手的な地域共同体であることをあげ、とくに権利者集団の地域性と権利者の形式的平等性を入会権認定の基準として重視している。共同山の場合、こうした入会林野としての基本的な条件を満たしており、その意味では内地の入会林野と共通した性格を持っている。

このことは、内地からの移住者が出身地における部落集団による林野所有・利用を移住先である去場において再生産した結果として基本的にはとらえることができよう。とくに共同山成立時の住民の多くが兵庫県三原郡(とくに旧賀集村)の出身で、住民の間に地縁・血縁的な結合が存在していたこと、また設立時にリーダー的役割を担った人々の大部分が淡路島出身者であったことが、内地の入会林野と同様な共有林野の形成を容易にさせたと考えられる。さらに、生産・生活基盤が脆弱な移住当初の住民にとっては住民相互の生産・生活面での共同が必要不可欠であり、とくに肥料購入資金の貸付や薪材払い下げ等に見られる共同山の経済的な機能は、共同山の存在意義をより高める方向に作用した。

## 2) 内地の入会林野との異質性

共同山の林野所有・利用の実態を見ると、内地の一般的な入会林野とは明らかに異なる北海道的特色を読みとることができる。寒冷地ゆえの林野利用の中で占める薪材採取の重要性など、利用内容自体にも多くの特色が存在するが、なかでも特に重要なものは持分権の頻繁な売買である。内地のいわゆる部落有林野の場合、「伝統的生活単位としての部落が共同社会的結合に結びつく權益を守ろうとし、部落の共有財産に対する新来者の介入を排除してきた」(小栗、1958)。それゆえ、内地の入会林野の場合には、持分権がこれほど頻繁に売買されることは一般的にはほとんど考えにくい。

まず持分権の売却について見ると、離村に伴う財産処分としての売却が圧倒的に多い。とくに離村者は共同山の規約により荷菜・去場住民への持分権の売却を義務づけられたため、離村者の増加は直接的に持分権の売却につながった。したがって、持分権売却は基本的には荷菜・去場住民の流動性の高さによって説明される。実際に、住民の流動性がきわめて高かった1920年代には持分権の移動がとくに多く、第二次大戦前における持分権の売買の大部分はこうした住民の流動性の高さ由来するものであった。また戦後は、先住民人口が多い沙流川流域特有の事情も反映して、前述のように主に先住民の離村による持分権の売却が多かった。いずれにせよ、離村者の増加が持分権売却の要因として最も重要であった。

こうして売却された持分権は、荷菜・去場住民によって購入されたが、持分権の購入に際して最も大きな意味を有していたのは持分権の経済的価値であった。薪材払い下げは、実質的には薪材供給と同時に用材確保の機能をも果たし、大きな収益をもたらしたほか、定期的な配当金の支給があったことは前述の通りであり、持分権の取得は主にこうした実質的収益に着目したものであった。とくに複数の持分権を所有する場合も投票権は1票しか認められないことから、持分権の集中は共同山運営における発言権の強化には結びつかなかった。それにも拘わらず、複数の持分権の購入が進められたのは、まさに持分権の経済的価値が高く評価されていたからにはほかならない。

7-8 図は、共同山の持分権所有状況を集落別に整理し、10年ごとの変化を示したものである。1910(明治43)年の成立時には、荷菜本村の住民の持分権が全体の約50%を占め、紫雲古津住民の持分権も4株含まれていた。ところが1970年以降は、荷菜住民の持分権は僅か6株に過ぎなくなり、去場住民が全体の80%を占めるまでになっている。こうした去場住民への持分権の集中という事実は、去場が1つの村落社会として成熟してゆく過程で、共同山の持分権が次第に「部落」の一員たる前提として一定の社会的意味を有するようになったという仮説を立てるのに十

分である。

しかしながら、少なくとも売買の当事者への聞き取り等から判断する限り、持分権所有が村落内部における社会的立場に影響を及ぼすことはほとんどない。むしろ荷菜から去場への持分権の売却は、荷菜住民が共同山よりも距離が近い山林を取得するなど、37) 共同山からの距離が去場に比して遠隔であることを理由として行われたケースが多い。もちろん、持分権の有する社会的意味を完全に否定することはできないが、38) 基本的には主に経済的な動機によって持分権移動が行われたと考えてよいであろう。

内地農村においては、入会林野は村落共同体的結合の物質的基盤として重要な存在であり、それゆえ入会林野の所有は「村落共同体の一員としての保障」としての意味が強かった。しかしながら、共同山における持分権の場合、実利的な側面を高く評価した結果としての所有が一般的であり、内地のような持分権に対する社会的価値の認識がきわめて希薄である。この点に、入会林野の北海道的な性格が顕著に現れているものといえる。

### 3) 他の生産・生活組織との関連

以上のように、共同山は入会林野として内地と共通の基本的性格を持ちつつも、その共有持分権の性格に見られるようなきわめて機能的な性格の強い入会集団である。当然のことながら、こうした共同山の性格の形成は、去場という村落自体の社会的性格と無縁ではない。そこで、最後に共同山以外の去場の生産・生活に関わる主要な社会的な結合の実態について触れておく必要がある。

7-9 図は、去場における主要な生産・生活組織の実態を図示したものである。これらのうち去場内部における基礎的な組織として重要なのが農事実行組合 39) である。農事実行組合は、農協の下部組織として農協役員選挙の推薦母体となっているほか、稲収穫後の「泥落とし」の旅行の実施などに代表される親睦的な色彩の強い近隣集団としても機能している。また、自治会 40) や沙流土地改良区の支線組合 41) の活動など去場全体を単位とする集団の下部組織でもあり、実質的な活動の単位となっている。また、1つの農事実行組合を核として組織されている「去場中央地区てん菜機械利用組合」「去場地区てん菜共同組合」などの集団もあり、農事実行組合は去場内部における最も基礎的な地域単位を構成している。去場内部には「お大師講」のような淡路島出身者のみから構成される部分集団も存在するが、実質的な結びつきは現在ではきわめて弱い。42)

一方、去場内で完結しない集団としては、共同山のほか「ほそつね生産組合」43) 「去場地区機械利用」44) がある。共同山を除けば、これらは去場と同じ紫雲古津小学校の学区内にある紫雲古津との間につながりが見られる集団であり、同一学区内の人的つながりが両集落にまたがる集団を組織する上での重要な要素となっている。

このように、去場を単位とする集団は自治会等の行政的色彩の強い集団に限られ、その下部組織として機能している農事実行組合の地域単位での諸活動のまとまりも決して多くはない。とくに種々の農業経営に関わる組織は、去場集落を超えた他集落との結びつきによる集団、あるいは去場内部の任意の一部住民による部分集団である。

内地農村に代表される日本の一般的な農村においては、「部落」から諸機能ごとの部落内諸団体が分離しつつあるものの、あらゆる機能をかつて担っていた「部落」が現在でも農村におけ

る基本的な地域単位としての性格を失っていない場合が多い(たとえば、福武、1971、p.166)。このような一般的な状況と比較すると、去場が「部落」に比して社会的まとまりの累積が少なく諸機能集団の分化が著しい集落であることが分かる。したがって、持分権移動に典型的に見られた共同山の機能的な性格も、このような去場集落の社会的性格を顕著に反映したものと見ることが適切であろう。

## V おわりに

本章では、北海道平取町の去場共同山の所有・利用の実態について明らかにした。北海道は歴史の新しい移住社会であるため、村落社会の構成員の流動性が高く個々の農家の独立性が相対的に高い点に、一般的な日本の村落社会とは異なる大きな特色がみられる。そうした特色をもつ北海道農村における入会林野の所有・利用の実態を分析することにより、北海道農村の社会的特質を明らかにすると同時に、流入人口の増加などの村落社会をめぐる新たな動向に対応した村落共有空間の集団的所有・管理のあり方を考えるうえでの有益な手がかりが得られると考えた。

1893年頃から本格的な開墾が開始された去場では、1910年に国有地約100haの払下げを受け去場共同山が成立した。去場共同山は、内地の母村における入会林野の形態が移入されたもので、当時の荷葉村在住の「全戸」である65名の記名共有で登記され、薪材・用材の採取や馬の放牧などに利用された。また去場共同山から得られた収益は、営農資金の貸付や配当金の支給等を通じて、入会集団に多大な利益をもたらしてきた。

当時の北海道における農家の流動性を反映して、去場共同山の持分権は65分の1として構成員に認識され、それが1株として売買の対象とされたが、規約により荷葉・去場在住者以外への持分権の売買は禁止されてきた。とくに持分権はその経済的価値のみが強く意識される傾向にあり、内地の入会林野の集団的所有に見られる「村落共同体の一員としての保障」としての意味が希薄である点に特徴が見られた。このような分析を通じて、内地からの移住者により入会林野としての形態が移入された去場共同山は、内地の入会林野と共通した基本的性格を備えているものの、その林野所有・利用の実態は北海道における入会集団の社会的性格を反映して、内地とはかなり異質な性格をもつことが明らかとなった。

内地の農村地域においては、流入人口の増加などに伴って、従来からの村落共有空間の集団的所有・管理のあり方が問われている。その意味で、農家の流動性の高さを反映して持分権的な色彩を強くもつ去場共同山の所有・管理形態は、地域社会における住民の社会的属性の多様化が進みつつある内地の農村における今後の村落共有空間の集団的所有・管理の仕組みを考えて行くうえで、重要な参考事例の一つになるものと考えられる。次章では、この点を踏まえて村落共有空間における今後の集団的所有・管理のあり方について考察する。

### 注

1) たとえば、鈴木(1954)は北海道ではアメリカ合衆国と同様にラーバン・コミュニティを主軸と

- する農村社会構造が内地よりも一足先に実現していると指摘している。
- 2) 北海道以外の日本を明確に示すために、北海道で日常的に使われている「内地」という言葉をあえて使用する。
  - 3) たとえば、榎本(1961)は開拓の過程や当時の農業生産の特質、移住者の性格などの歴史的条件の検討から北海道農村と内地農村との相違を整理している。また、布施(1963)も自然村の欠如、生産基盤の脆弱性など、内地農村との差異を指摘している。
  - 4) 田畑(1977a)、田畑(1977b)、田畑(1981)、田畑(1982)、田畑(1984)など。
  - 5) 田畑自身も述べているように、砺波集落は「自作形態での団体入植によって開拓された村落であり、部落の指導者の強力な指導力、個性ともあいまって、かなり早期にまとまりのよい村落が形成され、いわば『模範部落』の一つとされてきたところで」(田畑、1986、p.55)あり、北海道の自作地主型村落を代表し得るとは必ずしもいえない。
  - 6) 入会林野は明治期以降、所有・利用形態の多様化が進んでいる。本章では多様な所有形態をとりつつ存続しているいわゆる「実質的部落有林野」を比較の対象として設定した。小栗(1958)は実質的部落有林野の共通する性格として「古い伝統的生活単位としての部落がその共同社会的結合に結びつく権益を守ろう」としてきた点を重視している。このような性格は、具体的には新来者を入会集団から排除するための規約の設定などの形で現れる。こうした点に、実質的部落有林野の共通の基本的性格を求めめることは可能であろう。
  - 7) たとえば、北海道立総合経済研究所編(1968)p.78 では、「山林、牧場地も大地積処分され、地主に所有されて、地主的牧場経営を創成せしめ、農民に共同利用地として確保されることがなかった。このことは、農村内部の共同体的関係を稀薄ならしめ」と述べられている。
  - 8) 北海道(1909)では、北海道の住民が「土地に対して全く愛着の念に乏しく單に其の天恵に浴して盡くれは忽ち他に轉住す恰も牧民の水草を逐ふに似たり」とし、その対策の一つとして部落有財産の造成を奨励している。
  - 9) その成果は、農林省(1970)および北海道林政課(1972)にまとめられている。
  - 10) とくに北海道林政課(1972)は、入会林野と認定しうる可能性のある共有林野を可能な限り収集したものであり、その「まえがき」にも「本調査林野等が必ずしも入会林野、旧慣使用林野とは限らないことを念のため申し添える」とある。入会林野の確定のためには、法律専門家による厳密な調査が必要であるが、これら全てについて必ずしもそうした調査が実施されている訳ではない
  - 11) 後述するように、「荷葉一村組合」が共同山成立時の管理組織であったが、持分権を持たない集落住民の増加や「部落」としての去場の独立などを理由として「荷葉一村組合」という名称は使用されなくなった。その後、「安田権兵衛外六拾四名組合牧場」(1924年)、「荷葉去場山林牧野共同組合」(1964年)など多様な名称が非統一的に使用されるに至った。本章では、名称の混乱をさけるために現在もつとも定着している「去場共同山」という名称を用いる。なお、現在まで「組合」という名称が一貫して使用されてきたが、転出者から在村者への持分権の売却義務などからも判断

- されるように、共同山に対する組合員の権利は総有的共同所有権であり、「組合」という名称・形態をもつことによって、その性質を失うものではない(農林省、1970)。
- 12) 北海道(1934)によれば、札幌県は管内各所に点在する「旧土人」を一定の場所に集住させて土地の割渡しを実施し、授産指導員を派遣して農業の授産を開始した。荷菜では22戸により約8.48町歩の開墾が実施されたが、1890(明治23)年で事業は立消えとなった(渡辺・河野編、1974)。
  - 13) 岩手県から工藤作助が荷菜に移住し、約400町歩の国有未開地の貸付を受けた(沙流土地改良区、1984)。なお当時の去場についての開墾状況は不明である。
  - 14) その他は、福井県7戸(うち分家1)、富山県7戸(うち分家1)、岩手県2戸、新潟県1戸、香川県1戸となっている。
  - 15) 安田権兵衛は、荷菜に先に移住していた同郷の義兄仲山清作を頼って移住した。また土地の売却を受けた八田満次郎も淡路島出身者であった。
  - 16) 北海道旧土人保護法は、アイヌの人々の農耕民化と同化の推進を目的として制定された。これにより、1戸当たり1万5千坪以内の土地が「無償下付」されたが、土地の譲渡や物権の設定には道庁長官の許可が必要とされるなどの制約があった(百瀬、1994)。
  - 17) 賃貸料は契約当初において一時に前借りするため、結果的に所有権を譲渡したのと同様の結果になった場合もあった(渡辺・河野編、1974)。去場で1929(昭和4)年に結ばれた「給與地賃借契約書」によれば、田約8.7反および畑約1.1反が年82円20銭2年契約で賃借されている(当時米1石は22円15銭)。ただ実際には売買も行われていたようで、1915(大正4)年には畑約5反が45円で売買されたと言われる。1917年に畑地が通常1反10〜30円で売買されていたことを考えれば、比較的安価で取引されていたといえる。
  - 18) 1899(明治32)年に平取外八ヶ村戸長役場が設置され、平取・荷菜摘・紫雲古津・荷菜・平取・二風谷・荷負・貫気別・長知内・幌去の9ヵ村を管轄した。1923(大正12)年に二級町村制施行により平取村が成立、1954年に町制が施行された。
  - 19) 日露戦争時(1904年)には軍馬用飼料として燕麦が1石当たり3円から5円に上昇、大豆も1石当たり7円から9円に上昇した。また第一次大戦中には豆類価格が上昇し、菜豆の一種「手亡」は1915年に1石当たり7円15銭から10円80銭にまで値上がりした(渡辺・河野編、1974)。
  - 20) このほかに明らかなだけでも当時9.4町歩の平取村農会所有の水田が存在した。
  - 21) 1900(明治33)年の紫雲古津尋常小学校の創立により、去場は紫雲古津尋常小学校の学区となっており、荷菜本村(平取尋常小学校の学区)とは以前から学区も異なっていた。このこと自体、北海道農村においては村落境界さえ不明確であることを物語る事実として興味深い。
  - 22) 青年学校の地域単位と整合させるために去場は荷菜青年団から紫雲古津青年団へと編入され、1946年に去場青年団として独立した。また1941年にはクラブ会館・相馬神社敷地を含む1.5町の荷菜・去場共有地が、荷菜60%去場40%の比率で分割された。去場に相馬神社が分祀されたのは1949年であった(去場開拓百年記念事業実行委員会編、1990)。

- 23) 紫雲古津の気象データによれば、1987年の最大積雪深(1月)は24cm、降雪日数も年間34日間であった。
- 24) 7-1表によれば、1907(明治40)年の荷葉全体の戸数は68戸であり、はたして65戸が当時の「全戸」であったかどうかは疑問である。しかし、筆者は「全戸」での結成が強く構成員に意識されてきた事実をむしろ重視したい。
- 25) この2名は当時の先住民社会における指導的地位にあった人物であったため、紫雲古津在住であるにも拘わらず構成員の一員とされたと伝えられている。
- 26) これらのうち内地を本籍とする者が4名、道内を本籍とする者が9名であった。また道内の9名のうち8名は現在の平取町域に本籍を有する者であった。
- 27) たとえば、1939(昭和14)年の場合、薪材売却代のうち構成員への払い下げが240円90銭、薪材の競売による収入が71円50銭であった。
- 28) 薪材の払い下げは毎年1月に実施された。払い下げに当たっては、株当たり一定の代金を共同山に納入することになっており、その株当たり単価は1927(昭和2)年で約3円、1951年で450円、1960年で1,000円であった。これらの金額は草刈人夫としての日当の2〜3日分に相当し、安価であった。
- 29) 北海道の畑作地帯では2頭引きによる耕耘が一般的であったが、水田地帯とくに1区画の水田面積が狭小な去場のような場合は1頭引きが多かった。1頭引きの場合でも、1頭ずつ休養をとらせながら交互に使用するため、最低2頭の飼育が必要であった。
- 30) 稲藁に燕麦・米糠等を混合した飼料のみだとカルシウム分が不足して馬が骨軟症になりやすいため、柴草をこれらに混ぜて与える必要があった。
- 31) 以後、1959・1963・1970・1986・1990・1993年に用材の大規模な売却が実施された。とくに1970年には、カラマツ植栽のために伐採された雑木の売却収入を含め合計約786万円の収益があった。
- 32) 当時の急速な人口増加に伴い、当初からのメンバーの共同資産を「部落」から分離する必要が生じ、「部落」全体の相互扶助的性格を有する救済基金を別会計に移したものと考えられる。共同貯金については、その後の経緯は不明であるが、恐らく貯金者に返却されたものと思われる。
- 33) 当時は米1俵と魚粕1俵が等価で取引された。反収3〜4俵の当時としてはきわめて高価であった。
- 34) 旧荷葉村では1919(大正8)年に農事実行組合が組織されたが、発足当時は村内に「荷葉」「去場」の2農事実行組合が設立された。
- 35) 1914(昭和3)年の持分権購入に際しての「契約証書」には、「本土地は今後自己都合により他へ売却することあるも本組規約に基き荷葉村以外に居住する者には一切売却致さざる事」と明記されている。
- 36) 1925年の米1石の単価は31円であった。最近では1990年に50万円で持分権が売買された。
- 37) たとえば、共同山に隣接する不在地主所有の山林約300町歩が1943年に小作農に解放され、この時に荷葉の大部分の農家が個人有林を入手した。そのため荷葉から徒歩で30分以上を要する共同山の利用価値は低下した。

- 38) 1990年当時、木材価格の低迷により既に持分権の経済的価値は著しく低下していたが、去場における農業面での指導的立場にあった人物が持分権を購入している。この人物はそれまで持分権を全く所有していなかったが、以前から持分権の取得を望んでいたといわれる。この事実は、持分権が経済的価値以上の意味を有していることを窺わせる。
- 39) 当初は去場全域を単位として組織されたが、1935年に第一実行組合と第二実行組合に分割され、さらに第二次大戦直後に第一実行組合が「第一」「第二」に、第二実行組合が「第三」「第四(新生)」に区分された。1973年に「第一」の農家戸数減少によって「第一」と「新生」が合併したため、現在は3つの農事実行組合が存在している。
- 40) 自治会は去場全体を単位としているが、下部組織として班が存在する。班はかつての4つの農事実行組合の地域的範囲と一致しており、冠婚葬祭や祭りの準備の実質的な単位として機能している。
- 41) 支線組合は去場全体を単位とし、本線の一部と主要な支線の管理について共同作業(堰ざらえ・草刈)を行っている。
- 42) 「お大師講」は淡路島出身者により1918(大正7)年に始められた講である。毎月1回輪番で実施し、かつては僧侶の招待や会食を伴った。かつて淡路島出身者の結束は強く、屋根葺き替え等の共同作業を行うだけでなく、婚姻関係においても「淡路衆」同士の結びつきが重視された。しかし現在では組織力も弱く、お大師講は喫茶程度の歓談の場に純化している。
- 43) 旧片岡牧場 323町歩を平取町・門別町・鶴川町の3町にまたがる124戸が買収、日胆牧野農業協同組合を結成。日胆牧野農業協同組合は1969年に解散したが、牧場の存続を希望する17名が日胆牧野組合を新たに組織し、分与された72haの土地を利用した畑地・牧草地経営を行った。現在は法人税の負担を回避するために「ほそつね生産組合」と名称のみ変更している。17名のうち去場住民が9名で、その他は紫雲古津住民7名、鶴川町住民1名である。
- 44) 第二次農業構造改善事業の一環として1976年に設立された。去場地区単位の集団として組織されるはずであったが、去場からの参加者が集まらず紫雲古津と共同で組織された。このうち去場は5班のうちの1班を構成するに過ぎず、しかも去場班12名のうち1名は荷菜の住民である。

## 文献

- 青山英幸(1990):北海道国有未開地処分法完結文書について-その2-,北海道立文書館編『北海道国有未開地処分法完結文書(3)』北海道立文書館,143ページ。
- 足利健亮(1968):東蝦夷地における和人と蝦夷の居住地移動,人文地理,20,33-65。
- 榎本守恵(1961):北海道僻地社会における共同体論の問題-分析の基礎視角に関する試み-,北海道学芸大学僻地教育研究,8-1,10-20。
- オーギュスタン・ベルク(1980):フランス地理学者の見た北海道社会. UP(東京大学出版会),94号,23-31。

- 小栗宏(1958):入会農用林野の解体といわゆる共同体的所有について, 地理学評論, 31, 406-416.
- 定本正芳(1977):北海道の稲作農業(第3報).岡山大学法文学部学術紀要(史学), 37号.78-94.
- 沙流土地改良区(1984)『沙流土地改良区史』沙流土地改良区, 172 ページ.
- 去場開拓百年記念事業実行委員会編(1990):『開拓百年記念誌 さるば』去場開拓百年記念事業実行委員会, 524 ページ.
- 鈴木栄太郎(1954):北海道だより. 村落社会研究会編『村落研究の成果と課題』, 321-326.
- 田畑保(1977a):北海道における自作地主部落の展開構造(一), 農業総合研究, 31-3, 1-46.
- 田畑保(1977b):北海道における自作地主部落の展開構造(二), 農業総合研究, 31-4, 49-100.
- 田畑保(1981):北海道の小作制大農場における村落形成, 農業総合研究, 35-1, 1-91.
- 田畑保(1982):北海道農村社会の特質と「農事組合」型村落, 農業総合研究, 36-2, 1-52.
- 田畑保(1984):北海道農村社会構造論. 湯沢誠編:『北海道農業論』, 95-112.
- 田畑保(1986):『北海道の農村社会』日本経済評論社, 270 ページ.
- 中尾英俊(1969):『入会林野の法律問題』勁草書房, 441 ページ.
- 農林省(1970):『北海道林野入会調査報告書(1)』農林省, 80 ページ.
- 農林省(1971):『北海道林野入会調査報告書(2)』農林省, 63 ページ.
- 平井松午(1986):徳島県出身北海道移民の研究-とくに初期移民の輩出過程および後続移民との結び付きについて-, 人文地理, 38, 387-407.
- 平井松午(1988):北海道移民にみる連鎖移住の構造-美唄市山形地区を例に-, 地理学評論, 61A, 727-746.
- 平井松午(1991):第二次世界大戦前における北海道移民の空間移動と定着状況, 地理学評論, 64A-7, 447-471.
- 平取外八ヶ村小学校組合会編(1917):『平取外八箇村誌』平取外八箇村戸長役場, 184 ページ.
- 平取村開村五十周年史編纂委員会編(1952):『平取村開村五十年史』平取村役場, 277 ページ.
- 福武直(1971):『日本の農村』東京大学出版会, 273 ページ.
- 布施鉄治(1963):北海道農村社会の構造的特質, 北海道社会学会編『社会学』関書院新社, 43-58.
- 北海道庁(1905):殖民公報, 4-25, 26.
- 北海道庁(1909):殖民公報, 6-51, 32-33.
- 北海道庁(1934):『北海道旧土人保護沿革史』北海道庁, 358 ページ.
- 北海道立総合経済研究所編(1963):『北海道農業発達史 上巻』北海道立総合経済研究所, 1113 ページ.
- 北海道林政課(1967):『北海道における部落有林等の概況』北海道林政課, 63 ページ.

百瀬響(1994):北海道旧土人保護法の成立と変遷の概要, 史苑(立教大学史学会), 55-1, 64-86.

渡辺茂・河野本道編(1974):『平取町史』平取町, 835 ページ.

## 第8章 結論

### I 村落共有空間の観光的利用の意義

村落共有空間は、近世の村落社会において生産・生活に必要な土地資源として村落構成員の総有とされ、明治期以降も村落構成員による集团的所有・管理のもとに置かれてきた。そして、入会林野は薪・草肥・飼料等の供給源あるいは造林地として、地先漁場の場合は多様な海産物の供給源として、入会集団に対して経済生活を直接的に支える機能を果たすと同時に、それらから得られる収益は公益的事業にも積極的に活用され、地域社会の維持に大きく寄与してきた。しかし、1960年代の高度経済成長期以降、燃料革命や国内林業の不振等に伴って農

林業的な利用を主体としてきた入会林野の利用価値は低下し、第2章で明らかにしたように、多くの入会林野では山林経営の収益性の低下により森林管理に要する最低限の経費さえも大きな負担となりつつある。また、1980年代以降の漁業所得の低迷に伴う沿岸漁業の衰退の中で、漁村生活における地先漁場の重要性も相対的に低下してきているのが現状である。このように村落共有空間の農林業・漁業的な利用が衰退するのに伴い、これまで村落共有空間が入会集団にもたらしてきた多様な機能も同時に著しく縮小しつつあり、それが村落共有空間の利用度の低下に拍車をかけている。

その一方で、村落共有空間においては、第二次大戦後の高度経済成長期以降の観光需要の増大の中で、多様な形態での観光的利用が進められてきた。とくに、入会林野においては、農林業的な利用価値の低下に伴い入会林野が「くず山」として認識されていたこともあって、ゴルフ場・別荘地・スキー場等の観光施設の適地として大規模な観光事業が進められた。また、地先漁場においても、スキューバダイビング等の多様な海洋性レクリエーションが普及するとともに観光的利用が活発化しつつある。こうした村落共有空間の観光的利用の展開に関しては、観光資本による林野の乱開発が社会問題化した事例も存在するため、1) コモンズ論に代表されるように村落共有空間の観光的利用に対して批判的な立場がとられる場合が多かった。しかし、その一方で、村落共有空間の観光的利用を入会集団が積極的に進めることにより、自律的な空間利用を実現している事例が存在するのも事実であり、これらの地域においては村落共有空間の乱開発が進んでいるどころか、観光的利用による収益が入会集団に還元され地域社会の維持にも大きく貢献している。したがって、村落共有空間のすべての観光的利用を乱開発につながるものとして否定し拒否的な態度をとり続けることは、土地資源の有効利用の道をとぎし地域活性化の可能性を放棄することにもつながりかねない。従来からの農林業・漁業的な利用方法に固執するだけでは、もはや村落共有空間の利用の停滞や粗放化に歯止めをかけることができないことは明らかであり、今後は観光的利用を含めた多様な村落共有空間の利用を積極的に導入し、地域の活性化に役立てる方策を模索すべきである。そこで、本論文では村落共有空間の観光的利用を積極的に進めている事例の分析を行い、その実態を明らかにした。

まず、長野県茅野市の事例を取りあげた第4章では、かつて採草地・薪炭林などとして利用されていた広大な入会林野を観光的に利用することにより多額の収益の獲得に成功している湯川・柏原財産区の入会林野経営の実態を明らかにした。柏原財産区では、1946年に農業用の温水溜池として竣工した白樺湖の周辺地域において、1949年頃から貸馬・貸ボート営業やバンガロー経営が開始され、それらの収益の蓄積をもとに1960年代から柏原財産区民によって旅館・ホテル等の宿泊施設の建設が進められた。柏原財産区は、これらの宿泊施設への土地貸付収入のほか、実質的に財産区が直営している白樺湖での貸ボート営業、別荘地貸付などによる観光収入を得ており、その歳入は優に1億5千万円を超えている。また、湯川財産区では、蓼科高原に直営の6つの温泉旅館を所有し、それを10年ごとの入札によって経営を希望する財産区民に経営・管理を委託して収入を得るほか、1930年には財産区直営の別荘地貸付も開始し、かなり早い時期から入会林野を利用した観光事業を進めていた。その後、1960年に蓼科高原の主要観光地域のうちの約205haが㈱東洋観光事業に売却されたが、売却後も財産区民が主要な宿泊施設の多くを経営するほか、土地売却金の預金利子や未売却の入会林野の企業への貸付等により、財産区は現在でも9千万円以上の歳入を得ている。

これら入会林野の観光的利用によってもたらされる多額の収入は、植林・間伐等の所有山林

の維持や観光地化に伴う道路の整備・補修など、所有財産の管理に必要な多額の経費を賄うために使用されているほか、市行政の末端を担っている行政区への補助金や役員報酬などの事務的経費としても使用され、財産区の運営や地域社会の各種の活動を実質的に支えている。一方、これらの収入は、財産区の種々の共同作業の人夫賃あるいは貸付金・積立金などの名目で財産区民に分配されており、財産区民は直接・間接に所有林野の観光的利用による収益を享受している。また、観光地化による観光施設の増加に伴い、その経営者のみならず従業員としても多くの雇用が確保されていることも重要である。とくに、直営の貸ボート営業を行っている柏原財産区では、区内の全就業者のうち男性は 45%、女性は 73%が観光関連業種に従事しており、入会林野の観光的利用は新たな雇用の創出に大きく貢献している。

一方、地先漁場の観光的利用も地域社会に対して多くの収益をもたらしている。第5章で取りあげた沼津市大瀬崎地区では、地先漁場の一角にダイビングスポットを開設したことにより年間8万人以上ものダイバーが訪れており、これらのダイバーが地元の江梨区民らが経営する宿泊施設の経営を支えている。また、ダイビングスポットを開設している内浦漁協が各ダイバーから徴収している潜水料のうち、かつての専用漁業権の主体であった江梨区に 44%が還元されており、年間 1200 万円程度の収益がもたらされている。さらに、江梨区は駐車場営業による収入も得ており、これらの収益は道路整備等の公益的事業を行う際の地元負担金等として使用されている。また、第6章で取りあげた伊東市富戸地区では、ダイビングスポットを開設する富戸漁協（現伊東市漁協富戸支所）がダイバーに対する施設使用料・シャワー使用料・駐車料等を徴収しているほか、利益率の高いタンクのエア充填業務を掌握することで、年間約2億5千万円もの収益を得るに至っている。これらダイビング事業による収益は、漁協経営の安定化にとつてきわめて重要な存在となっているだけでなく、漁協組合員への配当金などとして入会集団に対しても還元されてきた。さらに、ボートダイビング営業を通じて漁業者にも一定の収入を保障しているほか、一時は民宿をはじめとする宿泊施設の利用客の増大をもたらすなど、ダイビング事業の展開による影響は漁協関係者のみならず地域社会の全体に及んでいる。

このように、村落共有空間の観光的利用によって得られる多額の収益は、直接・間接に入会集団に還元されるだけでなく、観光施設の営業を通じて地元の地域社会に多くの雇用を提供している。とくに、従来からの農林業・漁業的な利用による収益の増大が見込めない現在においては、村落共有空間から収益をうみだす数少ない方法として観光的利用はきわめて重要な存在となりつつある。さらに、これらの観光的利用に伴う多額の収益は、入会林野における森林管理のための経費、あるいは地先漁場における漁場管理費や稚魚放流のための漁業振興費などとして使用され、従来からの村落共有空間の農林業・漁業的な利用の維持・振興にも大きく貢献しているのが実態である。村落共有空間の観光的利用が、伝統的な農林業・漁業的な空間利用を圧迫し縮小させるどころか、逆にそれらを持続的に維持する機能を果たしていることは特筆に値しよう。

これまで村落共有空間の観光的利用といえば観光資本による乱開発としか理解されず、観光的利用は空間利用の他律化をまねき地域環境に壊滅的なダメージを与える元凶であるとする見方が強かった。しかし、本論文で明らかにしてきたように、入会集団により自律的に村落共有空間の観光的利用が行われた地域においては、むしろ観光的利用による収益が従来からの農林業・漁業的な利用の維持に使用され、村落共有空間に対する入会集団の管理機能を高める機能を果たしてきた。とくに、村落共有空間における観光的利用は、入会集団みずからによる計

画・立案と入会集団の総意による決定を前提として進められた場合には、地元住民の意思を反映した林野利用の実現を可能とし、地域社会

の持続的な維持に貢献しうる可能性が高い。こうした村落共有空間の観光的利用の意義を積極的に評価し有効な空間利用を図って行くことが、今後の地域づくりにおいても重要な課題のひとつとなろう。

## II 観光的利用の進展に伴う諸問題

しかし、本論文における実態分析を通じて、これら村落共有空間の観光的利用が進展している地域においては、その社会・経済的基盤をゆるがしかねない重要な課題を抱えるに至っていることも同時に明らかになった。それらの課題を整理すると、以下の3点に集約されよう。

第一の課題は、村落共有空間の所有・管理形態に関わる問題である。入会林野の場合、明治期以降の一貫した入会林野解体政策のなかで、市町村・財産区、会社・法人、部落・大字、個人または数人の記名共有など、多様な所有名義で土地所有権登記がなされ、現在の入会林野の地盤の所有名義はきわめて多岐にわたっている。こうした土地所有名義の多様性が生まれた背景には、入会集団が市町村有林への移行に反発して部落有・大字有名義の林野を記名共有等の他の所有名義へ変更するなど、入会権を実質的に維持するために緊急避難的に現在の所有名義で登記されたという特殊な事情があった。その結果、土地所有権者と実際の入会権者が必ずしも一致しない事例が数多く存在するに至っており、財産区という所有名義で入会林野を実質的に維持してきた第2章・第4章の事例からも明らかのように、所有形態のもつ法的な意味が十分に認識されないまま、現在の土地所有名義で入会林野が維持されているケースも多いのが実態である。

しかし、所有権の登録名義人と実際の入会権者とが一致していない場合、当初は形式的に採用されたはずの土地所有名義をめぐって、入会権者の資格・範囲や入会集団外の登記名義人が入会林野の権利を有するかにつき、紛争を生じることが非常に多い(中尾、1984、p.162)。とくに、入会権は公有地上にも存在するとする私権論と、これを認めない公権論との対立が背景に存在する財産区の場合、公権論の立場にたつ自治体が従来からの入会集団による利用・管理の実態を無視し、入会林野としての存続を脅かしかねない危険性がある。とくに、第4章で取りあげた茅野市の財産区のように所有林野の観光的利用により多額の収益を得ている財産区においては、地方自治法上は財産区の管理者とされる市町村長の財産区運営に対する影響力が強まることが危惧される。2) 形式的に選択された所有形態が、その本来もつ法的性格から、入会林野の運営の桎梏となりかねない事態を生じる可能性もあり、入会集団による自律的な林野利用を保障するための基盤として林野所有の安定化がはかられる必要があろう。

一方、地先漁場の場合は、ダイビングスポットにおける漁協による潜水料の徴収が「漁業権の侵害等に対する受忍料」としてその正当性が東京高裁の判決で認められたことで、入会集団が地先漁場の観光的利用を進めてゆくためのある程度の基盤は固められたと考えてよかろう。しかし、第6章で述べたように、共同漁業権を法人としての漁協の営業権に純化されたものとする社員権説と、元来の入会権的側面を認めるべきとする総有説の対立はいまも続いており、3) 実際に、社員権説を根拠として漁村の入会集団が伝統的に維持してきた漁場利用慣行が否定される

判例も出されている。4)その意味では、入会集団による地先漁場の管理・利用は法的にいまだに不安定な状況に置かれている。

第二の課題は、地域社会内部における社会集団間の軋轢の問題である。人口の流動化が進んだ第二次大戦後の高度経済成長期以降、とくに都市近郊の農村地域においては流入人口が急速に増加し、旧来の村落社会構成員以外の住民が農村集落に混住するケースが多くなった。一方、村落共有空間の観光的利用が進展している地域においても、都市出身者が観光関連業に従事するために転入してくる場合が多いため、近郊農村と同様の混住化現象が見られるようになった。こうした観光地域における混住化の進展に伴い、おもに新・旧住民の間に社会的な摩擦が生じる事例が多く見られ、地域社会における深刻な問題となっている。

第2章・第4章でも述べたように、流入人口が増加した集落においては、新来住民のみの自治会・行政区を新たに設けるなどの措置をとることにより、旧来の村落社会と流入世帯群とを区別している場合が多い。なかでも、村落社会構成員が村落共有空間の入会集団を構成している場合には、共有財産を従来の入会集団で管理しその利益を入会集団の世帯のみに還元するために、明確に両者を区別することが必要となる。村落共有空間の観光的利用などにより多額の収益がもたらされ、住民のうち入会集団に属する世帯のみが収益を直接・間接に享受している場合には、よりいっそう入会集団以外の住民の不満を招きやすく地域社会内部の対立を生みやすい。とくに、財産区という所有形態で実質的な入会林野を維持している入会集団の場合、地方自治法の規定では「住民」の福祉を増進することが基本原則とされているため、実質的な入会林野であるとの認識のない新来住民に不公平感を抱かせる可能性が高く、地域社会に亀裂を生みやすい状況にある。

また、第4章で取りあげた湯川財産区のように、観光地化が進むなかで入会集団内部でも自由な経営を望む観光施設経営者と一般の入会権者との間に利害の対立が生じるなど、地域社会の中の社会集団間の対立は新・旧住民間という単純な構図では把握できない複雑なものとなっている。こうした地域社会内部の住民の対立関係は、観光地域としての存続にも悪影響を及ぼしかねない深刻な問題であり、各社会集団の利害の調整を図り、多様な社会集団の共存関係を形成してゆくことが重要な課題となっている。

第三の課題は、入会集団の自律的な観光地経営に伴う役員負担増加の問題である。第4章で取りあげた柏原財産区の事例からも明らかのように、入会集団による村落共有空間の観光的な利用は、収益の増大や雇用の確保などのメリットが大きい反面、観光施設の維持・管理のための事務量を著しく増大させる。多くの入会集団では、農林業・漁業的な空間利用を主体としていた時期以来、通常は1年間を任期とする役員を入会集団内で選出し、それらの役員が無報酬に近い形で村落共有空間の管理に必要な事務・労務を担ってきた。したがって、企業などに村落共有空間の管理を依頼せず自律的な観光地経営を行っている場合にも、観光地化に伴って増加する観光施設等の管理・運営に必要な事務労働を、従来通りの方法で入会集団から選出された役員が負担しているケースが多い。

観光地経営が本格化する以前においては、役員負担もさほど大きなものではなく、役員はむしろ名誉職としての色彩が強かったが、観光地化に伴う仕事量の増大に伴い、役員負担は以前とは比較にならないほど増加している。しかも、入会集団の長(代表)などの重要な役職は、ある程度の時間的余裕が得られる農業などの職業に従事する人物でないと務まらないが、観光地化・通勤兼業化が進むなかで適当な人材の確保が困難となり、過重な負担であるがゆえに就

任を忌避する傾向さえ見られる。また、観光地域を持続的に運営してゆくためには、観光地経営に対する専門的な知識と経験を備えた意欲的な人材が必要とされるが、1年任期の役員が本業と兼務しながら運営を行っている現在の体制ではそうした人材が継続的に運営に携わることが難しく、役員の人件問題は運営上の最も重要な課題の一つとなっている。

### III 集団的所有・管理の今後のあり方

これまで村落共有空間にみられる集団的な所有・管理は「前近代的」とされ、村落共有空間の集約的な利用を阻む元凶として見なされる傾向が強かった。しかし、本論文において入会林野の私権化(個人有地化)が必ずしも林野利用の促進に直結していない事例や集団的な所有のもとで有効な林野利用がなされている事例を示すことで、林野利用の停滞や粗放化の原因が総有という所有形態にあるとする「神話」が明らかな誤りであることを実証することができたと考える。林野の集約的な利用を阻害する原因は、集団的所有それ自体にあるのではなく、入会集団の管理機能の及ぶ範囲を超えた集団的所有に原因があることをまず銘記する必要がある。近年では、集団的所有・管理が否定されるどころか、コモンズ論を中心とする資源の持続的利用に関する議論のなかで、入会林野や地先漁場に見られる総有という集団的な所有・管理形態を再評価する動きが活発化しており、資源や環境の保護にも貢献してきた総有の機能が改めて見直されつつある。5)

しかし、ローマ法的所有権を貫徹しようとする政府の一貫した政策のなかで、村落共有空間にみられた総有という所有形態が否定され続けた結果、前述したように、現在の入会林野・地先漁場の所有・管理の基盤はきわめて不安定な状態に置かれている。

とくに、本論文で取りあげた財産区という所有形態をめぐるのは、実質的な入会林野としての運営を続けてきた入会集団に対して、公権論を主張する自治体からの行政的な影響力が強められる危険性があり、こうした財産区制度のもつ問題性についてはすでに前述した通りである。改めて述べるまでもなく入会権はきわめて強い権利であり、訴訟においては自治体による管理権の強化に対して入会権の主張で対抗することが可能であると考えられている。6)しかし、実際には財産区制度や入会権についての十分な認識がないまま管理・利用を続けている入会集団も多く、そのような場合には、行政指導を通じて自治体の影響力が強められ、財産区が純粹の公有林として位置づけられてゆく可能性がある。したがって、地方自治法において財産区の管理者とされる自治体側の財産区行政の方向性は、実質的な入会林野の存続にとってきわめて重要な意味をもつに至っている。多くの自治体では、地方財政への寄与を公有林経営の主要な目的としてきたため、住民の慣行が付着していない公有林の整備を進め、施業案を編成して用材主義・収益主義に基づく山林経営を確立してゆくことに力が注がれてきた。しかし、現在では公有林に対する多様な住民ニーズに対応することが強く求められており、7)林業の採算性のみを重視する公有林のあり方自体が見直しを迫られている。このように住民が直接的に森林の利用価値を高めてゆく方向へ公有林経営が大きく転換しつつある現状を考えれば、自治体による財産区に対する管理の強化は、もはや行政の施策としての意義をほとんど失いつつあるといっておく。むしろ、財産区(入会集団)などの地域集団単位での住民の生活に密着した林野利用を奨励し、林野に対する管理能力を全体として高めるような施策が、現在の自治体には求められているよう

に思われる。今後、住民のニーズに適合した森林整備の必要性がますます高まることが予想されることから、自治体が入会集団による所有・管理のメリットを積極的に評価するとともに、その運営を行政的に支援してゆくことが不可欠となろう。

また、地先漁場に関しては、共同漁業権を入会権的なものとする「総有説」に基づく解釈が社会的に広く認められることが期待されるが、そのためには地元の漁村集落が地先水面の利用を管理・調整する慣習(地先権)の実態について、実証的なデータを数多く蓄積してゆく必要がある。第5章で述べたように、江戸期以来の一村専用漁場の慣行が、明治期の漁業改革に伴って単に地先水面の漁業を営む権利である「地先水面専用漁業権」として整理され、漁業権から地先権が切り離されて以後も、実際には漁業権は地先権を含めたものとして漁民には理解されており(浜本 1996、p.71-80)、地先漁場をめぐる入会慣行が現在まで引継がれている。例えば、地先水面専用漁業権を継承した新漁業法の共同漁業権は「漁業を排他的に営む権利」であり、「水面を排他的、独占的に利用する権利」ではないとされているにも拘わらず、実際には地元漁協がダイビングスポットを開設しダイバーから潜水料を徴収している事実は、入会慣行が現在も生き続けていることを如実に物語っている。また、このような地先漁場利用の実態を踏まえて、法学界でも入会権と同性質の権利は漁業権という形式で存在しているとする見解が支配的であり、8)共同漁業権の入会権的性格についてはもはや否定の余地がないように思える。民法 263 条および 294 条では「入会権ニ付テハ各地方ノ慣習ニ従フ」とされ、各入会集団の慣習をそのまま尊重する立場がとられているが、入会権と同性質の権利が漁業権という形で存在するのであれば、地先水面の利用を調整してきた入会集団の慣習も当然ながら尊重されるべきであろう。

とくに、スキューバダイビング等の地先漁場の観光的利用が進んでいるにも拘わらず、漁業利用以外の海面の利用を管理する法律が存在していない現状では(浜本、1996、p72)、活動空間が競合する漁業者との利用調整を図り実質的に地先水面を管理することができる組織は、地先権をもつ入会集団以外に想定することが難しい。また、もし地先漁場の入会権的性格が認められなければ、地先漁場の観光的利用による不利益をも被っている地元の入会集団に対して、その収益が還元されなくなる危険性もある。そのため、地先権の主張は今後の地先水面の観光的利用の展開にとってきわめて重要な意味をもっている。

入会集団が地先水面を独占的に管理・利用する権利の妥当性が社会的に広く認知されてゆくためには、まず入会集団による地先水面利用の管理・調整の歴史と現状に関する調査研究を基礎的な作業として進め、さらにその成果を社会にアピールしてゆくことが不可欠であろう。入会林野における私権論の展開が入会慣行の実態に関する膨大な調査資料の蓄積に支えられていたのと同様に、海の入会慣行である地先権についてもその実態に関する実証的な調査資料を蓄積してゆくことが、総有説に説得力を与えるうえできわめて重要であると思われる。

以上のように、村落共有空間の集団的所有(管理)の基盤の安定化は、村落共有空間の有効利用にとってきわめて重要な問題であり、行政・司法当局における適切な対応が期待されるところである。

しかし、総有という集団的所有・管理形態の再評価が進められる一方で、従来の伝統的な集団的所有・管理の仕組みの問題点も同時に目立ちはじめている。例えば、村落共有空間の観光的利用の展開に伴って混住化が進んだ結果、入会集団とそれ以外の住民との間に軋轢が生じている問題は、村落構成員の流動性が低かった時代につくられた伝統的な村落共有空間の集団的所有・管理の仕組みが現代社会の実態に適合しなくなりつつあることを端的に示している。

とくに、観光地化が進んでいる地域においては、村落共有空間の観光的利用による多額の収益が入会集団のみに還元されているため入会集団以外の住民の不公平感が強く、従来の村落共有空間の集団的所有・管理の仕組みが地域社会の一体性を著しくそこなう原因となっている。

また、入会集団が村落共有空間を利用した自律的な観光地経営を進めている地域では、事務量の大幅な増加への対応が問題となっているほか、観光地経営に必要な知識・経験が豊富な人材の確保も課題とされているが、従来の1年任期の役員体制のもとでは対応が難しくなりつつあるのが現実である。とくに近年は、多くの自治体や集落が「地域づくり」に取り組み、新しい生産・生活のシステムをつくり出そうとしているが、宮口(1998, p.19)が指摘するように、「長い過去のよう単に土地を受け継ぐだけではなく、地域に今つくり出すべきものを見据え、新しいテーマを設定して、それを中心に住民が資源を生かした空間経営の仲間となり、納得できるつき合いの中から、従来のような集落にこだわった狭い付き合いを超えた新しい生活の仕組みを生み出してゆくことが、現代という時代に耐える地域の方向づけ」であり、そのような方向づけが地域づくりには不可欠とされている。しかし、地域づくりの資源として村落共有空間を十分に活用しつつ新しい生活の仕組みを生み出して行くことは、変化の少ない時代につくられた従来の入会集団の運営体制のもとでは、かなり困難な課題であると言わざるをえない。とくに、都市的なセンスをも必要とする観光地経営の場合には、広い視野を身につけた優れた人材の確保の必要性が高く、従来の役員体制のもとでの運営には明らかに限界がみられる。

したがって、これらの村落共有空間をめぐる現代的な課題を克服するためには、村落共有空間の伝統的な集団的所有・管理の仕組み自体を見直すことが不可欠であると考えられる。その場合、とくに重要となるのは村落共有空間における利用(経営)と所有(管理)との調整の問題と入会集団への新規加入者の承認に関する問題であろう。

土地が商品として扱われ交換価値が重視される「ローマ法型」の民法をもつ日本では、近代的土地所有権の絶対性が強い土地が投機の対象となりやすい(篠原、1974, p.24)。こうしたローマ法的な法体系のもとで、戦後の入会権理論においては入会権を私的財産権として構成することに精力が注がれてきた。入会林野が国家や市町村から収奪され続けてきたという歴史を顧みると、これにはそれなりの必然性があったが(矢野、1996, p.20)、一方ではそれが入会林野の財産権的性格を強める結果となり、林野が投機の対象として企業に買収され乱開発を招いた事実も否定できない。すでに、法理論の段階では所有権の社会的義務性を重視する社会的土地所有権へ転換すべきとする傾向が支配的となっており(篠原、1974, p.200)、土地の使用価値を重視する「ゲルマン法型」が見直されつつあるといわれている。また、土地所有者による森林管理機能の低下が深刻化している近年では、森林管理を放棄している土地所有者については森林所有権の制限に関する検討が必要であるとする見解も出されはじめており(三井、1998, p.15)、土地所有の財産権的側面よりも利用権的側面を強めてゆく必要性が多方面で指摘されている。土地の使用価値の重視は適正な国土利用を図るうえでもきわめて重要であり、今後の入会集団のあり方を考えてゆく場合にも、あくまで有効な林野利用を図ることを前提とした検討が必要であろう。

入会集団のなかには、地域づくりの資源として村落共有空間を活用しつつ新しい生産システムを生み出して行こうとする意欲的な人々ばかりでなく、実際には衰退しつつある従来の生産体系の維持のみに固執し村落共有空間の現代的な利用に消極的な人々も多く含まれるのが現実である。そのため、村落共有空間を利用した新しい生産システムをつくり出すためのアイデアが

提案されたとしても、それが村落共有空間の財産としての性格を重視する傾向が強い消極派の人々の反対から実現されずに終わる可能性も高い。また、とくに村落共有空間の観光的利用が進んでいる地域においては、観光施設の経営者等として移住してきた新来住民も多く居住しているが、これらの人々は一般に観光地域の全体的な運営に対する関心が高いにもかかわらず、入会集団主導の観光地経営には参加することができず強い不満を抱いている。このように、村落共有空間の現代的な利用を積極的に進めようとする動きが入会集団の内外にあったとしても、それが入会集団の一部の人々の反対で実現されず、地域社会の発展の可能性をつぶしているケースが現実にはかなり多いのではないかと思われる。こうした不幸な状況を変えるためには、村落共有空間の利用(経営)と所有(管理)との調整をはかることが重要であり、それにより空間利用が促進されるとともに地域社会が活性化されて行くことが望まれる。

前述のように、土地所有権の財産権的な側面が強い日本の現状を考えれば、村落共有空間における利用(経営)と所有(管理)の調整を図って行くことは現実にはかなり難しい課題であるといわざるをえないが、実際に入会林野における利用と所有の分離が導入され、入会林野の新たな利用方法を模索している地域がいくつか存在している。

たとえば、武田(1995)は入会林野における所有と利用の分離を部分的に実現している山形県西村山郡西川町海味区の事例について報告している。海味区では、「薪山使用地」452ha、「個人植林地」約250ha、「区直轄林」500haからなる1200haに及ぶ広大な入会林野をもつが、9)「区直轄林」の一部(約77ha)については、育林作業への出役義務を果たすことを条件に入会集団以外の新来住民にも入会林野の使用権及び利益の分配権を認めており、明確な所有・経営の分離がなされている。入会林野が形式的に町有林に編入されていることが、こうした住民全体への利用権の拡大につながった可能性も否定はできないが、この海味区の事例は入会林野の資金・労働力の調達を容易にし、林野利用の活発化を図るための1つの有効な方法を示すものとして注目される。

また、宮口(1998)は、高齢化を踏まえた新しい地域社会の建設を積極的に試みている地域の実例を紹介するなかで、富山県東礪波郡平村において山菜の生産・加工を中心とする新しい生産組織を立ち上げた人物の取り組みをとりあげ、とくにこの人物が集落の総会に働きかけて700haに及ぶ入会林野のかんりの部分の利用権を認めてもらうことで、高齢者の経験と技能を生かした事業の展開に成功した点を高く評価している。この事例は、新しい入会林野の利用を提案する意欲的な構成員に思いきって林野利用(経営)を任せることで、地域づくりの資源として入会林野が有効に利用されたケースとして重要であろう。

一方、北尾(1996)は、入会林野の新しい方向性の一つを示すものとして、熊本県阿蘇郡阿蘇町の「阿蘇グリーン・ストック」の事例を取りあげている。「阿蘇グリーン・ストック」は、阿蘇の緑と水の生命資産(グリーン・ストック)を人類共通の財産として殖やし、次の世代に贈る運動であるが、この運動の一環として入会林野の維持が位置づけられている。そして、旧来から受継がれてきた入会林野に「特定入会権」を設定し、都市住民が入会林野に余暇スペースとしてアクセスすることが構想されている。この運動の一つのスローガンは「所有価値(ツー・ハブ)から存在価値(ツー・ビー)」であり、とくに所有を越えての協約的利用によって運動が展開されようとしている点に大きな特色が見られる。この「阿蘇グリーン・ストック」の事例は、観光的な利用を前提として入会林野の所有と利用の分離を図ろうとする試みとして特筆に値しよう。

以上のように、村落共有空間の利用(経営)と所有(管理)の分離をはかる動きが、徐々にでは

あるが各地で生まれつつある。とくに、一定の利用料を入会集団に支払うことなどを条件に、入会林野の利用を行使できる範囲を入会集団以外にも広げる試みは、地域社会の住民だけでなく都市住民にも村落共有空間の利用に参加する機会を与え、また入会集団以外の有能な人材を村落共有空間の運営に活かす可能性が生まれるという意味において、きわめて興味深いものである。所有(管理)と利用(経営)の分離がたとえ部分的にでも導入されることで、空間利用が促進されるとともに地域社会の活性化が図られることが期待される。

一方、今後の入会集団のあり方を考えるうえで重要な問題として、入会集団への新規加入者の承認にかかわる問題がある。かつて入会集団への帰属は、村落共有空間の資源の利用権の獲得という経済的な意味あいとともに、村落共同体の一員としての保障という社会的な意味あいが非常に強かった。そのため、新来住民が入会集団への加入を希望したとしても原則としてこれを認めず、入会集団のメンバーは旧来の村落社会の構成員にほぼ限定されてきた。しかし、とくに観光的利用などにより村落共有空間が多額の収益を生みだしている地域では、入会集団とそれ以外の住民との軋轢が増すなど、旧来からの入会集団のみによる所有(管理)にも限界が見えはじめている。こうした問題を根本的に克服するためにも、旧来の入会集団の構成員以外の住民についても定住意志が明確であり村落共有空間利用への積極的な参加を希望する住民に対しては、入会集団への加入を認めてゆくような柔軟な姿勢が、入会林野の将来的な運営を考えた場合には必要とされよう。

その場合に参考になると考えられるのが、第7章で取りあげた去場共同山の事例である。去場共同山では、歴史の新しい移住社会であり村落社会の構成員の流動性が高く個々の農家の独立性が相対的に高い北海道社会の特質を反映して、去場共同山の持分権は65分の1として構成員に認識され、それが1株として売買の対象とされたが、規約によって荷葉・去場在住者以外への持分権の売買が禁止されていた。とくに、去場共同山の持分権はその経済的価値のみが強く意識される傾向にあり、薪材・立木の払下げという入会林野の利用価値を高く評価する住民へ持分権が移動し、内地の入会林野の集団的所有に見られる「村落共同体の一員としての保障」としての性格が希薄である点に大きな特徴があった。ある意味では、こうした北海道の農村社会の特質は、人口の流動性が高まるなかで変質しつつある日本全体の農村社会の将来像と重ね合わせることが可能であるかもしれない。

近年の日本の農村地域では、旧来の入会集団の構成員が転出したり新しい住民が定住するケースが決して珍しくなくなる一方、人口減少に伴って入会林野の管理に必要な資金・労働力の調達に支障をきたす入会集団が次第に増加してきている。こうした状況が続くことになれば、入会林野の持続的な維持をはかる手段として、入会集団以外の住民の加入を認めてゆく必要性が今後しだいに高まることが予想される。その場合には、去場共同山のように持分権としての入会権を地域社会の住民間に限って売買することを許可し、定住意志が明確で入会林野の利用に関心をもつ住民であるならば、旧来の入会集団以外の住民にも持分権の取得を認めてゆくという方法がもっとも現実的であろう。

ただし、いまだに村落共同体的な結びつきが残存し入会集団への帰属が一定の社会的な意味を有する日本の多くの村落の現状からすれば、持分権の所有者が入会集団以外の住民にまで拡大される可能性は、現実にはかなり低いものと思われる。しかし、林業の衰退とともに入会林野への関心が低下し、森林管理に要する義務出役を負担としか感じていない入会権者も増加しつつある現在、持分権にある程度の流動性をもたせることに対して、かつてほど抵抗が大き

ないことも事実であろう。離村すれば入会権が失われることから明らかなように、村落共有空間の所有・管理は、本来は近代的所有権のように排他性・絶対性をもつものではなく、利用そのものが重要な意味をもつべきものであった。そのような村落共有空間のもつ本来的な性格を強めるためにも、出役義務への参加など一定の基準を満たすことを条件に、新規加入者の受入れに対して入会集団が柔軟な姿勢をとって行くことが将来的に期待される。

しかし、入会集団への新規加入について、コモンズ論の展開のなかで近隣住民や都市住民にも管理権への関与を認めるべきとする提案もなされているが、10)この点に関しては筆者は慎重な対応が必要であると考えている。なぜなら、入会集団は本質的に地域集団でなければならないが(中尾、1984、p.62-64)、入会権のこのような法的性格を軽視して安易に「地域集団」の住民以外の加入を認めた場合には、すでに入会権が消滅したものと判断される危険性も否定できないからである。入会権の権利としての強さは村落共有空間の集団的な所有・管理の維持にとってきわめて重要であり、入会権の消滅に結びつく可能性がある行為に対しては十分な警戒が必要であろう。都市住民など地域社会の住民以外の人々の村落共有空間の運営への参加は、入会集団の同意による利用者の拡大によって実現がかなり可能となるため、あえて入会権の存否に関わるような危険をおかしてまで所有(管理)にこだわる必要性は薄いではなかろうか。

いずれにせよ、村落共有空間の運営や利用に積極的に参加する意志のある住民に対しては、入会集団の義務を果たすことを条件に、積極的に所有(管理)の道をひらいてゆく姿勢が今後の入会集団にはもとめられよう。現代にふさわしい集団的所有・管理の仕組みのもとで、村落共有空間の有効な利用が促進され、持続的に地域社会が維持されてゆくことが期待される。

## 注

- 1) 観光資本による林野の乱開発の問題については、依光(1984)や日本地域開発センター(1980)に詳しい。とくに後者は、長野県における林野の乱開発の実態を明らかにし自然保護の立場から観光開発のあり方に鋭い批判を加えている。
- 2) 朝野(1977)によれば、静岡県下田市の須崎財産区では、観光地化の進展とともに地方自治法上の財産区の管理者である下田市長(下田市)の管理権の主張が強まり、財産区民の意思が収益の用途などにしだいに反映されなくなっている。
- 3) 共同漁業権をめぐる社員権説と総有説との対立に関しては、三好(1995、p.15)に詳しい。
- 4) 大分市白木漁協における組合員に対する漁業補償金の配分をめぐる訴訟において、1989年7月13日の最高裁判決では、「現行漁業法の定める共同漁業権が入会的権利に由来するものであることは疑いないが、現在の同法の規定や水産業協同組合法の規定を見れば、古来の入会漁業権とは、すでにその性質を全く異にする。共同漁業権は物の所有と全く同様に、法人としての漁協に帰属し、組合員が漁業を営む権利は、漁協構成員としての地位だけに基づく。」とされた。これに対し、浜本(1999)は総有説の立場から反論している。
- 5) 総有の現代的意義について述べた代表的な著作としては、熊本(1995)などがあげられる。
- 6) 中尾(1974、p.232)は、「財産区有地上の入会権と地方自治法との関連は判例上明

- かにされていないけれども、しかし財産区有地上入会権が存在することは判例上確立している、というべきである。」としている。ただし、「戦後しかも比較的最近財産区有地上の入会権につき、財産区管理者の管理統制の強化を理由に、かつて存在した入会権が消滅した、という判示があることに注意すべきであろう。」とも述べている。
- 7) 筒井(1984)は、これからの公有林のあり方を考える場合、誕生の森などの住民のライフサイクルと密着した森林や、自治的な地域組織を単位とする森などの住民の日常活動と密着した森林の創設など、「人間的性格の公有林への方向」が重要であり、「住民の慣行の付着していない林地で、施業案にもとづく用材生産を行ない、収益をあげる」という従来の公有林のあり方が転換を迫られていると述べている。
- 8) 例えば、川島編(1968、p.508)では、漁業権のほか温泉権・水利権についても「入会権と同性質の権利」としている。
- 9) 「薪山使用地」は、入会集団の構成員(180戸)1戸当り2ha ずつ10人組を単位として配分した土地で、現在は8-10人を1つとした組が22組ある。また、「個人植林地」は、植林を希望する構成員に対して1ha 当り年間2000円で貸付けている土地である。
- 10) 例えば、井上(2001、p.214)は、森・川・海のような公共性の高いローカル・コモنز(資源)の場合、地域社会のメンバーだけにその管理権が独占されるのは必ずしも好ましくない、という考えが優勢になりつつあるとし、地域住民を尊重し十分な民主的意思決定過程が確保されているという前提つきで、近隣の人々や都市住民の関与も認められるべきであるとしている。山村と都市との交流関係を媒介とした新しいコモنز的な利用が展開される可能性については筆者も一定の期待感をもっているが、この提案を実現するためには、民法上の入会権に関する法律論的な検討が不可欠であると考え。ちなみに、都市住民も含めた新しいタイプのコモンズを議論してゆく場合に「入会」という用語が安易に使用される場合が多いが、入会権の存否をめぐって無用の混乱をまねく恐れがあるため、「入会」とは別の表現を使用するのが適切であろう。

## 文献

- 朝野洋一(1977): 下田市須崎の社会経済の変遷にみる沿岸集落の生態. 茨城大学教養部紀要, 9, 29-56.
- 井上真(2001): 地域住民・市民を主体とする自然資源の管理. 井上真・宮内泰介編『コモنزの社会学-森・川・海の資源共同管理を考える-』新曜社, 213-235.
- 川島武宜編(1968): 『注釈民法(7) 物権(2)』有斐閣, 655 ページ.
- 北尾邦伸(1996): 森林ツーリズム. 森林科学, 16, 2-6 ページ.
- 熊本一規(1995): 持続的開発をささえる総有. 中村尚司・鶴見良行編『コモنزの海』学陽書房, 184-207.
- 篠塚昭次(1974): 『土地所有権と現代-歴史からの展望-』日本放送出版協会, 220 ページ.
- 武田潤(1995): 入会林野利用に関する実態報告-山形県西村山郡西川町海味区の事例-.

- 日本林学会論文集, 106, 109～110.
- 筒井迪夫(1984): 公有林問題の所在. 筒井迪夫編著『公有林野の現状と課題』公有林野全国協議会, 21～75.
- 中尾英俊(1974): 財産区に関する判例. 渡辺洋三編著『入会と財産区』勁草書房, 108～232.
- 中尾英俊(1984): 『入会林野の法律問題 新版』勁草書房, 441 ページ.
- (財)日本地域開発センター(1980): 『地域開発と自然保護の理念を求めて—長野県における観光開発—』(財)日本地域開発センター, 234 ページ.
- 浜本幸生(1996): 『海の「守り人」論—徹底検証・漁業権と地先権—』れんが書房新社, 462 ページ.
- 浜本幸生(1999): 『共同漁業権論—最高裁判決批判—』まな出版企画, 777 ページ.
- 三井昭二(1998): 森林管理主体における伝統と近代の地平. 林業経済研究, 44-1, 11～18.
- 宮口伺廸(1998): 『地域を活かす』大明堂, 180 ページ.
- 三好登(1995): 漁業権の内容と法的性質. 日本土地法学会編『漁業権・行政指導・生産緑地法』有斐閣, 10～18.
- 矢野達雄(1996): 入会権の一三〇年と今後の課題—中尾報告コメント—. 法社会学, 48, 16～21.
- 依光良三(1984): 『日本の森林・緑資源』東洋経済新報社, 208 ページ.